平成 29 年度版

過疎対策の現況

平成 30 年 12 月

総務省

地域力創造グループ過疎対策室

目 次

第1草 過疎対策のあゆみ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
第1節 これまでの過疎対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
1 過疎問題の発生・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2 過疎地域対策緊急措置法	2
(1) 過疎地域対策緊急措置法の制定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
(2) 過疎地域対策緊急措置法の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
1) 法の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
2) 過疎地域の要件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
3) 過疎地域市町村数の動向・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
4) 事業の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
5) 緊急措置法の 10 年間の成果 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
6) 法の失効・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
3 過疎地域振興特別措置法	4
(1) 過疎地域振興特別措置法の制定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
(2) 過疎地域振興特別措置法の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
1) 法の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
2) 過疎地域の要件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
3) 過疎地域市町村数の動向・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
4) 事業の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
5) 振興法までの 20 年間の成果と法の失効	5
4 過疎地域活性化特別措置法	6
(1) 過疎地域活性化特別措置法の制定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
(2) 過疎地域活性化特別措置法の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
1) 法の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
2) 過疎地域の要件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
3) 過疎地域市町村数の動向・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
4) 事業の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
5) 活性化法までの 30 年間の成果と法の失効 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	8
第2節 過疎地域自立促進特別措置法	11
1 過疎地域自立促進特別措置法の制定・改正	11
(1) 過疎地域自立促進特別措置法の制定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	11
(2) 平成 22 年における過疎地域自立促進特別措置法の改正 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	11
	12
(4) 平成 26 年における自立促進法の改正 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	12
(5) 平成 29 年における自立促進法の改正 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	13
2 過疎地域自立促進特別措置法の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	14
(1) 法の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	14
(2) 過疎地域の要件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	14
1) 原則	14

2) 市町村の廃置分合等があった場合の特例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	16
(3) 過疎地域市町村数の動向・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	17
(4) 過疎地域自立促進計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	17
(5) 過疎対策事業債・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	18
1) 対象の拡充 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	18
2) 過疎債ソフト分 ······	18
第2章 過疎地域の現況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	21
第 1 節 概況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	21
1 過疎関係市町村数、人口、面積等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	21
(1) 概要	21
(2) 市町村合併の進捗状況と過疎関係市町村数の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	23
(3) 都道府県別、ブロック別の特徴・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	24
2 他の地域振興関係法に基づく指定地域等との関係・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	26
第2節 人口・世帯・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	27
1 過疎地域の人口動態・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	27
(1) 過疎地域の人口の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	27
1) 過疎地域の人口の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	27
2) 人口増減率の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	29
3) ブロック別にみた過疎地域の人口動向・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	30
4) 過疎関係市町村の人口増減の動向・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	31
5) 近年の人口増加市町村の人口増加要因・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	33
(2) 社会増減と自然増減・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	34
1) 人口増減の要因:社会増減と自然増減・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	34
2) 社会増減:転入と転出・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	36
3) 自然増減:出生と死亡・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	37
2 過疎地域の人口構成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	38
(1) 男女別人口・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	38
(2) 未婚者数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	39
(3) 年齢階層別人口・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	40
1) 過疎地域と全国の比較・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	40
2) 年齢階層別人口の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	41
3) コーホート人口の増減・・・・・・・	43
4) 人口構造の変化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	45
5) 高齢者比率・若年者比率の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	46
6) 高齢者・若年者比率の段階別市町村数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	47
3 過疎地域の世帯の動向・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	48
(1) 世帯数及び世帯人員数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	48
(2) 高齢者世帯・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	49
1) 概況	49
2) ブロック別の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	50
第3節 財政状況	51
1 決算の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	51

		(1) 概況	51
		(2) 歳入	51
		(3) 歳出・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	53
	2	財政力指数等の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	56
		(1) 財政力指数·····	56
		(2) 公債費負担比率等·····	57
第	4	節 産業・雇用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	59
	1	労働力人口及び雇用の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	59
		(1) 労働力人口の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	59
		1) 労働力人口割合	59
		2) ブロック別労働力人口の年齢構成割合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	60
		3) 完全失業者割合	61
		(2) 雇用の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	62
		1) 雇用機会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	62
		2) 賃金·····	64
		3) 所得	64
		(3) 産業別就業人口・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	65
		1) 産業別就業人口の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	65
		2) 産業別就業人口割合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	66
	2	産業分野別の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	70
		(1) 第 1 次産業の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	70
		1) 農林漁家数の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	70
		2) 専兼業別農家数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	71
		3) 農業経営規模・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	72
		(2) 第2次産業・第3次産業の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	73
		1) 製造業の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	73
		2) 商業の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	74
		(3) 観光・レクリエーション事業の状況	75
		1) 入込観光客数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	75
		2) 観光・レクリエーション事業の開始件数	76
	3	過疎地域における企業立地・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	77
		1) 企業立地の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	77
		2) ブロック別工場立地動向・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	78
		3) 業種別・規模別立地動向・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	79
第	5	節 交通・通信	82
	1	交通	82
		(1) 道路の整備状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	82
		1) 国道・都道府県道の整備状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	82
		2) 市町村道の整備状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	83
		(2) 過疎関係市町村から高速道路のインターチェンジ等までの所要時間・・・・・・・	84
	2	高度情報化への対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	85
		(1) 地方公共団体におけるクラウドの導入状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	85
		(2) 携帯電話サービスエリアの状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	86

(3) ブロードバンドの整備状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	86
第6節 生活環境・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	87
1 上水道	87
2 生活排水関連施設	88
1) 水洗化人口の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	88
2) 水洗化人口の内訳・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	88
第7節 高齢化・福祉・医療・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	89
1 高齢化への対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	89
(1) 過疎地域の高齢化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	89
(2) 高齢者福祉施設及び児童福祉施設の整備・サービスの状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	90
1) 高齢者福祉施設の整備状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
2) 居宅介護サービスの利用状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	91
3) 児童福祉施設の整備状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	92
2 医療	93
(1) 診療施設の整備状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	93
(2) 無医地区の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	94
第8節 教育・文化の振興・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	95
1 教育	95
(1) 義務教育・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	95
(2) 幼児教育・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	97
1) 保育所の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	97
2) 幼稚園就園率・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	98
(3) 高等学校・大学等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	99
1) 高等学校等·····	99
2) 大学等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	100
2 文化及び体育施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	101
1) 文化施設·····	101
2) 体育施設·····	102
第9節 集落の整備等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	103
1 集落の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
(1) 集落の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
(2) 集落対策について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
2 市町村による住宅整備の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	120
定住促進のための住宅整備の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	120
第3章 過疎対策の現況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第1節 近年の過疎対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
1 集落対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
(1) 「過疎地域等における今後の集落対策のあり方に関する提言」・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
(2) 過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
(3) 「過疎地域等における集落対策のあり方についての提言」・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
(4) 集落ネットワーク圏の形成に向けた地域運営組織の取組マニュアル・・・・・・・・・・・	
(5) 集落支援員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	127

		(6) まち・ひと・しごと創生基本方針 2018 (平成 30 年 6 月 15 日閣議決定) ・・・・・	127
		1) 「小さな拠点」の形成の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	128
		2) 地域運営組織の持続的な取組の支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	128
	2		128
		(1) 地域おこし協力隊・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	128
		(2) 「全国移住ナビ」及び「移住・交流情報ガーデン」・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	129
	3	田園回帰・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	129
第	2	節 地方公共団体の過疎対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	131
	1	過疎地域自立促進計画等の体系・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	131
	2	自立促進方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	132
	3	自立促進計画の事業費・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	135
第	3	節 国の過疎対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	146
		概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	146
	1	産業の振興・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	151
		[過疎法による施策]	151
		[過疎地域を対象とする施策] ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	159
		[過疎地域に関連する施策] ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	162
	2	交通通信体系の整備・情報化及び地域間交流の促進	168
		(1) 交通·····	168
		[過疎法による施策]	168
		[過疎地域を対象とする施策] ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	170
		[過疎地域に関連する施策] ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	173
		(2) 通信・情報化の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	180
		[過疎法による施策]	180
		[過疎地域を対象とする施策] ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	180
	3		182
		[過疎法による施策] ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	182
		[過疎地域を対象とする施策] ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	186
		[過疎地域に関連する施策] ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	187
	4	PART I A PROCESS IN THE PROPERTY OF THE	191
		(1) 高齢者の保健及び福祉に関する施策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	191
		[過疎法による施策] ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	191
		[過疎地域を対象とする施策]・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	191
		(2) 保育所・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	192
		[過疎法による施策] ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	192
		[過疎地域に関連する施策]・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	193
		(3) その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	193
	_	「適味地域に関連する施東」・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	193
	5	医療の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	194 194
		[過疎伝による施衆]	194
	6	教育・文化の振興・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	194
	J	ひにく	196
		[過疎地域を対象とする施策] ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	199

	[過疎地域に関連する施策] ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	200
	7 集落の整備等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	201
	(1) 集落の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	201
	[過疎法による施策] ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	201
	[過疎地域を対象とする施策] ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	202
	(2) 都市部等との交流促進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	204
	[過疎地域を対象とする施策] ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	204
	[過疎地域に関連する施策] ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	205
	8 その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	207
	[過疎地域を対象とする施策] ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	207
	[過疎地域に関連する施策] ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	207
	9 財政上の主要な施策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	209
	(1) 地方債・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	209
	[過疎法による施策] ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	209
	[過疎地域に関連する施策] ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	216
	(2) 国庫補助金等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	217
	[過疎法による施策] ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	217
	[過疎地域を対象とする施策] ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	219
	(3) 地方交付税······	221
	[過疎地域に関連する施策] ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	221
	10 その他の行政措置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	221
	[過疎法による施策] ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	221
資	料	
	過疎対策の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	223
	過疎対策事業債について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	225
	過疎地域等自立活性化推進交付金(H30 年度)·····	
	地域おこし協力隊・集落支援員等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	234
	「田園回帰」に関する調査研究会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	240
	関係人口について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	241
	シェアリングエコノミー活用推進事業 (H30) · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	243
	人口動態について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	244
	過疎関係市町村分布図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	247

本書について

- 1. 本書は、過疎対策の現況に関する参考資料集として、過疎地域に関する基礎的な統計資料、過疎対策の概要等をとりまとめたものである。
- 2. 過疎地域とは、
 - ①過疎地域自立促進特別措置法(以下「自立促進法」という。)第2条第1項に規定する 市町村(以下「過疎市町村」という。)の区域
 - ②自立促進法第33条第1項の規定により過疎地域とみなされる市町村(以下「みなし 過疎市町村」という。)の区域
 - ③自立促進法第33条第2項の規定により過疎地域とみなされる区域(以下「一部過疎地域」という。)をいう。

また、一部過疎地域を有する市町村を、以下「一部過疎市町村」という。

(P14の2(2) 「過疎地域の要件」参照)

- 3. 過疎関係市町村とは、前記2の①、②又は③の区域を有する市町村をいう。
- 4. 統計資料中、過疎地域に係る数値は、前記 2 の \mathbb{D} \mathbb{Q} の区域に係る数値を使用している。また、これらの数値は、原則として各調査時点の過疎地域に係るものであり、これらの例によらない場合は、その旨を示している。
- 5. 統計資料の数値は、所管省庁等の調査結果の基礎データを総務省において集計したものである。
- 6. 四捨五入のため、表中の数値の計算が合わないことがある。
- 7. 地域ブロックの区分は、次のとおりである。

北海道……北海道

- 東 北……青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、新潟県
- 関 東……茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県
- 東 海……岐阜県、静岡県、愛知県、三重県
- 北 陸……富山県、石川県、福井県
- 近 畿……滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
- 中 国……鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
- 四 国……徳島県、香川県、愛媛県、高知県
- 九 州……福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
- 沖 縄……沖縄県

第1章

過疎対策のあゆみ

第1章 過疎対策のあゆみ

第1節 これまでの過疎対策

1 過疎問題の発生

昭和 30 年代以降の日本経済の高度成長は、農山漁村を中心とする地方の人口を急激に都市、特に大都市に吸引する結果をもたらした。すなわち、農山漁村地域においては主に第1次産業に従事しつつ雇用の機会を求めていた人々が、新規学卒者を中心に、場合によっては家族ぐるみで、第2次・第3次産業を主産業とする都市に急速に吸収されていった。

こうした農山漁村地域における急激な人口減少は昭和 35 年前後から始まっていたが、昭和 40 年国勢調査結果が公表されるに及んで、大きな社会問題としてクローズアップされることになった。昭和 35 年と昭和 40 年の国勢調査人口(以下「国調人口」という。)を比較してみると、沖縄県を除く 46 都道府県中 25 県で人口が減少し、3,375 市町村(特別区は除く。)のうち 2,574 市町村で人口が減少した。特に 10%以上減少が 897 市町村、20%以上減少が 117 市町村、30%以上減少が 36 村であった。この急激な人口減少問題に関して、政府の公式文書で初めて「過疎」の言葉を用いたのは「経済社会発展計画(昭和 42 年 3 月閣議決定)」であり、次いで「経済審議会地域部会報告(昭和 42 年 11 月)」であった。

「経済社会発展計画(昭和42年3月13日閣議決定)」抄

「…40 年代においては、生活水準、教育水準の向上や産業構造の高度化に伴って、人口の都市集中はいっそうの進展をみせるとともに、他方、農山漁村においては、人口流出が進行し、地域によっては地域社会の基礎的生活条件の確保にも支障をきたすような、いわゆる過疎現象が問題となろう。…」

「経済審議会地域部会報告(昭和42年10月30日)」抄

「…都市への激しい人口移動は人口の減少地域にも種々の問題を提起している。人口減少地域における問題を「過密問題」に対する意味で「過疎問題」と呼び、「過疎」を人口減少のために一定の生活水準を維持することが困難になった状態、たとえば防災、教育、保健などの地域社会の基礎的条件の維持が困難になり、それとともに、資源の合理的利用が困難となって地域の生産機能が著しく低下することと理解すれば、人口減少の結果、人口密度が低下し、年齢構成の老齢化がすすみ、従来の生活パターンの維持が困難となりつつある地域では、過疎問題が生じ、または生じつつあると思われる。昭和 40 年には、人口の自然増加率がマイナス、すなわち死亡数が出生数を上回っている町村が約 200 町村、全国市町村の約 6%にも及んでいることは注目すべきことである。…」

2 過疎地域対策緊急措置法

(1) 過疎地域対策緊急措置法の制定

過疎問題がこうして深刻な問題となってきたことに伴って、昭和 43 年頃から関係都道府 県を中心に、地方公共団体から国に対して過疎対策の早期確立について強力な要望、陳情 活動が行われ、これを踏まえ、政府部内をはじめ国会での検討等各方面において過疎対策 の立法化が検討された。

この結果、昭和 44 年 6 月に議員提案により過疎地域対策特別措置法案が国会に提出されたが、同年 8 月審議未了で廃案となり、同年 11 月に再度提出されたものの解散により廃案となった。

昭和 45 年になると過疎地域対策緊急措置法案がまとめられ、衆議院地方行政委員長提案により国会に提出され、全会一致で成立した。この法律は同年 4 月 24 日に法律第 31 号として公布され、自治省の所管とされたが、後に昭和 49 年国土庁が設置されたことに伴って同庁の所管となった。

(2) 過疎地域対策緊急措置法の概要

1) 法の目的

過疎地域対策緊急措置法(以下「緊急措置法」という。)の目的は、現に人口の減少が進行中の地域に対し、緊急の対策として、生活環境におけるナショナル・ミニマムを確保しつつ、開発可能な地域には産業基盤等を整備することにより、人口の過度の減少を防ぐとともに、地域社会の崩壊及び市町村財政の破綻を防止することにあった。このため、各般の財政、行政、金融、税制上の特別措置を講じることとされ、目的達成のための緊急措置として10年間の時限立法とされた。

2) 過疎地域の要件

過疎地域の要件としては、人口要件及び財政力要件の両方を満たす市町村の区域とされた。人口要件については、昭和35年と昭和40年の国調人口を比較して10%以上減少していることとされ、また、財政力要件については、緊急措置法の趣旨が過疎地域市町村に行財政上の特別措置を講じることにある以上、財政力に余裕のある団体は含めないことが適当であるとして、昭和41年度から昭和43年度までの3年平均の財政力指数が全市町村単純平均0.4未満であることとされた。さらに、国調人口が発表されるたびに指数を要件に当てはめ、該当する場合には追加公示することとされた。

3) 過疎地域市町村数の動向

この要件に基づく過疎地域市町村は昭和45年5月1日の当初公示時点では776市町村(当時)であったが、その後国調人口の公表のたびに追加公示され、法失効時には、要件を満

たす市町村の存在しない神奈川県及び大阪府、沖縄振興開発特別措置法の規定により緊急措置法の適用除外とされていた沖縄県を除く 44 都道府県に 1,093 市町村(当時)となった。

4) 事業の概要

緊急措置法の制定により、過疎地域市町村及び過疎地域を有する都道府県は過疎地域振興計画(前期・後期5か年ずつ)を策定することとなり、これに基づいて生活環境、産業基盤等の整備を図る各種の過疎対策事業が実施され、必要な財政、行政、金融、税制上の特別措置が講じられた。昭和45年度から昭和54年度までの10年間で、計画に基づく過疎対策事業費の総額は合計7兆9千億円にのぼり、主に交通通信体系の整備を中心に事業が進められた(図表1-1-1)。

5) 緊急措置法の10年間の成果

緊急措置法に基づく各種過疎対策事業により、過疎地域における公共施設の整備水準は相当の向上をみた。特に市町村道については、改良率が昭和 45 年度の 9.0%から昭和 55 年度には 22.7%に、舗装率は昭和 45 年度の 2.7%から昭和 55 年度には 30.6%に上昇するなど大幅に改善が見られ、過疎地域の地理的、自然的に不利な条件を克服することに貢献した(図表 2-5-2)。また、地域住民のコミュニティ活動の拠点となる集会施設についても、市町村単位、集落単位等のそれぞれで施設整備が進んだ。この時期までに約 80%の過疎地域市町村において、市町村全域を対象とする中央集会施設が整備されたが、このうち約60%は緊急措置法の制定された昭和 45 年度以降に設置されたものであった。

6) 法の失効

昭和 48 年の石油危機を経て日本経済が安定成長へとその基調を変えたこと、過疎地域の居住条件の改善が見られたこと等により、昭和 50 年代の過疎地域における人口減少は鈍化の傾向を示した。すなわち、昭和 35 年から 40 年、昭和 40 年から 45 年の各 5 年間には 10% 台を示していた緊急措置法下の過疎地域の人口減少率(国調人口)は、昭和 45 年から 50 年の 5 年間をとると 8%台に低下し、その後の動きをみても年率 1%足らずの割合で推移した。こうして「最近における人口の急激な減少」に対処して「人口の過度の減少を防止」することを目的とした緊急措置法は、その目的をほぼ達し得たものとして 10 年間の期限を迎え、昭和 55 年 3 月 31 日限りで失効した。

3 過疎地域振興特別措置法

(1) 過疎地域振興特別措置法の制定

昭和 50 年代に入り人口減少率が鈍化傾向を示してきたことから、過疎地域は落ち着きを取り戻しつつあるものと考えられたが、多くの過疎地域においては過去の多数かつ長期にわたった人口の流出により地域社会の機能が低下しつつあり、改善されてきたとはいっても各種公共施設の整備水準は他地域に比較して依然低位にあり、住民の就業機会や医療の確保等の面でも決して満足すべき状態とは言えなかった。また、若年層を中心とした人口流出は地域の高齢化をもたらし始めていた。

こうした状況を背景に、昭和 53 年頃より関係地方公共団体から過疎地域に対する特別措置の継続・拡充を求めて要望、意見書の提出が相次ぎ、第 89 回国会では衆参両院において過疎地域振興のための特別措置の強化拡充に関する請願が採択されるなど、緊急措置法失効後の対策について国会等各方面で検討が進められた。この結果、緊急措置法が議員立法で制定されたという経緯も踏まえ、地方行政委員長の提出する過疎地域振興特別措置法案としてまとめられ、昭和 55 年 3 月 31 日に全会一致で成立、即日公布され(法律第 19 号)、翌日から施行された。

(2) 過疎地域振興特別措置法の概要

1) 法の目的

過疎地域振興特別措置法(以下「振興法」という。)の目的は、緊急措置法が掲げていた「人口の過度の減少を防止する」という緊急の目的が一応達成されたことを前提に、いわば過去における激しい人口減少に起因して地域社会の機能の低下や、生活水準・生産機能が他地域に比較して低位にある状態を改善することとされた。そして、総合的かつ計画的な振興施策を積極的に講ずることにより、「これらの地域の振興を図り、もって住民福祉の向上、雇用の増大及び地域格差の是正に寄与すること」を目的とした。

また、過疎地域の状況を改善し振興を図る目的達成のために必要な期間として、10年間の時限立法とされた。

2) 過疎地域の要件

上記の考え方の下、人口要件については、緊急措置法が過疎現象進行中の地域を対象とするため5年間の人口減少を指標としていたのに対し、振興法では人口が大幅に減少してしまった地域を対象とするため、昭和35年と昭和50年の国調人口を比較して20%以上減少していることとされた。また、財政力要件については、緊急措置法と同様、財政力に余裕のある団体は含めないこととされ、昭和51年度から53年度までの3年平均の財政力指数が全市町村の財政力指数の単純平均である0.37以下であり、かつ公営競技に係る収入が10億円以下であることとされた。以後、国調人口が公表されるたびに要件に当てはめ、追加公示

が行われることとされたのは緊急措置法と同じである。

なお、緊急措置法下においては、沖縄振興開発特別措置法(昭和 46 年法律第 131 号)により沖縄県に対する緊急措置法の適用が除外されていたが(第 55 条)、振興法の附則により改正され、振興法の規定が沖縄県に適用されることになった。

3) 過疎地域市町村数の動向

振興法に基づく過疎地域市町村は、昭和55年4月1日時点で1,119市町村が公示され、このうち993団体が緊急措置法から引き続き過疎地域市町村となった。つまり、緊急措置法 失効時点の過疎地域市町村1,093市町村のうち、100市町村が振興法における過疎地域の要件を満たさなくなった(なお、当該100市町村のうち、地方交付税の不交付団体である4団体を除き、経過措置としての法第12条の準用があった)。以後、数次にわたる追加公示が行われた結果、平成元年4月には1,157市町村が過疎地域となった。

4) 事業の概要

緊急措置法において講じられた財政、行政、金融、税制上の特別措置は基本的に振興法に引き継がれ、過疎地域が引き続き抱える課題のほか過去の人口流出に起因する高齢化等新たな課題に対処するため、医療確保に関する配慮規定、老人福祉の増進に関する補助制度の規定、小規模校における教育の充実に関する配慮規定及び中小企業に対する資金確保の規定が新設された。

このほか、新法の過疎地域の要件を満たさなかった市町村の残事業の円滑な完了、財政上の激変緩和等の趣旨から特別の経過措置が講じられ、過疎対策事業債(以下「過疎債」という。)の発行及び基幹的市町村道等に係る都道府県代行整備事業について、昭和 55 年度から昭和 58 年度までの 4 年間、特別措置が継続されることとされた。また、振興法が適用されることになった沖縄県の市町村のうち、緊急措置法の要件は満たしていたが振興法の要件を満たさない 4 市町村について、上記の経過措置に準じて 4 年間に限り過疎債の発行を認めることとされた。これらの結果、経過措置を適用されるべき市町村は 100 団体が公示され、うち 20 市町村は後に再び過疎地域に追加公示された。

振興法においても都道府県、市町村が振興計画を策定して過疎対策事業を推進することとされ、前期・後期5年ずつの計画に基づいて実施された事業費の総額は交通通信体系の整備及び産業の振興を中心に17兆4千億円となった(図表1-1-1)。

5) 振興法までの20年間の成果と法の失効

昭和 45 年以来、法律に基づき、総合的な過疎対策事業が積極的に推進され、緊急措置法及び振興法を合わせた 20 年間の総事業費は約 25 兆円となった。その内容は交通通信体系の整備、教育文化施設の整備、生活環境施設の整備、産業の振興等多岐にわたっているが、中でも道路を中心とする交通通信体系の整備が総事業費の半分近くを占めた(図表 1-1-1、図表 1-1-2)。

様々な過疎対策の結果、公共施設を中心に整備が進み、例えば市町村道については、改

良率が昭和 45 年度の 9.0%から平成 2 年度の 39.0%へと向上し、舗装率は昭和 45 年度の 2.7%から平成 2 年度の 55.6%へと向上した (図表 2-5-2)。

また、過疎地域市町村が事業を行うに当たっては、過疎債の発行、統合小中学校等の建設事業に係る国庫補助率のかさ上げ等の財政上の特別措置が果たした役割は大きい。特に過疎債については 20 年間で 2 兆 3,087 億円が充当され、事業費の総額では 4 兆 2,754 億円に達し、過疎地域振興計画に基づく市町村事業全体の 31.0%を占め、一方、国庫補助率のかさ上げにより増額された補助金の総額は 20 年間で 605 億円となっており、事業の円滑な実施に寄与した(図表 1-1-3)。

こうして過疎対策事業が一定の成果を挙げる中で、振興法は平成2年3月31日限りで10年の期限を迎え失効した。

4 過疎地域活性化特別措置法

(1) 過疎地域活性化特別措置法の制定

昭和 45 年以来 20 年間にわたる過疎対策は公共施設の整備を中心に着実に成果を挙げたが、日本経済が第 2 次石油ショックを克服し新たな東京一極集中が始まる中で、過疎地域を抱える多くの都道府県で人口減少がみられ(昭和 60 年と平成 2 年の国調を比較すると 18 道県で減少)、多くの過疎地域においては人口の減少が続いたばかりではなく、若者の流出により高齢化が顕著になるなど、人口の著しい減少に伴って地域社会の活力が低下していると言わざるを得ない状況が生じた。また、過疎地域では産業面での遅れもみられ、公共施設の整備水準も他地域に比較して依然低位にあるものが多く、財政基盤は脆弱である等の課題を有しており、これらの諸課題全体をいわば「新たな過疎問題」の発生と捉えることができた。

こうした事情を背景に、昭和 63 年以降関係地方公共団体から過疎対策の継続、拡充を求める要望、意見書の提出等が相次いで行われ、国会はじめ関係各方面で検討が進められた。その結果、平成2年3月、過疎地域活性化特別措置法案が衆議院地方行政委員長から国会に提出され、3月30日に全会一致で成立、翌日法律第15号として公布され、4月1日から施行された。

(2) 過疎地域活性化特別措置法の概要

1) 法の目的

過疎地域活性化特別措置法(以下「活性化法」という。)の目的は、人口の著しい減少 に伴って地域社会の活力が低下し、生産機能及び生活環境の整備等が他の地域に比較して 低位にある地域についてその活性化を図り、もって住民福祉の向上、雇用の増大及び地域 格差の是正に寄与することとされている。振興法では地域の「振興を図る」とされていたのに対し、活性化法では「活性化を図る」とされているが、これは従来の過疎対策の成果と過疎地域の現況を踏まえた場合、新たな過疎対策として、①地域の個性を活かして地域の主体性と創意工夫を基軸とした地域づくりを重視する必要があること、②基礎的な公共施設(ハード)のみならず、いわゆるソフト施策を含む総合的な地域の発展を重視し、民間活力の活用をも図る必要があること等を示すため特に用いられた言葉であり、こうした目的達成のために必要な期間として10年間の時限立法とされた。

2) 過疎地域の要件

活性化法の要件については、過去の著しい人口減少のみならず、人口減少が続いた結果として高齢者が多く若者が少ないという状態が、地域社会における活力の低下をもたらしているとの認識に基づき、人口要件において従来からの人口減少率に加えて高齢者比率及び若年者比率を用いている。すなわち、人口については、次のいずれかを満たし、かつ財政力要件を満たす市町村の区域を過疎地域としている。以後、国調人口が公表されるたびに要件に当てはめ、追加公示が行われることとされたのは緊急措置法及び振興法と同じである。

①人口要件

- ・昭和35年と昭和60年の国調人口を比較して25%以上減少していること。
- ・昭和35年と昭和60年の国調人口を比較して20%以上減少しており、 高齢者(65歳以上)の比率が16%以上であること。
- ・昭和35年と昭和60年の国調人口を比較して20%以上減少しており、 若年者(15歳以上30歳未満)の比率が16%以下であること。

②財政力要件

昭和 61 年度から昭和 63 年度まで 3 年平均の財政力指数が 0.44 以下であり、かつ、公営競技に係る収入が 10 億円以下であること。

3) 過疎地域市町村数の動向

この要件により活性化法に基づく過疎地域市町村は、平成2年4月1日時点で1,143市町村が公示され、このうち1,054市町村が振興法から引き続き過疎地域となった。つまり、振興法失効時点の過疎地域市町村1,157市町村のうち、103市町村が新法の過疎地域の要件を満たさなくなった(なお、当該103市町村のうち、地方交付税の不交付団体である3団体を除き、経過措置としての法第12条の準用があった)。以後、数次にわたる追加公示が行われた結果、平成11年4月には1,230市町村が過疎地域となった。

4) 事業の概要

振興法において講じられた財政、行政、金融、税制上の特別措置は基本的に活性化法に引き継がれたほか、新たな課題に対処するため、過疎債、基幹的市町村道等に係る都道府 県代行整備事業等について拡充が図られ、高齢者生活福祉センター等の整備に係る規定が 新設された。 さらに、振興法と同じく新法の過疎地域の要件を満たさなくなった市町村の残事業の円滑な完了、財政上の激変緩和等の趣旨から特別の経過措置が講じられ、過疎債の発行及び基幹的市町村道等に係る都道府県代行整備事業について、平成2年度から平成6年度までの5年間、特別措置が継続されることとされた。この経過措置を適用されるべき市町村として100団体が公示された。

平成3年には、活性化法の一部改正が行われ、公共下水道について都道府県が代行整備する制度が創設された。

また、活性化法においては、過疎地域市町村に廃置分合又は境界変更があった場合、一定の要件を満たせば廃置分合等により成立した新たな市町村を過疎地域市町村とみなす特例が設けられていたところであるが、平成7年には「市町村の合併の特例に関する法律」が改正され、過疎地域市町村の合併に関する特例(合併前の過疎市町村の区域について過疎債の発行を認める。)がさらに付け加えられた。

活性化法においても都道府県、市町村が活性化計画を策定して過疎対策事業を推進することとされ、前期・後期 5 年間ずつの計画に基づいて実施された事業費の総額は 36 兆 3 千億円となった(図表 1-1-1)。

5) 活性化法までの 30 年間の成果と法の失効

昭和 45 年の緊急措置法制定以来、振興法、活性化法と 3 次にわたり、過疎対策のための 法律が制定され、過疎対策が実施されてきた。30 年間の過疎対策事業の事業費の総額は、 緊急措置法の 10 年間には 7 兆 9,018 億円、振興法の 10 年間には 17 兆 3,669 億円、活性化 法の 10 年間には 36 兆 3,286 億円、合計 61 兆 5,973 億円となった(図表 1-1-1)。

その内容を分野別にみると、緊急措置法、振興法の時代には交通通信体系の整備がほぼ 半分を占めていたのに対し、活性化法の 10 年間は、そのシェアがやや低下し、他方で、産 業の振興のシェアが高まっており、また、生活環境の整備、高齢者等の保健及び福祉の向 上及び増進のシェアが、活性化法時代に大きく増加した(図表 1-1-2)。

過疎地域市町村が事業を行うに当たって大きな役割を果たす過疎債については、30 年間で5兆4,606億円が充当され、事業費の総額では10兆9,511億円に達し、一方、国庫補助率のかさ上げにより増額された補助金の総額は30年間で811億円となっている(図表1-1-3)。

これらの過疎対策事業により、過疎地域における基盤整備等が進み、全国との格差は総じて縮小し、過疎地域における生活や経済活動の利便性が大きく向上するとともに、都市との交流の促進にも大きく寄与した。

こうして過疎対策事業が一定の成果を挙げる中で、活性化法は平成 12 年 3 月 31 日限りで 10 年間の期限を迎え失効した。

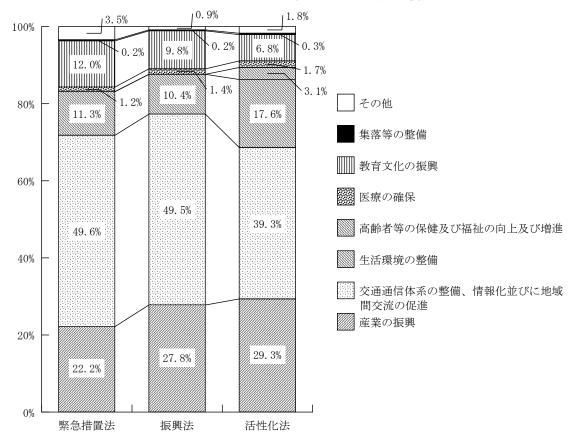
図表 1-1-1 過去の過疎法における事業実績

(単位:億円、%)

									(単位:1	息円、%/
区	分	産業の振興	交通通信体 系の整備、 情報化並び に地域間交 流の促進	生活環境の 整備	高齢者等の 保健及び福 祉の向上及 び増進	医療の確保	教育文化の振興	集落等の整備	その他	合計
		7, 584	16, 488	8,	498	639	9, 339	190	1,001	43, 739
	市町村	(17.3)	(37. 7)	(19	. 4)	(1.5)	(21.4)	(0.4)	(2.3)	(100.0)
緊急措置法	dett NAS orbe 107	9, 940	22, 709	4	47	314	131	0	1,738	35, 279
(S45~S54)	都道府県	(28. 2)	(64. 4)	(1.	. 3)	(0.9)	(0.4)	(0.0)	(4. 9)	(100.0)
	A 51	17, 524	39, 197	8, 9	945	953	9, 470	190	2, 739	79, 018
	合 計	(22. 2)	(49. 6)	(11	. 3)	(1.2)	(12.0)	(0.2)	(3. 5)	(100.0)
	-to me to	22, 061	35, 319	17,	173	1, 430	16, 263	402	1, 422	94, 069
	市町村	(23. 5)	(37. 5)	(18	3. 3)	(1.5)	(17.3)	(0.4)	(1.5)	(100.0)
振 興 法	the State III	26, 196	50, 623	810		1,027	822	10	112	79, 600
(S55~H 元)	都道府県	(32. 9)	(63. 6)	(1.	. 0)	(1.3)	(1.0)	(0.0)	(0.1)	(100.0)
	△ ⊕1.	48, 257	85, 942	17,	983	2, 457	17, 085	412	1, 534	173, 669
	合 計	(27.8)	(49. 5)	(10	. 4)	(1.4)	(9.8)	(0.2)	(0.9)	(100.0)
	-t- m t-t-	48, 341	47, 332	53, 063	10, 437	3, 769	22, 579	744	4, 227	190, 491
	市町村	(25. 4)	(24. 8)	(27. 9)	(5. 5)	(2.0)	(11.9)	(0.4)	(2. 2)	(100.0)
活 性 化	都道府県	58, 262	95, 341	10, 994	871	2, 442	2, 286	442	2, 157	172, 795
(H2∼H11)	 即坦桁県	(33.7)	(55. 2)	(6.4)	(0.5)	(1.4)	(1.3)	(0.3)	(1. 2)	(100.0)
	合 計	106, 604	142, 673	64, 057	11, 308	6, 211	24, 864	1, 186	6, 384	363, 286
	<u>п</u> П	(29.3)	(39. 3)	(17. 6)	(3.1)	(1.7)	(6.8)	(0.3)	(1.8)	(100.0)
	-t- m t-t-	77, 986	99, 139	78, 734	10, 437	5, 838	48, 181	1, 336	6, 650	328, 299
	市町村	(23. 8)	(30. 2)	(24.0)	(3. 2)	(1.8)	(14.7)	(0.4)	(2.0)	(100.0)
実 績 合	##7.光·[在] 月	94, 398	168, 673	12, 251	871	3, 783	3, 239	452	4, 007	287, 674
(S45∼H11)	都道府県	(32. 8)	(58. 6)	(4. 3)	(0.3)	(1.3)	(1.1)	(0.2)	(1.4)	(100.0)
	合 計	172, 384	267, 812	90, 985	11, 308	9, 621	51, 419	1, 787	10, 657	615, 973
	合 計	(28.0)	(43. 5)	(14.8)	(1.8)	(1.6)	(8.3)	(0.3)	(1.7)	(100.0)

(備考) 1 総務省調べ。

- 2 () は構成比である。
- 3 過疎計画は、総合的な計画であり、過疎地域に関連する施策が幅広く盛り込まれている。また、いわゆるハード事業・ソフト事業の双方が盛り込まれていることに留意。



図表1-1-2 過去の過疎法における事業実績

(備考)総務省調べ。

図表 1-1-3 過去の過疎法における過疎債及び国庫補助かさ上げの実績

(単位:百万円)

	過疎対第	货事業債	特例による国庫補助かさ上げ額						
区分	事業費	過疎債	校舎・屋 内運動場	教職員住 宅	保育所	消防施設	合 計		
緊急措置法 (S45~S54)	1, 278, 607	665, 687	14, 607	615	4, 027	8, 690	27, 939		
振 興 法 (S55~H 元)	2, 996, 811	1, 642, 999	10, 802	401	3, 463	17, 904	32, 570		
活性化法 (H2~H11)	6, 675, 632	3, 151, 897	3, 547	47	1, 948	15, 081	20, 622		
合 計 (S45~H11)	10, 951, 050	5, 460, 583	28, 956	1,063	9, 438	41, 675	81, 132		

(備考)総務省調べ。

第2節 過疎地域自立促進特別措置法

1 過疎地域自立促進特別措置法の制定・改正

(1) 過疎地域自立促進特別措置法の制定

過疎地域活性化特別措置法の平成 12 年 3 月失効を控えて、平成 10 年以降関係地方公共団体から過疎対策の継続、拡大を求めて要望、意見書の提出等が行われ、国会はじめ関係各方面で検討が進められた。検討に当たっての関係者の基本的な認識はおおむね次のとおりであった。

すなわち、昭和 45 年以降の 3 次にわたる過疎立法に基づき、30 年にわたって過疎対策が展開されてきた結果、住民の生活の基盤である公共施設等の整備は相当進んできたものの、住民生活の基本的な部分において未だ大きな格差が残されていた。

平成12年当時の過疎地域の人口減少は、一時のような激しさは見られなくなったものの、社会減に加え、自然減が重みを増してきており、高齢化のさらなる進行、引き続く若年者の流出に、将来に不安を感じる市町村が少なくないなど、状況的にはむしろ以前より厳しいものがあった。

地域経済についても、かつての基幹産業であった農林水産業が著しく停滞した上に、経済環境の悪化などから製造業等の企業立地も極めて困難な状況にあった。

公共施設の整備も、道路の整備等が未だ不十分であるほか、上水道、下水道、情報通信施 設、医療施設など生活の基本的部分で依然大きな格差が残されていた。

一方、「多様で美しく風格ある国づくりへの寄与」、「国民が新しい生活様式を実現できる場としての役割」、「長寿高齢化社会の先駆けとしての役割」など、21 世紀の我が国のあるべき将来像を形づくる上で、過疎地域が担うべき新しい意義・役割が明確になってきているなかで、地域格差是正など過疎地域の生活基盤等の整備を図る視点にとどまらず、過疎地域と都市との交流を通じて、相互補完関係にある新しい生活空間を確保し自立的な地域社会を構築することは、21 世紀にふさわしい真に豊かな国民生活を実現するために不可欠なことであった。

こうした事情を背景に、国会はじめ関係各方面において幅広い検討が進められた結果、平成 12年3月、過疎地域自立促進特別措置法案が衆議院地方行政委員長から国会に提出され、3月 24日に全会一致で成立、3月31日に法律第15号として公布され、4月1日から施行された。

(2) 平成22年における過疎地域自立促進特別措置法の改正

過疎地域自立促進特別措置法(以下「自立促進法」という。)に基づく 10 年間をはじめ、40 年間にわたり過疎対策立法に基づき、過疎地域市町村を中心に関係都道府県、国の 3 者が一体となって時代に対応した過疎対策に着実に取り組み、過疎地域の産業振興や交通通信基盤・生産基盤の整備などに一定の成果を上げてきた。

しかしながら、過疎地域では、1990 年代前半に一時期緩やかになった人口減少も再び加速 し、著しい高齢化の進行と併せて、地域によっては存続が危ぶまれる集落の増加、地域医療体 制の弱体化など、過疎地域の抱える課題は一層深刻さを増していった。このような中、自立促進法の平成22年3月末の失効期限が近づいた。

自立促進法の失効期限を控え、全国過疎地域自立促進連盟をはじめ、地方六団体、関係都道府県、過疎地域市町村などから新法制定に向けた切実な提言・活動が危機感をもって展開された。こうした声に応え、過疎対策を切れ目なく実施するための自立促進法を拡充・延長する法律案は、各党間の協議を経て取りまとめられ、平成22年3月2日に衆議院総務委員会委員長提案の法案として国会に提出され、当日の衆議院本会議に緊急上程、全会一致で可決、3月9日の参議院総務委員会及び3月10日の参議院本会議で全会一致で可決、成立、3月17日に公布され、過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律として、平成22年4月1日に施行された。

(3) 平成24年における自立促進法の改正

以上のとおり、新たに平成28年3月31日を期限とする改正自立促進法が施行されたが、平成23年の東日本大震災の影響により、過疎対策事業の大幅な遅延が想定され、自立促進法の期限内において統合的かつ計画的な施策を展開することが困難な状況が生じたことから、被災市町村等から法の期限延長を求める強い要望が上がった。こうした声を受けて、各党各会派で協議が重ねられた結果、自立促進法の期限を平成33年3月31日まで5年間延長することについて合意された。

なお、平成22年に、自立促進法の延長期間が平成27年度末までの6年間とされたのは、過疎市町村の多くが合併市町村であり、そのうち大多数の過疎市町村の合併特例債の発行期限が平成27年度末であったことが考慮されたという経緯があったが、平成24年の自立促進法の期限延長の検討に当たっては、東日本大震災の影響を踏まえ、合併特例債の発行期限が延長されることも併せて考慮されている。取りまとめられた法案は過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律案として、平成24年6月12日に衆議院総務委員会委員長提案の法案として国会に提出された。その後、6月13日の衆議院本会議に上程、全会一致で可決され、6月19日の参議院総務委員会及び6月20日の参議院本会議で全会一致で可決、成立し、平成24年6月27日に公布、施行された。

(4) 平成26年における自立促進法の改正

平成22年における自立促進法の改正の際に、衆・参総務委員会において決議が行われ、「本法律施行後速やかに総合的かつ抜本的な検討を開始し、施行後三年を目途として、その検討結果や平成22年の国勢調査の結果、地方分権改革の進展状況等を勘案し、必要な措置を講ずること。」とされた。この決議を受け、平成22年の自立促進法の改正から3年を経過した平成25年において、平成22年国勢調査の結果の取扱いを含む対応方針が議論され、各党間の協議を経て当該調査の結果を反映した過疎地域の要件の追加や、過疎債の対象の拡大といった自立促進法を拡充する法律案が取りまとめられ、平成26年3月13日に衆議院総務委員会委員長提案の

法案として国会に提出された。その翌日の衆議院本会議に上程され全会一致で可決され、3月25日の参議院総務委員会及び3月26日の参議院本会議において全会一致で可決、成立し、3月31日に公布され、過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律として、平成26年4月1日に施行された。

(5) 平成29年における自立促進法の改正

平成 29 年には、平成 27 年の国勢調査の結果が公表されたことを契機として、過疎対策の実施状況を踏まえつつ、現行法の見直しに向け会派間で協議が進められ、その結論として、平成 27 年の国勢調査の結果を用いた過疎地域の要件を追加するとともに、過疎対策事業債の対象施設の拡充等を行うこととされた改正案がまとめられ、平成 29 年 3 月 14 日に衆議院総務委員会委員長提案の法案として国会に提出された。3 月 16 日に衆議院本会議に上程され全会一致で可決され、3 月 30 日の参議院総務委員会及び 3 月 31 日の参議院本会議において全会一致で可決、成立し、同日に公布され、過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律として、平成 29 年 4 月 1 日に施行された。

2 過疎地域自立促進特別措置法の概要

(1) 法の目的

自立促進法の目的は、人口の著しい減少に伴って地域社会における活力が低下し、生産機能及び生活環境の整備等が他の地域に比較して低位にある地域について、総合的かつ計画的な対策を実施するために必要な特別措置を講ずることにより、これらの地域の自立促進を図り、もって住民福祉の向上、雇用の増大、地域格差の是正及び美しく風格ある国土の形成に寄与することとされている。活性化法では地域の「活性化を図る」とされていたのに対し、自立促進法では「自立促進を図る」に加え、「美しく風格ある国土の形成に寄与する」とされているが、これは従来の過疎対策の成果と過疎地域の現況を踏まえた場合、新たな過疎対策として、大きく変化しつつある時代潮流の中で、ナショナル・ミニマムとしての安全・安心な暮らしの確保という従来の延長線上の考え方に加えて、全国的な視野に立った過疎地域の新しい価値・意義を認め、豊かな自然環境や広い空間の中での多様な居住・生活様式を実現する場として整備し、交流を通じて都市と相互補完関係にある新しい生活空間を確保するとともに、美しい景観の整備、地域文化の振興や多様な地域産業の振興等により、過疎地域がそれぞれの個性を発揮して自立できる地域社会を構築することを目的としたものである。

また、自立促進法の施行後も、過疎地域は、引き続く人口減少と著しい高齢化に直面し、 財政状況も厳しく、農林水産業の衰退、維持・存続が危ぶまれる集落の発生、身近な生活交 通の不足、地域医療の危機など、住民生活にかかわる様々な課題が生じている。その一方 で、過疎地域は、安全・安心な食料や水の供給、エネルギーの提供、国土の保全、災害の防 止、地球温暖化の防止等はもとより、都市住民へのやすらぎや教育の場として、当該地域の 住民の福祉の向上のためのみならず、国民全体の安全・安心な生活を支えるという過疎地域 の公益的機能を有している。このため、過疎対策の推進に当たっては、過疎地域が有するこ れらの公益的機能について国民全体が適切に認識し、積極的に評価した上で、過疎問題の解 決を国民全体の課題と捉え、過疎地域の住民のいのちと暮らしを守る実効性ある対策を講じ ていくことが求められており、平成 22 年の改正自立促進法の制定時には、衆議院及び参議 院の総務委員会においてこうした内容の決議がなされている。

(2) 過疎地域の要件

1)原則

自立促進法の要件については、著しい人口減少はひと頃に比べると鈍化傾向が定着しているが、依然として高齢者比率は高く、若者の流出はなお続いているという状態が、地域社会における活力の低下をもたらしているとの認識に基づき、昭和35年から直近の国勢調査の年である平成7年までの35年間の人口減少率、高齢者率及び若年者率に加えて、直近25年間(昭和45年から平成7年まで)の人口減少率を用いている。このことは、35年間という長期にわたり大きな人口減少を呈している市町村は深刻な過疎問題を抱えている団体であると

考えることができるが、比較的最近において人口減少が大きく生じている団体も同様に深刻 な過疎問題を抱えていると考えられたためである。

なお、自立促進法では、活性化法までのように国調人口が発表されるたびに要件に関する 読み替えを行うことはせず、平成 8 年以降において最初に行われる国勢調査(平成 12 年調査)の結果が公表された場合にのみ、要件に関する読み替えを行い追加公示がなされるもの とされた(法第 32 条)。このため、平成 17 年、平成 22 年、平成 27 年の国調人口について は自立促進法を改正することにより直近の国勢調査人口を基とする地域指定要件が追加されており、結果として次の I、II、III、III、V V のいずれかの人口要件及び財政力要件を満たす 市町村の区域を過疎地域としている(法第 2 条第 1 項)。

I ①人口要件

- ア 昭和35年と平成7年の国調人口を比較して30%以上減少していること。
- イ 昭和35年と平成7年の国調人口を比較して25%以上減少しており、 高齢者(65歳以上)の比率が24%以上であること。
- ウ 昭和35年と平成7年の国調人口を比較して25%以上減少しており、 若年者(15歳以上30歳未満)の比率が15%以下であること。
- エ 昭和45年と平成7年の国調人口を比較して19%以上減少していること。

ただし、ア、イ又はウに該当する場合においては、昭和45年と平成7年の国調人口を比較して増加率が10%未満であること。

②財政力要件

平成8年度から平成10年度までの3年平均の財政力指数が0.42以下であり、かつ、 公営競技に係る収入が13億円以下であること。

Ⅱ ①人口要件

- ア 昭和40年と平成12年の国調人口を比較して30%以上減少していること。
- イ 昭和 40 年と平成 12 年の国調人口を比較して 25%以上減少しており、 高齢者 (65 歳以上) の比率が 24%以上であること。
- ウ 昭和 40 年と平成 12 年の国調人口を比較して 25%以上減少しており、 若年者(15 歳以上 30 歳未満)の比率が 15%以下であること。
- エ 昭和50年と平成12年の国調人口を比較して19%以上減少していること。

ただし、ア、イ又はウに該当する場合においては、昭和 50 年と平成 12 年の国調人口を 比較して増加率が 10%未満であること。

②財政力要件

平成 10 年度から平成 12 年度までの 3 年平均の財政力指数が 0.42 以下であり、かつ、 公営競技に係る収入が 13 億円以下であること。

Ⅲ ①人口要件

- ア 昭和35年と平成17年の国調人口を比較して33%以上減少していること。
- イ 昭和35年と平成17年の国調人口を比較して28%以上減少しており、 高齢者(65歳以上)の比率が29%以上であること。

- ウ 昭和35年と平成17年の国調人口を比較して28%以上減少しており、 若年者(15歳以上30歳未満)の比率が14%以下であること。
- エ 昭和55年と平成17年の国調人口を比較して17%以上減少していること。

ただし、ア、イ又はウに該当する場合においては、昭和 55 年と平成 17 年の国調人口を 比較して増加率が 10%未満であること。

②財政力要件

平成 18 年度から平成 20 年度までの 3 年平均の財政力指数が 0.56 以下であり、かつ、 公営競技に係る収入が 20 億円以下であること。

IV ①人口要件

- ア 昭和40年と平成22年の国調人口を比較して33%以上減少していること。
- イ 昭和 40 年と平成 22 年の国調人口を比較して 28%以上減少しており、 高齢者 (65 歳以上) の比率が 32%以上であること。
- ウ 昭和 40 年と平成 22 年の国調人口を比較して 28%以上減少しており、 若年者(15 歳以上 30 歳未満)の比率が 12%以下であること。
- エ 昭和60年と平成22年の国調人口を比較して19%以上減少していること。

ただし、ア、イ又はウに該当する場合においては、昭和 60 年と平成 22 年の国調人口を 比較して増加率が 10%未満であること。

②財政力要件

平成 22 年度から平成 24 年度までの 3 年平均の財政力指数が 0.49 以下で、かつ、公営競技に係る収入が 40 億円以下であること。

V ①人口要件

- ア 昭和45年と平成27年の国調人口を比較して32%以上減少していること。
- イ 昭和 45 年と平成 27 年の国調人口を比較して 27%以上減少しており、 高齢者 (65 歳以上) の比率が 36%以上であること。
- ウ 昭和 45 年と平成 27 年の国調人口を比較して 27%以上減少しており、 若年者(15 歳以上 30 歳未満)の比率が 11%以下であること。
- エ 平成2年と平成27年の国調人口を比較して21%以上減少していること。

ただし、ア、イ又はウに該当する場合においては、平成2年と平成27年の国調人口を 比較して増加率が10%未満であること。

②財政力要件

平成 25 年度から平成 27 年度までの 3 年平均の財政力指数が 0.5 以下であり、かつ、 公営競技に係る収入が 40 億円以下であること。

2) 市町村の廃置分合等があった場合の特例

廃置分合又は境界変更により新たに設置され、又は境界が変更された市町村であって総務省令、農林水産省令、国土交通省令に定める基準に該当するものは過疎地域とみなすこととされている(法第33条第1項)。

また、過疎地域市町村を含む合併があった場合に、過疎対策事業が引き続き円滑に実施で

きるようにする措置の充実を図るため、新たに、団体数が減少する合併の場合に限り、合併 市町村で過疎地域の市町村に該当せず、法第 33 条第 1 項にも当てはまらないものについて は、当該市町村の合併が行われた日の前日において過疎地域であった区域を過疎地域とみな すこととされている(同条第 2 項)。

(3) 過疎地域市町村数の動向

自立促進法に基づく過疎地域市町村は、平成 12 年 4 月 1 日時点で 1,171 市町村が公示され、このうち 1,129 市町村が活性化法から引き続き過疎地域となった。つまり、活性化法失効時点の過疎地域市町村 1,230 市町村のうち 101 市町村が新法の過疎地域の要件を満たさなくなった(なお、当該 101 市町村のうち、地方交付税の不交付団体である 1 団体を除き、経過措置としての法第 12 条の準用があった)。

また、当初の自立促進法失効時点(平成22年3月31日)の過疎地域市町村数は718団体であったが、平成22年の自立促進法の改正によって新たに過疎地域として公示された市町村数は58団体、平成26年の自立促進法の改正によって新たに過疎地域として公示された市町村数は22団体、平成29年の自立促進法の改正によって新たに過疎地域として公示された市町村数は20団体であり、平成29年4月1日現在で817市町村が過疎関係市町村となっている。このうち、市町村の一部の区域が過疎地域とみなされている市町村の数は145市町村である。

(4) 過疎地域自立促進計画

都道府県は、当該都道府県における過疎地域の自立促進を図るため、過疎地域自立促進方針(以下「自立促進方針」という。)を定めることができるとされている(法第5条)。さらに、都道府県は自立促進方針に基づき、過疎地域の市町村が定める過疎地域自立促進市町村計画(以下「市町村計画」という。)に掲げる事項について、過疎地域の市町村に協力して講じようとする措置の計画として、過疎地域自立促進都道府県計画(以下「都道府県計画」という。)を定めることができるものとされている(法第7条)。

なお、過疎地域の市町村は、自立促進方針に基づき、あらかじめ、都道府県に協議し、議会の議決を経て市町村計画を定めることができるとされている(法第6条)。

自立促進方針、都道府県計画及び市町村計画の策定については、平成 22 年における法の 改正時において、平成 21 年の「地方分権改革推進計画」に対応し、策定の義務付けを廃止 (いわゆる「できる」規定化) するとともに、市町村から都道府県に対する事前協議の内容 を見直す等の措置が講じられた。

自立促進法の下で都道府県、市町村が自立促進計画に基づいて推進してきた過疎対策事業 についてみると、当初の 10 年間 (H12~H21) の計画に基づいて実施された事業実績の総額 は約24兆5千億円となっている。また、平成22年~平成28年の計画に基づいて実施された事業実績は約18兆1千億円であり、平成29年度の実績は約3兆円となり、自立促進計画に基づいて継続してきた過疎対策事業実績は合計で約45兆6千億円となっている(図表1-2-1)。

その中で、過疎市町村が事業を行うに当たって大きな役割を果たす過疎債については、当初の 10 年間($H12\sim H21$)で約 2 兆 8 千億円が充当され、事業費の総額は約 5 兆 5 千億円に達しており、平成 22 年度以降($H22\sim H28$)の 7 年間では約 2 兆 2 千億円が充当され、事業費の総額は約 3 兆 6 千億円となっている。平成 29 年度には約 4 千億円が充当されており、事業費の総額は約 6 千億円である。一方、国庫補助率のかさ上げにより増額された補助金は、当初の 10 年間($H12\sim H21$)で約 116 億円であり、平成 22 年度以降($H22\sim H28$)の 7 年間では約 46 億円、平成 29 年度については約 4 億円となっている(図表 1-2-2)。

(5) 過疎対策事業債

1)対象の拡充

平成22年の自立促進法の改正により、過疎債の拡充が図られ、認定こども園、図書館、市町村立の幼稚園、自然エネルギーを利用するための施設の整備に係る規定が新設された。その後、平成26年の自立促進法の改正により、市町村有貸工場及び貸事務所、地域鉄道、一般廃棄物処理のための施設(し尿処理施設を含む)、火葬場、障害者福祉施設、公立小中学校の屋外運動場及びプール、市町村立高等学校(校舎、屋内運動場、屋外運動場、プール、寄宿舎、教員住宅及び通学バス等)、市町村管理の都道府県道の整備に係る規定が新設された。さらに、平成29年の自立促進法の改正により、市町村立の中等教育学校、特別支援学校、専修学校及び各種学校に係る規定が追加された。

2) 過疎債ソフト分

平成 22 年の自立促進法の改正により、いわゆるソフト事業が過疎債(以下「過疎債ソフト分」という。)の対象とされた。

過疎債ソフト分は、①市町村の行政運営に通常必要とされる内部管理経費、②生活保護等法令に基づき負担が義務づけられている経費、③地方債の元利償還に要する経費以外であれば、将来にわたり過疎地域の自立促進に資する事業を幅広く対象とすることとされており、過疎市町村において、過疎債を活用できる施策の範囲は大きく広がった。

その後、過疎債ソフト分の制度創設後2年間における過疎市町村の活用率の動向及び限度額まで活用している団体からの発行限度額の引き上げの要望等も踏まえて、平成24年度からハード分及びソフト分の起債要望額の合計が、地方債計画額の範囲内で、かつ、過疎債ソフト分の発行限度額の全国の合算額に達しない場合、財政力指数0.56以下の過疎市町村について、最大で現行発行限度額の2倍の発行が可能となる運用の弾力化が図られることとなった。

平成 29 年度の過疎債ソフト分の活用状況は発行限度額の総額 765 億円に対して発行予定額が 742 億円であった。活用率(発行限度額に対する発行予定額の割合をいう。)は、全体としては 97.0%であるが、都道府県毎に見た場合には、活用率に大きなばらつきが生じている(図表 1-2-3)。

図表 1-2-1 自立促進法における事業実績

(単位:億円、%)

区分		産業の振興	交通通信体系 の整備、情報 化及び地域間 交流の推進	生活環境の 整備	高齢者等の保 健及び福祉の 向上及び増進	医療の確保	教育の振興	地域文化の 振興等	集落の整備	その他	合計
	実績	69, 629	91, 919	49, 657	9, 521	5, 330	13, 298	2, 142	1,003	2, 629	245, 128
	(H12~21)	(28.4)	(37. 5)	(20.3)	(3.9)	(2.2)	(5.4)	(0.9)	(0.4)	(1.1)	(100.0)
自立促進法	実績	53, 769	52, 253	31, 235	13, 148	8, 185	16, 399	2, 123	1, 279	2, 120	180, 511
	(H22~28)	(29.8)	(28.9)	(17.3)	(7.3)	(4.5)	(9.1)	(1.2)	(0.7)	(1.2)	(100.0)
	実績	9, 091	7, 067	6, 480	3, 131	1, 384	2, 269	354	272	350	30, 398
	(H29)	(29.9)	(23. 2)	(21.3)	(10.3)	(4.6)	(7.5)	(1.2)	(0.9)	(1.2)	(100.0)
숨計		132, 489	151, 239	87, 372	25, 800	14, 899	31, 966	4, 619	2, 554	5, 099	456, 037
		(29.1)	(33. 2)	(19. 2)	(5.7)	(3.3)	(7.0)	(1.0)	(0.6)	(1.1)	(100.0)

(備考) 1 総務省調べ。

2 過疎計画上の分野ごとに、いわゆるハード事業及びソフト事業が計上されている。

図表 1-2-2 自立促進法における過疎債及び国庫補助額かさ上げの実績

(単位:百万円)

			受事業債	特例による国庫補助かさ上げ額				
区分		事業費	過疎債	校舎・屋内 運動場	教職員住宅	保育所	消防施設	合計
	実績 (H12~21)	5, 492, 002	2, 759, 937	4, 765	2	1,735	5, 055	11, 557
自立促進法	実績 (H22~28)	3, 624, 978	2, 201, 184	4, 514	=	-	59	4, 573
	実績 (H29)	617, 320	411, 457	402	-	-	6	407
合計		9, 734, 300	5, 372, 578	9, 680	2	1, 735	5, 120	16, 537

(備考) 1 総務省調べ。

図表 1-2-3 過疎債ソフト分の都道府県別活用率 (平成 29 年度発行状況ベース)

活用率	団体数	都道府県(活用率:%)
9 5 %以上	20	大阪府(156.6%)、島根県(145.0%)、高知県(130.6%)、 兵庫県(128.3%)、京都府(124.6%)、石川県(119.9%)、 長崎県(118.8%)、福岡県(113.2%)、北海道(111.9%)、 山形県(110.5%)、広島県(107.3%)、新潟県(105.4%)、 和歌山県(103.9%)、香川県(103.2%)、佐賀県(102.9%)、 山梨県(101.2%)、鹿児島県(100.6%)、奈良県(100.4%)、 三重県(99.6%)、茨城県(97.9%)
9 5 %未満 8 0 %以上	14	德島県 (92.7%) 、富山県 (92.1%) 、鳥取県 (91.8%) 、 宮城県 (91.7%) 、岡山県 (91.7%) 、栃木県 (90.8%) 、 千葉県 (90.2%) 、青森県 (89.4%) 、山口県 (88.3%) 、 宮崎県 (88.2%) 、秋田県 (85.2%) 、大分県 (84.3%) 、 愛媛県 (83.5%) 、群馬県 (81.0%)
80%未満 60%以上	5	岩手県 (74.9%) 、長野県 (72.7%) 、沖縄県 (67.0%) 、福島県 (63.8%) 、愛知県 (62.3%)
60%未満 40%以上	4	熊本県 (50.5%) 、静岡県 (46.3%) 、 福井県 (45.9%) 、岐阜県 (42.1%)
40%未満 20%以上	2	滋賀県(31.8%)、埼玉県(22.1%)
20%未満	2	東京都(0.0%)、神奈川県(0.0%)

※活用率:各都道府県の過疎市町村の発行予定額の総和/各都道府県の過疎市町村の発行限度額の総和。

※発行予定額:当該年度の協議等に係る地方債のうち、当該年度内に発行する額及び次年度以降に繰り越した事業の財源として発行する見込みの額の合計。

※100%以上の団体は、発行限度額の運用弾力化を活用した団体である。

第2章

過疎地域の現況

況

第2章 過疎地域の現況

第1節 概 況

1 過疎関係市町村数、人口、面積等

(1) 概 要

(市町村数)

過疎関係市町村数は、平成30年4月1日現在で817 (279市410町128村)であり、全国の市町村総数に占める割合は47.5%である(図表2-1-1、図表2-1-2、図表2-1-3)。

(人 口)

過疎地域の人口は、1,088 万人であり、総人口(1 億 2,709 万人)に占める割合は 8.6%である(図表 2-1-1。人口についての詳細は第 2 節)。

(面 積)

また、過疎地域の林野率は 76.9%であり、全国の林野率 (65.6%) と比べ 10 ポイント以上高くなっている。可住地率は 11.4%であり、全国の可住地率 (17.7%) と比べ 6 ポイント以上低い (図表 2-1-4)。

図表 2-1-1 市町村数、人口、面積

市町村	寸数	過 疎 47.5% 非過疎 52.5%
人	口	8.6% 91.4%
面	積	59.7% 40.3%

(単位:団体、人、㎢、%)

			T
区 分	市町村	人口	面積
過疎地域	817 (47.5)	10, 878, 797 (8. 6)	225, 468 (59.7)
非過疎地域	902 (52. 5)	116, 215, 948 (91. 4)	152, 503 (40. 3)
全 国	1,719 (100.0)	127, 094, 745 (100. 0)	377, 971 (100. 0)

(備考) 1 市町村数は平成30年4月1日現在であり、過疎地域の市町村数は過疎関係市町村数による。

² 人口は平成27年国勢調査による。

- 3 面積は平成27年国勢調査による。ただし、一部過疎地域については、平成12年国勢調査による。
- 4 東京都特別区は1団体とみなす。
- 5 () は構成割合である。

図表 2-1-2 市町村区分別団体数

(単位:団体、%)

区 分	市	町	村	計		
過疎地域	279 (34. 15%)	410 (50. 18%)	128 (15. 67%)	817 (100.0%)		
非過疎地域	513 (56.87%)	334 (37. 03%)	55 (6. 10%)	902 (100.0%)		
全 国	792 (46. 07%)	744 (43. 28%)	183 (10.65%)	1, 719 (100.0%)		

- (備考) 1 市町村数は平成30年4月1日現在。過疎地域の市町村数は過疎関係市町村数による。
 - 2 東京都特別区は1団体とみなす。
 - 3 ()は構成割合である。

図表 2-1-3 人口規模別市町村数及び構成割合

(単位:団体、%)

			過疎関係市				市町村数			※参考		
人口規模	全 国		合計		過疎市町村 (2 条 1 項)		みなし過疎市町 村(33条1項)		一部過疎を有 する市町村 (33条2項)		一部過疎の区域 (33 条 2 項)	
~1,000	36	(2.1)	30	(3.7)	30	(4.6)	0	(0.0)	0	(0.0)	31	(11.0)
~2,000	55	(3. 2)	53	(6.5)	53	(8. 2)	0	(0.0)	0	(0.0)	50	(17.7)
~3,000	53	(3. 1)	51	(6. 2)	51	(7. 9)	0	(0.0)	0	(0.0)	38	(13. 4)
~4,000	69	(4. 0)	59	(7.2)	59	(9. 1)	0	(0.0)	0	(0.0)	50	(17.7)
~5,000	55	(3. 2)	47	(5.8)	47	(7.3)	0	(0.0)	0	(0.0)	33	(11.7)
~6,000	59	(3.4)	49	(6.0)	49	(7.6)	0	(0.0)	0	(0.0)	32	(11. 3)
~7,000	41	(2.4)	27	(3.3)	26	(4.0)	0	(0.0)	1	(0.7)	21	(7.4)
~8,000	58	(3.4)	30	(3.7)	29	(4.5)	1	(4.0)	0	(0.0)	11	(3. 9)
~9,000	46	(2.7)	27	(3.3)	26	(4. 0)	0	(0.0)	1	(0.7)	7	(2.5)
~10,000	40	(2.3)	26	(3. 2)	26	(4. 0)	0	(0.0)	0	(0.0)	4	(1.4)
~15,000	151	(8.8)	75	(9.2)	70	(10.8)	1	(4.0)	4	(2.8)	4	(1.4)
~20,000	134	(7.8)	66	(8.1)	62	(9.6)	0	(0.0)	4	(2.8)	1	(0.4)
~25,000	80	(4.7)	38	(4.7)	30	(4.6)	2	(8.0)	6	(4. 1)	0	(0.0)
~30,000	77	(4. 5)	28	(3.4)	22	(3.4)	1	(4.0)	5	(3.4)	1	(0.4)
~35,000	87	(5. 1)	30	(3.7)	15	(2.3)	2	(8.0)	13	(9.0)	0	(0.0)
~40,000	57	(3.3)	25	(3.1)	19	(2.9)	2	(8.0)	4	(2.8)	0	(0.0)
~45,000	49	(2.9)	13	(1.6)	6	(0.9)	2	(8.0)	5	(3.4)	0	(0.0)
~50,000	50	(2.9)	15	(1.8)	7	(1.1)	2	(8.0)	6	(4. 1)	0	(0.0)
~100,000	261	(15. 2)	64	(7.8)	16	(2.5)	10	(40.0)	38	(26. 2)	0	(0.0)
~300,000	189	(11.0)	49	(6.0)	4	(0.6)	2	(8.0)	43	(29.7)	0	(0.0)
~1,000,000	60	(3.5)	14	(1.7)	0	(0.0)	0	(0.0)	14	(9.7)	0	(0.0)
1,000,001~	12	(0.7)	1	(0.1)	0	(0.0)	0	(0.0)	1	(0.7)	0	(0.0)
合 計	1,719	(100.0)	817	(100.0)	647	(100.0)	25	(100.0)	145	(100.0)	283	(100.0)

- (備考) 1 市町村数は平成30年4月1日現在。
 - 2 人口は平成27年国勢調査による。
 - 3 東京都特別区は1団体とみなす。
 - 4 () は構成割合である。

図表 2-1-4 林野面積と可住地面積

(単位: km, %)

306

306

306

293

293

293

283

283

922

921

921

939

938

938

955

955

区分	総面	積 林野面	可佳:	地面積 林	野 率	可住地率
		a	b	С	b/a	c / a
過疎地域	194,	634 149	9, 689	19, 877	76. 9	10. 2
非過疎地域	183,	337 98	3, 334	46, 971	53.6	25. 6
全 国	377,	971 248	3, 023	66, 848	65. 6	17. 7

(備考) 1 総面積は平成27年国勢調査による。

H23.4.1

H24.4.1

H25.4.1

H26. 4. $\overline{1}$

H27.4.1

H28.4.1

H29. 4. 1

H30. 4. 1

1,724

1,719

1,719

1,719

1,718

1,718

1,718

1,718

776

775

775

797

797

797

817

817

- 2 林野面積は農林水産省「2015年農林業センサス」による。
- 3 可住地面積は総務省「平成29年度固定資産の価格等の概要調書」による。なお、可住地面積とは、 田、畑及び宅地の評価総地積の合計である。
- 4 過疎地域は平成30年4月1日現在であり、一部過疎市町村を含まない。非過疎地域は一部過疎市町村を含む。

(2) 市町村合併の進捗状況と過疎関係市町村数の推移

市町村合併の進捗状況と過疎関係市町村数の推移についてみると、平成 12 年 4 月 1 日時点の全市町村数 3,229、過疎関係市町村数 1,171 に対して、平成 30 年 4 月 1 日時点の全市町村数は 1,718、過疎関係市町村数は 817 となっている (図表 2-1-5)。

過疎地域数 (参考) 過疎地域と 過疎市町村数 過疎地域とみなされる区域を有 過疎地域 (過疎関係 みなされる市町村 (2条1項) する市町村数(33条2項) 年月日 全市町村数 市町村数) の区域数 (33条1項) (過疎地域とみな (a+b+c)される区域数)d (a+b+d)H12.4.1 3, 229 1, 171 1, 171 0 0 0 1, 171 3, 226 0 0 H13.4.1 0 1, 171 1, 171 1, 171 H14.4.1 3, 218 1,210 1,210 0 0 0 1,210 2 7 7 H15. 4. 1 3, 190 1,203 1, 194 1, 203 H16.4.1 3, 100 1, 167 1, 149 5 13 15 1, 169 33 H17.4.1 2,395 899 780 86 169 982 739 513 71 155 275 859 H18.4.1 1,820 278 H19.4.1 1,804 738 508 72 158 858 H20.4.1 1,788 732 500 73 159 279 852 497 72 290 859 1,777 730 161 H21.4.1 H22.4.1 1,727 776 35 303 920 582 159

34

34

34

30

30

30

25

25

160

160

160

151

151

151

145

145

582

581

581

616

616

616

647

647

図表 2-1-5 過疎地域数の推移

(3) 都道府県別、ブロック別の特徴

過疎地域は、全都道府県に存在する。

都道府県別にみると、過疎地域の市町村数割合の大きい都道府県は、島根県(100.0%)、鹿児島県(95.3%)、秋田県(92.0%)、大分県(88.9%)、愛媛県(85.0%)となっている。

また、過疎地域の人口割合の大きい都道府県は、秋田県(66.4%)、島根県(47.3%)、大分県(39.0%)、岩手県(38.0%)、鹿児島県(36.5%)となっている(図表 2-1-6)。

ブロック別にみると、全市町村数に占める過疎関係市町村数の割合は、北海道(83.2%)、中国(73.8%)、四国(69.5%)の順に高い。

また、全人口に占める過疎地域に住む人口の割合についてみると、北海道(29.6%)、東北(23.7%)、九州(19.7%)、四国(19.4%)の順に高い(図表 2-1-7)。

図表 2-1-6 過疎地域の市町村数、人口、面積の割合が大きい都道府県、小さい都道府県

(単位:%)

順位		市町村数	割合			人口	割合			面積	割合	
1	島	根	県	100.0	秋	田	県	66.4	秋	田	県	92.3
2	鹿	児 島	県	95. 3	島	根	県	47.3	大	分	県	87.4
3	秋	田	県	92.0	大	分	県	39.0	島	根	県	85.4
4	大	分	県	88.9	岩	手	県	38.0	高	知	県	79.6
5	愛	媛	県	85.0	鹿	児 島	県	36. 5	北	海	道	78. 4
43	滋	賀	県	10.5	滋	賀	県	0.4	埼	玉	県	14.8
44	愛	知	県	9.3	埼	玉	県	0.2	千	葉	県	12.7
45	埼	玉	県	6.3	東	京	都	0.2	滋	賀	県	8.3
46	神	奈 川	県	3.0	神	奈 川	県	0.1	大	阪	府	2.0
47	大	阪	府	2.3	大	阪	府	0.1	神	奈 川	県	0.3

(備考) 1 市町村数は平成30年4月1日現在であり、過疎地域の市町村数は過疎関係市町村数による。

² 人口及び面積は平成27年国勢調査による。

図表 2-1-7 ブロック別過疎地域の市町村数、人口、面積

(単位:団体、千人、㎞、%、人/㎢)

通目	ш		中里	村数			\ \	П			垣	積		人口密度	密度
		全市町村	過疎地域	全国になった。	過疎地域の割合	全市町村	過疎地域	全国に	過疎地域の割合	全市町村	過疎地域	全国に	過疎地域の割合	全市町村	過疎地域
知 知		В	b	おいる構成比	b/a	С	q	おりる構成比	d / c	ө	f	おりる構成比	f / e	o / o	d / f
北海	泗	179	149	18.2	83. 2	5, 382	1,594	14.7	29.6	83, 424	65, 422	29. 0	78.4	99	24
K	기	257	152	18.6	59. 1	11, 287	2,674	24.6	23.7	79, 531	51, 918	23. 1	65.3	142	52
<u> </u>	₩	398	93	11.4	23.4	45,929	591	5.4	1.3	50, 456	16, 107	7.1	31.9	910	37
展	東	160	37	4.5	23.1	15,031	373	3.4	2.5	29, 346	11,512	5.1	39.2	512	32
壯	型	51	20	2.5	39.2	3,007	304	2.8	10.1	12,624	5, 135	2.3	40.7	238	59
归	縱	198	59	7.2	29.8	20,725	732	6.8	3.5	27, 351	11,882	5.3	43.4	758	62
#	H	107	62	9.7	73.8	7,438	1,201	11.1	16.1	31,922	21, 466	9.5	67.3	233	26
曰	H	95	99	8.1	69. 5	3,846	747	6.9	19.4	18,803	13,050	5.8	69.4	202	22
九	州	233	144	17.6	61.8	13,016	2, 561	23.5	19.7	42, 231	27,776	12. 3	65.8	308	92
走	縄	41	18	2.2	43.9	1,434	101	0.9	7.0	2, 281	1, 199	0.5	52.6	629	84
∜	H	1,719	817	100.0	47.5	127,095	10,879	100.0	8.6	377, 971	225, 468	100.0	59.7	336	48
					1	1		1							

(備考) 1 市町村数は平成30年4月1日現在。過疎地域の市町村数は過疎関係市町村数による。

² 人口及び面積は国勢調査による。

³ 東京都特別区は1団体とみなす。

2 他の地域振興関係法に基づく指定地域等との関係

過疎関係市町村 817 団体のうち、他の地域振興関係法に基づく指定地域等を区域内に有する市町村の割合をみると、「辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律」における辺地を有する市町村は 85.8%、「特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律」における特定農山村地域を含む市町村は 81.9%、「山村振興法」の振興山村地域を含む市町村は 69.8%、「豪雪地帯対策特別措置法」の豪雪地帯に指定されている市町村は 46.3%となっている。

また、各地域振興関係法による指定地域等を区域内に有する全市町村のうち、過疎地域市町村が 50%以上を占めるものは、振興山村 (77.7%)、「半島振興法」による半島振興対策実施地域 (74.2%)、辺地 (72.0%)、「特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法」の特殊土壌地帯 (71.3%)、豪雪地帯 (71.3%)、特定農山村地域 (69.8%)、「離島振興法」の離島振興対策実施地域 (69.6%)、「低開発地域工業開発促進法」による低開発地域 (59.2%) となっている (図表 2-1-8)。

図表 2-1-8 ブロック別過疎関係市町村の地域振興関係法に基づく指定状況

(単位:団体、%)

	区	分		過疎	特定農山村	山村	離島	半島	豪	雪	辺地	特土	低開発	リゾ	拠点都市
	北	海道		149	92	90	6	21	149	(81)	111	0	36	20	16
	東	北		152	132	124	5	16	131	(71)	138	0	38	19	58
调	関	東		93	83	77	4	5	22	(9)	76	0	10	22	22
過疎地域における指定数	東	海		37	36	34	1	14	9	(4)	32	1	5	7	18
域に	北	陸		20	20	18	1	9	20	(7)	19	0	8	3	11
こおこ	近	畿		59	55	48	0	32	13	(1)	50	2	12	16	22
ける	中	玉		79	77	63	20	7	34	(0)	74	57	27	12	30
指定	匹	玉		66	62	51	12	8	0	(0)	60	45	13	0	23
数	九	州		144	106	65	29	32	0	(0)	124	76	57	35	40
	沖	縄		18	6	0	0	0	0	(0)	17	0	0	0	7
		計	а	817	669	570	78	144	378	(173)	701	181	206	134	247
全国	におけ	る指定数	(b	817	959	734	112	194	532	(201)	968	254	348	271	502
全国域の		のうち過い	剌地 a/b	100.0	69.8	77. 7	69. 6	74. 2	71. 1	(86. 1)	72. 4	71. 3	59. 2	49. 4	49. 2
過味割合		ナる指定数 a/8	の 817	100.0	81. 9	69.8	9.5	17. 6	46. 3	(21. 2)	85. 8	22. 2	25. 2	16. 4	30. 2

(備考) 1 過疎地域は平成30年4月1日現在。

² 豪雪の()はうち特別豪雪地帯である。

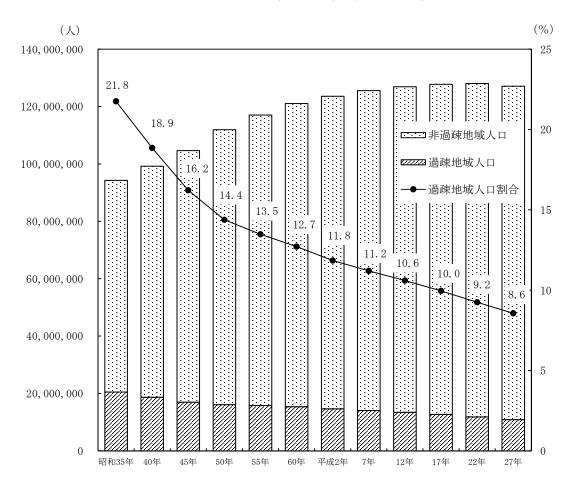
第2節 人口・世帯

1 過疎地域の人口動態

(1) 過疎地域の人口の推移

1) 過疎地域の人口の推移

我が国の総人口に対する過疎地域(平成30年4月1日現在)の人口の割合の推移をみると、過疎問題が顕在化し始めた昭和35年には、総人口9,430万人に対し過疎地域の人口は2,052万人、構成割合は21.8%であった。その後過疎地域の人口割合は減少し、平成27年には全国1億2,709万人に対し過疎地域1,088万人、8.6%となっている(図表2-2-1)。



図表 2-2-1 過疎・非過疎地域人口の推移

(備考) 1 国勢調査による。

2 過疎地域は、平成30年4月1日現在

(単位:千人、%)

		過疎地域	非過疎地域	過疎地域
年 次	総人口	人口	人口	人口割合
	a	b	a-b	b/a
昭和35年	94, 302	20, 515	73, 787	21.8
昭和40年	99, 209	18, 706	80, 503	18.9
昭和45年	104, 665	16, 976	87, 689	16. 2
昭和50年	111, 940	16, 098	95, 842	14.4
昭和55年	117, 060	15, 774	101, 286	13.5
昭和60年	121, 049	15, 385	105, 664	12.7
平成 2年	123, 611	14, 642	108, 969	11.8
平成 7年	125, 570	14, 066	111, 504	11.2
平成12年	126, 926	13, 453	113, 473	10.6
平成17年	127, 768	12, 720	115, 048	10.0
平成22年	128, 057	11, 842	116, 215	9. 2
平成27年	127, 095	10, 879	116, 216	8.6

_____ (備考) 1 国勢調査による。

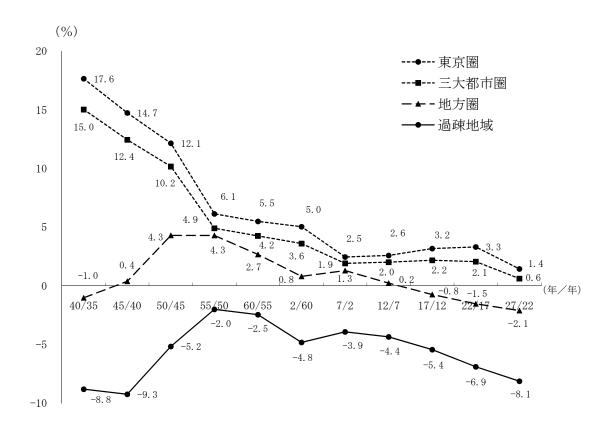
² 過疎地域は、平成30年4月1日現在。

2) 人口増減率の推移

過疎地域における人口減少率は、昭和 35 年~昭和 40 年が 8.8%、昭和 40 年~昭和 45 年 では 9.3%と著しかったが、その後鈍化し、昭和 50 年~昭和 55 年には 2.0%にまで改善さ れた。しかし、昭和 60 年~平成 2 年以降に再び増大し、平成 22 年~平成 27 年では 8.1%と なっている。

他方、三大都市圏における人口増加率は、昭和35年~昭和40年の15.0%から次第に縮小 し、平成22年~平成27年では0.6%となっている。また、地方圏においては、平成12年~ 平成17年以降、昭和35年~昭和40年以来の人口減少率となっている(図表2-2-2)。

図表 2-2-2 過疎地域、三大都市圏、地方圏等の人口増減率の推移



(備考) 1 国勢調査による。

- 2 過疎地域は、平成30年4月1日現在。
- 3 三大都市圏とは、東京圏(埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県の区域)、大阪圏(京都府、大阪府及び兵庫県の区域)、名古屋圏(岐阜県、愛知県及び三重県の区域)をいい、地方圏とは三大都市圏以外の区域をいう。

3) ブロック別にみた過疎地域の人口動向

ブロック別に過疎地域における人口動向をみると、全てのブロックで人口が減少しており、人口減少率のピークは、中国及び九州では昭和 35 年~40 年、四国では昭和 35 年~40 年及び昭和 40 年~45 年、北海道、関東、沖縄では昭和 40 年~45 年、その他のブロックでは平成 22 年~27 年となっている。ピーク時には 10%を超えたブロックが半数を占め、特に沖縄では昭和 40 年~45 年に 16.4%となり、大幅に人口が減少した。その後、人口減少率は鈍化傾向を示し、昭和 50 年~55 年には、1~4%台にまで改善したものの、昭和 60 年~平成 2 年には全ブロックで再び減少幅が拡大し、平成 7 年以降は拡大傾向にある(図表 2-2-3)。

図表 2-2-3 ブロック別過疎地域人口の推移

(人口) (単位:千人)

区分	昭和 35 年	昭和 40 年	昭和 45 年	昭和 50 年	昭和 55 年	昭和 60 年	平成 2 年	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年
北海道	3, 197	3, 007	2, 722	2, 518	2, 449	2, 349	2, 174	2,061	1, 959	1,848	1,720	1, 594
東北	4,660	4, 338	4, 039	3, 864	3, 812	3, 727	3, 577	3, 465	3, 335	3, 160	2, 945	2,674
関東	1, 171	1,069	966	914	883	862	830	799	756	711	654	591
東 海	760	695	631	606	581	560	532	510	484	453	416	373
北陸	531	497	461	451	443	436	417	398	377	356	331	304
近 畿	1, 207	1, 123	1, 052	1,031	1, 018	996	964	943	908	856	796	732
中 国	2, 296	2,040	1, 843	1, 757	1,720	1,686	1,612	1,546	1, 472	1, 389	1, 298	1, 201
四国	1,539	1, 376	1, 230	1, 167	1, 140	1, 106	1,046	994	943	884	817	747
九州	4, 985	4, 405	3, 900	3, 672	3, 611	3, 548	3, 378	3, 241	3, 109	2, 952	2, 762	2, 561
沖縄	170	156	130	120	118	117	113	111	110	109	104	101
計	20, 515	18, 706	16, 976	16, 098	15, 774	15, 385	14, 642	14, 066	13, 453	12, 720	11,842	10, 879

(人口増減率) (単位:%)

	H 1/2 1 /											, ,	
区 分	S40/35	45/40	50/45	55/50	60/55	H2/60	7/2	12/7	17/12	22/17	27/22	H27/S35	H27/S45
北海道	-5.9	-9.5	-7. 5	-2.7	-4.1	-7.4	-5.2	-4.9	-5. 7	-6.9	-7. 3	-50.1	-41. 4
東北	-6. 9	-6.9	-4.3	-1.3	-2.2	-4.0	-3. 1	-3.7	-5.2	-6.8	-9.2	-42.6	-33.8
関東	-8. 7	-9.6	-5. 4	-3. 4	-2.4	-3.7	-3.7	-5.3	-6.0	-8.0	-9.5	-49.5	-38.8
東 海	-8. 5	-9.2	-4. 1	-4. 1	-3.5	-4.9	-4.3	-5.1	-6.2	-8.3	-10. 2	-50.9	-40. 9
北陸	-6. 3	-7.3	-2. 1	-1.9	-1.5	-4.4	-4.6	-5.3	-5.4	-7.2	-8.0	-42.7	-34. 0
近 畿	-6. 9	-6.3	-2.0	-1.3	-2.1	-3.3	-2. 2	-3.7	-5.7	-7.0	-8.1	-39.4	-30. 5
中 国	-11.2	-9.7	-4.7	-2.1	-2.0	-4.4	-4. 1	-4.8	-5.7	-6. 5	-7.5	-47.7	-34.8
四 国	-10.6	-10.6	-5. 2	-2.3	-3.0	-5.5	-4.9	-5.1	-6.3	-7.6	-8.5	-51.4	-39. 3
九州	-11.6	-11. 4	-5. 9	-1.7	-1.8	-4.8	-4. 1	-4.1	-5.0	-6.4	-7.3	-48.6	-34. 3
沖縄	-8.3	-16. 4	-8. 2	-1. 1	-1.1	-3.8	-1.5	-1.0	-0.7	-4.4	-3.0	-40.6	-22. 5
計	-8.8	-9.2	-5. 2	-2.0	-2.5	-4.8	-3.9	-4.4	-5.4	-6.9	-8. 1	-47.0	-35.9

(備考) 1 国勢調査による。

2 過疎地域は、平成30年4月1日現在。

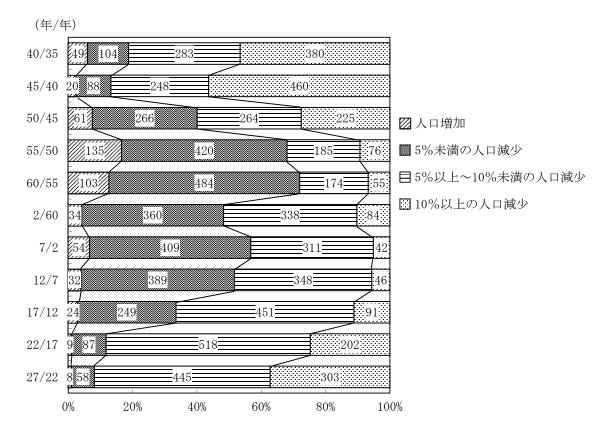
4) 過疎関係市町村の人口増減の動向

(人口増減の段階別市町村割合)

人口増減の段階別に過疎関係市町村数をみると、人口増加団体は昭和 40 年~45 年の 20 団体から昭和 50 年~55 年に 135 団体まで増加したが、昭和 60 年~平成 2 年には 34 団体に減少し、平成 22 年~27 年には 8 団体となり過疎関係市町村全体の 1.0%となっている。

一方、人口が 5 年間で 10%以上減少した団体は、昭和 40 年~45 年の 460 団体をピーク に昭和 55 年~60 年には 55 団体までに減少したが、平成 22 年~27 年には 303 団体となり、過疎関係市町村全体の 37.2%を占めている。

平成22年~27年の人口増減率をみると、5%以上減少した団体が748団体であり、全体の9割強を占めている(図表2-2-4、図表2-2-5)。



図表 2-2-4 人口増減率の段階別過疎関係市町村数の推移

(備考) 1 国勢調査による。

- 2 過疎地域は、平成30年4月1日現在であり、一部過疎市町村については、一部過疎地域内の人口による。
- 3 平成7年~平成12年、平成12年~平成17年は、噴火のため全島避難していた東京都三宅村を除く。
- 4 平成 22 年~平成 27 年は、東日本大震災により町村全域に避難指示が出ていた福島県浪江町、葛尾村、飯舘村を 除く
- 5 分村合併後に2市町の一部過疎地域となった山梨県上九一色村は、昭和35年から平成17年までの国勢調査において、各地域内のデータが取得できないため、1団体として算出。

図表 2-2-5 人口減少率の段階別過疎関係市町村数

(単位:団体、%)

	区分	40/35	45/40	50/45	55/50	60/55	2/60	7/2	12/7	17/12	22/17	27/22
	40%~	3	3	5	0	0	0	0	0	0	0	0
		(0.4)	(0.4)	(0.6)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)
	30%~	10	9	7	0	0	2	0	0	1	0	0
減	30 %	(1.2)	(1.1)	(0.9)	(0.0)	(0.0)	(0.2)	(0.0)	(0.0)	(0.1)	(0.0)	(0.0)
	050/ -	11	21	8	0	1	2	1	0	2	1	5
	25%~	(1.3)	(2.6)	(1.0)	(0.0)	(0.1)	(0.2)	(0.1)	(0.0)	(0.2)	(0.1)	(0.6)
	220/	26	38	17	5	2	5	1	1	5	4	5
	20%~	(3. 2)	(4.7)	(2.1)	(0.6)	(0.2)	(0.6)	(0.1)	(0.1)	(0.6)	(0.5)	(0.6)
	. = 0 /	69	126	36	15	2	9	4	6	2	22	40
	15%~	(8.5)	(15. 4)	(4.4)	(1.8)	(0.2)	(1.1)	(0.5)	(0.7)	(0.2)	(2.7)	(4.9)
		261	263	152	56	50	66	36	39	81	175	253
	10%~	(32.0)	(32. 2)	(18.6)	(6.9)	(6. 1)	(8.1)	(4.4)	(4.8)	(9.9)	(21.4)	(31. 1)
	=0/	283	248	264	185	174	338	311	348	451	518	445
	5%∼	(34.7)	(30.4)	(32.4)	(22.7)	(21.4)	(41.4)	(38. 1)	(42.7)	(55.3)	(63.5)	(54. 7)
少	-0/	104	88	266	420	484	360	409	389	249	87	58
	0%~	(12.7)	(10.8)	(32.6)	(51. 5)	(59. 2)	(44. 1)	(50.1)	(47.7)	(30.6)	(10.7)	(7. 1)
	. =1	767	796	755	681	713	782	762	783	791	807	808
	小 計	(94. 0)	(97. 5)	(92.5)	(83. 5)	(87. 4)	(95.8)	(93.4)	(96. 1)	(97. 1)	(98. 9)	(99. 0)
		49	20	61	135	103	34	54	32	24	9	8
増	加	(6.0)	(2.5)	(7.5)	(16. 5)	(12. 6)	(4. 2)	(6.6)	(3.9)	(2.9)	(1.1)	(1.0)
		816	816	816	816	816	816	816	815	815	816	814
	計	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)

(備考) 1 国勢調査による。

- 2 過疎地域は、平成30年4月1日現在であり、一部過疎市町村については、一部過疎区域内の人口による。
- 3 平成7年~平成12年、平成12年~平成17年は、噴火のため全島避難していた東京都三宅村を除く。
- 4 平成 22 年~平成 27 年は、東日本大震災により町村全域に避難指示が出ていた福島県浪江町、葛尾村、飯舘村を除く。
- 5 分村合併後に 2 市町の一部過疎地域となった山梨県上九一色村は、昭和 35 年から平成 17 年までの国勢調査において、各地域内のデータが取得できないため、1 団体として算出。
- 6 ()は構成比である。

5) 近年の人口増加市町村の人口増加要因

平成22年から平成27年までにかけて人口が増加している過疎関係市町村は、8団体であった。これらの市町村に人口増加の主な要因を聞き取りなどにより調査したところ、「自然環境等を求めての移住・UJIターン」や「地元の創意工夫による独自の活性化施策による人口定住」などが要因として挙げられた。

なお、人口が増加した過疎関係市町村数は、平成 12 年から平成 17 年までにかけては 24 団体であったが、その後は減少を続けており、過疎地域を取り巻く状況は一層厳しい状況となっている(図表 2-2-6)。

図表 2-2-6 人口が増加した過疎関係市町村における人口増加要因

(単位:団体、%)

			(TE · DF / 70)
項目	H12~H17 人口増加	H17~H22 人口増加	H22~H27 人口増加
項 目 目	市町村(24 団体)	市町村(9団体)	市町村(8団体)
1 企業立地、企業誘致等による就業の場	1	1	0
の拡大	(4.0)	(11. 1)	(0.0)
0 炼1%克类公克莱 1单加	0	0	0
2 第1次産業従事者の定着、増加	(0.0)	(0.0)	(0.0)
3 地元の創意工夫による独自の活性化施	2	0	2
策による人口定住	(8.0)	(0.0)	(25. 0)
4 宅地分譲、公営住宅建設等の住宅整備	5	2	0
4 七地分談、公宮住七建設等の住七堂佣	(20.0)	(22. 2)	(0.0)
5 生活環境整備の充実	0	1	1
3 生自尿児童哺の元夫	(0.0)	(11. 1)	(12. 5)
6 寿命の伸長等による自然増加	0	0	0
0 分明の仲及寺による日然相加	(0.0)	(0.0)	(0.0)
7 自然環境等を求めての移住・UJI	7	0	4
ターン	(28.0)	(0.0)	(50.0)
8 交通体系の整備による近郊都市	2	0	0
の通勤圏化、ベッドタウン化	(8.0)	(0.0)	(0.0)
9 学校等公共施設の開設に伴う教職員、	0	0	0
学生の居住	(0.0)	(0.0)	(0.0)
10 病院、老人ホーム等の医療・厚生福祉	1	0	0
施設の入院・入所者、職員の増加	(4.0)	(0.0)	(0.0)
11 公共事業等工事関係者の一時的	3	2	0
流入	(12.0)	(22. 2)	(0.0)
 12 宗教団体の進出	0	0	0
15 WAYTH. 12 WAY	(0.0)	(0.0)	(0.0)
13 その他	4	3	1
10 C 27 IE	(16.0)	(33.3)	(12. 5)

(備考) 1 総務省調べ。人口増加市町村数は調査時点のもの。

- 2 H12~H17 についての過疎地域は、過疎地域自立促進特別措置法に基づく (平成19年4月1日現在 737団体(噴火のため全島避難していた東京都三宅村を除く。))。
- 3 H17~H22 についての過疎地域は、過疎地域自立促進特別措置法に基づく (平成 28 年 4 月 1 日現在 797 団体)
- 4 H22~H27 についての過疎地域は、過疎地域自立促進特別措置法に基づく (平成30年4月1日現在 814団体(東日本大震災により町村全域に避難指示が出ていた福島県浪江町、葛尾村、飯舘村を除く。))。
- 5 一部過疎地域については、その区域の人口に基づく。

(2) 社会増減と自然増減

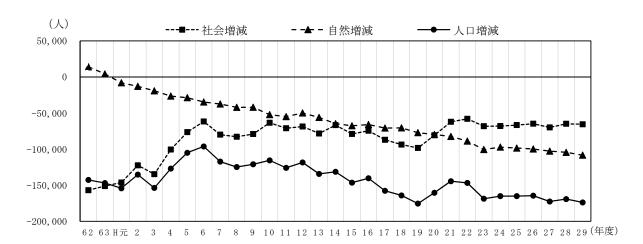
1) 人口増減の要因:社会増減と自然増減

過疎地域における近年の人口増減の推移をみると、昭和 62 年度から平成元年度までは減少幅が拡大傾向であったが、平成2年度から平成6年度にかけては縮小した。平成7年度以降は、平成19年度から平成21年度までを除き、再び緩やかな拡大傾向となっている。

人口増減を社会増減と自然増減に分解すると、社会増減については、平成3年度までは年間12万人から15万人の間で減少し、平成4年度以降は減少幅が縮小したものの、年間5~10万人前後で推移している。

一方、自然増減をみると、昭和 62 年度の約 1.4 万人増から年々減少しており、平成元年度には自然増から自然減に転じ、平成 13 年度以降は年間 5 万人以上の自然減となっている。

また、過疎地域の人口増減の要因を社会増減及び自然増減の寄与率からみると、昭和63年度以前は自然増を上回る社会減による人口減少、平成元年度以降は社会減と自然減の両方が人口減少の要因となっており、平成21年度以降、自然減の寄与率が社会減の寄与率を上回っていることが分かる(図表2-2-7)。



図表 2-2-7 過疎地域における人口増減(社会増減と自然増減)の推移

(単位:人、%)

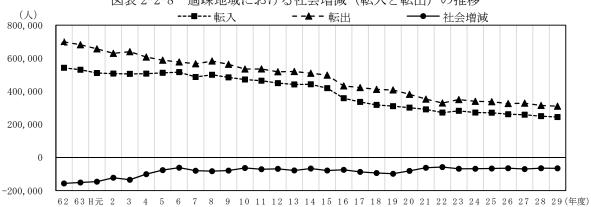
年 度	社会増減	自然増減	人口増減	社会増減寄与率	自然増減寄与率
十 及	a	b	c=a + b	a/c	b/c
昭和62年度	-156, 783	14, 161	-142, 622	110	-10
昭和63年度	-151, 133	4, 253	-146, 880	103	-3
平成元年度	-146, 156	-8, 020	-154, 176	95	5
平成 2年度	-122, 356	-12, 910	-135, 266	90	10
平成 3年度	-134, 585	-19, 120	-153, 705	88	12
平成 4年度	-100, 503	-26, 454	-126, 957	79	21
平成 5年度	-76, 331	-28, 630	-104, 961	73	27
平成 6年度	-61, 631	-34, 595	-96, 226	64	36
平成 7年度	-79, 832	-37, 402	-117, 234	68	32
平成 8年度	-82, 768	-41, 964	-124, 732	66	34
平成 9年度	-79, 007	-41, 934	-120, 941	65	35
平成10年度	-63, 356	-52, 170	-115, 526	55	45
平成11年度	-71,007	-54, 827	-125, 834	56	44
平成12年度	-68, 603	-49, 826	-118, 429	58	42
平成13年度	-78, 209	-56, 043	-134, 252	58	42
平成14年度	-66, 703	-64, 654	-131, 357	51	49
平成15年度	-78, 846	-67, 517	-146, 363	54	46
平成16年度	-74, 492	-65, 819	-140, 311	53	47
平成17年度	-86, 988	-70, 686	-157, 674	55	45
平成18年度	-93, 616	-70, 467	-164, 083	57	43
平成19年度	-98, 285	-77, 115	-175, 400	56	44
平成20年度	-80, 721	-79, 657	-160, 378	50	50
平成21年度	-62, 069	-82, 317	-144, 386	43	57
平成22年度	-57, 935	-88, 819	-146, 754	39	61
平成23年度	-68, 174	-100, 478	-168, 652	40	60
平成24年度	-67, 949	-97, 113	-165, 062	41	59
平成25年度	-66, 594	-98, 445	-165, 039	40	60
平成26年度	-64, 707	-99, 744	-164, 451	39	61
平成27年度	-69, 842	-102, 686	-172, 528	40	60
平成28年度	-64, 792	-104, 350	-169, 142	38	62
平成29年度	-65, 474	-108, 290	-173, 764	38	62

(備考) 1 総務省「住民基本台帳人口要覧」による。

² 過疎地域は、平成30年4月1日現在であり、データの取得ができない一部過疎地域を含まない。

2) 社会増減:転入と転出

過疎地域における転入・転出の動向をみると、転入者数と転出者数ともに緩やかに減少している(図表 2-2-8)。



図表 2-2-8 過疎地域における社会増減(転入と転出)の推移

(単位:人)

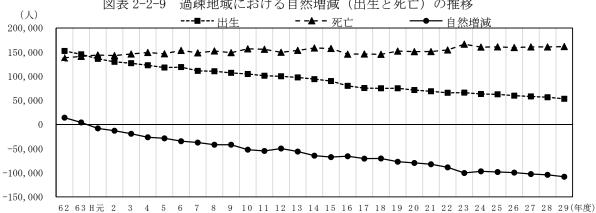
年度	転 入	転 出	社会増減
年 岌	а	b	a - b
昭和62年度	542, 228	699, 011	-156, 783
昭和63年度	530, 599	681, 732	-151, 133
平成元年度	510, 802	656, 958	-146, 156
平成 2年度	507, 439	629, 795	-122, 356
平成 3年度	505, 431	640, 016	-134, 585
平成 4年度	506, 879	607, 382	-100, 503
平成 5年度	512, 023	588, 354	-76, 331
平成 6年度	515, 980	577, 611	-61, 631
平成 7年度	486, 910	566, 742	-79, 832
平成 8年度	500, 301	583, 069	-82, 768
平成 9年度	484, 407	563, 414	-79, 007
平成10年度	471, 586	534, 942	-63, 356
平成11年度	464, 275	535, 282	-71, 007
平成12年度	449, 687	518, 290	-68, 603
平成13年度	441, 843	520, 052	-78, 209
平成14年度	442, 632	509, 335	-66, 703
平成15年度	419, 099	497, 945	-78, 846
平成16年度	358, 381	432, 873	-74, 492
平成17年度	335, 974	422, 962	-86, 988
平成18年度	317, 998	411, 614	-93, 616
平成19年度	310, 314	408, 599	-98, 285
平成20年度	301, 303	382, 024	-80, 721
平成21年度	291, 082	353, 151	-62, 069
平成22年度	271, 536	329, 471	-57, 935
平成23年度	282, 185	350, 359	-68, 174
平成24年度	271, 750	339, 699	-67, 949
平成25年度	270, 696	337, 290	-66, 594
平成26年度	261, 607	326, 314	-64, 707
平成27年度	258, 686	328, 528	-69, 842
平成28年度	249, 932	314, 724	-64, 792
平成29年度	244, 694	310, 168	-65, 474

(備考) 1 総務省「住民基本台帳人口要覧」による。

2 過疎地域は、平成30年4月1日であり、データの取得できない一部過疎地域を含まない。

3) 自然増減:出生と死亡

過疎地域における出生・死亡の動向をみると、出生者数はほぼ一貫して減少している。一 方、死亡者数は近年16万人前後で推移している(図表2-2-9)。



図表 2-2-9 過疎地域における自然増減(出生と死亡)の推移

(単位:人)

年度	出生	死 亡	自然増減
平 及	а	b	a - b
昭和62年度	152, 440	138, 279	14, 161
昭和63年度	145, 422	141, 169	4, 253
平成元年度	136, 043	144, 063	-8, 020
平成 2年度	129, 946	142, 856	-12, 910
平成 3年度	127, 050	146, 170	-19, 120
平成 4年度	122, 742	149, 196	-26, 454
平成 5年度	118, 011	146, 641	-28, 630
平成 6年度	118, 984	153, 579	-34, 595
平成 7年度	111, 151	148, 553	-37, 402
平成 8年度	110, 407	152, 371	-41, 964
平成 9年度	106, 965	148, 899	-41, 934
平成10年度	104, 727	156, 897	-52, 170
平成11年度	101, 125	155, 952	-54, 827
平成12年度	99, 904	149, 730	-49, 826
平成13年度	97,600	153, 643	-56, 043
平成14年度	93, 994	158, 648	-64, 654
平成15年度	90, 062	157, 579	-67, 517
平成16年度	80, 039	145, 858	-65, 819
平成17年度	75, 472	146, 158	-70, 686
平成18年度	74, 976	145, 443	-70, 467
平成19年度	75, 047	152, 162	-77, 115
平成20年度	71, 415	151, 072	-79, 657
平成21年度	68, 880	151, 197	-82, 317
平成22年度	65, 693	154, 512	-88, 819
平成23年度	66, 021	166, 499	-100, 478
平成24年度	63, 289	160, 402	-97, 113
平成25年度	62, 554	160, 999	-98, 445
平成26年度	59, 765	159, 509	-99, 744
平成27年度	58, 144	160, 830	-102, 686
平成28年度	56, 459	160, 809	-104, 350
平成29年度	53, 241	161, 531	-108, 290

(備考) 1 総務省「住民基本台帳人口要覧」による。

2 過疎地域は、平成30年4月1日であり、データの取得できない一部過疎地域を含まない。

2 過疎地域の人口構成

(1) 男女別人口

過疎地域における男女別人口の推移をみると、一貫して女性の数が男性の数より多い傾向は全国と同様であるが、女性の構成比は常に全国より高く、平成27年では全国の51.3%に対して52.6%となっている。

また、過疎地域における男女別の人口増減率の推移をみると、昭和 45 年から昭和 55 年を除き男性の減少率が女性を上回っていたが、平成 22 年から平成 27 年には再び女性の減少率が男性を上回っている。(図表 2-2-10)。

図表 2-2-10 男女別人口の推移

(人口)

(単位:千人、%)

		昭和	昭和	昭和	昭和	昭和	昭和	平成	平成	平成	平成	平成	平成
区分	Ì	35 年	40年	45 年	50年	55 年	60年	2年	7年	12 年	17年	22 年	27 年
	男	9, 994	9, 018	8, 103	7, 704	7, 573	7, 371	6, 968	6, 685	6, 382	6, 013	5, 591	5, 152
過疎	ħ	(48. 7)	(48. 2)	(47.7)	(47.9)	(48. 0)	(47. 9)	(47. 6)	(47.5)	(47.4)	(47. 3)	(47. 2)	(47.4)
地域	女	10, 521	9, 688	8, 873	8, 394	8, 201	8, 015	7, 674	7, 381	7,070	6, 707	6, 251	5, 727
	女	(51.3)	(51.8)	(52. 3)	(52.1)	(52.0)	(52. 1)	(52. 4)	(52. 5)	(52.6)	(52.7)	(52.8)	(52.6)
	男	46, 300	48, 692	51, 369	55, 091	57, 594	59, 497	60, 697	61, 574	62, 111	62, 349	62, 328	61, 842
人 団	#	(49. 1)	(49. 1)	(49. 1)	(49. 2)	(49. 2)	(49. 2)	(49. 1)	(49.0)	(48.9)	(48.8)	(48.7)	(48.7)
全 国		48,001	50, 517	53, 296	56, 849	59, 467	61, 552	62, 914	63, 996	64, 815	65, 419	65, 730	65, 253
	女	(50.9)	(50.9)	(50.9)	(50.8)	(50.8)	(50.8)	(50.9)	(51.0)	(51.1)	(51. 2)	(51.3)	(51.3)

(人口増減率)

(単位:%)

区 分		40/35	45/40	50/45	55/50	60/55	2/60	7/2	12/7	17/12	22/17	27/22
過疎地域	男	△9.8	△10. 1	△4. 9	△1.7	△2. 7	△5.5	△4. 1	△4. 5	△5.8	△7. 0	△7.8
	女	△7. 9	△8. 4	△5. 4	△2.3	△2. 3	△4. 3	△3.8	△4. 2	△5.1	△6.8	△8.3
△ □	男	5. 2	5. 5	7. 2	4. 5	3. 3	2. 0	1. 4	0. 9	0. 4	△0.0	△0.8
全国	女	5. 2	5. 5	6. 7	4.6	3.5	2. 2	1. 7	1.3	0.9	0.5	△0. 7

- (備考) 1 国勢調査による。
 - 2 過疎地域は、平成30年4月1日現在。
 - 3 ()は構成比である。

(2) 未婚者数

平成 27 年国勢調査における 25 歳~39 歳人口に占める未婚者の割合を男女別にみると、男性については、過疎地域は 50.6%と全国の 47.4%に対して 3.2 ポイント高くなっている一方で、女性については、過疎地域は 35.4%と全国の 37.0%に対して 1.6 ポイント低くなっている。

また、25 歳 \sim 39 歳における未婚女性 1 人に対する未婚男性の数は、過疎地域は 1.51 人であり、全国の 1.31 人を上回っている(図表 2-2-11)。

図表 2-2-11 男女別未婚者数

(単位:千人、%)

			男			女	
×	分 分	総数	未婚者数	未婚率	総数	未婚者数	未婚率
		a	b	b/a	a	b	b/a
	15 歳以上総数	4, 073	1, 108	27. 2	4, 624	770	16. 7
過	20~24 歳	150	138	92. 0	140	121	86.4
疎	25~29 歳	181	129	71. 3	168	95	56. 5
地	30~34 歳	217	106	48.8	206	68	33.0
域	35~39 歳	254	96	37.8	241	56	23. 2
	25~39 歳	652	330	50.6	615	218	35. 4
	15 歳以上総数	52, 880	16, 324	30. 9	56, 874	12, 918	22.7
全	20~24 歳	3, 046	2, 756	90. 5	2, 922	2, 572	88.0
	25~29 歳	3, 256	2, 223	68. 3	3, 154	1, 853	58.8
	30~34 歳	3, 685	1,649	44. 7	3, 606	1, 211	33.6
国	35~39 歳	4, 204	1, 416	33. 7	4, 112	960	23.3
	25~39 歳	11, 145	5, 287	47. 4	10, 872	4, 024	37.0

(備考) 1 平成27年国勢調査による。

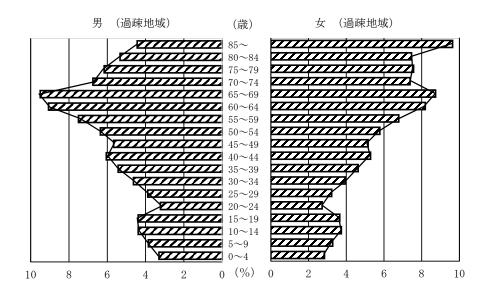
2 過疎地域は、平成30年4月1日現在であり、一部過疎地域を含まない。

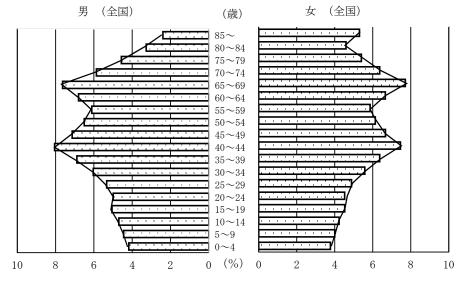
(3) 年齢階層別人口

1) 過疎地域と全国の比較

過疎地域と全国における年齢階層別の人口構成を平成27年国勢調査人口で比較すると、 過疎地域は、男女ともに55歳以上の各区分の構成が全国より高く、0歳から54歳の各区 分で全国より低くなっている(図表2-2-12)。

図表 2-2-12 男女別・年齢階層別の人口構成





(備考) 1 平成27年国勢調査による。

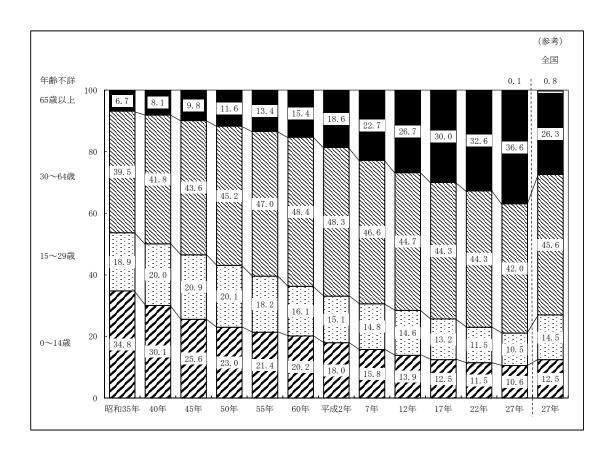
2 過疎地域は、平成30年4月1日現在。

2) 年齢階層別人口の推移

過疎地域の昭和 35 年から平成 27 年までの年齢階層別人口の推移をみると、0 歳~14 歳の階層は 714 万 5 千人から 115 万 7 千人と大幅に減少 (83.8%減) し、構成比も 34.8%から 10.6%に大きく減少している。また、15 歳~29 歳の階層についても、この期間に 388 万 5 千人から 113 万 9 千人に減少 (70.7%減) しており、構成比をみると、平成 27 年では全国が 14.5%であるのに対し、過疎地域は 10.5%となっている。

また、生産年齢人口である 15 歳~64 歳の階層は、この期間に 1,198 万 5 千人から 571 万人に減少 (52.4%減) している。

一方、65 歳以上の高齢者階層については、この期間に 138 万 4 千人から 398 万 5 千人と大幅に増加(187.9%増)し、構成比も 6.7%から 36.6%へと上昇しており、全国における構成比(26.3%)を 10.3 ポイント上回っている(図表 2-2-13、図表 2-2-14)。

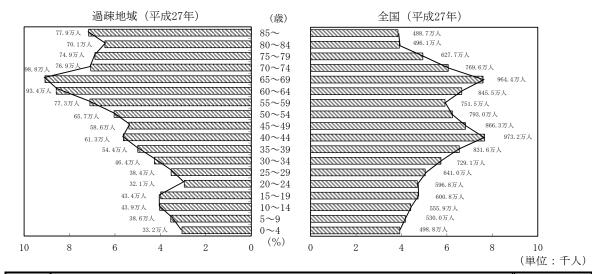


図表 2-2-13 過疎地域の年齢階層別人口構成比の推移

(備考) 1 国勢調査による。

2 過疎地域は、平成30年4月1日現在。

図表 2-2-14 年齢階層別人口及び構成比



					過	疎	地	域					全	玉
区 分	昭和3	5 年	昭和5	0 年	平成	2年	平成	12年	平成 2	2年	平成:	27 年	平成 2	7年
	人口	構成比	人口	構成比	人口	構成比	人口	構成比	人口	構成比	人口	構成比	人口	構成比
0~4	1, 974	9.6	1149	7. 1	729	5. 0	527	3. 9	387	3. 3	332	3. 1	4, 988	3. 9
5~9	2, 342	11. 4	1178	7. 3	895	6. 1	615	4.6	450	3.8	386	3. 5	5, 300	4. 2
10~14	2, 829	13.8	1375	8. 5	1017	6. 9	732	5. 4	519	4. 4	439	4.0	5, 599	4. 4
(0~14)	(7, 145)	(34. 8)	(3, 703)	(23. 0)	(2, 641)	(18.0)	(1, 873)	(13. 9)	(1, 356)	(11.5)	(1, 157)	(10.6)	(15, 887)	(12.5)
15~19	1, 584	7. 7	1171	7. 3	921	6. 3	728	5. 4	500	4. 2	434	4. 0	6, 008	4. 7
20~24	1, 234	6. 0	951	5. 9	576	3. 9	566	4. 2	386	3. 3	321	3. 0	5, 968	4. 7
25~29	1,066	5. 2	1119	7. 0	707	4.8	668	5. 0	479	4. 0	384	3. 5	6, 410	5. 0
(15~29)	(3, 885)	(18. 9)	(3, 241)	(20. 1)	(2, 204)	(15. 1)	(1, 963)	(14. 6)	(1, 365)	(11.5)	(1, 139)	(10.5)	(18, 386)	(14.5)
30~34	1, 200	5.8	953	5. 9	832	5. 7	630	4. 7	561	4. 7	464	4. 3	7, 291	5. 7
35~39	1, 420	6. 9	1,063	6.6	1015	6. 9	702	5. 2	631	5. 3	544	5. 0	8, 316	6. 5
40~44	1, 441	7. 0	1, 249	7.8	1094	7. 5	821	6. 1	604	5. 1	613	5. 6	9, 732	7. 7
45~49	1, 230	6.0	1, 268	7. 9	901	6. 2	990	7. 4	673	5. 7	586	5. 4	8, 663	6.8
50~54	1, 028	5. 0	1,062	6.6	983	6. 7	1,064	7. 9	792	6. 7	657	6.0	7, 930	6. 2
55~59	944	4.6	877	5. 4	1128	7. 7	872	6. 5	957	8. 1	773	7. 1	7, 515	5. 9
60~64	836	4. 1	810	5. 0	1120	7. 6	937	7. 0	1,027	8. 7	934	8.6	8, 455	6. 7
(30~64)	(8, 101)	(39. 5)	(7, 281)	(45. 2)	(7, 072)	(48. 3)	(6, 016)	(44. 7)	(5, 244)	(44.3)	(4, 571)	(42.0)	(57, 903)	(45. 6)
(15~64)	(11, 986)	(58. 4)	(10, 522)	(65. 4)	(9, 276)	(63.4)	(7, 979)	(59. 3)	(6, 609)	(55.8)	(5, 710)	(52. 5)	(76, 289)	(60.0)
65~69	535	2.6	688	4. 3	908	6. 2	1,036	7. 7	825	7. 0	988	9. 1	9, 644	7. 6
70~74	404	2.0	542	3. 4	694	4. 7	976	7. 3	841	7. 1	769	7. 1	7, 696	6. 1
75~79	251	1. 2	363	2. 3	549	3. 7	727	5. 4	856	7. 2	749	6. 9	6, 277	4. 9
80~84	132	0.6	187	1. 2	346	2. 4	462	3. 4	702	5. 9	701	6.4	4, 961	3. 9
85~	63	0.3	93	0.6	225	1.5	397	3. 0	643	5. 4	779	7. 2	4, 887	3.8
(65~)	(1, 384)	(6. 7)	(1, 873)	(11.6)	(2, 723)	(18.6)	(3, 597)	(26. 7)	(3, 866)	(32. 6)	(3, 985)	(36. 6)	(33, 465)	(26. 3)
年齡不詳	0	0.0	1	0.0	3	0.0	3	0.0	11	0.1	27	0.2	1, 454	1. 1
合 計	20, 515	100.0	16, 099	100.0	14, 643	100.0	13, 452	100.0	11, 842	100.0	10, 879	100.0	127, 095	100.0

⁽備考) 1 国勢調査による。

² 過疎地域は、平成30年4月1日現在。

3) コーホート人口の増減

図表 2-2-15 及び図表 2-2-16 は、人口の動向をコーホート(同一年齢階層区分に属する出生者集団)により示したものである。

これによると、過疎地域には、次のような特色がある。

第一に、全ての期間で15~19歳及び20~24歳の区分の人口減少率が20~30%前後と著しく拡大している。つまり、前回国勢調査時に10~14歳もしくは15~19歳であった者が、その次の国勢調査時には著しく減少していることとなる。これは、中学校卒業者や高等学校等卒業者が、進学や就職を機に郷里である過疎地域を転出することが推測される。

図表 2-2-15 コーホート人口増減率

(1) 過疎地域

(単位:%)

年齢区分	50年/45年	55年/50年	60年/55年	2年/60年	7年/2年	12年/7年	17年/12年	22年/17年	27年/22年
5~ 9歳	△ 1.9	2. 1	0. 9	△ 1.0	1. 3	1. 6	0. 7	△ 0.9	△ 0.4
10~14 歳	△ 3.5	△ 0.6	△ 0.8	△ 2.0	△ 1.1	△ 0.8	△ 1.5	△ 2.2	△ 2.4
15~19 歳	△32.0	△24. 7	△20. 4	△20.8	△18.4	△17. 7	△17.8	△17. 4	△16.3
20~24 歳	△34. 3	△32. 3	△34. 3	△38. 2	△32. 1	△31.8	△33. 1	△35.8	△35.8
25~29 歳	△ 0.8	9. 9	8. 9	4. 0	9. 4	6. 9	3. 1	△ 1.7	△ 0.5
30~34 歳	△ 2.2	1. 4	△ 0.3	△ 3.6	△ 0.4	0.0	△ 2.8	△ 3.9	△ 3.2
35~39 歳	△ 3.1	0. 1	△ 0.5	△ 2.6	△ 0.3	△ 0.3	△ 2.1	△ 2.9	△ 3.0
40~44 歳	△ 3.9	△ 1.7	△ 2.1	△ 3.1	△ 1.0	△ 1.0	△ 1.9	△ 2.1	△ 2.8
45~49 歳	△ 3.8	△ 2.7	△ 2.6	△ 3.5	△ 1.4	△ 1.4	△ 2.0	△ 2.2	△ 2.9
50~54 歳	△ 5.7	△ 3.3	△ 3.0	△ 3.5	△ 1.5	△ 1.4	△ 1.5	△ 1.6	△ 2.3
55~59 歳	△ 6.8	△ 4.5	△ 4.3	△ 4.2	△ 2.4	△ 1.8	△ 1.8	△ 1.8	△ 2.3
60~64 歳	△ 6.2	△ 5.6	△ 4.6	△ 4.6	△ 3.5	△ 2.3	△ 1.7	△ 1.8	△ 2.4

(備考)1 国勢調査による。

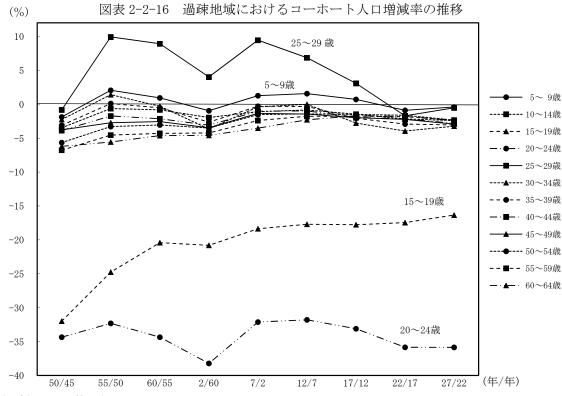
- 2 過疎地域は、平成30年4月1日現在。
- 3 コーホート人口については、図表 2-2-16 の備考 3 を参照。

(2) 非過疎地域

(単位:%)

年齢区分	50年/45年	55年/50年	60年/55年	2年/60年	7年/2年	12 年/7 年	17年/12年	22年/17年	27年/22年
5~ 9歳	0. 7	0.1	0. 1	0. 2	0. 7	0. 3	0. 4	0. 2	0.1
10~14 歳	0. 9	0.4	0.2	0. 2	0.3	0. 2	0.0	0. 1	0.5
15~19 歳	8. 3	4.8	3.3	2. 3	2. 9	2. 5	2. 6	2. 9	3. 2
20~24 歳	5. 2	4.0	3.9	2. 2	2. 0	1.6	1. 5	1.2	1.5
25~29 歳	0.8	△ 1.5	△ 1.3	△ 2.1	△ 0.8	△ 1.6	△ 2.0	△ 0.7	△ 0.2
30~34 歳	1. 5	△ 0.4	0.2	△ 0.1	0.8	△ 0.1	△ 0.2	1. 1	0.2
35~39 歳	0.2	△ 0.5	△ 0.3	△ 0.3	0.5	△ 0.1	△ 0.3	0.6	△ 0.1
40~44 歳	0.0	△ 0.9	△ 0.6	△ 0.5	0.2	△ 0.2	△ 0.3	0.2	△ 0.4
45~49 歳	0.3	△ 1.4	△ 1.0	△ 1.0	△ 0.3	△ 0.9	△ 0.8	△ 0.4	△ 0.8
50~54 歳	△ 1.6	△ 2.0	△ 1.8	△ 1.6	△ 1.0	△ 1.7	△ 1.3	△ 1.0	△ 1.2
55~59 歳	△ 2.7	△ 2.5	△ 2.5	△ 2.3	△ 1.6	△ 2.1	△ 1.8	△ 1.5	△ 1.6
60~64 歳	△ 3.3	△ 4.2	△ 3.5	△ 3.4	△ 3.2	△ 2.8	△ 2.2	△ 2.2	△ 2.4

- (備考)1 国勢調査による。
 - 2 過疎地域は、平成30年4月1日現在。
 - 3 コーホート人口については、図表 2-2-16 の備考3を参照。



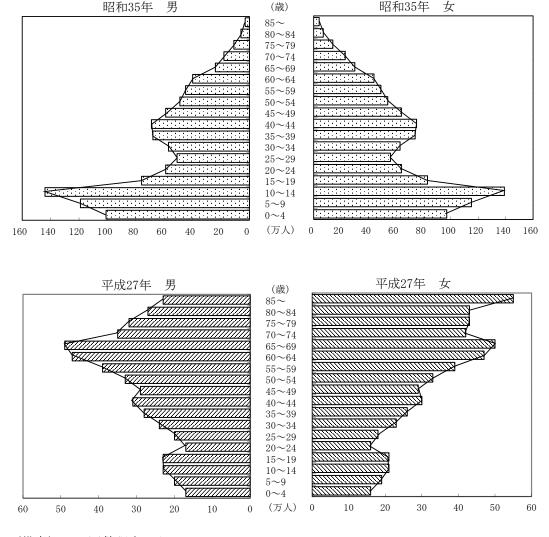
- (備考) 1 国勢調査による。
 - 2 過疎地域は、平成30年4月1日現在。
 - 3 コーホートとは、同一年齢階層区分に属する出生者集団をいう。コーホート人口増減率は、各年齢

階層区分人口を、それぞれ直前の国勢調査時の一段階若い年齢階層区分人口と比較したものである。例えば、図表 2-2-15 において、「(1) 過疎地域」の表側「 $20\sim24$ 歳」欄、表頭「2 年/60 年」欄の $\triangle 38.2\%$ とは、昭和 60 年国勢調査時の $15\sim19$ 歳の年齢階層人口が、平成 2 年国勢調査時(この時点では、次の $20\sim24$ 歳の年齢階層となっている)には 38.2%減少したことを示している。

4) 人口構造の変化

昭和35年と平成27年の過疎地域の人口構造を人口ピラミッドで比較すると、15歳未満の年少人口が6分の1程度に減少し、15歳~40歳未満人口も3分の1程度に減少している。 一方、60歳以上の人口が2倍以上増加していることが分かる(図表2-2-17)。

図表 2-2-17 過疎地域における人口構造の変化



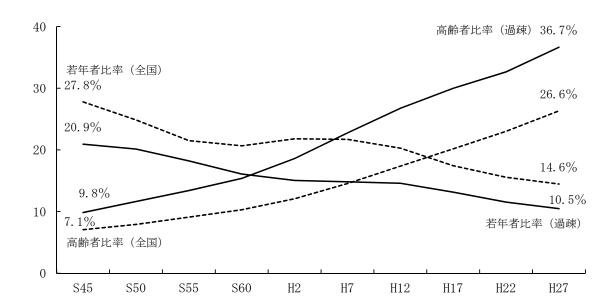
(備考) 1 国勢調査による。

2 過疎地域は、平成30年4月1日現在。

5) 高齢者比率・若年者比率の推移

昭和 45 年から平成 27 年までの 65 歳以上の高齢者比率の推移をみると、全国で 19.5 ポイント増加しているのに対し、過疎地域では 26.9 ポイント増加している。また、過疎地域と全国との差については、昭和 45 年では 2.7 ポイントであったものが平成 27 年では 10.1 ポイントと次第に広がっている。

15 歳~29 歳の若年者比率については、全国、過疎地域ともに減少傾向にある(図表 2-2-18)。



図表 2-2-18 高齢者比率及び若年者比率の推移

(単位:%)

区分		S45	S50	S55	S60	Н2	Н7	H12	H17	H22	H27
⇒ ル\ →	全国①	7. 1	7. 9	9. 1	10.3	12. 1	14.6	17. 4	20. 2	23. 0	26. 6
高齢者 比 率	過疎②	9.8	11.6	13. 4	15. 4	18.6	22. 7	26. 7	30. 0	32. 7	36. 7
比 举	2-1	2.7	3. 7	4. 3	5. 1	6.5	8. 1	9.3	9.8	9. 7	10. 1
# / *	全国①	27.8	24. 9	21. 5	20. 7	21.8	21. 7	20. 3	17. 4	15. 6	14. 6
若年者	過疎②	20. 9	20. 1	18. 2	16. 1	15. 1	14.8	14. 6	13. 2	11.5	10. 5
比率—	2-1	△ 6.9	△ 4.8	△ 3.3	△ 4.6	△ 6.7	△ 6.9	△ 5.7	△ 4.1	△ 4.1	△ 4.1

(備考) 1 国勢調査による。

- 2 過疎地域は、平成30年4月1日現在であり、一部過疎市町村については、一部過疎 地域内の人口による。
- 3 高齢者比率、若年者比率とも加重平均である。

6) 高齢者・若年者比率の段階別市町村数

(高齢者比率の段階別過疎関係市町村数)

高齢者比率の段階別の分布をみると、平成 2 年には 15%~20%未満が 393 団体で最多となっていたが、市町村数が最多の区分は次第に高齢者比率の高い方にシフトし、平成 27 年には 35%~40%未満が 323 団体で最多となっている。また、高齢者比率 40%以上の市町村は、平成 2 年には 0 団体であったが、平成 27 年には 281 団体まで増加している(図表 2-2-19)。

(若年者比率の段階別過疎関係市町村数)

若年者比率の段階別の分布をみると、平成 2 年以降 $10\%\sim15\%$ 未満の区分が最多となっていたが、平成 27 年には $5\%\sim10\%$ 未満が 419 団体で最多となっている。また、 $5\%\sim10\%$ 未満の区分については、平成 2 年の 48 団体から平成 27 年には 419 団体まで増加しており、全体の 51.5%を占めている(図表 2-2-19)。

図表 2-2-19 高齢者比率・若年者比率の段階別過疎関係市町村数

(単位:団体、%)

区	分	5%未満	5%~ 10%未満	10%~ 15%未満	15%~ 20%未満	20%~ 25%未満	25%~ 30%未満	30%~ 35%未満	35%~ 40%未満	40%以上	計
	平 成	0	4	60	393	277	69	11	2	0	816
	2 年	(0.0)	(0.5)	(7.4)	(48.2)	(33.9)	(8.5)	(1.3)	(0.2)	(0.0)	(100.0)
	平 成	0	0	12	106	375	238	63	20	2	816
	7 年	(0.0)	(0.0)	(1.5)	(13.0)	(46.0)	(29.2)	(7.7)	(2.5)	(0.2)	(100.0)
高	平 成	0	0	2	16	170	362	186	53	26	815
齢	12 年	(0.0)	(0.0)	(0.2)	(2.0)	(20.9)	(44.4)	(22.8)	(6.5)	(3.2)	(100.0)
	平 成	0	0	2	4	48	258	317	124	63	816
者	17 年	(0.0)	(0.0)	(0.2)	(0.5)	(5.9)	(31.6)	(38.8)	(15.2)	(7.7)	(100.0)
	平 成	0	0	1	3	16	115	343	218	121	817
	22 年	(0.0)	(0.0)	(0.1)	(0.4)	(2.0)	(14.1)	(42.0)	(26.7)	(14.8)	(100.0)
	平 成	0	0	1	4	5	27	173	323	281	814
	27 年	(0.0)	(0.0)	(0.1)	(0.5)	(0.6)	(3.3)	(21.3)	(39.7)	(34.5)	(100.0)
	平 成	2	48	452	302	10	1	1	0	0	816
	2 年	(0.2)	(5.9)	(55.4)	(37.0)	(1.2)	(0.1)	(0.1)	(0.0)	(0.0)	(100.0)
	平 成	1	64	480	258	11	1	1	0	0	816
	7 年	(0.1)	(7.8)	(58.8)	(31.6)	(1.3)	(0.1)	(0.1)	(0.0)	(0.0)	(100.0)
若	平 成	3	56	509	239	6	2	0	0	0	815
年	12 年	(0.4)	(6.9)	(62.5)	(29.3)	(0.7)	(0.2)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(100.0)
	平 成	2	111	621	79	3	0	0	0	0	816
者	17 年	(0.2)	(13.6)	(76.1)	(9.7)	(0.4)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(100.0)
	平 成	4	255	538	19	1	0	0	0	0	817
	22 年	(0.5)	(31.2)	(65.9)	(2.3)	(0.1)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(100.0)
	平 成	5	419	380	9	1	0	0	0	0	814
	27 年	(0.6)	(51.5)	(46.7)	(1.1)	(0.1)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(100.0)

(備考) 1 国勢調査による。

- 2 過疎地域は、平成30年4月1日現在であり、一部過疎市町村については、一部過疎地域内の人口による。
- 3 平成12年は、噴火のため全島避難していた東京都三宅村を除く。
- 4 平成27年は、東日本大震災により町村全域に避難指示が出ていた福島県浪江町、葛尾村、飯舘村を除く。
- 5 分村合併後に2市町の一部過疎地域となった山梨県上九一色村は、平成2年から平成17年までの国勢調査において、各地域内のデータが取得できないため、1団体として算出。
- 6 () は構成比である。

3 過疎地域の世帯の動向

(1) 世帯数及び世帯人員数

平成22年から平成27年までの5年間における世帯数及び1世帯当たり世帯人員数の変動をみると、世帯数については、全国で2.9%増加しているのに対して、過疎地域では3.6%減少している。ブロック別にみると、沖縄以外の全てのブロックで減少している。

1世帯当たり世帯人員数については、全国及び過疎地域で共に減少しており、平成27年における過疎地域の世帯人員数は1世帯当たり2.46人と、全国より0.13人多い。ブロック別にみると、全てのブロックで減少しており、平成27年において、1世帯当たりの世帯人員数が最大の北陸と最小の北海道との差は0.63人となっている(図表2-2-20)。

図表 2-2-20 ブロック別世帯数及び1世帯当たり世帯人員数

(単位:世帯、人)

		#	世 帯 数		1 世帯	芳当たり世帯人員	数
区	分	平成 22 年	平成 27 年	増減率	平成 22 年	平成 27 年	増減率
	北海道	738, 613	712, 389	△ 3.6	2. 24	2. 14	△ 4.5
	東北	977, 685	943, 194	△ 3.5	2. 93	2.75	△ 6.2
	関東	236, 802	226, 734	△ 4.3	2.70	2.54	△ 5.9
	東海	155, 103	146, 930	△ 5.3	2. 61	2. 47	△ 5.5
過	北陸	110, 404	106, 404	△ 3.6	2. 91	2.77	△ 5.0
疎地	近 畿	292, 780	283, 656	△ 3.1	2. 65	2.50	△ 5.5
域	中 国	482, 740	466, 285	△ 3.4	2.60	2. 47	△ 4.8
	四 国	329, 146	314, 495	△ 4.5	2. 40	2. 29	△ 4.6
	九州	1, 064, 226	1, 026, 501	△ 3.5	2. 50	2.39	△ 4.4
	沖縄	42,772	43, 900	2.6	2. 38	2. 24	△ 5.8
	計	4, 430, 271	4, 270, 488	△ 3.6	2. 59	2.46	△ 5.1
全	国	51, 842, 307	53, 331, 797	2. 9	2. 42	2. 33	△ 3.8

(備考) 1 国勢調査による。

2 過疎地域は、平成30年4月1日現在。

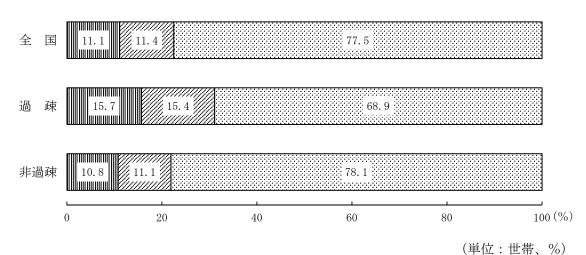
(2) 高齢者世帯

1) 概況

平成 27 年国勢調査における高齢者世帯の総世帯数に占める割合をみると、過疎地域は高齢単身世帯 (65 歳以上の者 1 人のみからなる一般世帯) 15.7%、高齢夫婦世帯 (夫 65 歳以上、妻 60 歳以上の夫婦 1 組の世帯) 15.4%、計 31.1%となっている。非過疎地域は高齢単身世帯 10.8%、高齢夫婦世帯 11.1%、計 21.9%となっており、過疎地域は非過疎地域よりも高齢世帯の割合が高い (図表 2-2-21)。

図表 2-2-21 高齢者世帯割合





区分	総世帯数	高齢者単身世帯数 a	高齢者夫婦世帯数 b	高齢者世帯計 a + b
	53, 331, 797	5, 927, 686	6, 079, 126	12, 006, 812
全 国	(100.0)	(11.1)	(11.4)	(22.5)
過疎地域	3, 853, 564	604, 450	593, 713	1, 198, 163
地 珠 地 璵	(100.0)	(15. 7)	(15. 4)	(31. 1)
非過疎地域	49, 478, 233	5, 323, 236	5, 485, 413	10, 808, 649
71 May 2014	(100.0)	(10.8)	(11. 1)	(21.9)

(備考) 1 平成27年国勢調査による。

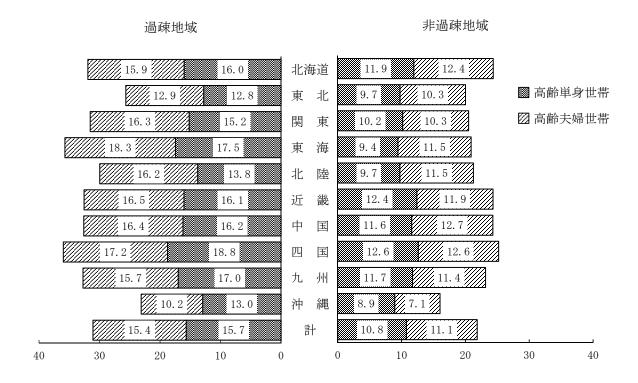
- 2 過疎地域は、平成30年4月1日現在であり、一部過疎地域を含まない。非過疎地域は、一部過疎市 町村を含む。
- 3 高齢単身世帯とは、65歳以上の者1人のみの一般世帯(他の世帯員がいないもの)をいい、高齢夫婦世帯とは、夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦1組の一般世帯(他の世帯員がいないもの)をいう。
- 4 ()は総世帯数に対する構成比である。

2) ブロック別の状況

平成 27 年国勢調査における高齢者世帯の状況をブロック別にみると、過疎地域は全ての ブロックにおいて非過疎地域よりも高齢者世帯数の割合が高い。

また、過疎地域では東海、四国で高齢者世帯の割合が高い。一方、割合が低いのは、東北、沖縄である(図表 2-2-22)。

図表 2-2-22 高齢者世帯割合のブロック別状況



- (備考) 1 ブロック別の総世帯数に占める高齢者世帯の割合であり、平成 27 年国勢調査による。
 - 2 過疎地域は、平成30年4月1日現在であり、一部過疎地域を含まない。非過疎地域 は一部過疎市町村を含む。

第3節 財政状況

1 決算の状況

(1) 概 況

平成28年度における過疎関係市町村の1団体当たりの決算額をみると、過疎関係市町村は 歳入歳出とも全国市町村の約3分の1に過ぎず、財政規模は極めて小さい(図表2-3-1)。

図表 2-3-1 市町村決算の状況

(単位:百万円)

		平成	28 年度
区 分		決算額	1 団体当たり の決算額
過疎関係市町村	歳入	7, 772, 481	11, 566. 2
迪林 赛你们們們	歳出	7, 430, 558	11, 057. 4
全国市町村	歳入	57, 746, 161	33, 592. 9
土田川町代	歳出	55, 941, 656	32, 543. 1

- (備考) 1 総務省「平成28年度地方財政状況調査」による。
 - 2 過疎関係市町村、全国市町村は、平成30年4月1日現在。
 - 3 過疎関係市町村には、一部過疎市町村を含まない。

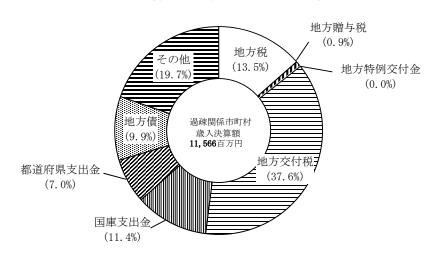
(2) 歳入

平成28年度における過疎関係市町村の歳入決算の状況をみると、地方税の歳入総額に占める割合は13.5%で、全国市町村の33.1%に比べて著しく低い。

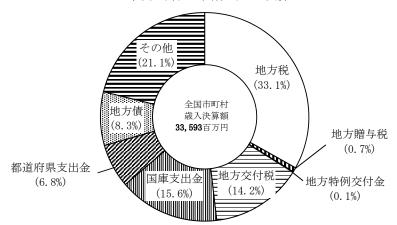
一方、地方公共団体の財源調整を行う地方交付税が歳入に占める割合は、過疎関係市町村は 37.6%、全国市町村は 14.2%であり、過疎関係市町村の方が著しく高い。

また、国庫支出金が歳入に占める割合は、過疎関係市町村では 11.4%で全国市町村の 15.6%より低いが、都道府県支出金(過疎関係市町村 7.0%、全国市町村 6.8%)及び地方債 (過疎関係市町村 9.9%、全国市町村 8.3%)については、過疎関係市町村の方が高い(図表 2-3-2)。

図表 2-3-2 市町村歳入決算額の状況 過疎関係市町村 1団体当たり決算



全国市町村 1団体当たり決算



区分		過疎関係市町村		全	国市町村	
費目	決算額	1団体当たり の決算額	構成比	決算額	1団体当たり の決算額	構成比
地方税	1, 046, 105	1, 557	13.5	19, 140, 743	11, 135	33. 1
地 方 贈 与 税	68, 185	101	0.9	415, 397	242	0.7
地 方 特 例 交 付 金	2,666	4	0.0	73, 980	43	0.1
地 方 交 付 税	2, 925, 230	4, 353	37. 6	8, 189, 012	4, 764	14. 2
国 庫 支 出 金	888, 525	1, 322	11. 4	9, 036, 679	5, 257	15. 6
都道府県 支出金	542, 026	807	7. 0	3, 927, 210	2, 285	6.8
地方債	769, 911	1, 146	9. 9	4, 770, 826	2, 775	8.3
その他	1, 529, 832	2, 277	19. 7	12, 192, 314	7, 093	21. 1
숨 計	7, 772, 481	11, 566	100.0	57, 746, 161	33, 593	100. 0

- (備考) 1 総務省「平成28年度地方財政状況調査」による。
 - 2 過疎関係市町村は、平成30年4月1日現在。
 - 3 過疎関係市町村には、一部過疎市町村は含まない。

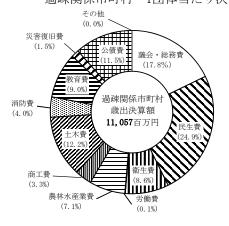
(3) 歳出

平成28年度における市町村の歳出決算の状況を目的別にみると、過疎関係市町村には農山漁村が多いことから、農林水産業費の割合が7.1%と、全国市町村の2.4%を上回っている。また、公債費の割合も11.5%と、全国市町村の9.9%を上回っている。一方、民生費、教育費の割合については、過疎関係市町村が全国市町村を下回っている。

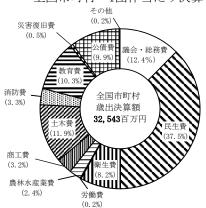
この歳出決算の状況を性質別にみると、投資的経費の割合が全国市町村より高い。これは 過疎関係市町村では社会基盤の整備が遅れており、地域間格差を解消するために積極的に公 共事業を展開しているためと考えられる。その中でも、補助事業の割合は全国市町村の 6.0% に対して、9.7%と 3.7 ポイント上回っている。(図表 2-3-3)。

(1) 目的別

図表 2-3-3 市町村歳出決算額の状況 過疎関係市町村 1団体当たり決算



全国市町村 1団体当たり決算

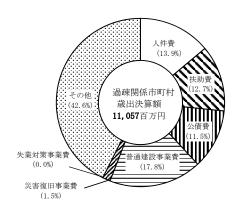


K	分	過疎関係市町村		全	国 市 町 村	
費目	決算額	1団体当たり の決算額	構成比	決算額	1団体当たり の決算額	構成比
議 会 · 総 務 費	1, 322, 120	1, 967	17.8	6, 930, 830	4, 032	12. 4
民 生 費	1, 850, 533	2, 754	24. 9	20, 952, 165	12, 189	37. 5
衛生費	636, 725	948	8.6	4, 583, 540	2, 666	8. 2
労 働 費	10, 653	16	0. 1	107, 123	62	0.2
農林水産業費	524, 389	780	7. 1	1, 357, 582	790	2. 4
商工費	244, 427	364	3. 3	1, 763, 288	1, 026	3. 2
土木費	904, 843	1, 346	12. 2	6, 630, 984	3, 857	11.9
消防費	294, 304	438	4. 0	1, 845, 445	1,074	3. 3
教育費	670, 874	998	9. 0	5, 789, 346	3, 368	10.3
災 復 旧 費	114, 794	171	1.5	297, 697	173	0.5
公 債 費	854, 212	1, 271	11.5	5, 555, 678	3, 232	9. 9
その他	2, 685	4	0.0	127, 978	74	0.2
合 計	7, 430, 558	11, 057	100. 0	55, 941, 656	32, 543	100.0

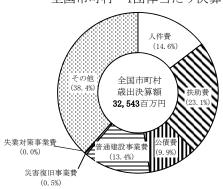
- (備考) 1 総務省「平成28年度地方財政状況調査」による。
 - 2 過疎関係市町村は、平成30年4月1日現在。
 - 3 過疎関係市町村には、一部過疎市町村を含まない。

(2) 性質別

過疎関係市町村 1団体当たり決算



全国市町村 1団体当たり決算



区分	過疎関係市町村		全 国 市 町 村			
費目	決算額	1団体当たり の決算額	構成比	決算額	1 団体当たり の決算額	構成比
義務的経費	2, 830, 094	4, 211	38. 1	26, 661, 369	15, 510	47. 7
人 件 費	1, 035, 094	1, 540	13. 9	8, 194, 049	4, 767	14. 6
扶 助 費	941, 034	1, 400	12. 7	12, 917, 512	7, 515	23. 1
公 債 費	853, 966	1, 271	11. 5	5, 549, 807	3, 229	9. 9
投資的経費	1, 436, 620	2, 138	19. 3	7, 802, 802	4, 539	13. 9
普通建設 事 業 費	1, 321, 890	1, 967	17. 8	7, 505, 261	4, 366	13. 4
補助事業	722, 521	1, 075	9. 7	3, 335, 604	1, 940	6. 0
単 独 事 業	557, 597	830	7. 5	3, 945, 791	2, 295	7. 1
その他	41,772	62	0.6	223, 866	130	0.4
災害復旧 事 業 費	114, 688	171	1. 5	297, 481	173	0.5
失業対策 事 業 費	42	0	0.0	60	0	0.0
その他の経費	3, 163, 844	4, 708	42. 6	21, 477, 485	12, 494	38. 4
合 計	7, 430, 558	11, 057	100.0	55, 941, 656	32, 543	100.0

- (備考) 1 総務省「平成28年度地方財政状況調査」による。
 - 2 過疎関係市町村は、平成30年4月1日現在。
 - 3 過疎関係市町村には、一部過疎市町村を含まない。

2 財政力指数等の状況

(1) 財政力指数

過疎地域について市町村の財政力を示す指標である財政力指数の状況をみると、平成28年度の財政力指数の平均は0.24であり、全国平均0.50と比べて著しく低く、過疎関係市町村の財政力は極めてぜい弱なものとなっている。

なお、過疎関係市町村の財政力指数の段階別分布をみると、平成28年において最も多かったのは0.2以上0.3未満の299団体である(図表2-3-4)。

図表 2-3-4 財政力指数段階別過疎関係市町村数

(単位:団体、%)

		平成 27 年度	平成 28 年度
	0.1 七》	26	19
	0.1 未満	(3. 2)	(2.3)
	0.1以上0.2未満	286	274
過	0.1 以上 0.2 水间	(35. 0)	(33. 5)
疎	0.2以上0.3未満	293	299
関	0.2 以上 0.3 水间	(35. 9)	(36. 6)
係	0.3以上0.42未満	179	189
市	0.3 以上 0.42 水闸	(21.9)	(23. 1)
	0.42 超	33	36
町	0. 42 /0	(4. 0)	(4.4)
村	団体数合計	817	817
	四件级目刊	(100.0)	(100.0)
	平均値 A	0. 24	0. 24
	全国平均值 B	0. 50	0.50
	В — А	0. 26	0. 26

(備考) 1 総務省「地方財政状況調査」及び「地方交付税等関係計数資料」による。

- 2 過疎関係市町村は、平成30年4月1日現在。
- 3 財政力指数について、平成27年度は平成25年度から平成27年度まで、平成28年度は平成26年度から平成28年度までの各年度ごとに地方交付税の算定に用いた基準財政収入額を基準財政需要額で除して求めた数値(小数点第3位を四捨五入)を平均したものである。なお、一部過疎地域については、合併前の旧市町村の数値(合併算定替)に基づく。
- 4 ()は団体数合計に対する構成比である。
- 5 平均値は単純平均であり、全国平均値においては一部過疎地域を有する市町村も一本算定を用いている。

(2) 公債費負担比率等

地方債の元利償還金に充てられる公債費は、義務的経費の中でも特に非弾力的な経費であるため、その増加は財政を圧迫することとなる。

この公債費による財政負担の度合をみると、公債費負担比率については、過疎関係市町村は 15.6% と、全国市町村の 13.6% より 2.0 ポイント高くなっている。

また、実質公債費比率については、過疎関係市町村 8.4%、全国市町村 6.9%と、過疎関係市町村が 1.5 ポイント高くなっている。

全国との比率の差については、過疎地域がこれまで実施してきた、地方債を活用したインフラ整備などによる元利償還金の負担が大きいことがひとつの要因と考えられる(図表 2-3-5)。

図表 2-3-5 公債費負担比率等の状況

(単位:%)

区 分	公債費負担比率	実質公債費比率	将来負担比率
過疎関係市町村	15. 6	8. 4	32. 1
全国市町村	13. 6	6. 9	34. 5

- (備考) 1 総務省「平成28年度地方財政状況調査」及び「地方財政状況調査関係資料」による。
 - 2 過疎関係市町村は、平成30年4月1日現在であり、過疎関係市町村には、一部過疎市町村を含まない。
 - 3 数値は単純平均である。
 - 4 将来負担比率については、充当可能財源等が将来負担額を上回っている団体に関する数値を含んでいない。
 - 5 公債費負担比率とは、一般財源総額に占める公債費に充当された一般財源の割合である。
 - 6 実質公債費比率とは、地方公共団体の借入金(地方債)の返済額(公債費)の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したものである。

(参考) 公債費充当一般財源

(A+B) - (C+D)

●実質公債費比率(%)= ____

F - F

A=地方債の元利償還金(繰上償還等を除く)

B=準元利償還金(イからホまでの合計額: イ満期一括償還地方債について、償還期間を30年とする元金均等年賦償還とした場合における1年当たりの元金償還金相当額、ロ一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの、ハ組合・地方開発事業団(組合等)への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの、二債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの、ホー時借入金の利子)

- C=特定財源
- D=元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額
- E=標準財政規模
- F=元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額
- (注) 平成25年度~平成27年度の各年度毎に求めた数値を平均し、小数点第2位以下を切り捨てたものである。

A-(B+C+D)

●将来負担比率 (%) = -----

E - I

A=将来負担額(イからチまでの合計額: イー般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高、ロ債務負担行為に基づく支出予定額(地方財政法第5条各号の経費に係るもの)、ハー般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの繰入見込額、二当該団体が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担等見込額、ホ退職手当支給予定額(全職員に対する期末要支給額)のうち、一般会計等の負担見込額、地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額、その者のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額、ト連結実質赤字額、チ組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額)

- B=充当可能基金額 (上記イからへまでの償還額等に充てることができる基金)
- C=特定財源見込額
- D=地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額
- E=標準財政規模
- F=元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額

第4節 産業・雇用

1 労働カ人口及び雇用の状況

(1) 労働力人口の状況

1) 労働力人口割合

平成 27 年国勢調査における労働力・非労働力人口割合をみると、全年齢層 (15 歳以上) で労働力の占める割合は、過疎地域及び全国ともに 60% 弱程度である。年齢階層別にみると、15 歳~29 歳では 4.2 ポイント、30 歳~64 歳では 6.6 ポイント、65 歳以上では 1.4 ポイント過疎地域が全国を上回っている(図表 2–4–1)。

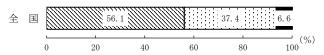
図表 2-4-1 労働力・非労働力人口割合

全年齢層	(15 歳以上)	(単位:千人)
------	----------	---------

工 四17月	(10 //火シハユ	<u>-</u>) (十)	<u> </u>
区 分	全 国	過疎	非過疎
労 働 力	61, 523	4, 873	56, 650
非労働力	41, 022	3, 729	37, 293

束 56.0 42.9

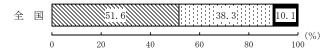
☑ 労働力 □ 非労働力 ■ 不詳



15~29 歳 (単位:千人)

区分	全 国	過疎	非過疎
労 働 力	9, 488	576	8, 912
非労働力	7, 042	432	6,610





30~64 歳 (単位:千人)

(1 国 : 1) (
区 分	全 国	過疎	非過疎
労 働 力	44, 259	3, 424	40, 835
非労働力	9 495	647	8 847

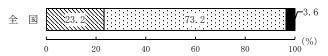
過 疎 83.0 :15.7:



65 歳以上 (単位:千人)

区 分	全 国	過疎	非過疎
労 働 力	7, 776	873	6, 903
非労働力	24, 486	2, 649	21, 836





(備考) 1 平成27年国勢調査による。

2 過疎地域は平成30年4月1日現在であり、一部過疎市町村を含まない。非過疎地域は一 部過疎市町村を含む。

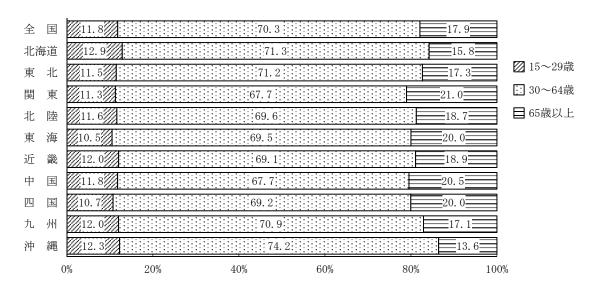
2) ブロック別労働力人口の年齢構成割合

労働力人口の年齢構成割合をみると、過疎地域では 15 歳~29 歳が 11.8%で全国を 3.6 ポイント下回っており、逆に 65 歳以上が 17.9%で全国を 5.3 ポイント上回っている。このことから、過疎地域の労働力人口が全国よりも高齢化していることが分かる。

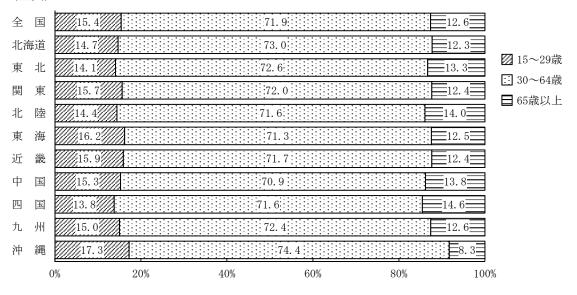
また、ブロック別にみると、15歳~29歳の割合が高いのは、過疎地域では北海道及び沖縄、全国では沖縄及び東海であり、65歳以上の割合が高いのは、過疎地域では関東及び中国、全国では四国及び北陸となっている(図表 2-4-2)。

図表 2-4-2 ブロック別労働力人口の年齢構成割合

(過疎地域)



(全国)



(備考) 1 平成27年国勢調査による。

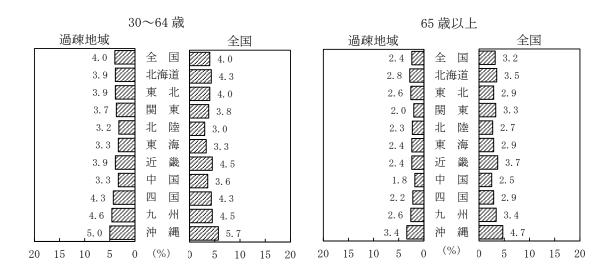
2 過疎地域は平成30年4月1日現在であり、一部過疎市町村を含まない。

3) 完全失業者割合

労働力人口に占める完全失業者の割合をブロック別かつ年齢階層別にみると、15~29歳では過疎地域、全国ともに沖縄が高く、過疎地域では九州、四国がこれに続く。30~64歳、65歳以上についても、全国、過疎地域ともに沖縄が高い(図表 2-4-3)。

全年齢層 15~29 歳 過疎地域 全国 過疎地域 全国 7.1 全 国 6.4 全 国 4.1 4.2 7.0 北海道 6.2 4.0 北海道 4.6 7.3 東 北 7.1 東北 4.3 4. 1 6.6 関 東 5.9 3.7 関東 4.0 北 陸 5. 1 3. 3 北 陸 3.3 5. 5 5.4 東 海 5.1 3.3 3.6 東 海 7.4 7.2 4.0 畿 近 畿 近 4.8 5.9 5.5 中 玉 3. 2 中 国 3.8 7.2 4.3 7.9 几 玉 四 国 4.5 7.4 4.7 九 州 4.8 8.1 九 州 9.8 縄 沖 縄 沖 6.3 10 5 (%) 0 0 (%) 5 20 15 0 20 15 10 5 10 20 15

図表 2-4-3 ブロック別・年齢階層別完全失業者割合



- (備考) 1 平成27年国勢調査による。
 - 2 過疎地域は、平成30年4月1日現在であり、一部過疎地域を含まない。
 - 3 数値は、加重平均である。

(2) 雇用の状況

雇用や賃金の状況については、市町村単位の統計がないため、以下では、過疎関係市町村の比率が相対的に大きい県(以下「過疎の多い県」という。)を選び、その平均値を全国と比較した。

「過疎の多い県」は、過疎関係市町村数、人口及び面積を基準に、地域バランスも 勘案して、秋田県、山形県、山梨県、和歌山県、島根県、高知県、熊本県、大分県、宮 崎県及び鹿児島県とした。

1) 雇用機会

(求人倍率)

過疎の多い県における新規求人倍率をみると平成2、3年度をピークに減少傾向にあったものの、平成22年度以降は回復傾向にある。

また、有効求人倍率についても新規求人倍率と同様の傾向を示している(図表 2-4-4)。

	図表 2-4	l-4 新規、有効求♪	人倍率 (一般)	
	新規求	人 倍 率	有 効 求	人 倍 率
	過疎の多い県	全 国	過疎の多い県	全 国
昭和50年度	0.52	0.96	0.32	0.58
55	0.58	1.00	0.44	0.71
60	0.58	0.91	0.43	0.64
平成2年度	1.38	1.95	1.04	1.29
3	1.38	1.83	1.03	1. 24
4	1. 20	1.41	0.84	0. 93
5	1.05	1.07	0.69	0.66
6	1.06	0.99	0.68	0. 59
7	0.98	0.98	0.61	0. 57
8	1.05	1.08	0.64	0.63
9	0.96	0.98	0. 59	0. 59
10	0.76	0.74	0.43	0.41
11	0.74	0.74	0.40	0.39
12	0.80	0.87	0.46	0.49
13	0.63	0.76	0.36	0.43
14	0.64	0.76	0.36	0.43
15	0.71	0.91	0.41	0.54
16	0.87	1. 19	0.54	0.73
17	0.94	1. 33	0.61	0.87
18	1.01	1.40	0.67	0.95
19	0.98	1.30	0.65	0.90
20	0.72	0.91	0.48	0.66
21	0.63	0.65	0.33	0.36
22	0.76	0.79	0.44	0.47
23	0.89	0.96	0.54	0. 59
24	0.97	1. 13	0.60	0.71
25	1. 13	1. 33	0.72	0.85
26	1. 26	1.46	0.84	0.98
27	1.36	1.60	0.93	1.08
28	1.61	1.80	1. 12	1. 23
29	1.85	2.03	1.34	1.41

図表 2-4-4 新規、有効求人倍率(一般)

(備考) 1 厚生労働省「労働市場年報」による。

2 新規学卒者及びパートタイムを除く。

新規求人数 (期間中新たに受けた求人 (採用予定人員))

有効求人数(前期から繰越された有効求人倍数と当期の新規求人数)

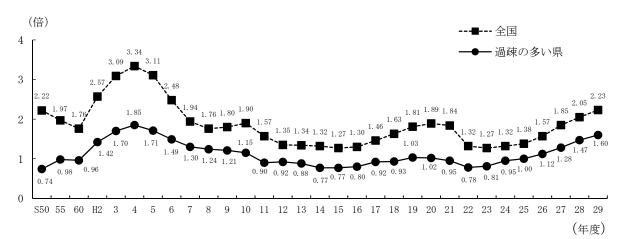
有効求人倍率=

有効求職者数 (就職未定の求職者)

(新規学卒者(高校)の求人倍率・県内就職率)

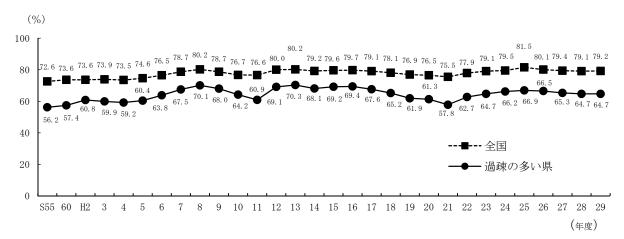
高校卒業者の雇用状況について、求人倍率をみると、過疎の多い県が全国を下回っており、その格差は平成4年度の1.49から縮小しつつあったが、平成18年度以降に全国との格差が再び拡大した。平成22年度以降には、再び格差が縮小傾向に転じている(図表2-4-5)。

また、高校卒業者の県内就職率をみると、過疎の多い県が全国を下回る傾向が続いている(図表 2-4-6)。



図表 2-4-5 新規学卒者(高校)求人倍率

(備考) 厚生労働省「新規学卒者の労働市場」による。



図表 2-4-6 新規学卒者(高校)県内就職率

- (備考) 1 厚生労働省「新規学卒者の労働市場」による。
 - 2 県内就職率 (%) = (県内就職者数/就職全数) ×100

2) 賃金

過疎の多い県における賃金(常用労働者1人当たり月間所定内給与をいう。)を企業規模別に みると、平成25年度以降は増加傾向にある。しかしながら、例えば平成29年では過疎の多い 県は全国比84.0%と、全国との格差が見受けられる(図表2-4-7)。

区分	1,	000 人以	上	10	0 人~999	9人	1	0 人~99	人		計	
年	全国	過疎の	多い県	全国	過疎の	多い県	全国	過疎の	多い県	全国	過疎の	多い県
昭和 45 年	57.6	53. 4	(92.7)	49. 7	40.5	(81.5)	47. 3	37. 1	(78. 4)	52. 1	43.4	(83.3)
50	138.9	135. 4	(97.5)	119. 1	102.3	(85.9)	107.9	89. 3	(82.8)	122.8	106.5	(86.7)
55	199. 2	179.3	(90.0)	168. 4	141.1	(83.8)	156.5	130.7	(83.5)	173. 1	142.7	(82.4)
60	250.3	225. 1	(89.9)	207. 3	169.4	(81.7)	189. 9	156. 2	(82.3)	213.8	173.6	(81.2)
平成2年	298.3	265. 9	(89. 1)	244. 9	199.5	(81.5)	227.7	183.5	(80.6)	254. 7	204. 4	(80.3)
3	308.4	270.6	(87.7)	257.0	208.7	(81.2)	238.7	193. 1	(80.9)	266.3	213.3	(80.1)
4	316.4	282.0	(89.1)	264.8	220.3	(83.2)	249.7	203.8	(81.6)	275. 2	224. 2	(81.5)
5	324.7	272.3	(83.9)	272.0	221.2	(81.3)	254.5	204. 7	(80.4)	281.1	229.4	(81.6)
6	332. 2	298. 1	(89.7)	279. 4	228.4	(81.7)	260.1	214. 1	(82.3)	288.4	234. 7	(81.4)
7	337.3	305.0	(90.4)	282.6	241.3	(85.4)	262.8	222.9	(84.8)	291.3	243.8	(83.7)
8	344. 3	306.6	(89.1)	285. 9	241.2	(84.4)	264.8	227.3	(85.8)	295.6	245.8	(83.2)
9	349.3	308. 3	(88.3)	289. 1	245.3	(84.8)	267. 1	228.5	(85.5)	298. 9	249. 3	(83.4)
10	351.4	309.3	(88.0)	289. 9	245.6	(84.7)	267. 1	228.3	(85.5)	299. 1	248.3	(83.0)
11	352.7	309.3	(87.7)	292. 2	253.6	(86.8)	268. 2	227.0	(84.6)	300.6	250.8	(83.4)
12	356.6	283.8	(79.6)	292.4	243.9	(83.4)	267.7	220.7	(82.5)	302.2	240.4	(79.5)
13	362. 4	289.8	(80.0)	295. 5	242.5	(82.1)	268.9	222. 2	(82.6)	305.8	241.0	(78.8)
14	355. 7	291. 2	(81.9)	295. 7	244. 7	(82.8)	264.3	218.8	(82.8)	302.6	240.4	(79.4)
15	358. 7	288.8	(80.5)	293.6	246. 2	(83.9)	265. 1	220.4	(83.2)	302.1	241.7	(80.0)
16	359. 5	283.8	(78.9)	292. 7	243.0	(83.0)	267. 2	221.2	(82.3)	301.6	239.6	(79.4)
17	359. 5	310.5	(86.4)	289. 5	254. 2	(87.8)	263. 1	227.5	(86.5)	302.0	252. 7	(83.7)
18	359.3	307. 7	(85.6)	290. 1	248.1	(85.5)	263.5	227.8	(86.5)	301.8	250.8	(83. 1)
19	354. 5	308.0	(86.9)	287.6	245.9	(85.5)	265.5	227.7	(85.8)	301.1	251.1	(83.4)
20	345. 7	299. 2	(86.5)	290.4	244.6	(84.2)	265.6	230.9	(86.9)	299. 1	250.5	(83.8)
21	342.5	304. 2	(88.8)	285. 4	246. 2	(86.2)	260.1	223.9	(86.1)	294.5	247.8	(84. 1)
22	348. 1	306.8	(88.1)	286. 1	242.9	(84.9)	259. 2	223. 2	(86.1)	296. 2	246. 9	(83.4)
23	351.2	308. 5	(87.8)	285. 9	244.3	(85.4)	257.4	223.6	(86.9)	296.8	247.6	(83.4)
24	344. 9	301.8	(87.5)	286. 7	250.7	(87.5)	258. 2	224. 9	(87.1)	297. 7	251.4	(84.5)
25	344. 6	288. 4	(83.7)	281. 1	243.8	(86.7)	261.5	225.3	(86.2)	295. 7	246. 5	(83.4)
26	347. 2	301.4	(86.8)	284. 4	252.8	(88.9)	262.4	228.8	(87.2)	299.6	253. 4	(84. 6)
27	351.5	301. 4	(85.7)	291.4	255. 1	(87.5)	264. 4	228.5	(86.4)	304.0	255.0	(83.9)
28	347. 2	303.0	(87.3)	291. 7	255.5	(87.6)	266. 4	236. 9	(88.9)	304.0	253.8	(83.5)
29	346.8	298.5	(86.1)	289. 7	251.5	(86.8)	269.0	232.5	(86.4)	304.3	255.8	(84. 0)

図表 2-4-7 企業規模別月間所定内給与

- 2 月間所定内給与とは、6月分として支給された常用労働者1人当たりの給与で、基本給、職務手当、精皆勤手当、 通勤手当、家族手当等をいい、超過勤務手当、賞与、期末手当を含まない。
- 3 過疎の多い県の給与額は、各県の数値を加重平均したものである。
- 4 ()は対全国比である。

3) 所得

過疎地域における平成 29 年度の納税義務者 1 人当たりの総所得金額は 2,549 千円であり、非過疎地域と比較して 728 千円低い。また、納税義務者割合は 39.3%であり、非過疎地域と比較して 6.3 ポイント低くなっている (図表 2-4-8)。

図表 2-4-8 納税義務者 1 人当たりの総所得金額等

平成 29 年度	納税義務者1人当たり総所得金額	納税義務者割合
過疎地域	2,549 千円	39. 3%
非過疎地域	3,277 千円	45.6%

(備考) 1 総務省「平成29年度市町村税課税状況等の調」による。(納税義務者は均等割、所得割を納める者)

- 2 人口は住民基本台帳人口(平成29年1月1日現在)による。
- 3 過疎地域は、平成30年4月1日現在であり、一部過疎地域を含まない。

^{- (}備考) 1 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」による。

(3) 産業別就業人口

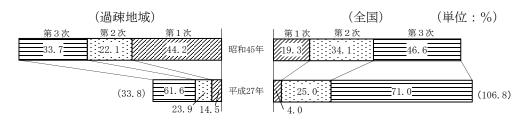
1) 産業別就業人口の推移

過疎地域では、かつて第1次産業が中核的な産業であったが、産業別人口割合をみると、 第1次産業は、昭和45年から平成27年までの45年間で、44.2%から14.5%へと大きく減 少しており、現在では、第2次及び第3次産業の人口割合が8割以上を占めている(図表2-4-9、図表 2-4-10)。

一方、全国では、昭和45年の時点ですでに第3次産業の割合が高く、その後昭和45年の 46.6%から平成27年の71.0%へ大幅に増加している。逆に第1次産業の割合は昭和45年か ら減少しており、第3次産業との差が拡大している。

また、産業別就業人口の増減をみると、過疎地域においては、この45年間に第1次産業 就業人口が 331 万 3 千人 (88.9%)、第 2 次産業就業人口が 118 万 1 千人 (63.3%) 減少し ている (図表第 2-4-11)。非過疎地域においては、概ね第 1 次産業及び第 2 次産業が減少 し、第3次産業が増加している。

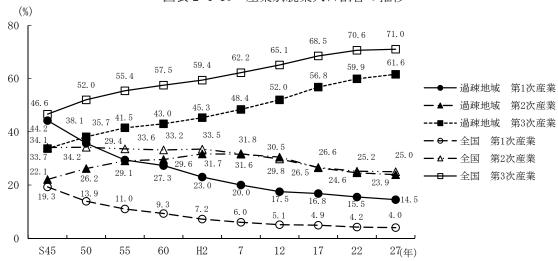
図表 2-4-9 産業別就業人口及び構成割合の変動状況



(備考) 1 国勢調査による。

- () は昭和 45 年の就業人口を 100 とした時の指数。
- 過疎地域は、平成30年4月1日現在。
- 平成27年の過疎地域は、一部過疎地域を含まない。
- 総数には分類不能産業を含まない。

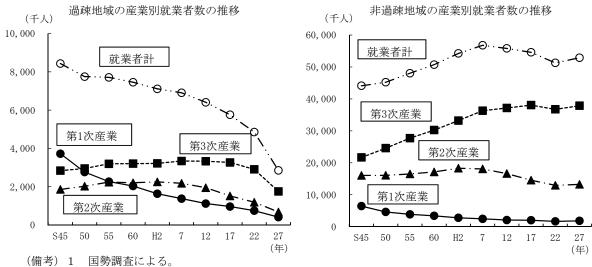
図表 2-4-10 産業別就業人口割合の推移



(備考) 1 国勢調査による。

- 過疎地域は、平成30年4月1日現在。
- 平成17年度については、一部過疎地域のうちデータが取得できない190区域を過疎地域から除いて
- 平成22年以降の過疎地域は、一部過疎地域を含まない。

図表 2-4-11 産業別就業者数の推移

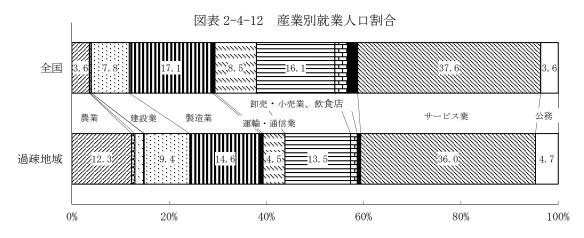


- - 2 過疎地域は、平成30年4月1日現在。
 - 3 平成17年については、一部過疎地域のうちデータが取得できない190区域を過疎地域から除いてい
 - 4 平成22年以降の過疎地域は、一部過疎地域を含まない。

2) 産業別就業人口割合

平成27年国勢調査による産業大分類別の就業人口割合をみると、全国では、大きいものから 順にサービス業 37.6%、製造業 17.1%、卸売・小売業、飲食店 16.1%であり、過疎地域におい ては、サービス業 36.0%、製造業 14.6%、卸売・小売業、飲食店 13.5%の順である。また、農 業、漁業、林業、鉱業、建設業については、全国より就業人口割合が高い。

このうち農業についてみると、過疎地域において就業人口割合は12.3%と全国の3倍以上あ るものの、年齢階層別にみると、65歳以上が51.4%と半数以上を占めており、15歳~29歳は 4.1%に過ぎないことから、過疎地域における農業は、全国と同様、高齢者に大きく依存してい ることが分かる(図表 2-4-12、図表 2-4-13、図表 2-4-14)。



(備考) 1 平成27年国勢調査による。

2 過疎地域は、平成30年4月1日現在であり、一部過疎地域を含まない。

図表 2-4-13 産業別・年齢階層別就業人口

)	(単位:人)
		総数	嶽 辮	**	業	鉄業	建 設 業	製品	電気・ガス・ 熱供給・水道業	運輸・通信業	卸売・小売 業・飲食店	金融·保険 業	不動産業	サービス業	<u>公務</u> (他に分類され ないもの)
	総数	0	572, 624	30, 971	83, 698	6, 492	441, 389	679, 908	21, 832	209, 753	629, 461	63, 360	34, 072	1, 679, 492	217, 869
喣 檻	15~29 歳	534, 073	23, 610	2, 618	6, 188	463	34, 593	101, 935	3, 446	17, 469	80, 018	9, 819	3, 443	213, 231	37, 240
到 凝	30~64 溅	3, 294, 204	254, 558	21, 136	50, 137	5, 144	334, 696	512, 356	17, 528	168, 058	441, 232	49, 598	22, 518	1, 246, 085	171, 158
	65 歳以上	842, 644	294, 456	7, 217	27, 373	885	72, 100	65, 617	858	24, 226	108, 211	3, 943	8, 111	220, 176	9, 471
	総数	55, 757, 100	2,004,289	63, 663	153, 747	22, 281	4, 341, 338	9, 557, 215	283, 193	4, 724, 946	9, 001, 414	1, 428, 710	1, 197, 560	20, 952, 756	2, 025, 988
₩	15~29 歳	8, 229, 583	83, 986	5, 732	11, 905	1,931	443, 318	1, 416, 986	39, 358	585, 056	1, 522, 915	217, 106	113, 382	3, 433, 059	354, 849
H	30~64 歳	40, 510, 975	880, 116	44, 763	91, 431	17, 316	3, 278, 723	7, 326, 417	235, 531	3, 768, 653	6, 414, 236	1, 143, 858	755, 920	14, 953, 093	1, 600, 918
	65 歳以上	7, 016, 542	1,040,187	13, 168	50, 411	3, 034	619, 297	813, 812	8, 304	371, 237	1, 064, 263	67, 746	328, 258	2, 566, 604	70, 221

平成 27 年国勢調査による。 過疎地域は、平成 30 年 4 月 1 日現在であり、一部過疎地域を含まない。 総数には分類不能の産業を含まない。 (備考) 1 2 3

-67-

図表 2-4-14 産業別・年齢階層別就業人口構成比

(漢年:%)

(1) 年齡区分構成比

	公務 サービス業 (他に分類さ れないもの)	100.0 100.0	12.7	74.2 78.6	13.1 4.3
	不動産業	100.0	10.1	66. 1	23.8
	金融・保険業	100.0	15.5	78.3	6.2
	卸売・小売業・飲食店	100.0	12.7	70.1	17.2
対	運輸・ 通信業	100.0	8.3	80.1	11.5
型	電気・ガス・ 熱供給・水道業	100.0	15.8	80.3	3.9
掛	製造業	100.0	15.0	75.4	9.7
喣	建設業	100.0	7.8	75.8	16.3
	鉱業	100.0	7.1	79.2	13.6
	業戦	100.0	1.4	6 '69	32.7
	林業	100.0	8.5	68.2	23. 3
	農業	100.0	4.1	44.5	51.4
	総数	100.0	11.4	70.5	18.0
地域区分	産業 区分 年齢 区分	総数	15~29歳	30~64歳	65 歳以上

地域区分						纽			Ħ					
産業 区分 区分	総数	業	林	業	鉱業	建設業	製造業	電気・ガス・ 熱供給・水道薬	運輸・通信業	卸売・小売 業・飲食店	金融· 保険業	不動産業	サービス業	公務 (他に分類さ れないもの)
総数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
15~29 歳	14.8	4.2	9.0	7.7	8.7	10.2	14.8	13.9	12.4	16.9	15.2	9.5	16.4	17.5
30~64歳	72.7	43.9	70.3	59.5	77.7	75.5	76.7	83. 2	79.8	71.3	80.1	63.1	71.4	79.0
65 歳以上	12.6	51.9	20.7	32.8	13.6	14.3	8.5	2.9	7.9	11.8	4.7	27.4	12.2	3.5
(年半)	5 44	イルの 石田 韓田 大い 八八	ントレフ											

(備考)

1 平成 27 年国勢調査による。2 過疎地域は、平成 30 年 4 月 1 日現在であり、一部過疎地域を含まない。3 総数には、分類不能の産業を含まない。

(2) 産業区分構成比

			_	2.	
(単位:%)	公務 (他に分類さ れないもの)	4.7	7.0	5.2	1.1
(サービス楽	36.0	39.9	37.8	26.1
	不動産業	0.7	0.6	0.7	1.0
	金 保險業	1.4	1.8	1.5	0.5
	卸売・小売 業・飲食店	13.5	15.0	13.4	12.8
	運輸・通信業・	4.5	3, 3	5.1	2.9
	電気・ガス・熱供給・水道業	0.5	9.0	0.5	0.1
	製造業	14.6	19.1	15.6	7.8
	題談業	9.4	6.5	10.2	8.6
	幾	0.1	0.1	0.2	0.1
	無	1.8	1.2	1.5	3.2
	茶	0.7	0.5	0.6	0.9
	₩	12.3	4.4	7.7	34.9
	総数	100.0	100.0	100.0	100.0
	産業区分	総数	15~29 歳	30~64歳	65 歳以上
•	年齡区分		迴檻	量量	<u> </u>

₹0, €	3.6	4.3	4.0	1.0
公務 (他に分類さ れないもの)				
サービス業	9.78	41.7	6.98	36.6
不動産業	2.1	1.4	1.9	4.7
金融· 保険業	2.6	2.6	2.8	1.0
卸売・小売 業・飲食店	16.1	18.5	15.8	15.2
運輸・通信業	8.5	7.1	6.3	5.3
電気・ガス・熱供給・水道業	9.0	9.0	9.0	0.1
製造業	17.1	17.2	18.1	11.6
建設業	7.8	5.4	8.1	8.8
鉱業	0.0	0.0	0.0	0.0
漁業	0.3	0.1	0.2	0.7
林業	0.1	0.1	0.1	0.2
農業	3.6	1.0	2.2	14.8
総数	100.0	100.0	100.0	100.0
産業区分	総数	15~29 歳	30~64歳	65 歳以上
年齡区分		⟨ ₩	H	

平成 27 年国勢調査による。 過疎地域は、平成 30 年 4 月 1 日現在であり、一部過疎地域を含まない。 総数には、分類不能の産業を含まない。 (備考) 1 2 3

2 産業分野別の状況

(1) 第1次産業の状況

1) 農林漁家数の推移

農業・林業・漁業の各センサスにより農林漁家数の推移をみると、平成2年~平成27年の過疎地域の農家数の減少率は44.9%であり、全国を1.1ポイント上回っている。林家数については、平成2年~平成27年の過疎地域の減少率が20.3%であり、全国を1.2ポイント下回っている。漁家数についても、平成5年~平成25年の過疎地域の減少率は44.2%であり、全国を1.5ポイント下回っている(図表2-4-15)。

図表 2-4-15 農林漁家数の推移

(1)農業

(単位:千戸、%)

区	分	平成2年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年			増減率		
	73	1 70, 2 +	1 AX 12 T	1 /20 11 17	1 px 22 +	1 /30, 21 +	H12/H2	H17/H12	H22/H17	H27/H22	H27/H2
過疎	地域	1, 288	1,041	955	831	710	△19. 2	△ 8.3	△ 13.0	△ 14.6	△ 44.9
全	玉	3,835	3, 120	2,848	2, 528	2, 155	△18.6	△ 8.7	△ 11.2	△ 14.8	△ 43.8

- (備考) 1 農林水産省「農林業センサス」による。
 - 2 過疎地域は、平成30年4月1日現在。
 - 3 農家とは経営耕地面積が 10a 以上の農業を営む世帯及び農産物販売金額が年監 15 万円以上あった 世帯をいう。

(2) 林 業

(単位:千戸、%)

	/\	亚古。左	₩ . 10 / T	3. A. 17. F	# # 00 F	₩ .			増減率		
区	分	平成2年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	H12/H2	H17/H12	H22/H17	H27/H22	H27/H2
過疎	地域	581	546	499	481	463	△ 6.0	△ 8.6	△ 3.6	△ 3.7	△ 20.3
全	玉	1,056	1,019	920	886	829	△ 3.5	△ 9.7	△ 3.7	△ 6.4	△ 21.5

- (備考) 1 農林水産省「農林業センサス」による。
 - 2 過疎地域は、平成30年4月1日現在。
 - 3 林家とは保有山林面積が1ha以上の世帯をいう。

(3)漁業

(単位:千戸、%)

区		平成5年	平成 10 年	平成 15 年	平成 20 年	平成 25 年			増減率		
	分	平成 5 平	平成 10 平	平成 15 平	平成 20 平	平成 25 平	H10/H5	H15/H10	H20/H15	H25/H20	H25/H5
過疎	地域	95	84	73	63	53	△ 11.6	△ 13.1	△ 13.7	△ 15.9	△ 44.2
全	国	164	143	126	109	89	△ 12.8	△ 11.9	△ 13.5	△ 18.3	△ 45.7

- (備考) 1 農林水産省「漁業センサス」による。
 - 2 過疎地域は、平成30年4月1日現在。
 - 3 漁家とは個人で漁業を自営する世帯をいう。

2) 専兼業別農家数

農家数を専兼業別にみると、過疎地域は専業農家の割合が全国よりも高く、平成 27 年では 36.9%を占め、全国を 3.6 ポイント上回っている。一方、第 2 種兼業農家は 50.8%であり、全 国を 3.5 ポイント下回っている。

また、昭和 55 年~平成 27 年の間における農家数の推移をみると、専業農家については全国で 28.9%、過疎地域で 7.7%の減少、第 1 種兼業農家は全国で 83.5%、過疎地域で 77.9%の減少、第 2 種兼業農家は全国で 76.2%、過疎地域で 63.4%の減少となっており、いずれも全国より過疎地域の方が減少率が小さい(図表 2-4-16)。

図表 2-4-16 専兼業別農家数の推移

(戸数)

(単位:千戸、%)

Ŀ		/\	昭和	55 年		平成	2年		平成	12 年		平成 2	2 年度	:	平成	27 年	
区		分	過疎地域	全	玉	過疎地域	全	玉	過疎地域	全	玉	過疎地域	全	国	過疎地域	全	国
専		業	182	623	3	169	473		125	420	6	169	45	1	168	44	3
4		未	(17. 1)	(13.	4)	(19.9)	(15.9	9)	(23.4)	(18.	2)	(32.5)	(27.	7)	(36.9)	(33.	. 3)
第	1	種	253	1,00)2	134	521		84	350	0	71	22	5	56	16	55
兼		業	(23.7)	(21.	5)	(15.7)	(17. §	5)	(15.7)	(15.	0)	(13.6)	(13.	8)	(12.3)	(12.	. 4)
第	2	種	631	3, 03	36	548	1, 97	7	326	1, 5	61	280	95	5	231	72	22
兼		業	(59. 2)	(65.	1)	(64. 4)	(66. 5	5)	(60.9)	(66.	8)	(53.8)	(58.	6)	(50.8)	(54.	. 3)
	計		1,066	4, 66	61	851	2, 97	1	534	2, 3	37	521	1, 6	31	455	1, 3	30
	рI		(100.0)	(100.	0)	(100.0)	(100.	0)	(100.0)	(100.	. 0)	(100.0)	(100	. 0)	(100.0)	(100	0.0)

(増減率)

(単位:%)

										(1-1	
	\wedge	H2/	S55	H12	/H2	H22,	/H12	H27,	/H22	H27,	/S55
区	分	過疎地域	全 国	過疎地域	全 国						
専	業	△ 7.1	△ 24.1	△ 26.0	△ 9.9	35. 2	5. 9	△ 0.6	△ 1.8	△ 7.7	△ 28.9
第 1 兼	種業	△ 47.0	△ 48.0	△ 37.3	△ 32.8	△ 15.5	△ 35.7	△ 21.1	△ 26.7	△ 77.9	△ 83.5
第 2 兼	種業	△ 13.2	△ 34.9	△ 40.5	△ 21.0	△ 14.1	△ 38.8	△ 17.5	△ 24.4	△ 63.4	△ 76.2
計		△ 20.2	△ 36.3	△ 37.3	△ 21.3	△ 2.4	△ 30.2	△ 12.7	△ 18.5	△ 57.3	△ 71.5

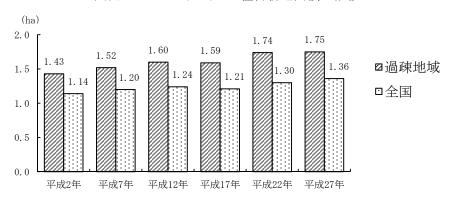
(備考) 1 農林水産省「農林業センサス」による。

- 2 農家は販売農家 (経営耕地面積 30a 以上又は農産物販売金額 50 万円以上) である。
- 3 第1種兼業農家とは農業所得を主とする兼業農家、第2種兼業農家とは農業所得を従と する兼業農家をいう。
- 4 ()は農家総数に対する構成比である。

3) 農業経営規模

(1 戸当たり経営耕地面積の推移)

平成 2 年から平成 27 年までの 1 戸当たり経営耕地面積の推移をみると、過疎地域では 1.43ha から 1.75ha (22.4%増) に増加しており、全国の 1.14ha から 1.36ha (19.3%増) よりも増加率が大きい (図表 2-4-17)。



図表 2-4-17 1 戸当たり経営耕地面積の推移

- (備考) 1 農林水産省「農林業センサス」による。
 - 2 過疎地域は、平成30年4月1日現在。
 - 3 経営耕地面積/総農家数により算出している。

(経営規模別農家数割合の推移)

昭和55年から平成27年までの経営規模別農家数割合の推移を都府県と北海道に分けてみると、都府県では、過疎地域及び全体ともに3.0ha以上、北海道では、過疎地域及び全体ともに20.0ha以上の経営規模の大きな農家割合が増加傾向にある(図表2-4-18)。また、都府県では、過疎地域及び全体ともに0.5ha未満の経営規模の小さな農家数の割合についても増加傾向にある。

図表 2-4-18 経営規模別農家数割合の推移

(単位:%)

	(A) 57 TO TH-	昭和	55 年	平成	2年	平成	12 年	平成 2	2年度	平成	27年
	経営規模	過疎地域	全 体								
	0.5ha 未満	41. 3	42. 3	41.5	41. 7	45. 5	43. 3	49.0	50.0	50.3	51. 9
	0.5ha~1.0ha 未満	29.5	28.7	29. 1	28. 1	26. 5	26. 7	22.4	22.3	20.8	20.5
都	1.0ha∼1.5ha 未満	14.4	14.4	13.6	13. 7	11.8	12.7	10.8	10.9	10.1	10.1
都府県	1.5ha∼2.0ha 未満	7.1	7.2	6.8	7.2	6.0	6.7	5.7	5.7	5.6	5.5
県	2.0ha~3.0ha 未満	5.4	5.2	5.7	6.0	5.5	6.0	5.6	5.4	5. 7	5.4
	3. 0ha∼5. 0ha 未満	2.0	1.8	2.6	2.7	3.3	3. 2	3.9	3.5	4. 1	3.6
	5.0ha 以上	0.3	0.3	0.7	0.7	1.5	1.4	2.8	2.3	3.4	2.9
	1.0ha 未満	15. 7	19.0	15. 3	18.8	18. 3	18.6	20.4	21.0	19.9	20. 9
	1. 0ha∼3. 0ha 未満	13.5	15.5	10.4	12.5	8.6	10.4	7.3	8.4	7.0	7.6
北	3.0ha∼5.0ha 未満	17.5	16.8	12. 4	12. 5	9.2	9.8	6.4	6.6	6. 2	6.0
北海道	5.0ha~10.0ha 未満	29. 1	24.8	26. 2	22. 9	19. 3	18. 4	13.6	12.7	12.6	11.5
	10.0ha~20.0ha 未満	14.7	13.3	19. 3	16.7	19.9	18.3	19.4	18.0	19.3	17. 5
	20.0ha 以上	9. 4	10.7	16. 4	16. 7	24. 7	24. 4	32. 5	33. 0	35. 1	36. 6

(備考)農林水産省「農林業センサス」による。

(2) 第2次産業・第3次産業の状況

1) 製造業の状況

(事業所数等)

工業統計調査により製造業の状況をみると、過疎地域、全国ともに、事業所数、従業者数 は減少傾向にある。

過疎地域における昭和 60 年度から平成 28 年度までの、1 事業所当たり製造品出荷額の伸 び率及び従業者1人当たり製造品出荷額の伸び率は全国を上回っている(図表2-4-19)。

昭和60年度 平成2年度 平成7年度 平成12年度 平成17年度 平成 22 年度 平成 27 年度 平成 28 年度 H28/S60 項目 畄位 過 31, 497 51, 323 46, 727 25, 273 22, 601 20, 144 △ 59.9 50, 192 40, 488 事業所数 438, 518 435, 997 387, 726 341, 421 276, 715 224, 403 217,601 191, 339 △ 56.4 国 過疎 1,074,161 1, 148, 230 1,047,810 913, 729 746,012 666, 157 587, 914 583,611 △ 45.7 従業者数 全 10, 889, 949 11, 172, 829 10, 320, 583 9, 183, 833 8, 156, 992 7,663,847 7, 497, 792 7, 194, 903 △ 33.9 過 14, 187, 623 17, 764, 406 18, 241, 507 18, 257, 519 15, 415, 248 15, 324, 614 15, 882, 856 15, 820, 605 11.5 製 造 品 出荷額等 疎 百万円 全国 265, 320, 551 323, 372, 603 306, 029, 559 300, 477, 603 295, 345, 543 289, 107, 683 313, 128, 563 302, 185, 204 13.9 35. 5 21.4 22.4 22.4 26.4 26.0 1事業所 疎 当 た り 従事者数 (84.2)(86.3)(87.5)(84.0)(80.3)(77.2)(75.4)(77.1)全 24.8 25.6 26.6 26.9 29.5 34.2 34.5 37.6 51.6 282.7 346. 1 390.4 450.9 489.4 606.4 702.8 785.4 177.8 1事業所 温 当 た り 製 造 品 疎 百万円 (46.7)(46.7) (49.5)(51.2)(45.9)(47.1)(48.8)(49.7)出荷額 1,067.3 1, 439.0 605.0 741.7 789.3 880.1 1, 288, 3 1, 579, 3 161.0 玉 13.2 15.5 17.4 20.0 20.7 23.0 27.0 27.1 105.3 過 従業者1 疎 人当たり 百万円

(61.2)

32.7

(57.2)

36.2

(61.0)

37.7

(64.6)

41.8

(64.5)

72. 1

図表 2-4-19 製造業の状況

(58.6)

29.7

2 過疎地域は、平成30年4月1日現在。

(53.6)

28.9

- 従業員4人以上の事業所について集計。 3
- () は対全国比(%)である。

(54.1)

24. 4

製造品出荷額

⁽備考) 経済産業省「工業統計調査」及び総務省・経済産業省「経済センサス」による。

2) 商業の状況

平成 26 年度の過疎地域における商業の状況をみると、商店数は全国約 104 万箇所に対して 過疎地域約 11 万箇所、従業者数は全国 857 万人に対して過疎地域 57 万人であり、それぞれ 全国の 10.9%、6.7%を占めている。一方で、年間販売額は全国の 2.8%である。

1 商店当たりの従業者数は、全国が 8.2 人であるのに対して過疎地域は 5.0 人、1 商店当たりの年間販売額は、全国 461 百万円に対して過疎地域 117 百万円、従業者 1 人当たりの年間販売額は、全国 56 百万円に対して過疎地域 23 百万円であり、過疎地域においては小規模な商店が中心となっている(図表 2-4-20)。

図表 2-4-20 商業の状況

(単位:箇所、人、百万円、%)

項目		平成 19 年			平成 26 年		26/19
商 店 数	過疎	166, 414		過疎	113, 623		△ 31.7
(箇所)	全国	1, 472, 658	(11.3)	全国	1, 039, 079	(10.9)	△ 29.4
従 業 者 数	過疎	782, 760		過疎	573, 189		△ 26.8
(人)	全国	11, 105, 669	(7.0)	全国	8, 569, 694	(6.7)	△ 22.8
年 間 販 売 額	過疎	15, 312, 842		過疎	13, 258, 417		△ 13.4
(百万円)	全国	548, 237, 119	(2.8)	全国	478, 828, 374	(2.8)	△ 12.7
1 商店当たり従業者数	過疎	4. 7		過疎	5. 0		7. 2
(人)	全国	7. 5	(62.4)	全国	8. 2	(61.2)	9. 4
1 商店当たり年間販売額	過疎	92.0		過疎	116. 7		26.8
(百万円)	全国	372. 3	(24.7)	全国	460.8	(25.3)	23.8
従業者1人当たり年間販売額	過疎	19. 6		過疎	23. 1		18. 2
(百万円)	全国	49. 4	(39.6)	全国	55. 9	(41.4)	13. 2

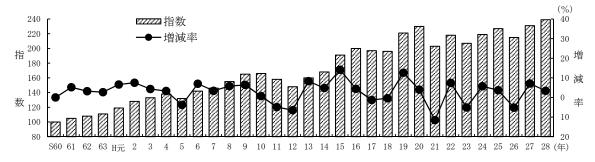
- (備考) 1 経済産業省「商業統計調査」による。
 - 2 過疎地域は、平成30年4月1日現在であり、一部過疎地域を含まない。
 - 3 () は対全国比(%)である。

(3) 観光・レクリエーション事業の状況

1) 入込観光客数

過疎地域における入込観光客数は、昭和60年の271百万人から徐々に増加し、平成28年 では647百万人と過去最高となっている。

また、過疎地域を訪れた観光客のうち延宿泊者数をみると、昭和60年の52百万人から 徐々に増加し、平成28年は77百万人となっている(図表2-4-21)。



図表 2-4-21 過疎地域の入込観光客数の推移

(単位:百万人、%)

		過疎地域				全国(参	🗦 考)	
年次	入込客数	増減率	指数	延宿泊者数	年次	入込客数	増減率	指数
昭和 60 年	271	_	100	52	昭和 60 年	1,750	_	100
昭和 61 年	285	5. 2	105	55	昭和61年	1,818	3. 9	104
昭和 62 年	294	3. 2	108	57	昭和 62 年	1,870	2.9	107
昭和 63 年	302	2. 7	111	63	昭和 63 年	1,860	-0.5	106
平成元年	322	6.6	119	62	平成元年	2,098	12.8	120
平成 2年	346	7. 5	128	66	平成 2年	2, 154	2. 7	123
平成 3年	361	4. 3	133	68	平成 3年	2, 108	-2.1	120
平成 4年	373	3. 3	138	66	平成 4年	2, 188	3.8	125
平成 5年	359	-3.8	132	63	平成 5年	2, 144	-2.0	123
平成 6年	384	7. 0	142	66	平成 6年	2, 177	1.5	124
平成 7年	397	3. 4	146	64	平成 7年	2, 162	-0.7	124
平成 8年	420	5.8	155	66	平成 8年	2, 222	2.8	127
平成 9年	447	6. 4	165	71	平成 9年	2,090	-5. 9	119
平成 10 年	450	0.7	166	63	平成 10 年	2, 911	39. 3	166
平成 11 年	428	-4. 9	158	56	平成 11 年	2, 424	-16.7	139
平成 12 年	400	-6. 5	148	56	平成 12 年	2, 423	0.0	138
平成 13 年	433	8. 3	160	64	平成 13 年	2, 355	-2.8	135
平成 14 年	454	4.8	168	64	平成 14 年	2, 359	0.2	135
平成 15 年	518	14. 1	191	70	平成 15 年	2, 371	0.5	135
平成 16 年	541	4. 4	200	70	平成 16 年	2,666	12.4	152
平成 17 年	534	-1.3	197	67	平成 17 年	2, 782	4. 4	159
平成 18 年	532	-0.4	196	64	平成 18 年	2, 818	1.3	161
平成 19 年	599	12. 6	221	72	平成 19 年	2, 809	-0.3	161
平成 20 年	623	4.0	230	77	平成 20 年	2, 786	-0.8	159
平成 21 年	551	-11.6	203	68	平成 21 年	2, 807	0.8	160
平成 22 年	592	7.4	218	70	_	_	-	_
平成 23 年	562	-5.1	207	70	_	_	_	_
平成 24 年	594	5. 7	219	73	_	_	_	_
平成 25 年	616	3. 7	227	77	_	_	-	_
平成 26 年	584	-5.2	215	74	_	_	_	_
平成 27 年	626	7. 1	231	82	_	_	-	_
平成 28 年	647	3.4	239	77	_	_	_	_

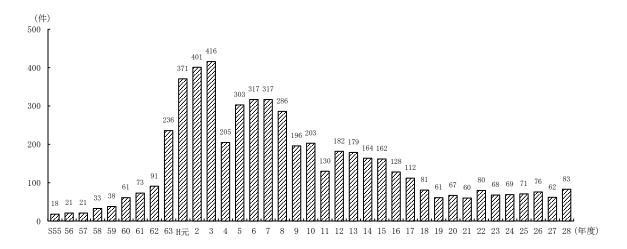
⁽備考)

全国は日本観光協会「全国観光動向」による。 過疎地域は総務省調べ。平成21年については、岩手県、宮城県、福島県の3県分の数値を含まない。 また、平成27年については、九州北部豪雨により被災した福岡県朝倉市、大分県日田市の数値は含まない。 全国の入込客数については、平成10年から東京都と大阪府を算入して両者で8億人増加したこと、平成11年 には東京都が集計手法を変更して5億人減少したことにより、数字の変動が大きい。

2) 観光・レクリエーション事業の開始件数

過疎地域における観光・レクリエーション事業(民営等を含む)の開始件数をみると、昭和63年度~平成3年度の間に大きく増加した後、平成4年度には景気動向を反映して減少した。その後、平成8年度以降は減少傾向となったが、平成20年度以降はおおむね横ばいとなっている(図表2-4-22)。

図表 2-4-22 過疎地域における観光・レクリエーション事業の開始件数の推移



- 2 調査対象は、年度内に供用開始した観光・レクリエーション施設であって、雇用者を有するものである。
- 3 平成21年度の数値については、岩手県、宮城県、福島県の3県分の数値を含まない。 平成27年度~平成28年度については、九州北部豪雨により被災した福岡県朝倉市、大分県日田市 の数値は含まない。

3 過疎地域における企業立地

1) 企業立地の状況

過疎地域における企業立地数の推移をみると、昭和50年代に着実に増加し、昭和62年度から平成3年度にかけて非常に高水準となった後、平成4年度以降は昭和50年代の水準に戻っている。平成14年度から製造業及び非製造業ともに再び増加傾向にあったものの、平成18年度に非製造業、平成19年度に製造業が減少に転じた。平成22年度以降は、いずれも増加傾向に転じている。また、平成8年度までは製造業が非製造業を上回っていたが、平成9年度以降は逆転している(図表2-4-23)。

図表 2-4-23 過疎地域における企業立地数の推移

	S51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	H元	2	3	4	5
製造業	148	115	140	175	170	158	172	230	275	248	170	246	420	428	430	410	185	170
非製造業	9	25	10	28	35	30	25	48	35	47	53	53	100	150	152	140	105	100
合計	157	140	150	203	205	188	197	278	310	295	223	299	520	578	582	550	290	270

	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
製造業	120	120	145	100	92	75	86	94	84	115	160	167	189	159	118	94	136	158
非製造業	80	102	98	150	92	95	147	100	138	221	295	371	275	304	224	219	257	237
合計	200	222	243	250	184	170	233	194	222	336	455	538	464	463	342	313	393	395

	24	25	26	27	28
製造業	151	147	163	181	189
非製造業	306	341	381	358	444
合計	457	488	544	539	633

(備考) 1 総務省調べ。

- 2 調査対象は、操業又は営業を目的として年度内に用地取得した(借地を含む。)企業又は事業所である(未操業及び常用雇用者のないものを除く)。
- 3 平成21年度の数値については、岩手県、宮城県、福島県の3県分の数値を含まない。 平成27年度~平成28年度については、九州北部豪雨により被災した福岡県朝倉市、大分県日田市の数値は含まない。

2) ブロック別工場立地動向

過疎地域における平成28年の工場立地動向をブロック別にみると、立地件数及び敷地面積 ともに、東北が最も多い。また、全国における過疎地域の割合を見ると、立地件数では29.9%、 敷地面積では25.1%となっている(図表2-4-24)。

また、工場立地件数の推移をみると、非過疎地域では平成19年、過疎地域では平成20年 を境に減少に転じたが、平成23年以降は両地域ともに増加している。平成27年に大きく減 少したが、過疎地域では平成28年に147件と、前年の118件から29件増加している。(図表 $2-4-25)_{\circ}$

図表 2-4-24 ブロック別工場立地動向

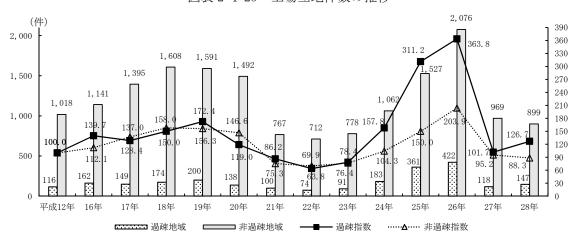
(単位:件、千㎡、%)

IS.	区 分	立地件数			敷地面積		
L	区 分		うち	工業団地内		うちエ	業団地内
	北海道	9	3	(33. 3)	112	10	(8.9)
	東 北	52	15	(28.8)	1, 144	284	(24.8)
	関 東	7	0	(0.0)	52	0	(0.0)
過	北 陸	9	3	(33.3)	41	9	(22.0)
疎	東 海	0	0	(0.0)	0	0	(0.0)
	近 畿	14	6	(42.9)	116	61	(52.6)
地	中 国	13	7	(53.8)	139	112	(80.6)
域	四 国	9	1	(11. 1)	416	15	(3.6)
	九州	32	9	(28. 1)	265	92	(34.7)
	沖 縄	0	0	(0.0)	0	0	(0.0)
	計	147	44	(29. 9)	2, 327	583	(25. 1)
2	全 国	1,046	392	(37.5)	13, 927	5, 750	(41.3)

- (備考) 経済産業省「平成28年工場立地動向調査」による。

 - 温疎地域は、平成30年4月1日現在であり、一部過疎地域は含まない。 調査対象は、全国の製造業、電気業(水力発電所、地熱発電所、太陽光発電所を除く)、ガス業、熱供給業のための工場又は事業場を建設する目的をもって取得(借地を含む)された1,000㎡以上の用地(埋立予定地を含む) 3 である。
 - 平成 24 年度以降の大幅な増加は、太陽光発電を目的とした電気業の立地案件の増加が大きな要因となっており、 4 平成27年度以降は太陽光発電に係る立地案件が調査対象から除外されたため大きく減少している。
 - ()は全体に対する工業団地内の割合である。

図表 2-4-25 工場立地件数の推移



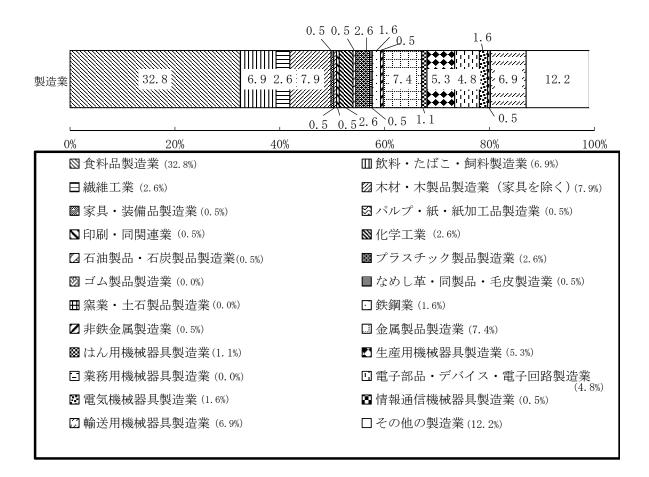
- (備考) 1 経済産業省「工場立地動向調査」による。
 - 過疎指数、非過疎指数は、平成12年の件数を100とした場合の指数である。

3) 業種別·規模別立地動向

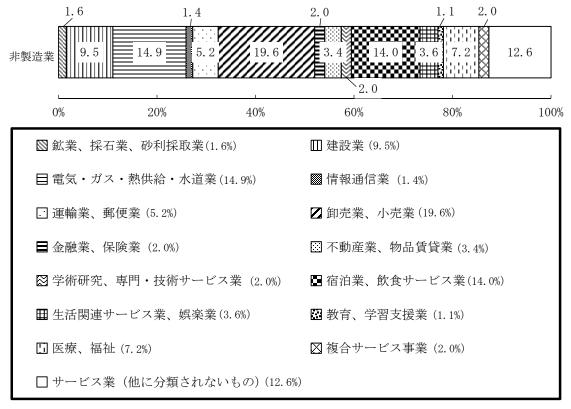
(業種別の立地動向)

過疎地域における平成 28 年度に立地した製造業・非製造業の立地動向を業種別にみると、製造業では食料品製造業が 32.8%を占め、木材・木製品製造業 7.9%、金属製品製造業 7.4%、飲料・たばこ・飼料製造業 6.9%と続いている。非製造業では、卸売業・小売業が 19.6%を占め、電気・ガス・熱供給・水道業 14.9%、宿泊業、飲食サービス業 14.0%、サービス業 (他に分類されないもの) が 12.6%と続いている (図表 2-4-26)。

図表 2-4-26 産業別就業人口割合



- 2 過疎地域は、平成30年4月1日現在。
- 3 調査対象企業については図表 2-4-26 と同じ。



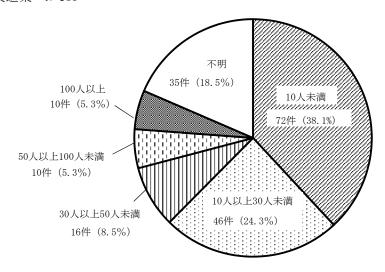
- 2 過疎地域は、平成30年4月1日現在。
- 3 調査対象企業については図表 2-4-26 と同じ。

(企業規模別の立地動向)

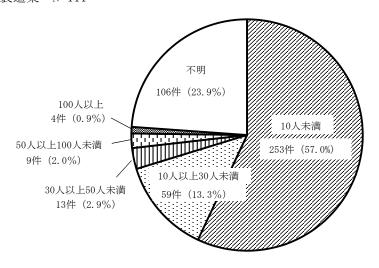
平成 28 年度において、過疎地域に立地した企業 (633 件) を製造業 (189 件) と非製造業 (444 件) に分け、常用雇用者数の規模別にみると、常用雇用者 10 人未満の企業が、製造業では 38.1%であるのに対し、非製造業では 57.0%となっており、非製造業は小規模な企業が主体となっていることが分かる (図表 2-4-27)。

図表 2-4-27 平成 28 年度の過疎地域における企業規模別立地件数

製造業 N=189



非製造業 N=444



- 2 過疎地域は、平成30年4月1日現在。
- 3 九州北部豪雨により被災した福岡県朝倉市、大分県日田市の数値は含まない。

第5節 交通・通信

1 交通

交通体系の整備は、産業、雇用、教育、医療等の基礎となるものである。特に過疎地域においては、地形、気象等の自然的・地理的条件が厳しく、遠隔な立地特性のため、日常生活圏が広域化せざるを得なくなっている場合も多く、交通条件の改善は過疎地域自立促進の基本的条件となっている。

(1) 道路の整備状況

1) 国道・都道府県道の整備状況

道路の改良率、改良済幅員 5.5m以上の整備率をみると、着実に整備が進められているものの、国道、都道府県道とも過疎地域は非過疎地域を下回っており、依然として格差がみられる。改良率のうち特に都道府県道については、平成 28 年の過疎地域と非過疎地域を比べると8.3 ポイントの格差がある(図表 2-5-1)。

図表 2-5-1 国道・都道府県道の整備状況

(単位:%)

ΕΛ		平成 12 年			平成 26 年	1		平成 27 年			平成 28 年	
区分	全国	過疎	非過疎									
(改良率)												
国 道	92.9	88. 3	96.0	95. 9	93.8	97. 2	96. 0	94.0	97. 3	96. 0	94. 1	97.3
都道府県道	75. 1	66. 2	79.8	80. 1	75.0	82.8	80. 3	74. 9	83. 4	80. 5	75. 2	83. 5
改良済幅員 5.5m以上 の整備率												
国 道	89. 2	83. 2	93. 2	93. 4	90.7	95. 2	93. 5	90.9	95. 4	93. 6	91.0	95.4
都道府県道	63. 2	54. 0	67. 9	69. 6	64. 1	72. 7	69. 9	63. 9	73. 3	70. 2	64. 3	73.6

(備考) 1 国土交通省の資料を基に総務省が作成したものである。

2 過疎地域は平成30年4月1日現在であり、一部過疎市町村を含まない。非過疎地域は一部過疎市 町村を含む。

2) 市町村道の整備状況

過疎地域における市町村道の整備水準は、昭和45年度から平成17年度の間に改良率、舗装率とも著しく改善されているが、未だに全国との間には格差がある(図表2-5-2)。

45 15.7 ☑過疎地域 55 □全国 12 市 改良率 17 22 27 町 28 58.8 45 村 55 2 12 道 舗装率 17 22 27 71. 0 28 (%) 100 20 40 60 80

図表 2-5-2 市町村道の整備状況

Ī			単	昭和4	5 年度	昭和5	5年度	平成:	2年度	平成 1	2年度	平成 1	7年度
L		項目	莅	過疎地域	全 国	過疎地域	全 国	過疎地域	全 国	過疎地域	全 国	過疎地域	全 国
	市町	改良率	%	9. 0	15. 7	22. 7	28. 2	39. 0	44. 2	46. 7	52. 1	51. 1	55. 0
	村道	舗装率	%	2. 7	9.8	30. 6	41. 2	55. 6	65. 6	64. 2	73. 5	68. 3	75. 9

	755		単	平成 2	2 年度	平成 2	7 年度	平成 2	8年度
	項	目	位	過疎地域	全 国	過疎地域	全 国	過疎地域	全 国
市町	改良率		%	53. 0	56. 8	54. 3	58. 6	54. 6	58.8
村道	舗装率		%	69. 4	77. 2	70. 7	78. 7	71. 0	79. 1

- (備考) 1 平成17年度までのデータは、総務省「公共施設状況調査」等による。平成22年度以降の「改良率」 及び「舗装率」のデータは国土交通省の資料を基に総務省が作成したものである。
 - 2 過疎地域は、平成30年4月1日現在である。平成17年度については、一部過疎地域のうちデータ が取得できない286区域を過疎地域から除いている。また、平成22年度以降のデータは一部過疎地 域を含まない。

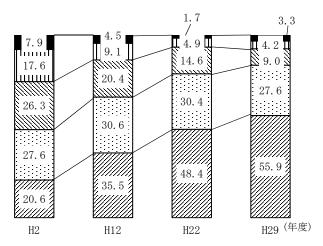
(2) 過疎関係市町村から高速道路のインターチェンジ等までの所要時間

過疎関係市町村の役場・庁舎から高速道路のインターチェンジまでの所要時間が1時間以内の過疎地域は、平成2年度の48.2%から平成29年度には83.5%に増加しており、交通基盤整備の推進により時間距離が短縮されていることを示しているが、それでもなお、高速道路のインターチェンジまで2時間超の過疎地域が7.5%ある。

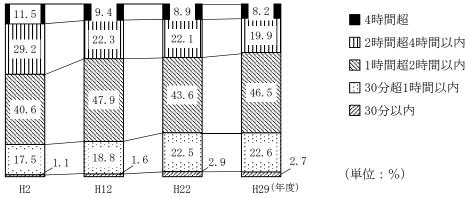
また、都道府県庁まで1時間以内の過疎地域は、平成29年度に25.3%であるが、2時間超の 過疎地域は28.1%残されている(図表2-5-3)。

図表 2-5-3 市町村庁舎からの所要時間段階別過疎地域数割合

(1) 高速道路のインターチェンジまで



(2) 都道府県庁まで



- 2 過疎関係市町村の庁舎(一部過疎地域については、旧市町村の庁舎又はその区域を管轄する行政施設)から、自家用自動車で通常用いられる経路を利用した場合の所要時間を、段階別の過疎地域数構成比で示したものである。なお、航路の区間はフェリーを利用した場合の所要時間とする。
- 3 平成29年度の数値については、九州北部豪雨により被災した福岡県朝倉市、大分県日田市の数値は含まない。

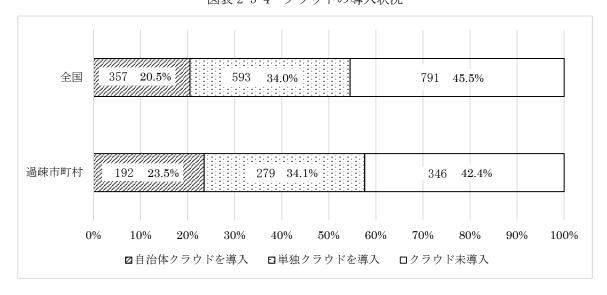
2 高度情報化への対応

情報化の進展は、時間・距離の制約が緩和される点において、遠隔な立地という過疎地域の不利な条件を克服する大きな手がかりとなる。

(1) 地方公共団体におけるクラウドの導入状況

自治体クラウドは、近年様々な分野で活用が進んでいるクラウドコンピューティング技術を電子自治体の基盤構築にも活用して、地方公共団体の情報システムの集約と共同利用を進めることにより、情報システムに係る経費の削減や住民サービスの向上等を図るものである。また、東日本大震災の経験も踏まえ、堅牢なデータセンターを活用することで、行政情報を保全し、災害・事故等発生時の業務継続を確保する観点からも、自治体クラウドの推進が求められている。

平成 29 年 4 月 1 日現在の地方公共団体におけるクラウドの導入状況をみると、全国 1,741 市区 町村のうち、「自治体クラウドを導入」または「単独クラウドを導入」している団体は 950 団体 (54.5%) であるのに対し、過疎地域では、817 市町村のうち、471 団体 (57.6%) となり、全国 を 3.1 ポイント上回っている (図表 2-5-4)。



図表 2-5-4 クラウドの導入状況

- (備考) 1 総務省「地方行政サービス改革の取組状況等に関する調査等」による。
 - 2 過疎地域は、平成30年4月1日現在である。

(2) 携帯電話サービスエリアの状況

過疎地域における携帯電話サービスエリアカバー率については、平成 19 年度末の 98.1%に対して、平成 29 年度末は 99.89%となっており、全国との格差はほぼ改善されている(図表 2-5-5)。

図表 2-5-5 携帯電話サービスエリアカバー率(夜間人口ベース)の状況

(単位:%)

		過疎地域	全 国
平成 19 年度	エリア内	98. 1	99. 8
平成 19 年度	エリア外	1.9	0. 2
平成 29 年度	エリア内	99.89	99. 99
平成 29 年度	エリア外	0.11	0.01

(備考) 1 総務省調べ。

- 2 過疎地域、サービスエリアカバー率は各年度末時点。
- 3 夜間人口とは、夜間に常住する (そこに居住する)人口である。

(3) ブロードバンドの整備状況

平成29年3月末の過疎地域における超高速ブロードバンドサービスエリアの世帯カバー率をみると、移動系では99.4%と全国との差はほぼない。一方、固定系では96.6%と全国の99.0%と比べ2.4ポイント低い状況となっている(図表2-5-6)。

図表 2-5-6 超高速ブロードバンドの整備状況

E /\	超高速ブロードバンドサービスエリア	超高速ブロードバンドサービスエリア
区分	(移動系) の世帯カバー率	(固定系) の世帯カバー率
過疎地域	99. 4%	96. 6%
全 国	99. 8%	99. 0%

- (備考) 1 平成29年3月末の整備状況について推計したもの(総務省調べ)。
 - 2 過疎地域は、平成30年4月1日現在。
 - 3 超高速ブロードバンドサービス: FTTH, CATV インターネット、FWA、BWA、LTE (FTTH 及び LTE 以外は下り 30Mbps 以上のものに限る)。
 - 4 世帯カバー率は、住民基本台帳等に基づき、事業者情報等から一定の仮定の下に推計したエリア内の利用可能世帯数を総世帯で除したもの(小数点以下第2位を四捨五入)。

第6節 生活環境

過疎地域における主要な公共施設の整備水準は、全国水準とかなりの格差があるものも少なからず存在しているが、昭和 45 年の緊急措置法以来の各種事業の推進により、以下に示すとおり、かなりの程度の改善がみられる。

1 上水道

上水道、簡易水道を含めた水道の普及率は、昭和 45 年度には、過疎地域 56.6%に対し全国 81.4% と大きな格差があったものが、平成 28 年度には過疎地域 92.6%、全国 97.9%となっており、格差はかなり縮小しつつある(図表 2-6-1)。

昭和45年度 ☑ 過疎地域 昭和55年度 □ 91.8 □ 全国 平成 2年度 94.3 平成12年度 96.5 90.4 平成17年度 平成22年度 97. 5 5 97. 9 平成27年度 平成28年度 92. 6 100 (%) 20 40 60 80

図表 2-6-1 水道普及率の推移

(単位:%)

区	分	昭和 45 年度	昭和 55 年度	平成2年度	平成 12 年度	平成 17 年度	平成 22 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
過函	束地域	56. 6	73. 6	81. 4	87. 3	90. 4	91. 1	92. 5	92. 6
全	国	81. 4	91.8	94. 3	96. 5	97. 0	97. 5	97. 9	97.9

- (備考) 1 平成17年度までは、総務省「公共施設状況調査」等による。
 - 2 平成17年度については、一部過疎地域のうちデータを取得できない275区域を過疎地域から除いている。
 - 3 平成22年度以降は、日本水道協会「水道統計」によるものであり、一部過疎地域を除いている。また、水道普及率には専用水道を含む。

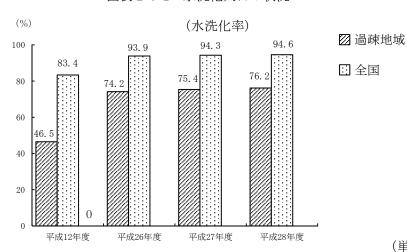
2 生活排水関連施設

1) 水洗化人口の推移

過疎地域における水洗化率の推移をみると、平成 12 年度の 46.5%から平成 28 年度には 76.2%に増加しているが、全国と比べると、なお格差が残されている (図表 2-6-2)。

2) 水洗化人口の内訳

平成 28 年度における水洗化人口の内訳をみると、全国では公共下水道が 78.6%を占めているのに対し、過疎地域では浄化槽が 52.7%と水洗化人口の過半数を占めている (図表 2-6-2)。



図表 2-6-2 水洗化人口の状況

(単位:千人、%)

	-F-D		平成1	2年度	平成 2	5年度	平成 2	6年度	平成 2	7年度	平成 2	8年度
	項目		全 国	過疎								
公共下左	水道人口	A	71, 222 (67. 4)	823 (22. 2)	92, 886 (77. 4)	3, 293 (45. 4)	93, 685 (77. 8)	3, 308 (45. 7)	94, 463 (78. 2)	3, 539 (46. 4)	95, 056 (78. 6)	3, 545 (46. 8)
コミュニプラン		В	414 (0. 4)	19 (0.5)	304 (0. 3)	35 (0. 5)	302 (0.3)	32 (0.4)	294 (0. 2)	45 (0.6)	286 (0. 2)	37 (0. 5)
浄化槽	ΛП	С	34, 095 (32. 2)	2, 865 (77. 3)	26, 875 (22. 4)	3, 932 (54. 2)	26, 386 (21. 9)	3, 899 (53. 9)	26, 015 (21. 5)	4, 036 (53. 0)	25, 648 (21. 2)	3, 995 (52. 7)
	うち合併処理		10, 806 (10. 2)	1, 101 (29. 7)	14, 492 (12. 1)	2, 454 (33. 8)	14, 564 (12. 1)	2, 561 (35. 4)	14, 600 (12. 1)	2, 594 (34. 0)	14, 630 (12. 1)	2, 565 (33. 9)
水洗化力	$\nabla \Box D = A + B$	+ C	105, 731 (100. 0)	3, 707 (100. 0)	120, 065 (100. 0)	7, 260 (100. 0)	120, 372 (100. 0)	7, 239 (100. 0)	120, 772 (100. 0)	7, 619 (100. 0)	120, 991 (100. 0)	7, 578 (100. 0)
非水洗化	七人 口	Е	21, 002	4, 258	8, 329	2,657	7, 810	2, 522	7, 267	2, 482	6, 933	2, 363
総人口		F	126, 734	7, 966	128, 394	9, 917	128, 181	9, 761	128, 039	10, 101	127, 924	9, 941
水洗化率	率 D.	/F	83.4	46.5	93. 5	73. 2	93. 9	74. 2	94.3	75. 4	94.6	76. 2

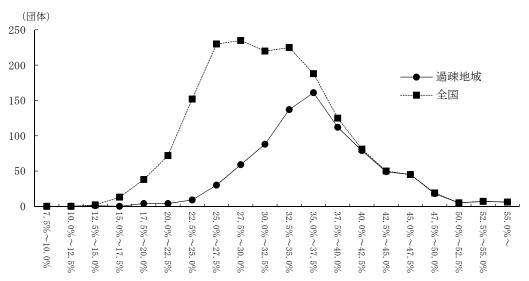
- (備考) 1 環境省「一般廃棄物処理事業実態調査」による。
 - 2 () 内は水洗化人口の構成割合である。
 - 3 過疎地域は、一部過疎地域を含まない。

第7節 高齢化・福祉・医療

1 高齢化への対応

(1) 過疎地域の高齢化

過疎地域全体の高齢者比率 (単純平均) は 36.7%であり、非過疎地域の 27.4%を大きく上回っている。高齢者比率の度数分布をみても、全国のピークが 27.5%~30.0%であるのに対して過疎地域のピークは 35.0%~37.5%であり、過疎地域は全国に先行して高齢化が進んでいるといえる (図表 2-7-1)。



図表 2-7-1 高齢者比率の度数分布

区	分	市町村数	単純平均	中 央 値	最多頻度
) 且 7古	4 1.	014	36.7%	36.3%	35. 0%~37. 5%
過疎	地坝	814	30. 7 %	30. 3 %	161 団体
非過商	####	899	27.4%	27.3%	25.0%~27.5%
开 迥5	大地坝	099	21.470	21.370	200 団体
_	ī	1 719	21.22/		27.5%~30.0%
全	玉	1, 713	31.8%	31.3%	235 団体

- (備考) 1 市町村数は平成30年4月1日現在であり、過疎地域の市町村数は、過疎関係市町村数による。 また、東京都特別区を1団体とみなす。なお、東日本大震災により町村全域に避難指示が出ていた福島県浪江町、 葛尾村、飯舘村を過疎地域の市町村数から除き、富岡町、大熊町、双葉町を非過疎地域の市町村数から除く。
 - 2 人口は平成27年国勢調査であり、一部過疎市町村については、市町村全域の人口による。
 - 3 数値は、各市町村ごとの高齢者比率を単純平均したものである。

(2) 高齢者福祉施設及び児童福祉施設の整備・サービスの状況

1) 高齢者福祉施設の整備状況

平成 28 年における、65 歳以上人口 1 万人に対しての各種高齢者施設の定員数をみると、軽費老人ホームを除き、いずれの施設についても、全国平均より多くなっている(図表 2-7-2)。

また、平成 12 年から平成 28 年までの施設数の増減率をみると、軽費老人ホームでは過疎地域が全国を上回っているものの、デイサービスの中心的施設である通所介護事業所をはじめ、その他の施設は過疎地域が全国を下回っている(図表 2-7-3)。

図表 2-7-2 65 歳以上人口 1 万人に対しての高齢者福祉施設の整備状況 (定員)

(単位:人/65歳以上1万人)

F ()	平成 12 年		平成 17 年		平成	22年	平成	27 年	平成 28 年		12→28 増減率	
区 分	過疎地域	全 国	過疎地域	全 国	過疎地域	全 国	過疎地域	全 国	過疎地域	全 国	過疎地域	全 国
特別養護老人ホーム	151	89	171	115	169	121	188	134	186	146	23. 2	64. 0
養護老人ホーム	40	20	41	20	38	17	39	19	38	19	-5.0	-5.0
軽費老人ホーム	16	18	22	25	24	21	26	27	25	27	56. 3	50.0
介護老人保健施設	91	70	104	89	106	92	114	98	114	102	25. 3	45. 7

- (備考) 1 厚生労働省「介護サービス施設・事業所調査」及び「社会福祉施設等調査」による。
 - 2 65歳以上の人口は平成27年度国勢調査による。
 - 3 過疎地域は、平成30年4月1日現在であり、一部過疎地域を含まない。

図表 2-7-3 高齢者福祉施設の整備状況(施設数)

(単位:箇所)

E.V.	平成 12 年		平成	17年	平成	22 年	平成	27 年	平成	28年	12→28	増減率
区分	過疎地域	全 国	過疎地域	全 国	過疎地域	全 国	過疎地域	全 国	過疎地域	全 国	過疎地域	全 国
特別養護老人ホーム	1,014	4, 463	1, 142	5, 535	1,098	5, 676	1, 281	7, 065	1, 268	7, 103	25. 0	59. 2
養護老人ホーム	260	949	264	964	280	822	256	936	252	923	-3. 1	-2.7
軽費老人ホーム	185	1, 444	255	1, 966	322	1,683	296	2, 166	294	2, 151	58. 9	49. 0
老人福祉センター	498	2, 271	469	2, 284	451	1,814	385	2,001	359	1, 930	-27. 9	-15. 0
通所介護事業所	1, 754	8, 037	2, 685	17, 652	2, 980	22, 738	3, 971	36, 757	4, 026	38, 106	129. 5	374. 1
短期入所生活介護事業所	1, 047	4, 515	1, 271	6, 216	1, 306	7, 096	1,747	9, 924	1, 726	9, 894	64. 9	119. 1
老人介護支援センター	1, 481	6, 964	1, 768	8, 668	_	_	_	_	_	_	_	_
介護老人保健施設	452	2, 667	510	3, 278	523	3, 382	591	3, 857	606	3, 901	34. 1	46. 3

⁽備考) 1 特別養護老人ホーム、通所介護事業所(地域密着型通所介護事業所を含む)、短期入所生活介護事業所、介護老人保健施設は厚生労働省「介護サービス施設・事業所調査」による。養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター、老人介護支援センターは厚生労働省「社会福祉施設等調査」による。

² 過疎地域は、平成30年4月1日現在であり、一部過疎地域を含まない。

2) 居宅介護サービスの利用状況

高齢化の進展に伴い、居宅介護サービスの利用状況は、過疎地域を含めた全国的な傾向として大きく増加をしているが、過疎地域における居宅介護サービスの利用状況を高齢者 100 人当たりの年間利用件数でみると、平成 28 年度における通所サービスは 79.2 件(全国 78.5 件)、短期入所サービスは 18.3 件(全国 14.2 件)であり、全国と大きな差はないものの、訪問サービスは 68.9 件(全国 107.2 件)と全国を大きく下回っている(図表 2-7-4)。

図表 2-7-4 居宅介護サービスの利用状況

(単位:件)

		訪問サ	ービス	通所サ	ービス	短期入所	サービス
区	分	利用延件数	100 人当 たり年間 利用件数	利用延件数	100 人当 たり年間 利用件数	利用延件数	100 人当 たり年間 利用件数
平 成	過疎地域	1, 306, 127	36. 9	1, 747, 565	49. 4	280, 219	7. 9
14 年度	全 国	14, 328, 946	42.8	13, 147, 749	39. 3	2, 377, 631	7. 1
平 成	過疎地域	1, 930, 952	54. 5	2, 821, 918	79. 7	537, 276	15. 2
21 年度	全 国	19, 987, 937	59. 7	21, 673, 909	64.8	4, 093, 227	12. 2
平 成	過疎地域	2, 468, 219	69. 7	3, 275, 004	92. 5	648, 171	18.3
27 年度	全 国	34, 933, 556	104. 4	30, 848, 606	92. 2	4, 724, 457	14. 1
平 成	過疎地域	2, 438, 480	68.9	2, 803, 746	79. 2	648, 508	18.3
28 年度	全 国	35, 886, 808	107. 2	26, 257, 264	78. 5	4, 740, 372	14. 2

(備考) 1 厚生労働省「介護保険事業状況報告」による。

- 2 100 人当たりは、65 歳以上人口の 100 人当たりをいう。
- 3 人口は平成27年国勢調査による。
- 4 過疎地域は平成30年4月1日現在であり、一部過疎地域を含まない。また、広域連合、事務組合については、構成市町村に一部過疎地域又は非過疎地域のいずれかを含むものは除いている。

3) 児童福祉施設の整備状況

児童福祉施設のうち児童館について、過疎地域における 1 市町村当たりの館数をみると、平成 28 年度で 0.93 館となっており、全国の 2.59 館を下回っている (図表 2-7-5)。

(年度) 0.44 □過疎地域 S55 □全国 Н2 1. 22 H12 H22 2. 66 H27 H28 2.59 0 0.5 1 1.5 2 2.5 3 (館)

図表 2-7-5 1 市町村当たりの児童館の整備状況

項目	単 昭和 55 年度		5 年度	平成2年度		平成 1	2年度	平成 22 年度		平成 27 年度		平成 28 年度	
横日	位	過疎地域	全 国	過疎地域	全 国	過疎地域	全 国	過疎地域	全 国	過疎地域	全 国	過疎地域	全 国
児童館数	か会	502	2, 948	504	3, 966	540	4, 582	712	4, 626	635	4, 521	625	4, 511
1市町村当たりの数	館	0. 44	0.92	0.44	1. 22	0.45	1.42	1.06	2. 66	0.94	2. 60	0.93	2. 59

(備考) 1 総務省「公共施設状況調査」による。

2 平成22年度以降の過疎地域は、平成30年4月1日現在であり、一部過疎地域を含まない。

2 医療

(1) 診療施設の整備状況

過疎地域における診療施設の整備状況を人口1万人当たりの病床数に着目してみると、昭和45年度以降、過疎地域における病床数は全国を下回っていたが、最近は全国的に病床数が減少していることや、過疎地域の人口減少もあり、全国と過疎地域が逆転している(図表 2-7-6)。

また、主な専門科別医師数をみると、過疎地域は、全国に比べて小児科や産婦人科・ 産科の医師が少ない(図表 2-7-7)。

項目	単位	昭和4	5 年度	昭和 5	5年度	平成 2	2年度	平成 12 年度		平成 17 年度	
- 現日	卑似.	過疎地域	全国	過疎地域	全国	過疎地域	全国	過疎地域	全国	過疎地域	全国
病院数	箇所	652	8, 212	607	9, 356	642	10, 436	673	9, 331	960	9, 063
診療所数	箇所	4, 666	88, 835	4, 759	110, 227	4, 596	130, 220	6, 282	151, 280	9, 427	158, 349
病院・診療所の病床数	床	77, 649	1, 280, 023	79, 110	1,607,870	90, 726	1, 951, 338	95, 327	1, 870, 020	153, 798	1, 806, 480
1万人当たりの病床数	床	78. 1	122.4	92.6	137. 4	118.9	158. 4	123. 9	148. 1	161. 2	142. 2

図表 2-7-6 診療施設の整備状況

項目	単位	平成 2	2年度	平成 2	7年度	平成 2	8 年度
模日	毕江	過疎地域	全国	過疎地域	全国	過疎地域	全国
病院数	箇所	1,027	8, 343	977	8, 254	971	8, 246
診療所数	箇所	10, 159	154, 928	10, 009	159, 942	9, 969	161, 476
病院・診療所の病床数	床	161, 129	1, 658, 957	150, 516	1, 629, 778	148, 967	1, 623, 329
1万人当たりの病床数	床	151.9	129. 5	154. 0	128. 2	152. 4	127. 7

- (備考) 1 総務省「公共施設状況調査」等による。
 - 2 平成17年度については、一部過疎市町村のうち、データが取得できない275区域を除いている。
 - 3 平成22年度以降の過疎地域は、平成30年4月1日現在であり、一部過疎地域を含まない。

図表 2-7-7 主な専門科別医師

(単位:人)

	総数	内 科	小児科	外 科	産婦人科・産科
過疎地域	15, 076	5, 437	667	1, 311	428
人口1万人当たり	15. 4	5. 6	0.7	1. 3	0.4
全 国	315, 506	63, 130	17, 415	14, 882	11, 732
人口1万人当たり	24. 8	5. 0	1. 4	1. 2	0.9

- (備考) 1 厚生労働省「平成28年医師・歯科医師・薬剤師調査」による。
 - 2 過疎地域は、平成30年4月1日現在であり、一部過疎地域は含まない。

(2) 無医地区の状況

全国的に無医地区の減少が図られる中、過疎市町村における無医地区数をみると、昭和53年の1,168地区から平成26年には574地区へと減少しているものの、無医地区を有する市町村は平成21年の203から平成26年の219と増加している。また、無医地区の約90%が過疎地域に存在している(図表2-7-8)。

※無医地区とは、医療機関のない地域で、当該地区の中心的な場所を起点として、概ね半径 4kmの区域内に50人以上が居住している地域であって、かつ容易に医療機関を利用することができない地区をいう。

図表 2-7-8 無医地区の状況

(単位:箇所、%)

		昭和	昭和	平成	平成	平成	平成	平成	S53
	区 分	53 年	59 年	6年	11年	16年	21年	26 年	∼H26
		10 月	10 月	9月	6月	12 月	10 月	10 月	増減率
過疎	無医地区数	1, 168	887	725	715	621	565	574	△ 50.9
市町村	無医地区を有する市町村数	555	463	389	368	312	203	219	△ 60.5
非過疎	無医地区数	582	389	272	199	165	140	63	△ 89.2
市町村	無医地区を有する市町村数	323	230	156	127	97	86	37	△ 88.5

(備考) 1 厚生労働省「無医地区等調査」による。

2 平成26年の過疎地域は、平成30年4月1日現在。

第8節 教育・文化の振興

1 教育

(1) 義務教育

過疎地域における小学校及び中学校の状況をみると、昭和 45 年度に比べ、平成 29 年度には児童数が 59.0%、生徒数が 64.4%減少している。また、これに伴い学校数、教員数も減少している。

一方、全国の推移をみると、児童数及び生徒数はいわゆる団塊ジュニア世代(昭和 46~49 年生まれ)が就学している昭和 55 年度にピークを迎え、その後減少していることがわかる。

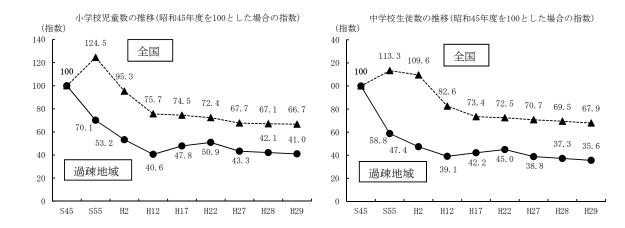
また、平成29年度における1学校当たりの児童数及び生徒数は、児童数が118人、生徒数が124人となっており、全国と比較すると、児童数が36.9%、生徒数が38.3%の水準であることから、過疎地域においては比較的小規模校が多いことが分かる(図表2-8-1)。

図表 2-8-1 義務教育の状況

項目		単	昭和 45 年度		昭和 55 年度		平成2年度		平成 12 年度		平成 17 年度	
		位	過疎地域	全国	過疎地域	全国	過疎地域	全国	過疎地域	全国	過疎地域	全国
小学校	学校数	校	6,622	24, 313	5, 677	24, 732	4, 950	24, 557	4,890	23, 719	4, 475	22, 606
	うち分校数	校	929	2, 346	522	1, 244	315	775	211	514	132	344
	教員数	人	55, 570	370, 578	50, 354	469, 343	46, 209	440, 443	44, 587	396, 834	46,770	404, 367
	児童数	人	1, 023, 569	9, 491, 866	717, 134	11, 819, 045	544, 812	9, 045, 154	415, 369	7, 182, 432	489, 718	7, 067, 832
	1 学校当たり児童数	人	155	390	126	478	110	368	85	303	109	313
中学校	学校数	校	2, 793	10, 215	2, 261	10, 178	1,973	10, 595	2,053	10, 428	1,970	10, 154
	うち分校数	校	120	323	34	130	22	92	15	73	12	70
	教員数	人	37, 380	216, 520	29, 036	249, 778	26, 312	275, 761	26, 548	238, 651	27, 787	228, 947
	生徒数	人	632, 131	4, 510, 815	371, 719	5, 111, 822	299, 639	4, 942, 223	247, 266	3, 724, 593	266, 524	3, 312, 007
	1学校当たり生徒数	人	226	442	164	502	152	466	120	357	135	326

項目		単 平成22年度		平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度		
		位	過疎地域	全国	過疎地域	全国	過疎地域	全国	過疎地域	全国
小学校	学校数	校	4,602	21,713	3, 779	20,601	3,640	20, 011	3, 550	19, 794
	うち分校数	校	99	270	52	189	44	174	41	166
	教員数	人	51, 930	413, 473	46, 510	410, 397	45, 555	410, 116	44, 923	411, 898
	児童数	人	521, 016	6, 869, 318	443, 154	6, 425, 754	431, 214	6, 366, 785	419, 244	6, 333, 289
	1 学校当たり児童数	人	113	316	117	312	118	318	118	320
中学校	学校数	校	2, 125	9, 982	1,930	10, 484	1,866	9, 555	1, 819	9, 479
	うち分校数	校	13	80	11	82	9	80	8	78
	教員数	人	31, 246	234, 471	29, 143	236, 947	28, 565	235, 223	27, 788	233, 247
	生徒数	人	284, 271	3, 270, 582	245, 582	3, 190, 799	235, 651	3, 133, 644	225, 037	3, 063, 833
	1学校当たり生徒数	人	134	328	127	304	126	328	124	323

- (備考) 1 平成 17 年度までは、総務省「公共施設状況調査」等、平成 22 年度以降は、文部科学省「学校基本調査」による。
 - 2 平成17年度については、一部過疎地域のうちデータを取得できない275区域を過疎地域から除いている。
 - 3 平成22年度以降の過疎地域は、平成30年4月1日現在であり、一部過疎地域を含まない。



- (備考) 1 平成 17 年度までは、総務省「公共施設状況調査」等、平成 22 年度以降は、文部科学省「学校基本調査」による。
 - 2 平成17年度については、一部過疎地域のうちデータを取得できない275区域を過疎地域から除いている。
 - 3 平成22年度以降の過疎地域は、平成30年4月1日現在であり、一部過疎地域を含まない。

(2) 幼児教育

1) 保育所の状況

過疎地域と全国の保育所数等についてみてみると、平成 14 年から平成 28 年における過疎地域の保育所等数及び在所者数は一貫して減少しているが、全国では増加傾向にある。また、同期間における在所率をみると、過疎地域、全国ともに減少している。

幼保連携型認定こども園についてみると、平成27年の数値に比べて平成28年の数値が過疎 地域、全国ともに増加している(図表2-8-2)。

E /\	W /	平成	14年	平成	22年	平成	27年	平成	28年
区分	単位	過疎	全国	過疎	全国	過疎	全国	過疎	全国
保育所等数	箇所	3, 942	22, 288	3, 333	21, 681	3, 272	24, 234	3, 224	24, 771
定員数	千人	253	1, 960	231	2, 033	236	2, 352	238	2, 409
在所者数	千人	235	2, 005	213	2, 057	212	2, 295	210	2, 333
1 市町村あたり 保育所数	箇所	5.9	13. 0	5. 0	12. 6	4. 9	14. 1	4.8	14. 4
在所率	%	92.8	102.3	92. 0	101. 2	90. 1	97. 6	88.5	96.8
うち幼保連携型認定 こども園数	箇所	_	_	_	_	259	1,817	346	2, 597
定員数	千人	_	_	_	_	20	175	28	252
在所者数	千人	_	_	_	_	19	170	27	251
1 市町村あたり 保育所数	箇所	_	_	_	_	0.4	1. 1	0. 5	1.5
在所率	%	ı	ı	ı	ı	94. 7	97. 1	95. 9	99. 9

図表 2-8-2 保育所の状況について

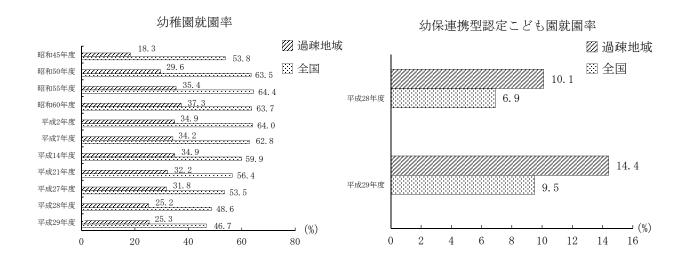
- (備考) 1 厚生労働省「社会福祉施設等調査」による。
 - 2 保育所等とは、平成8年、平成14年、平成22年については「保育所」、平成27年、平成28年については「保育所」「小規模保育事務所」「幼保連携型認定こども 園」「保育所型認定こども園」のことをいう。
 - 3 過疎地域は、平成30年4月1日現在であり、一部過疎地域は含まない。

2) 幼稚園就園率

幼稚園就園率を過疎地域と全国で比較すると、昭和 45 年度以降、格差が小さくなる傾向にある。近年では過疎地域及び全国ともに就園率が低下傾向にある。

また、幼保連携型認定こども園就園率では、平成28年度及び平成29年度において、過疎地域が全国を上回っている(図表2-8-3)。

図表 2-8-3 幼稚園就園率



(単位:%)

EV		和 丰度	昭 50 ⁴		昭 55 ⁴	和 手度		和 丰度	平 2 年	成 E度		成 E度		成 手度		成 年度
区分	過疎	全国	過疎	全国	過疎	全国	過疎	全国	過疎	全国	過疎	全国	過疎	全国	過疎	全国
幼稚園	18. 3	53. 8	29.6	63. 5	35. 4	64. 4	37. 3	63. 7	34. 9	64	34. 2	62. 8	34. 9	59. 9	32. 2	56. 4
幼保連携型 認定こども園	-	_	ı	ı	_	ı	-	_	ı	1	ı	ı	-	_	-	_

σΛ	平 27 ^在	成 拝度	平 28 ⁴	成 手度	平 29 ⁴	
区分	過疎	全国	過疎	全国	過疎	全国
幼稚園	31. 8	53. 5	25. 2	48. 6	25. 3	46. 7
幼保連携型 認定こども園	-	-	10. 1	6.9	14. 4	9.5

- (備考) 1 全国は、文部科学省「学校基本調査」による。
 - 2 過疎地域は、総務省調べ。

(3) 高等学校・大学等

1) 高等学校等

高等学校等への進学率は、昭和60年度以降は全国と過疎地域とはほぼ同様の水準であり、格差はみられない(図表2-8-4)。

図 過疎地域 昭和45年度 昭和50年度 昭和55年度 昭和60年度 平成 2年度 平成 7年度 平成14年度 平成17年度 平成22年度 平成27年度 平成28年度 平成29年度 0 20 40 60 80 100 昭和 45 年度 昭和50年度 昭和55年度 昭和60年度 平成2年度 平成7年度 平成 14 年度 平成 17 年度 過疎 全国 過疎 全国 過疎 全国 過疎 全国 過疎 全国 過疎 全国 過疎 過疎 全国 全国 65.5 82. 1 83. 2 91.9 91.8 94. 2 94.4 94. 1 96.3 95. 1 94.7 96.7 97.9 97.0 98. 2 97.6 平成 22 年度 平成 27 年度 平成 28 年度 平成 29 年度

図表 2-8-4 高等学校等への進学率

(備考) 1 全国は文部科学省「学校基本調査」による。

過疎

98.8

全国

98.7

過疎

98.9

全国

98.8

2 過疎地域は総務省調べ。

全国

98.5

過疎

98.5

全国

98.0

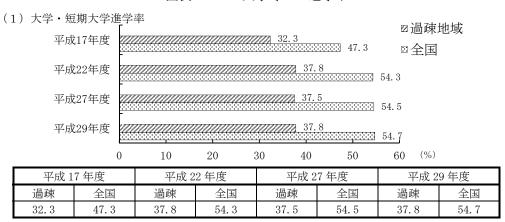
過疎

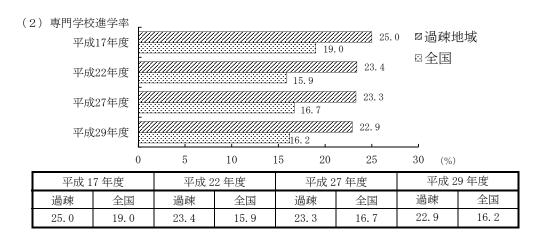
98.9

2) 大学等

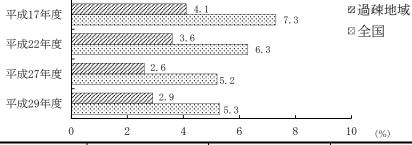
平成17年度から平成29年度までの過疎地域における大学等への進学率をみると、大学・短期大学進学率及び専修学校進学率は全国を下回っており、平成29年度において、前者では16.9ポイント、後者では2.4ポイント下回っている。一方、専門学校進学率では全国を上回っており、平成29年度においては6.7ポイント上回っている(図表2-8-5)。

図表 2-8-5 大学等への進学率









平成 1	7年度		2 年度	平成 2	7 年度	平成 2	9 年度
過疎	全国	過疎	全国	過疎	全国	過疎	全国
4. 1	7. 3	3.6	6.3	2.6	5.2	2.9	5. 3

(備考) 1 文部科学省「学校基本調査」による。

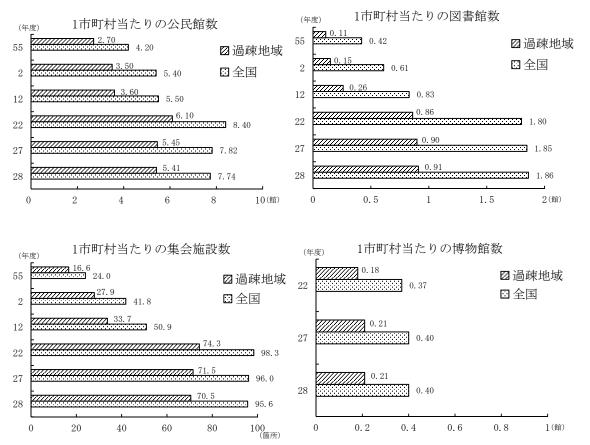
2 過疎地域は、平成30年4月1日現在であり、一部過疎地域は含まない。

2 文化及び体育施設

1) 文化施設

過疎地域における 1 市町村当たりの文化施設数をみると、平成 28 年度で公民館等数 5.41 館 (全国 7.74 館)、図書館数 0.91 館 (全国 1.86 館)、集会施設数 70.5 箇所 (全国 95.6 箇所)、博物館数 0.21 館 (全国 0.40 館) といずれも全国を下回っている (図表 2-8-6)。

図表 2-8-6 文化施設の整備水準



- F	単	昭和5	5 年度	平成 2	2年度	平成 1	2年度	平成 2	2年度	平成 2	7年度	平成 2	8年度
項目	位	過疎地域	全国	過疎地域	全国	過疎地域	過疎地域	全国	全国	過疎地域	全国	過疎地域	全国
公民館数	館	3,051	13, 708	3, 944	17, 755	4, 323	17, 641	4, 101	14, 633	3,662	13, 609	3, 636	13, 472
1市町村当たりの数	日月	2.70	4. 20	3.50	5. 40	3.60	5. 50	6. 10	8. 40	5. 45	7.82	5. 41	7. 74
図書館数	館	125	1, 358	176	1,977	319	2,656	581	3, 130	603	3, 215	614	3, 238
1市町村当たりの数	跙	0.11	0.42	0.15	0.61	0. 26	0.83	0.86	1.80	0.90	1.85	0.91	1.86
集会施設数	箇	19, 129	78, 108	31, 914	136, 331	40, 752	163, 939	49, 960	171, 081	48, 047	167,077	47, 345	166, 477
1市町村当たりの数	所	16.6	24. 0	27. 9	41.8	33. 7	50. 9	74. 3	98. 3	71.5	96. 0	70. 5	95.6
博物館数	館	_	_	_	_	_	_	121	649	140	697	138	697
1市町村当たりの数	絽	_	_	_	_	_	_	0.18	0.37	0.21	0.40	0.21	0.40

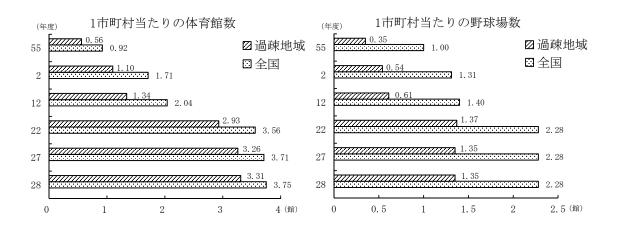
(備考) 1 総務省「公共施設状況調査」による。

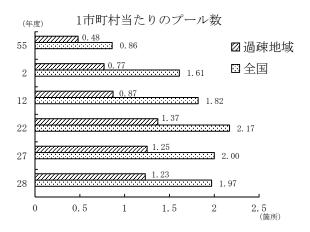
2 平成22年度以降の過疎地域は平成30年4月1日現在であり、一部過疎地域は含まない。

2) 体育施設

過疎地域における 1 市町村当たりの体育・スポーツ施設数をみると、平成 28 年度で体育館数 3.31 館(全国 3.75 館)、野球場数 1.35 箇所(全国 2.28 箇所)、プール数 1.23 箇所(全国 1.97 箇所)といずれも全国を下回っている(図表 2-8-7)。

図表 2-8-7 体育施設の整備状況





- F	単	昭和5	5年度	平成 2	2年度	平成 1	2年度	平成 2	2年度	平成 2	7年度	平成 2	8年度
項目	位	過疎地域	全国	過疎地域	全国	過疎地域	全国	過疎地域	全国	過疎地域	全国	過疎地域	全国
体育館数	Dail-r	647	2, 984	1, 253	5, 571	1,616	6, 552	1,971	6, 205	2, 189	6, 459	2, 225	6, 529
1市町村当たりの数	館	0. 56	0. 92	1. 10	1.71	1.34	2.04	2. 93	3. 56	3. 26	3. 71	3. 31	3. 75
野球場数	箘	405	3, 263	620	4, 285	734	4, 514	923	3, 971	906	3, 962	905	3, 964
1市町村当たりの数	所	0.35	1. 00	0.54	1. 31	0.61	1.40	1. 37	2. 28	1.35	2. 28	1. 35	2. 28
プール数	箇	549	2,800	879	5, 266	1,050	5, 851	921	3, 783	839	3, 483	826	3, 435
1市町村当たりの数	所	0.48	0.86	0.77	1.61	0.87	1.82	1. 37	2. 17	1. 25	2. 00	1. 23	1. 97

(備考) 1 総務省「公共施設状況調査」等による。

2 平成22年度以降の過疎地域は平成29年度現在であり、一部過疎地域は含まない。

第9節 集落の整備等

1 集落の現状

平成 27 年度に総務省及び国土交通省が共同で実施した「過疎地域等条件不利地域における集落の現況把握調査」により、過疎地域等における集落の現状について概観する。

調査の対象は、平成27年4月1日時点の過疎地域市町村のほか、過疎地域活性化特別措置法に基づく過疎地域を有する市町村及び以下の関係各法により指定される地域を有する全市町村としている。

- ・山村振興法に基づく振興山村を有する市町村
- ・離島振興法に基づく離島振興対策実施地域を有する市町村
- ・半島振興法に基づく半島振興対策実施地域を有する市町村
- ・豪雪地帯対策特別措置法に基づく特別豪雪地帯を有する市町村
- ※ 東日本大震災に伴う原発事故被災地のうち、平成27年4月30日現在、全域が避難指示 区域にあり、集落実態調査の実施が困難と思われる5町村(うち2町村が過疎地域市町 村)は調査対象外としている。

なお、本調査における各地方ブロックは次のとおりである。

北海道…北海道

東北圈…青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、新潟県

首都圈…茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県

北陸圈…富山県、石川県、福井県

中部圈…長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県

近畿圈…滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県

中国圈…鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県

四国圈…徳島県、香川県、愛媛県、高知県

九州圈…福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県

沖縄県…沖縄県

また、この調査における「集落」とは、「一定の土地に数戸以上の社会的なまとまりが形成された、住民生活の基本的な地域単位であり、市町村行政において扱う行政区の基本単位」としている。

(1)集落の現状

1) 過疎地域等における集落数

過疎地域等における集落数を市町村区分別にみると、市が 48,584 集落 (64.2%)、町が 24,110 集落 (31.9%)、村が 2,968 集落 (3.9%)であり、6 割以上の集落が市に属している。

また、1 市町村あたり平均集落数をみると、全国平均で 73.6 集落となっており、中国圏では 148.1 集落と最も多くなっている (図表 2-9-1)。

図表 2-9-1 地方ブロック別・市町村区分別集落数及び1市町村あたり平均集落数

	A //:		市町村区分	別集落数		1市町村あたり
	全体	市	町	村	計	平均集落数
1	北海道	861	3, 065	210	4, 136	
		(20.8%)	(74. 1%)	(5.1%)	(100.0%)	25. 4
2	東北圏	12, 355	4,652	668	17, 675	24.0
		(69.9%)	(26.3%)	(3.8%)	(100.0%)	94. 0
3	首都圏	1, 254	1, 426	261	2, 941	99.0
		(42.6%)	(48.5%)	(8.9%)	(100.0%)	33. 8
4	北陸圏	2,003	1, 138	0	3, 141	00.7
		(63.8%)	(36.2%)	(0.0%)	(100.0%)	82. 7
5	中部圏	2, 908	1, 455	823	5, 186	4.0
		(56. 1%)	(28.1%)	(15.9%)	(100.0%)	46. 3
6	近畿圏	2, 576	1, 492	255	4, 323	F9. 7
		(59.6%)	(34.5%)	(5.9%)	(100.0%)	52. 7
7	中国圏	10,650	3, 095	27	13, 772	140 1
		(77. 3%)	(22.5%)	(0.2%)	(100.0%)	148. 1
8	四国圏	4, 150	3, 363	88	7,601	05.0
		(54.6%)	(44.2%)	(1.2%)	(100.0%)	95. 0
9	九州圏	11, 722	4, 343	539	16, 604	00.4
		(70.6%)	(26. 2%)	(3.2%)	(100.0%)	99. 4
10	沖縄県	105	81	97	283	15.7
		(37. 1%)	(28.6%)	(34. 3%)	(100.0%)	15. 7
	<u></u>	48, 584	24, 110	2, 968	75, 662	79. 6
	合計	(64. 2%)	(31.9%)	(3.9%)	(100.0%)	73. 6

(備考) 市町村区分別集落数欄の()はブロック毎の構成比である。

2)集落人口

過疎地域等の集落人口数をみると、集落人口の合計は1,538万人であり、その内訳は市が69.7%、町が27.6%、村が2.7%となっている。

また、市町村別の1集落あたり平均人口をみると、全体では市部 (220.8人) と村部 (140.1人) に80.7人の差がみられ、地方ブロック別にみると、市部において北海道が905.2人、村部において沖縄県が328.4人と突出している(図表 2-9-2)。

図表 2-9-2 地方ブロック別・市町村別 集落人口及び1集落あたり平均人口

			市町村別	集落人口		市	町村別 集落	あたり平均人	, П
	全体	市	町	村	計	市	町	村	全体
1	北海道	779, 413	768, 133	25, 691	1, 573, 237	905. 2	250. 6	122. 3	380. 4
		(49. 5%)	(48.8%)	(1.6%)	(100.0%)	[861]	[3, 065]	[210]	[4, 136]
2	東北圏	3, 181, 409	875, 279	122, 537	4, 179, 225	257. 5	188. 2	183. 4	236. 4
		(76. 1%)	(20.9%)	(2.9%)	(100.0%)	[12, 355]	[4, 652]	[668]	[17, 675]
3	首都圏	381,600	255, 739	48, 497	685, 836	304. 3	179. 3	185.8	233. 2
		(55. 6%)	(37.3%)	(7.1%)	(100.0%)	[1, 254]	[1, 426]	[261]	[2, 941]
4	北陸圏	370, 945	238, 441	0	609, 386	185. 2	209. 5		194. 0
		(60.9%)	(39.1%)	(0.0%)	(100.0%)	[2,003]	[1, 138]	[0]	[3, 141]
5	中部圏	856, 450	358, 777	94, 705	1, 309, 932	294. 5	246.6	115. 1	252. 6
		(65. 4%)	(27.4%)	(7.2%)	(100.0%)	[2, 908]	[1, 455]	[823]	[5, 186]
6	近畿圏	761, 370	373, 839	28, 081	1, 163, 290	295. 6	250. 1	110. 1	269. 1
		(65. 4%)	(32.1%)	(2.4%)	(100.0%)	[2, 576]	[1, 492]	[255]	[4, 323]
7	中国圏	1, 253, 743	320, 595	3, 075	1, 577, 413	117. 7	103.6	113. 9	114. 5
		(79. 5%)	(20.3%)	(0.2%)	(100.0%)	[10, 650]	[3, 095]	[27]	[13, 772]
8	四国圏	572, 292	311, 526	6, 994	890, 812	137. 9	92. 6	79. 5	117. 2
		(64. 2%)	(35.0%)	(0.8%)	(100.0%)	[4, 150]	[3, 363]	[88]	[7, 601]
9	九州圏	2, 515, 670	710, 394	54, 389	3, 280, 453	214. 6	163.6	100.9	197. 6
		(76. 7%)	(21.7%)	(1.7%)	(100.0%)	[11, 722]	[4, 343]	[539]	[16, 604]
10	沖縄県	54, 421	27, 403	31, 850	113, 674	518.3	338. 3	328. 4	401. 7
		(47. 9%)	(24.1%)	(28.0%)	(100.0%)	[105]	[81]	[97]	[283]
	٨١	10, 727, 314	4, 240, 126	415, 819	15, 383, 259	220.8	175. 9	140. 1	203. 3
	合計	(69. 7%)	(27.6%)	(2.7%)	(100.0%)	[48, 584]	[24, 110]	[2, 968]	[75, 662]

⁽備考) 1 市町村別集落人口欄の()はブロック毎の構成比である。

² 市町村別集落あたり平均人口欄の〔 〕は人口の回答があった集落数である。

3) 人口規模別集落数

人口規模別集落数をみると、全体では 50 人未満の集落が 28.1%を占めており、100 人未満の 集落が 51.3%と半数以上を占めている。

地方ブロック別でみると、中国圏、四国圏において 100 人未満の集落の占める割合が約 70% となっており、沖縄県では 200 人以上の集落が 60% を越えている (図表 2-9-3)。

図表 2-9-3 地方ブロック別・人口規模別 集落数

						落の人口対	見模 (人))			
	全体	~9	10~24	25~49	50~99	100~199	200~499	500~999	1000~	無回答	計
1	北海道	137	372	709	800	810	721	277	226	84	4, 136
		(3.3%)	(9.0%)	(17. 1%)	(19.3%)	(19.6%)	(17.4%)	(6. 7%)	(5.5%)	(2.0%)	(100.0%)
2	東北圏	379	805	1, 952	3, 983	4, 764	4, 138	1,078	464	112	17, 675
		(2.1%)	(4.6%)	(11.0%)	(22.5%)	(27.0%)	(23.4%)	(6. 1%)	(2.6%)	(0.6%)	(100.0%)
3	首都圏	43	186	387	648	646	625	187	106	113	2, 941
		(1.5%)	(6.3%)	(13. 2%)	(22.0%)	(22.0%)	(21.3%)	(6.4%)	(3.6%)	(3.8%)	(100.0%)
4	北陸圏	144	217	395	769	834	543	155	74	10	3, 141
		(4.6%)	(6. 9%)	(12.6%)	(24.5%)	(26.6%)	(17. 3%)	(4.9%)	(2.4%)	(0.3%)	(100.0%)
5	中部圏	191	466	798	1,055	1, 129	909	331	234	73	5, 186
		(3.7%)	(9.0%)	(15.4%)	(20.3%)	(21.8%)	(17.5%)	(6.4%)	(4.5%)	(1.4%)	(100.0%)
6	近畿圏	115	288	533	859	1, 112	867	283	220	46	4, 323
		(2.7%)	(6. 7%)	(12.3%)	(19.9%)	(25.7%)	(20.1%)	(6.5%)	(5.1%)	(1.1%)	(100.0%)
7	中国圏	659	2, 019	3, 529	3,701	2, 181	1, 146	329	146	62	13, 772
		(4.8%)	(14. 7%)	(25.6%)	(26.9%)	(15.8%)	(8.3%)	(2.4%)	(1.1%)	(0.5%)	(100.0%)
8	四国圏	504	966	1,652	1,969	1,456	829	155	62	8	7, 601
		(6.6%)	(12.7%)	(21.7%)	(25.9%)	(19.2%)	(10.9%)	(2.0%)	(0.8%)	(0.1%)	(100.0%)
9	九州圏	340	1, 186	2, 319	3,715	4,036	3, 348	934	349	377	16, 604
		(2.0%)	(7. 1%)	(14.0%)	(22.4%)	(24.3%)	(20.2%)	(5.6%)	(2.1%)	(2.3%)	(100.0%)
10	沖縄県	2	2	10	21	60	117	50	21	0	283
L		(0.7%)	(0.7%)	(3.5%)	(7.4%)	(21.2%)	(41.3%)	(17.7%)	(7.4%)	(0.0%)	(100.0%)
	<u></u>	2, 514	6, 507	12, 284	17, 520	17, 028	13, 243	3, 779	1,902	885	75, 662
	合計	(3.3%)	(8.6%)	(16. 2%)	(23. 2%)	(22.5%)	(17.5%)	(5.0%)	(2.5%)	(1.2%)	(100.0%)

(備考) 市町村別集落人口欄の()はブロック毎の構成比である。

4) 65 歳以上人口割合

集落人口に占める 65 歳以上人口割合別集落数をみると、全体では 65 歳以上の人口が半数以上を占める集落が 20.6% あり、そのうち 65 歳以上人口が 70%以上の集落が 4.5% ある。また、全ての人口が 65 歳以上である集落が 801 集落 (1.1%) ある。

地方ブロック別でみると、中国圏や四国圏で 65 歳以上人口が 40%以上の集落が多くみられるが、東北圏や沖縄県では、65 歳以上人口が 40%未満の集落が比較的多くみられる(図表 2-9-4)。

図表 2-9-4 地方ブロック別・集落人口に占める 65 歳以上人口割合別 集落数

	全体			集落人口	口に占める	65 歳以上	の割合			【再掲】65 歳以上 割合
	土件	0%	1~19%	20~39%	40~49%	50~69%	70%~	無回答	計	(うち 100%)
1	北海道	47	190	2, 047	983	635	96	138	4, 136	23
		(1.1%)	(4.6%)	(49.5%)	(23.8%)	(15.4%)	(2.3%)	(3.3%)	(100.0%)	(0.6%)
2	東北圏	82	699	10, 870	3, 776	1,520	330	398	17, 675	104
		(0.5%)	(4.0%)	(61.5%)	(21.4%)	(8.6%)	(1.9%)	(2.3%)	(100.0%)	(0.6%)
3	首都圏	5	66	1, 337	642	315	103	473	2, 941	14
		(0.2%)	(2.2%)	(45. 5%)	(21.8%)	(10.7%)	(3.5%)	(16. 1%)	(100.0%)	(0.5%)
4	北陸圏	20	126	1, 448	716	515	157	159	3, 141	56
		(0.6%)	(4.0%)	(46. 1%)	(22.8%)	(16.4%)	(5.0%)	(5. 1%)	(100.0%)	(1.8%)
5	中部圏	37	149	2, 265	1, 231	896	258	350	5, 186	46
		(0.7%)	(2.9%)	(43.7%)	(23. 7%)	(17. 3%)	(5.0%)	(6.7%)	(100.0%)	(0.9%)
6	近畿圏	10	118	1, 879	1,080	668	220	348	4, 323	44
		(0.2%)	(2.7%)	(43.5%)	(25.0%)	(15.5%)	(5. 1%)	(8.0%)	(100.0%)	(1.0%)
7	中国圏	205	611	5, 030	3,712	3, 176	919	119	13, 772	231
		(1.5%)	(4.4%)	(36. 5%)	(27.0%)	(23.1%)	(6.7%)	(0.9%)	(100.0%)	(1.7%)
8	四国圏	60	220	2, 646	1, 923	1, 787	761	204	7, 601	173
		(0.8%)	(2.9%)	(34.8%)	(25. 3%)	(23.5%)	(10.0%)	(2.7%)	(100.0%)	(2.3%)
9	九州圏	84	700	7, 660	4, 082	2, 658	547	873	16, 604	110
		(0.5%)	(4. 2%)	(46. 1%)	(24.6%)	(16.0%)	(3.3%)	(5.3%)	(100.0%)	(0.7%)
10	沖縄県	1	42	184	17	5	2	32	283	0
		(0.4%)	(14.8%)	(65.0%)	(6.0%)	(1.8%)	(0.7%)	(11.3%)	(100.0%)	(0.0%)
	٨٩١	551	2, 921	35, 366	18, 162	12, 175	3, 393	3, 094	75, 662	801
	合計	(0.7%)	(3.9%)	(46.7%)	(24.0%)	(16. 1%)	(4.5%)	(4. 1%)	(100.0%)	(1.1%)

(備考) 市町村別集落人口欄の()はブロック毎の構成比である。

5) 75 歳以上人口割合

集落人口に占める 75 歳以上人口割合別集落数をみると、全体では 75 歳以上の人口が 2 割以上を占める集落が 22.2% あり、そのうち半数以上を占める集落が 4.6% ある。また、全ての人口が 75 歳以上の集落が 306 集落 (0.4%) ある。

地方ブロック別でみると、中国圏や四国圏で 75 歳以上人口が 30%以上の集落が多くみられるが、東北圏や北海道、沖縄県では 75 歳以上人口が 20%未満の集落が比較的多くみられる(図表 2-9-5)。

図表 2-9-5 地方ブロック別・集落人口に占める 75 歳以上人口割合別 集落数

	全体			集落人	口に占める	75 歳以上	の割合			【再掲】75 歳以上 割合
	1 111	0%	1~9.9%	10~19%	20~29%	30~49%	50%~	無回答	計	(うち 100%)
1	北海道	74	242	1, 477	1, 528	568	103	144	4, 136	8
		(1.8%)	(5. 9%)	(35. 7%)	(36. 9%)	(13.7%)	(2.5%)	(3.5%)	(100.0%)	(0.2%)
2	東北圏	161	941	6, 893	6, 984	1, 939	359	398	17, 675	30
		(0.9%)	(5. 3%)	(39.0%)	(39. 5%)	(11.0%)	(2.0%)	(2.3%)	(100.0%)	(0.2%)
3	首都圏	12	93	886	982	384	111	473	2, 941	4
		(0.4%)	(3.2%)	(30. 1%)	(33.4%)	(13. 1%)	(3.8%)	(16. 1%)	(100.0%)	(0.1%)
4	北陸圏	40	186	1, 052	1, 099	457	148	159	3, 141	30
		(1.3%)	(5. 9%)	(33. 5%)	(35.0%)	(14. 5%)	(4.7%)	(5.1%)	(100.0%)	(1.0%)
5	中部圏	67	212	1, 524	1, 771	1, 011	251	350	5, 186	24
		(1.3%)	(4. 1%)	(29. 4%)	(34. 1%)	(19.5%)	(4.8%)	(6.7%)	(100.0%)	(0.5%)
6	近畿圏	24	150	1, 260	1, 563	757	221	348	4, 323	16
		(0.6%)	(3.5%)	(29. 1%)	(36. 2%)	(17.5%)	(5.1%)	(8.0%)	(100.0%)	(0.4%)
7	中国圏	371	714	3, 335	5, 003	3, 304	926	119	13, 772	86
		(2.7%)	(5. 2%)	(24. 2%)	(36. 3%)	(24.0%)	(6.7%)	(0.9%)	(100.0%)	(0.6%)
8	四国圏	116	326	1, 826	2, 573	1, 789	767	204	7, 601	72
		(1.5%)	(4. 3%)	(24.0%)	(33. 9%)	(23.5%)	(10.1%)	(2.7%)	(100.0%)	(0.9%)
9	九州圏	188	818	4, 966	6, 135	3, 056	568	873	16, 604	36
		(1.1%)	(4. 9%)	(29. 9%)	(36. 9%)	(18.4%)	(3.4%)	(5.3%)	(100.0%)	(0.2%)
10	沖縄県	1	35	133	64	15	3	32	283	0
		(0.4%)	(12.4%)	(47.0%)	(22.6%)	(5.3%)	(1.1%)	(11.3%)	(100.0%)	(0.0%)
	∧ ⇒1	1, 054	3, 717	23, 352	27, 702	13, 280	3, 457	3, 100	75, 662	306
	合計	(1.4%)	(4.9%)	(30. 9%)	(36.6%)	(17.6%)	(4.6%)	(4. 1%)	(100.0%)	(0.4%)

(備考) 市町村別集落人口欄の()はブロック毎の構成比である。

6) 生活サービス機能の立地状況

生活サービス機能の立地状況をみると、全体の 52.9%の集落に駅やバス停があり、23.8%の 集落には商店やスーパーがある。一方で、それ以外のサービス機能については1割に満たない 状況である。

地方ブロック別でみると、北海道ではガソリンスタンドや(簡易)郵便局が、近畿圏では医療福祉施設が、沖縄県では商店・スーパーや教育施設が立地している集落が多くなっている(図表 2-9-6)。

図表 2-9-6 地方ブロック別・生活サービス機能の立地状況別集落数

			生活サーヒ	ごス機能の立:	地状況 (各	サービスが立	Z地している	集落数)		
	全体	病院・ 診療所	商店・ スーパー	ガソリンスタンド	(簡易) 郵便局	老人デイサービスセンター	駅・ バス停	小学校	幼稚園・ 保育所等	総集落数
1	北海道	428	990	578	716	327	2, 432	517	478	4, 136
1	1014/0	(10. 3%)	(23. 9%)	(14.0%)	(17. 3%)	(7. 9%)	(58. 8%)	(12.5%)	(11.6%)	(100.0%)
2	東北圏	1, 457	4, 883	1, 548	1, 527	1, 228	9, 777	1, 129	1, 342	17, 675
	NO.IDE	(8. 2%)	(27. 6%)	(8.8%)	(8.6%)	(6. 9%)	(55. 3%)	(6. 4%)	(7. 6%)	(100.0%)
3	首都圏	262	806	317	316	251	1,526	233	219	2, 941
		(8.9%)	(27.4%)	(10.8%)	(10.7%)	(8.5%)	(51.9%)	(7.9%)	(7.4%)	(100.0%)
4	北陸圏	246	856	191	252	185	1,849	171	233	3, 141
		(7.8%)	(27.3%)	(6.1%)	(8.0%)	(5.9%)	(58.9%)	(5.4%)	(7.4%)	(100.0%)
5	中部圏	513	1, 160	542	558	435	3, 397	427	432	5, 186
		(9.9%)	(22.4%)	(10.5%)	(10.8%)	(8.4%)	(65.5%)	(8.2%)	(8.3%)	(100.0%)
6	近畿圏	528	1, 121	454	520	409	3,008	399	382	4, 323
		(12.2%)	(25.9%)	(10.5%)	(12.0%)	(9.5%)	(69.6%)	(9.2%)	(8.8%)	(100.0%)
7	中国圏	939	2, 145	690	879	644	5, 844	588	661	13, 772
		(6.8%)	(15.6%)	(5.0%)	(6.4%)	(4.7%)	(42.4%)	(4.3%)	(4.8%)	(100.0%)
8	四国圏	556	1, 538	535	523	399	3, 151	358	403	7,601
		(7.3%)	(20.2%)	(7.0%)	(6.9%)	(5. 2%)	(41.5%)	(4.7%)	(5. 3%)	(100.0%)
9	九州圏	1, 788	4, 415	1, 479	1,519	1, 276	8, 929	1,500	1, 535	16, 604
		(10.8%)	(26.6%)	(8.9%)	(9.1%)	(7.7%)	(53.8%)	(9.0%)	(9. 2%)	(100.0%)
10	沖縄県	27	92	36	29	26	125	55	49	283
<u></u>		(9.5%)	(32.5%)	(12.7%)	(10.2%)	(9.2%)	(44. 2%)	(19.4%)	(17. 3%)	(100.0%)
	合計	6, 744	18, 006	6, 370	6, 839	5, 180	40,038	5, 377	5, 734	75, 662
		(8.9%)	(23.8%)	(8.4%)	(9.0%)	(6.8%)	(52.9%)	(7.1%)	(7.6%)	(100.0%)

(備考) ()はブロック毎の構成比である。

7) サポート人材が活動する集落の状況

集落支援員や地域おこし協力隊などのサポート人材が活動する集落の状況をみると、全体では集落支援員が活動する地域が13.3%、地域おこし協力隊等が15.9%となっている。

地方ブロック別でみると、集落支援員が活動する集落は中国圏 (26.0%) や九州圏 (18.0%) で高くなっており、地域おこし協力隊等が活動する地域は北陸圏 (31.9%) や四国圏 (25.4%) で高くなっている (図表 2-9-7)。

図表 2-9-7 地方ブロック別・サポート人材が活動する集落数

	全体	サポ	ート人材が活動する集	落数	総集落数
	土件	集落支援員	集落支援員 地域おこし協力隊等 その他		応朱洛奴
1	北海道	142	573	37	4, 136
		(3.4%)	(13.9%)	(0.9%)	(100.0%)
2	東北圏	972	1, 448	459	17, 675
		(5. 5%)	(8. 2%)	(2.6%)	(100.0%)
3	首都圏	183	580	76	2, 941
		(6.2%)	(19.7%)	(2.6%)	(100.0%)
4	北陸圏	386	1, 003	20	3, 141
		(12.3%)	(31. 9%)	(0.6%)	(100.0%)
5	中部圏	503	975	78	5, 186
		(9.7%)	(18.8%)	(1.5%)	(100.0%)
6	近畿圏	564	443	234	4, 323
		(13.0%)	(10.2%)	(5.4%)	(100.0%)
7	中国圏	3, 580	3, 458	703	13, 772
		(26.0%)	(25. 1%)	(5. 1%)	(100.0%)
8	四国圏	748	1, 930	198	7,601
		(9.8%)	(25. 4%)	(2.6%)	(100.0%)
9	九州圏	2, 982	1, 609	236	16, 604
		(18.0%)	(9.7%)	(1.4%)	(100.0%)
10	沖縄県	0	2	1	283
		(0.0%)	(0.7%)	(0.4%)	(100.0%)
	合計	10, 060	12,021	2, 042	75, 662
		(13.3%)	(15. 9%)	(2.7%)	(100.0%)

(備考) 1 ()はブロック毎の構成比である。

- 2 「地域おこし協力隊等」には、旧田舎で働き隊及び地域おこし協力隊の任期終了 後も地方自治体が独自制度として継続して活用しているものを含む。
- 3 「その他」とは、地域おこし企業人や緑のふるさと協力隊などの国の支援制度や 地方自治体独自の制度による外部人材のこと。

8) 集落機能の維持状況

集落機能の維持状況をみると、全体では 80.1%の集落で良好に維持されているが、17.6%の 集落では機能低下や維持困難とされている。

地方ブロック別にみると、良好とされている集落の割合が高い中、沖縄県(88.0%)や東北圏(85.6%)で特に高くなっている。また、四国圏においては機能低下が21.2%、維持困難が9.4%と他のブロックと比べ高くなっている(図表2-9-8)。

図表 2-9-8 地方ブロック別・集落機能の維持状況別 集落数

	^ /l.					
	全体	良好	機能低下	維持困難	無回答	計
1	北海道	3, 473	475	163	25	4, 136
		(84.0%)	(11.5%)	(3.9%)	(0.6%)	(100.0%)
2	東北圏	15, 137	1, 490	241	807	17, 675
		(85.6%)	(8.4%)	(1.4%)	(4.6%)	(100.0%)
3	首都圏	2, 351	402	177	11	2, 941
		(79.9%)	(13.7%)	(6.0%)	(0.4%)	(100.0%)
4	北陸圏	2, 546	357	121	117	3, 141
		(81. 1%)	(11.4%)	(3.9%)	(3.7%)	(100.0%)
5	中部圏	3, 694	979	254	259	5, 186
		(71. 2%)	(18.9%)	(4. 9%)	(5.0%)	(100.0%)
6	近畿圏	3, 229	830	255	9	4, 323
		(74.7%)	(19.2%)	(5.9%)	(0.2%)	(100.0%)
7	中国圏	10, 498	2, 349	597	328	13, 772
		(76. 2%)	(17.1%)	(4. 3%)	(2.4%)	(100.0%)
8	四国圏	5, 267	1,609	718	7	7,601
		(69.3%)	(21.2%)	(9.4%)	(0.1%)	(100.0%)
9	九州圏	14, 199	1, 796	489	120	16, 604
		(85.5%)	(10.8%)	(2.9%)	(0.7%)	(100.0%)
10	沖縄県	249	31	0	3	283
		(88.0%)	(11.0%)	(0.0%)	(1.1%)	(100.0%)
	△ ∌1.	60, 643	10, 318	3, 015	1,686	75, 662
	合計	(80.1%)	(13.6%)	(4.0%)	(2.2%)	(100.0%)

- (備考) 1 ()はブロック毎の構成比である。
 - 2 集落機能とは以下のとおりである。

「資源管理機能」・・・水田や山林などの地域資源の維持保全に係る集落機能。

「生産補完機能」・・・農林水産業等の生産に際しての草刈、道普請などの相互扶助 機能。

「生活扶助機能」・・・冠婚葬祭など日常生活における相互扶助機能。

9) 集落の消滅可能性

過疎地域等における 75,662 集落のうち、570 集落(全体の 0.8%)が今後 10 年以内に消滅するおそれがあり、3,044 集落(全体の 4.0%)がいずれ消滅するおそれがあると予測されている(図表 2-9-9)。

図表 2-9-9 地方ブロック別・集落の消滅可能性別 集落数

			集落の	消滅可能性別	集落数	
	全体	10 年以内に 消滅	いずれ消滅	当面存続	無回答]
1	北海道	22	245	3, 507	362	4, 136
		(0.5%)	(5. 9%)	(84.8%)	(8.8%)	(100.0%)
2	東北圏	66	466	16, 059	1,084	17, 675
		(0.4%)	(2.6%)	(90.9%)	(6.1%)	(100.0%)
3	首都圏	16	86	2, 453	386	2, 941
		(0.5%)	(2.9%)	(83.4%)	(13.1%)	(100.0%)
4	北陸圏	35	109	2, 560	437	3, 141
		(1.1%)	(3.5%)	(81.5%)	(13.9%)	(100.0%)
5	中部圏	44	297	3,829	1,016	5, 186
		(0.8%)	(5. 7%)	(73.8%)	(19.6%)	(100.0%)
6	近畿圏	32	253	3, 644	394	4, 323
		(0.7%)	(5.9%)	(84. 3%)	(9.1%)	(100.0%)
7	中国圏	86	450	12, 671	565	13, 772
		(0.6%)	(3.3%)	(92.0%)	(4.1%)	(100.0%)
8	四国圏	198	667	6, 645	91	7, 601
		(2.6%)	(8.8%)	(87.4%)	(1.2%)	(100.0%)
9	九州圏	71	471	14, 357	1, 705	16, 604
		(0.4%)	(2.8%)	(86.5%)	(10.3%)	(100.0%)
10	沖縄県	0	0	276	7	283
		(0.0%)	(0.0%)	(97.5%)	(2.5%)	(100.0%)
	△卦	570	3, 044	66, 001	6, 047	75, 662
	合計	(0.8%)	(4.0%)	(87.2%)	(8.0%)	(100.0%)

(備考) ()はブロック毎の構成比である。

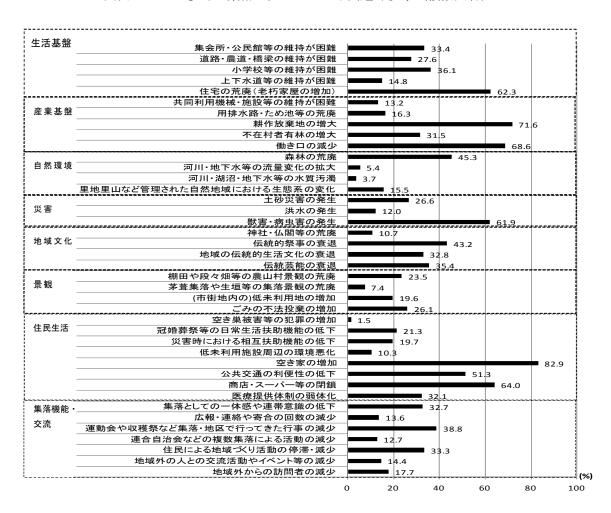
(2) 集落対策について

「過疎地域等条件不利地域における集落の現況把握調査」では、過疎地域市町村等及び都 道府県に対しアンケートを実施し、集落対策の実施状況等について取りまとめている。

1) 集落での問題の発生状況

過疎地域等の集落で発生している問題や現象についてみると、「空き家の増加」が 82.9% と最も多くの集落で発生しているほか、「耕作放棄地の増大」(71.6%)、「働き口の減少」 (68.6%)、「商店・スーパー等の閉鎖」(64.0%)、「住宅の荒廃(老朽家屋の増加)」(62.3%)、「獣害・病虫害の発生」(61.9%)が 6 割を超えており、多くの集落で問題となっていることがわかる(図表 2-9-10)。

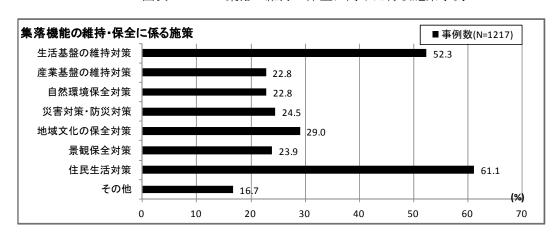
図表 2-9-10 多くの集落で発生している問題や現象(複数回答)



2) 市町村による集落対策

集落機能の維持・保全に向けた行政施策の事例を3つまであげてもらったところ、1,217 件の回答があった。分野としては、「住民生活対策」(61.1%)や「生活基盤の維持対策」(52.3%)が多くなっている(図表 2-9-11)。

ハード面での施策 (14.2%) に比べソフト面での施策 (87.5%) が多くなっており、特に集落活性化活動等への補助 (329 件) や生活交通サービスの確保に係る施策 (273 件) で多くなっている。ハード面では、施設整備 (62 件) や生活基盤・産業基盤の整備 (47 件) で多く事例があげられている (図表 2-9-12)。



図表 2-9-11 集落の維持・保全に向けた行政施策事例

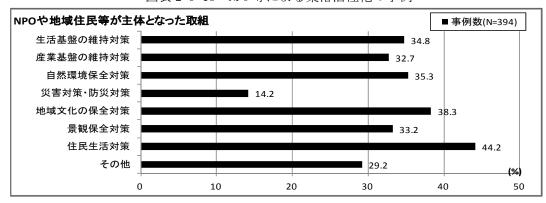
図表 2-9-12 集落の維持・保全に向けた行政施策事例の内容(記述回答より整理)

	施策の内容の分類と具体的な施策(例)	事例	数(%)
	集落活性化活動等の補助に関する施策	329	(27.1%)
	・商工会と連携して市の補助により移動販売車で食料品や日用品を販売		
	・小学校区等のまちづくり計画に基づく事業の実施に対する補助		
	・集会所の改修や農地保全等の地区や集落の取り組みに対する補助 など		
	生活交通サービスの確保に係る施策	273	(22.5%)
	・コミュニティバスやデマンド型乗り合いタクシーの運行		
	・離島航路やバス事業者に対する経営赤字分の補てん措置		
	・高齢者など交通弱者を対象としたタクシーチケットの配布 など		
	集落や自治会等を対象とした活動費の助成に係る施策	179	(14.7%)
`,	・自治会等のまちづくり団体に対する自由度の高い交付金の交付		
ラ	・地域振興協議会等の事業運営費として世帯規模等に応じた交付金制度		
툽	・地区の自主防災活動や福祉活動など活性化活動に対する助成金制度 など		
ソフト面での施策	集落等の協働体制や行政による見守り体制の構築に係る施策	177	(14.6%)
施施	・診療所の開設や医師、看護師の確保による地域医療体制の構築	1	(11.0%)
策	・空き家バンクの開設や移住者を地区で支援する体制等の構築		
	・高齢世帯の除雪支援体制や地区における高齢者の見守り体制の構築など		
	地域人材の確保や育成に係る施策	78	(6.4%)
	・集落支援員や地域おこし協力隊等の地区や集落への配置	10	(0.470)
	・日常生活を支援する生活介護サポーターを配置して高齢者を支援		
	・行政職員の地区担当配置やまちづくりに係る講演会の開催など		
	地域づくりに係る調査や研究・開発、計画策定等に関する施策	28	(2.3%)
	・全世帯を対象に町内会活動の実態に係るアンケート調査を実施	20	(2.3%)
	・モデル集落を選定し、ワークショップを通じて将来ビジョンを策定 ・国の事業を活用し、農地、農道、水路の景観向上や生態系に係る調査を実施など		
	・国の争業を行用し、展地、展進、小崎の泉観向上で主息示に体る調査を実施 なこ ・ ・ 計	1,064	(87.5%)
	新たな施設整備等に関する施策	62	(5.1%)
	・集会施設や消防施設、消雪施設等の整備		(====,
	・集落再生のモデルケースとして地域食堂等の整備、地域熱供給施設の導入		
	・被災者用住宅や移住者用住宅など公営住宅の整備など		
	生活基盤や産業基盤の整備に関する施策	47	(3.9%)
Л	・区画整理事業によるほ場の整備	1.	(3.070)
	・光ファイバー網など情報通信基盤の整備		
下面	・市町村道の拡幅や改良や給水施設の整備 など		
ード面での施策	既存施設の改修等に関する施策	40	(27.1%)
の施	・集落や地区の公民館など集会施設や農業水利施設の修繕、改修	10	(21.170)
策	・複数の公共施設の機能を統合して地域活動の拠点として再編		
	・廃校になった旧小学校を農産物加工施設に改修など		
	施設等の維持管理に関する施策	24	(2.0%)
	・給水施設や農道、農業用水路などの維持管理	21	(2.070)
	・農業集落排水処理場の持続的な維持管理		
	・地域インフラにかかる簡易な維持修繕は、支所長権限でフレキシブルに即時対応 など		
	・地域パンプノにがでる自動な無対した情は、文別及権政(フレインプルで対峙対応)なる	173	(14.2%)
	・自治振興区、NPO 法人などの企画、運営の支援	51	(4.2%)
その	・伝統文化や地域の風景を地域新聞やパンフレット等を通じて広報	31	(4.470
0	・住宅新築等や空き家取得等の補助金、定住助成金、通勤助成金、出産祝金等の交付		
他	・性七利染等や空さ家取得等の補助金、た住助成金、通動助成金、山産枕金等の交付・地域内外の交流活動の展開や世代間交流の推進など		
%/ ∆ F		1.017	(100 00/)
総世	回答事例数(N)	1,217	(100.0%)

3) NP0 等による集落活性化

NPO や地域住民等による集落活性化の取組事例を 2 つまであげてもらったところ、394 件の回答があった。分野としては住民生活対策(44.2%)や地域文化の保全(38.3%)で多くなっている(図表 2-9-13)。

取組内容では、集落コミュニティの維持・活性化(107 件)や都市との交流による集落活性化(101 件)が比較的多くみられる(図表 2-9-14)。



図表 2-9-13 NPO 等による集落活性化の事例

図表 2-9-14 NPO 等による集落活性化事例の内容 (記述回答より整理)

取組内容の分類	具体的な取組(例)	事例	件数(%)
集落コミュニテ	・活動拠点を中心に地域イベントや交流サロンを開催	107	(27.2%)
ィの維持・活性	・高齢者の健康教室の開催や冠婚葬祭の食事等を共同で提供		
化	・地区共同で新たな自治会組織を立ち上げ各種活動を展開 など		
都市との交流に	・体験型観光や農林漁家民泊による都市住民との交流を展開	101	(25.6%)
よる集落活性化	・休耕田や遊休地に景観植物を植栽し、都市農村交流活動を展開		
	・集落資源の情報発信や都市住民を対象としたエコツアー等の企画・実		
	施など		
集落環境の維持	・遊休施設を活用して住民が集える農村レストランを開設	67	(17.0%)
• 整備等	・集落内の除草、草刈や水路清掃などを共同で実施		
	・地域内の公共施設を指定管理を受けて維持・管理 など		
環境保全・景観	・法面緑化など集落景観の保全や棚田の保全を実施	67	(17.0%)
保全	・下草刈りや針葉樹から広葉樹への転換に等より森林を保全		
	・登山道の整備や清掃等を共同で実施 など		
特産品の開発・	・地元特産の古代米を原料とした焼酎の販売	54	(13.7%)
加工・販売	・道の駅を運営して地域の特産物や加工品を販売		
	・地元食材を活かした料理の開発や農産物や加工品の開発 など		
高齢者の生活支	・高齢世帯への配食サービスや高齢者を対象とした食事会の開催	47	(11.9%)
援	・高齢者の見守り、声掛けや生活上の困りごとに相談・対応 など		
地域文化の継承	・歴史的な資源を保全するために研修会の開催を通じて人材を育成	41	(10.4%)
・保全	・伝統的な祭事の保存活動やイベントの開催を通じた情報発信 など		
住民による地域	・ワークショップ等を通じて地区の活性化計画を立案	39	(9.9%)
プランづくり	・地域住民が出資し特産品の加工・販売を行う会社を新たに設立 など		
農林業や商業の	・農地を集約したり作物転換等を通じて効率的な集落営農を展開	33	(8.4%)
活性化等	・耕作放棄地の拡大防止や地域資源の PR による観光振興 など		
生活交通の確保	・過疎地有償運送による移送サービスの実施	22	(5.6%)
	・ボランティアによる移送や買い物のための送迎サービスの展開 など		
定住促進に向け	・移住に向けた地区でのサポート体制の構築	19	(4.8%)
た取組	・空き家調査や空き家バンクによる移住の推進に向けた取組 など		
地域ぐるみでの	・自主的な防災訓練の実施や高齢世帯への除排雪の実施	18	(4.6%)
防災・防犯活動	・地区での防災倉庫の設置や備品の購入、避難路の確認 など		
高齢者等の買い	・スーパー撤退後に地域住民が出資して店舗を開設	17	(4.3%)
物支援	・生活物資の宅配や地区住民が協力して商品を卸して販売 など		
その他	・新規就農者への支援や若者の人材育成、放課後児童クラブの運営な	28	(7.1%)
	ど		
総回答事例数(N)		394	(100.0%)

4) 都道府県による集落対策

集落に対して直接の主体となって施策を講じている都道府県は47団体中29団体あり、56の施 策事例があげられた。事例を分野別にみると、「産業基盤の維持対策」及び「地域文化の保全 対策」がともに28事例(50.0%)と最も多くあげられている(図表2-9-15)。

施策の内容をみると、「助言・指導」に関する施策(14 施策)、財政支援に関する施策(12 施策)が多くあげられている(図表 2-9-16)。

100.0 0 20 全体(回答事例数) 生活基盤の維持対策 21 37.5 産業基盤の維持対策 28 50.0 自然環境保全対策 13 23.2 災害対策·防災対策 12 21.4 地域文化の保全対策 28 50.0 景観保全対策 16 28.6 住民生活対策 23 41.1 その他 20 35.7

図表 2-9-15 都道府県が集落に対して直接支援している対策

図表 2-9-16 都道府県が集落に対して直接実施している対策の内容

分 類	施策の内容(例)	事例	列数(%)
助言•指導	市町村や地域の取組に対し都道府県が技術的な側面等から指導・助言(アドバイザー派遣含む)	14	(25.0%)
財政支援	地域が主体的に取組む事業や地域の活動団体の運営費の一部等を財政的に支援	12	(21.4%)
人材派遣	地域の取組に対して専門的アドバイザーの派遣や地域活動の支援要員を派遣	9	(16.1%)
情報発信	イベントの開催や各種の情報媒体を活用して地域の取組や魅力を情報発信	7	(12.5%)
人材育成	研修会の開催や地域人材の定着を図るための人件費等の助成など	7	(12.5%)
モデル支援	委託事業や市町村との共催事業を通じて集落活性化の取組をモデル的に支援	6	(10.7%)
大学連携	県が大学と連携して集落活性化や地域づくりに係る取組を支援	5	(8.9%)
基盤整備	生活道路の安全確保や農地の区画整理など産業基盤の整備を通じて支援	4	(7.1%)
人材配置	地域活動を支援するために府県が委嘱した専門職員を当該地域等に配置	4	(7.1%)
連携調整	県が関係団体と連携したり、協議の場づくりや人材のマッチングを図る等の調整により支援	4	(7.1%)
総回答事例数	<u>((N)</u>	56	(100%)

(備考) 具体的な内容が不明な事例は除いている。

市町村が行う集落対策に対して補助・支援等を行っている都道府県は 35 団体であり、69 の施 策事例があげられた。事例を分野別にみると、「生活基盤の維持対策」 (37 事例) や「住民生 活対策」 (36 事例) などが多くあげられている (図表 2-9-17)。

また、施策の内容をみてみると、ソフト支援が 27 施策と最も多く、次いでソフト・ハードの 両面にわたり市町村が実施する事業を補助・助成する総合支援が 16 施策と多くあげられている (図表 2-9-18)。

図表 2-9-17 都道府県が市町村に補助を行っている施策

	n	(%)	_						
全体(回答事例数)	69	100.0	0	20	40	60	80	100 (<u>(</u> %)
生活基盤の維持対策	37	53.6			÷	■ [
産業基盤の維持対策	35	50.7		_	÷				
自然環境保全対策	23	33.3		+					
災害対策·防災対策	21	30.4		÷		į		į	
地域文化の保全対策	25	36.2		÷	-				
景観保全対策	21	30.4		-					
住民生活対策	36	52.2		+	+	■			
その他	16	23.2		÷					

図表 2-9-18 都道府県が市町村に補助を行っている施策の内容

分 類	施策の内容(例)	事例	数(%)	
ソフト支援	集落活性化を計画策定や体制づくりなどのソフト面において補助・支援	27	(39.1%)	
総合支援	ソフト・ハードの両面にわたり市町村が実施する事業を補助、助成	16	(23.2%)	
交通支援	生活交通の確保に係る事業費や経費等を補助・支援	14	(20.3%)	
ハード支援	集落活性化を施設整備などのハード面において補助・支援	6	(8.7%)	
人的支援	県が職員(冬期保安要員や診療所の医師など)を派遣して支援	4	(5.8%)	
その他	遠距離通学の通学費の補助に対する支援や県職員による連携指導など	3	(4.3%)	
総回答事例数(N	総回答事例数(N)			

(備考) 具体的な内容が不明な事例は除いている。

地域のNPOや住民団体等が行う集落機能の維持・保全対策に対し間接的に支援を行っている都道府県は23団体あり、37の施策事例があげられた。施策事例を分野別にみると、「住民生活対策」(17事例)や「地域文化の保全対策」(16事例)への支援施策が多くあげられている(図表2-9-19)。

施策の内容をみると、「事業補助」 (20 施策) や「運営助成」 (9 施策) が多くあげられている (図表 2-9-20)。

図表 2-9-19 都道府県がNPOや住民団体を通じて支援している施策

	n	(%)						
全体(回答事例数)	37	100.0	0	20	40	60	80	100 (%)
生活基盤の維持対策	10	27.0		$\dot{=}$				
産業基盤の維持対策	11	29.7		\Rightarrow	-	-	-	
自然環境保全対策	7	18.9		=				
災害対策·防災対策	6	16.2		■ [- [į	İ	
地域文化の保全対策	16	43.2		+	÷			
景観保全対策	11	29.7		$\dot{=}$	į	į	į	
住民生活対策	17	45.9		+	\Rightarrow			
その他	13	35.1		<u> </u>	<u> </u>			

図表 2-9-20 都道府県がNPOや住民団体を通じて支援している施策の内容

分 類	施策の内容(例)	事例	数(%)
事業補助	NPO や住民団体を対象に事業費の一部を補助して支援	20	(55.6%)
運営助成	NPO や住民団体等を対象に活動運営費の一部を助成して支援	9	(25.0%)
事業委託	県が NPO や民間団体に事業を委託して集落活性化を支援	3	(8.3%)
人材配置·派遣	県が委嘱した地域づくり関連職員やアドバイザーを派遣して支援	2	(5.6%)
その他	県がイベントを共同開催したり専門機関を設置して支援	2	(5.6%)
総回答事例数(N)		37	(100%)

⁽備考) 具体的な内容が不明な事例は除いている。

2 市町村による住宅整備の状況

定住促進のための住宅整備の状況

人口の増加や地域の担い手確保を図るためには、UIターン者や当該地域の若者等の ための良質で低廉な住宅や宅地を整備することが重要である。

このため、過疎関係市町村においては、定住促進のための住宅整備を実施している。 平成12年度から平成29年度までに過疎関係市町村が整備した宅地は34,130区画であり、 その形態別の区画数をみると、「宅地及び住宅を市町村が整備し、賃貸する」が51.5% を占め、次いで、「宅地を分譲し、住宅は個人が建設する」が44.5%となっている。

平成 29 年度においては、1,057 区画が整備されており、その内訳としては、「宅地及び住宅を市町村が整備し、賃貸する」が 71.4%、「宅地を分譲し、住宅は個人が建設する」が 25.0%となっている (図表 2-9-21)。

図表 2-9-21 過疎地域における定住促進のための宅地整備状況

(単位:戸)

	年度		13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
団体数		273	288	286	238	168	141	92	113	104	114	100	117	122
戸数(区画数)		2, 724	3, 128	3, 727	3, 217	2, 492	2, 262	1, 081	1, 772	1, 761	2, 050	928	1, 130	1, 449
	宅地を分譲し、住宅は個 人が建設する	1, 444	1, 542	1, 850	1, 567	1, 247	1, 158	422	456	944	494	319	561	381
内	宅地及び住宅を市町村が 整備し、分譲する	106	19	33	44	172	70	26	0	0	0	0	1	11
覌	宅地を賃貸し、住宅は個 人が建設する	13	70	96	136	59	71	72	27	82	28	12	6	34
	宅地及び住宅を市町村が 整備し、賃貸する	1, 161	1, 497	1, 748	1, 470	1, 014	963	561	1, 289	735	1, 528	597	562	1, 023

	年度	25	26	27	28	29	計
	団体数	129	108	141	134	126	2, 794
	戸数(区画数)	1, 947	1, 197	1, 154	1, 054	1, 057	34, 130
	宅地を分譲し、住宅は個 人が建設する	1, 312	572	397	245	264	15, 175
内	宅地及び住宅を市町村が 整備し、分譲する	3	0	20	8	32	545
兒	宅地を賃貸し、住宅は個 人が建設する	3	11	13	80	6	819
	宅地及び住宅を市町村が 整備し、賃貸する	629	614	724	721	755	17, 591

(備考) 1 総務省調べ。

- 2 一部過疎地域については、その区域の整備状況に基づく。
- 3 平成22年度については、岩手県、宮城県、福島県の3県分の数値を含んでいない。 平成27年度~平成29年度については、九州北部豪雨により被災した福岡県朝倉市、大分県日田市 の数値は含まない。

第3章

過疎対策の現況

第3章 過疎対策の現況

第1節 近年の過疎対策

総務省では、過疎地域の課題の解決に向け、時代に対応した実効性ある過疎対策のあり方等について学識経験者等の意見交換を行う場として、過疎問題懇談会を開催している。同懇談会では、これまでの過疎対策の成果や過疎地域の現状を踏まえながら、今後の過疎地域における振興方策全般について意見交換等を行っている。

また、政府全体では平成26年12月27日に「まち・ひと・しごと創生総合戦略」が閣議決定されて以降、地方創生に向けた取組が加速化されているところである。

本節では、近年の過疎対策に関する国の動向及び施策を紹介する。

1 集落対策

(1) 「過疎地域等における今後の集落対策のあり方に関する提言」

過疎地域における集落対策のあり方について検討を行うため、過疎問題懇談会では、平成25 年度末より集落対策ワーキンググループを設置し、議論を重ねた。その検討を踏まえ、平成27年3月31日、「過疎地域等における今後の集落対策のあり方に関する提言」がとりまとめられた。

提言の要旨は次のとおり。

|1. 過疎集落の現状と課題|

①過疎集落等の現状

- ・ 過疎地域等の集落は小規模化、高齢化により集落機能が低下し、生活の維持困難な集 落が増加。
- ・ 日本全体の人口が急激な減少局面に突入するなか、過疎地域の人口は特に減少率が大きい。
- ・ 過疎地域では、最も住民に近く人々の暮らしの原点とも言うべき集落が地域のコミュニティ、伝統文化を支えてきている。農林水産業等の生産の補完、日常生活における相互扶助に加え、地域資源の維持保全の面から集落機能は重要であり、集落での暮らしを持続させることが都市にとっても大きな意味をもつ。

②過疎集落等において取り組むべき課題

- ・ 日本全体の人口が減少する社会でも、過疎地域等における集落機能を中長期的に持続 可能なものに活性化していくことが重要な課題。
- ・ 一部の過疎集落において、 I ターン・U ターンの増加現象が見られつつある今こそ、 生活サポートシステムの構築、地域産業の育成のため、施策を推し進めるべき。

2. 集落ネットワーク圏の必要性

①集落ネットワーク圏施策の必要性

- ・ 単体の集落では様々な課題の解決が困難なケースが増加していることから、より広い 範囲で、<u>基幹集落を中心に複数集落をひとつのまとまりにして集落を活性化する取組</u> (集落ネットワーク圏施策)を進める必要。
- ・ 集落ネットワーク圏のエリアは、<u>住民の一体性がある新旧小学校区、昭和・平成の合</u> 併の旧市町村等を想定。

②具体的な集落ネットワーク圏施策の取組

- ・ 集落ネットワーク圏施策として、持続的な集落の活性化の実現のため、以下の二つを 軸とした取組が必要。
 - (1) 住民の「くらし」を支える生活サポートシステムの構築
 - (2) 住民の「なりわい」を継承・創出する活動の育成
- ・ 具体的には、中心となる基幹的集落において日常生活に不可欠な機能を確保するとも に、周辺集落と基幹集落との間でアクセス手段を確保する等ネットワーク化を強化 し、人々が引き続き集落に安心して暮らせる環境を確保。
- ・ さらに、集落ネットワーク圏を核に小さなビジネスなどの地域産業を振興し、働き口 を増大させ、将来にわたる持続的な定住を促進。

3. 集落ネットワーク圏の形成に向けて

①集落ネットワーク圏の設定

- ・ 集落ネットワーク圏施策は、約 2 割の過疎関係市町村で既に取り組まれているが、着 手していない市町村も多く、十分浸透しているとは言えない。
- ・ 集落ネットワーク圏施策を進めるため、<u>まずは市町村が集落点検等に取り組み、今後</u> の活性化の単位とする「集落ネットワーク圏」を設定する必要。

②住民の合意形成

- ・ 集落対策は地域住民自らの問題であり、<u>市町村と地域住民が地域の問題意識と将来展</u>望を共有し協働で取り組む必要。
- ・ 地域住民等の考えを聞きながら、合意形成に向け、啓発と意見交換を進める必要があ り、ファシリテイト能力の高い人材の確保・育成が必要。

③圏域を支える組織(地域コミュニティ組織)の体制確立

- ・ 集落ネットワーク圏の取組を継続的に展開するためには、<u>集落ネットワーク圏を支え</u> る組織(地域コミュニティ組織)の体制確立が不可欠。
- ・ 会費制度や活動による自己収益の確保、行政からの事業受託等、財政的にも持続可能 な組織体制の確立が必要。また、法人化することが望ましい。

4. 集落ネットワーク圏における活動のポイント

①活性化プランの策定

- ・ <u>地域コミュニティ組織が主体となって、地域の実情に応じた活性化プラン</u>を策定する ことが重要。
- ・ 基幹集落と個々の集落が果たす役割などを念頭に、<u>生活サポートシステムの構築と</u>「なりわい」を継承・創出する活動の育成の観点から対策を位置付け。

②活性化プランに基づく集落ネットワーク圏施策の実施

- ・ 活性化プランに基づき、生活サポートシステムの構築と「なりわい」を継承・創出する活動の育成の2つを軸とした取組が必要。
- デマンドバスなど集落間のアクセス確保は不可欠。

③担い手の確保

・ 効果的で実効性の高い活性化プランを策定し、実行、継続していくには、<u>中心となる</u> 担い手が必要であり、その活動拠点を整備することも重要。

④集落ネットワーク圏と個別集落の関係

・ 集落の活動が基本にあり、集落単位では困難な活動について、集落ネットワーク圏が 補完して実施。

5. 集落ネットワーク圏の推進に向けて期待される役割

①集落ネットワーク圏の形成を主導する市町村

- ・ 市町村が、<u>集落ネットワーク圏の具体的な範囲や当該圏域の活性化の基本方針等を含</u>む集落ネットワーク圏計画を作成。
- ・ 地域コミュニティ組織の組織体制の確立や、地域コミュニティ組織が行う集落ネット ワーク圏の総合的な活性化プランの作成についても様々な側面から支援。
- ・ 地域コミュニティ組織の構成員である地域住民や関係団体が、生活サポートシステム の構築、「なりわい」を継承・創出する活動の育成の両面にわたり、総合的に事業展 開する具体的な事業実施の際も様々な側面から支援。

②広域的な視点から支援する都道府県

・ これまで以上に、市町村や地域に対して、専門家を含めた<u>必要な人材の確保や提供、</u> 育成の役割を果たす。

③全国的な取組みを推進する国

- ・ 集落ネットワーク圏の必要性の理解を深め、その形成を推進するため、地方自治体に 対し集落ネットワーク圏施策の推進方針を提示。
- ・ 市町村等が行う集落ネットワーク圏の形成を進めるために必要な支援策を検討し、さらに地域コミュニティ組織が策定する活性化プランに基づく活性化の取組について、 国がモデル的に支援。
- ・ 集落ネットワーク圏施策推進の大きなカギである人材確保について、国としても必要な人材確保・育成フレームを検討。
- ・ 市町村や住民団体等による集落ネットワーク圏の取組を促すため、国が<u>全国の具体的</u> 事例を類型化して提示。
- ・ 国の最重要課題である地方創生の施策として、関係省庁が連携して取り組む必要。

※語句解説

- ・集落ネットワーク圏:複数の集落で構成され、住民の一体性が確保されている地域で、医療・福祉対策、日常生活における交通の確保、地域産業振興、地域の伝統文化の継承・振興などの集落機能の維持・活性化への取組を共同で行う地域。
- ・地域コミュニティ組織:設定された集落ネットワーク圏において多くの地域住民・世帯や地域の関係団体によって構成 される中心的な組織。

(2) 過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業

総務省では、平成27年3月31日の上記過疎問題懇談会の提言を受け、「過疎地域等自立活性化推進交付金」のメニューとして、平成27年度に「過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業」を創設した。

本事業は過疎地域の集落等において深刻化する喫緊の課題に対応するため、基幹集落を中心として、周辺の集落との間で「集落ネットワーク圏」を形成し、生活の営み(日常生活支援機能)を確保するとともに、生産の営み(地域産業)を振興するために地域運営組織等が行う取組を支援することにより、集落の維持・活性化を図ることを目的としている。

具体的には、過疎地域等の条件不利地域内において、地域運営組織が活性化プランに基づき 取り組む事業の実施に必要な経費(食糧費及び建設地方債が充当可能な経費を除く)について 支援するものである。

※語句解説

• 地域運営組織: 地域の生活や暮らしを守るため、地域で暮らす人々が中心となって形成され、地域内の様々な関係主体が 参加する協議組織が定めた地域経営の指針に基づき、地域課題の解決に向けた取り組みを持続的に実践する組織。

(3) 「過疎地域等における集落対策のあり方についての提言」

過疎問題懇談会は、過疎地域等の集落が持つ「多彩な豊かさ」に着目して、これまでの集落 対策の振り返りを行い、国や地方公共団体、集落の住民に向けて集落対策がより充実したもの となるよう議論を重ねた。その検討を踏まえ、平成29年3月30日、「過疎地域等における集 落対策のあり方についての提言」がとりまとめられた。

提言の要旨は次のとおり。

1. 過疎地域等における集落の概況

①集落の人口動向

- ・ 平成 27 年度「過疎地域等条件不利地域における集落の現況把握調査」(以下、集落調査)において、集落人口の減少傾向と小規模集落の数の増加傾向、高齢化率が高い集落の数の増加傾向は、平成 22 年度の集落調査に引き続いており、過疎地域の集落は一層小規模化、高齢化が進んでいる。
- ・ 一方、2010 年頃から「田園回帰」とも呼ぶべき潮流が過疎地域に生まれており、過疎 地域の4割に転入者が確認され、山間地にある集落、本庁から遠距離にある集落、地 形的に行き止まりにある集落など、一見、生活条件が厳しいと思われる集落の3割程 度にも転入者がみられる。

②集落の課題の変遷と集落機能の状況

- ・ 平成22年度集落調査で最も多くの市町村が挙げていたのが「働き口の減少」であったが、平成27年度集落調査では「空き家の増加」が最も多く、他に「住宅の荒廃」や「商店・スーパー等の閉鎖」なども多く挙げられており、高齢化の進展に伴い、集落の課題は生活分野にシフトしつつあるといえる。
- ・ 小規模な集落、高齢化が進んでいる集落、中山間地の集落、地形的に行き止まりにある集落、本庁から離れている集落において、集落機能の低下がみられている。

2. 集落ネットワーク圏及び集落支援員制度等の振り返り

①集落の課題を把握するために

- ・ 集落支援員等のサポート人材の配置や集落ネットワーク圏の形成をしても、集落への 転入者の有無など集落の将来を考える上で重要な情報について、市町村が十分に把握 していないケースも多い。
- ・ 集落対策は、集落の住民が集落の課題を自らの課題と捉え、市町村が十分な目配りを した上で施策を実施していくことが重要であり、集落支援員がその活動を促すことが 期待されるが、集落支援員となる人材の発掘・育成・確保に大きな課題を感じている 市町村も多い。

②集落の暮らしを支えるために

- ・ 地域においては、活動の担い手となる人材が不足しており、今後の集落対策において 地域の活動を担う人材を発見・育成し、あるいは移住者等外部からの人材を呼び込 み、それらの人材が活躍できる仕組みをつくり後押ししていくことが重要。
- ・ 集落支援員の活動は、集落点検や話し合いの促進、各戸訪問などの見守りを中心に展開されているが、集落点検などで得られた課題の解決に向けた役割を与えられていない集落支援員も多く、集落の状況に応じた対策にまで着手していない自治体が多くある
- ・ 各地方公共団体において、集落支援員の設置に当たっての方針と役割について、改めて見直してみる必要がある。

③地域力を向上するために

- ・ 集落対策を展開するに当たっては、従来の社会資本整備に加え、地域活動や暮らしを 支える仕組み作りに対する支援の重要性は大きい。
- ・ 過疎債ソフト分においては、産業の振興や高齢者等の保健福祉、生活交通の確保など 様々な分野に活用されてきており、量的拡大期から質的充実期に入ったといえる。

3. これからの集落対策において大切な視点

①市町村の役割~地域の実情把握を行い、過疎地域の将来像を示す~

- ・ 市町村として、地域の実態把握を行い、集落対策の方針を示すことが必要。
- ・ 集落支援員を活用して集落の実態把握を行う場合は、支援員の活用方針等 (役割、職務内容)を明確化し委嘱すること。また、報告手段等を定めておき、十分な連携を図ること。
- ・ 集落支援員が集まる場を設け、役割や課題の認識を共有することも望まれる。
- ・ 市町村は、把握した集落の課題への対応する施策の方向性を検討すること。
- ・ 過疎債ソフト分については、地域から流れ出ていきがちな「フロー型」事業では なく、地域力の向上に繋がるような「ストック型」事業への活用が望まれる。

②集落支援員の役割~住民の当事者意識の顕在化~

- ・ 集落支援員は、行政と連携し、「集落点検」、集落の「話し合い」の促進を着実 に行い、その結果を行政と共有すること。
- ・ 地域運営組織の事務局機能を担う中核的な人材となるなど、集落の暮らしを支える事業やサービスの担い手となることも期待。
- 移住者を地域に受け入れる仲介役になることも期待。

③都道府県の役割~地域を見つめ、現場と政策のコーディネート~

- 国の制度と市町村の現場を総合的にコーディネートすること。
- ・ 先進事例等の紹介、活用可能な制度の情報提供、県域で集落支援員等の人材を集めた情報交換会の開催等、市町村の集落対策に係る活動支援をすること。
- ・ 市町村の広域連携の調整や外部人材・域学連携の仲介等による支援も有効。

④国の役割~省庁横断での実効的な過疎対策の検討~

- ・ 地域の実情に応じて活用できる支援メニューを用意し、好事例の横展開に努め、 市町村さらには地域のために実践的な制度になるよう間断なく検討すること。
- ・ 人口減少社会における今後の実効的な過疎対策の方策について、過疎地域自立促進特別措置法の期限(平成33年3月)も見据え、関係省庁が連携の上、検討すること。

(4) 集落ネットワーク圏の形成に向けた地域運営組織の取組マニュアル

過疎問題懇談会が取りまとめた提言では、集落ネットワーク圏の形成に向けて、外部人材も 含めた人材確保・人材育成が重要である点について度々指摘されており、「国としても必要な 人材確保・育成のフレームを検討することが求められる」とされた。

本マニュアルは、集落ネットワーク圏の形成に向けて圏域内外の人材確保・人材育成が課題となっていることを踏まえ、先行的に取組が展開されている集落ネットワーク圏を中心に、当該圏域の形成プロセスをはじめ、地域運営組織を担う人材の発掘・育成について調査分析し、かつそれらの知見をとりまとめ、集落ネットワーク圏の形成に向けたノウハウを蓄積・発信することを目的として作成したものである。なお、作成に当たっては、市町村が集落ネットワーク圏の形成を推進する上で参考となるよう、「集落ネットワーク圏を担う人材の確保とつながりの構築に関する研究会」を開催し、有識者や市町村職員、地域づくり団体等と検討が重ねられたものである。

【総務省ホームページURL】

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/2001/kaso/chosa.html

(5)集落支援員

過疎問題懇談会の「過疎地域等の集落対策についての提言(平成 20 年 4 月)」を踏まえ、総務省は、地域の実情に詳しく、集落対策の推進に関してノウハウ・知見を有した人材が、地方公共団体からの委嘱を受け、市町村職員と連携し、集落への「目配り」として集落の巡回、状況把握等を実施する「集落支援員」の設置、集落点検の実施、集落のあり方に関する住民同士や住民と市町村の話し合いによる集落対策等に取組む必要がある旨の通知(平成20年8月)を各都道府県宛に行うとともに、これらの経費等について、特別交付税による財政措置を講じることとした。

平成 29 年度の集落支援員に関する各自治体の取組状況についてみると、集落対策の業務に 専ら従事する集落支援員を設置している都道府県及び市町村は、3 府県 300 市町村であり、人 数は1,195 人であった。そのほか、自治会長、行政区長といった他の業務と兼ねる集落支援員 は全国で3,320 人であった(平成29 年度特別交付税算定ベース)。

(6) まち・ひと・しごと創生基本方針 2018 (平成 30 年 6 月 15 日閣議決定)

人口減少や高齢化が著しい中山間地域等においては、一体的な日常生活圏を構成している「集落生活圏」を維持することが重要であり、将来にわたって地域住民が暮らし続けることができるよう、地域住民が主体となった地域運営組織の形成を進めるとともに、生活サービス機能の集約・確保、集落生活圏内外との交通ネットワーク等による「小さな拠点」の形成を推進し、利便性の高い地域づくりを図るとされている。

また、次のように具体的取組を定めている。

1) 「小さな拠点」の形成の推進

- ・ 平成 29 年 5 月現在、全国で 908 か所形成されている「小さな拠点」を 1,000 か所とする ことを目指し、引き続き、関係府省庁が連携して取組を推進するとともに、新たに作成 した法人化ガイドブックやポータルサイトをはじめ、全国フォーラム、地方創生カレッ ジ等による情報面・人材面の支援を行う。
- ・ 取組に当たっては、道の駅の活用や官民連携を推進するとともに、地域にひとを呼び込むため、若い世代を中心に都市部から過疎地域等の地方へ移住しようとする「田園回帰」の潮流の高まりを踏まえて、移住者向けの支援体制の整備(相談窓口やお試し居住、住宅紹介等)等に向けた普及啓発を図る。

2) 地域運営組織の持続的な取組の支援

- ・ 5,000 団体の形成を目指す地域運営組織については、平成29 年度に4,177 団体となったところであり、「地域の課題解決のための地域運営組織に関する有識者会議」の最終報告(平成28年12月13日取りまとめ)を踏まえ、引き続き、地域運営組織の量的・質的向上を図る。
- ・ 地域運営組織の形成・持続的な運営に向けて、調査研究等を通じ、人材の育成・確保等 の課題に直面している地域運営組織の取組を支援する。
- ・ 地域の実情やニーズに対応して地域運営組織の法人化を促進するため、各種法人制度の 理解や周知を進めるとともに、地縁型組織の法人化の促進に向けて、引き続き、具体的 な検討を進める。等

なお、「小さな拠点」及び地域運営組織の形成については、「まち・ひと・しごと創生総合 戦略(2017 改訂版)」(平成 29 年 12 月 22 日閣議決定)において、平成 32 年までに「「小さ な拠点」(地域住民の活動・交流や生活サービス機能の集約の場)の形成数 1,000 か所、住民 の活動組織(地域運営組織)の形成数 5,000 団体」という重要業績評価指標(KPI)が設定さ れたところであり、関係府省庁の連携の下、様々な支援措置が講じられているところである。

2 移住・定住に向けた取組

(1)地域おこし協力隊

人口減少や高齢化等の進行が著しい地方において、地域外の人材を積極的に誘致し、その定住・定着を図ることは、都市住民のニーズに応えながら、地域力の維持・強化に資する取組となる。

「地域おこし協力隊」とは、地方公共団体が三大都市圏をはじめとする都市地域等から、過疎地域等の条件不利地域に住民票を移動するとともに、生活の拠点を移した者を地域おこし協力隊員としておおむね1年以上3年以下の期間で委嘱し、地域ブランドや地場産品の開発・販売・PRや、農林水産業への従事及び住民の生活支援などの地域協力活動に従事してもらいながら、当該地域への定住・定着を図る取組である。

総務省では、地域おこし協力隊を配置する地方公共団体に対し、隊員の活動や起業・事業承継に要する経費等について、地方交付税により財政支援を講じており、全国で 4,830 人が活動している(平成 29 年度特別交付税ベース)。

(2) 「全国移住ナビ」及び「移住・交流情報ガーデン」

総務省では、地方への新しいひとの流れをつくるため、全国の「しごと」や「住まい」などのデータを一元的にわかりやすく提供する「全国移住ナビ」を開設するとともに、東京駅八重 洲口近くに、地方への移住関連情報の提供・相談支援の一元的な窓口として「移住・交流情報 ガーデン」を開設している。

「全国移住ナビ」は、関係省庁と連携し、全国の地方公共団体と共同して構築するもので、 居住・就労・生活支援等に係る総合的なワンストップのポータルサイトであり、①セミナーな どの案内、②ハローワーク・新規就農相談センター等の仕事情報、③民間の不動産会社や交通 情報システム等からの住まい情報や生活・交通情報などを提供している。

「移住・交流情報ガーデン」では、「全国移住ナビ」等を活用した相談を実施し、利用者の ニーズに応じて地方公共団体の窓口に繋ぐことや、厚生労働省や農林水産省と連携し、しごと 情報や就農支援情報を提供しているほか、地方公共団体の移住・交流に関するパンフレット等 の閲覧コーナーを設けている。また、週末を中心に地方公共団体による移住・交流に関する相 談会やセミナー等が開催されている。

3 田園回帰

近年、若い世代を中心に都市部から過疎地域等の農山漁村へ移住しようとする「田園回帰」 の潮流が高まっていると言われている。このため、総務省では、平成28年度から平成29年度 にかけて、6回にわたり「『田園回帰』に関する調査研究会」(座長:小田切徳美明治大学農 学部教授)を開催し、過疎地域への移住の実態やその要因を分析した。

調査研究会では、国勢調査を用いて移住者数の推移や特徴等について分析し、「田園回帰」の実態を統計的に捉えるデータ分析のほか、 移住の背景や移住理由、移住者の特性等について分析するための移住者アンケート、過疎関係市町村の移住・定住促進施策の実施状況調査等を行ったが、それぞれの調査で明らかになった傾向は、次のとおり。

[人口移動に関するデータ分析]

・ 過疎地域において、都市部からの移住者が増加している「旧市町村単位の区域」の数が拡 大している傾向がある。

[過疎地域への移住者に対するアンケート調査]

- ・ 過疎地域への転居に際して、「地域の魅力や農山漁村地域(田舎暮らし)への関心が、転居の動機となったり、地域の選択に影響した」と回答した人は、全体の27.4%である。
- ・ 都市部からの移住者はこの割合が約 37%であり、都市部からの移住者の方が、地域の魅力や農山漁村地域への関心が影響したという回答の割合が高い。

[過疎市町村に対する調査(移住・定住施策の実施状況)]

- ・ 過疎関係市町村(817団体)のうち、85%を超える市町村が移住相談窓口の設置、7割を超える市町村が移住・定住フェアへの出展・開催や空き家バンクなどの取組を行っている。
- ・ 移住・定住促進施策の実施状況と、移住者数の関係をみると、施策を開始した時期が早いほど移住者が増加している傾向が見られる。平成 11 年度以前に施策を始めた市町村のうち、移住者増となった区域を含む割合は 50%を超えているのに対して、施策開始時期が遅くなると、概ねその割合は低下する傾向にある。

第2節 地方公共団体の過疎対策

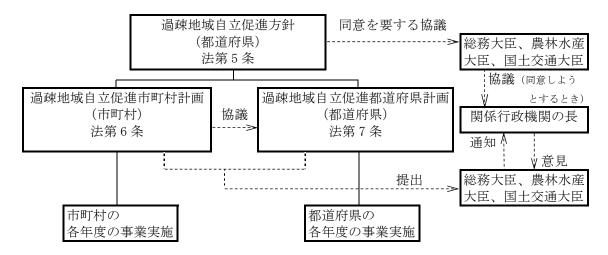
1 過疎地域自立促進計画等の体系

過疎対策については、過疎地域市町村の自主的な取組が重要であることから、対策の主体は 基本的に市町村とされており、これに都道府県が協力し、国が特例措置により支援することに よって推進されるよう組み立てられている。都道府県が策定する「過疎地域自立促進方針」 (以下「自立促進方針」という。)に基づき、過疎地域市町村や都道府県は、それぞれ「過疎地 域自立促進市町村計画」(以下「市町村計画」という。)又は「過疎地域自立促進都道府県計 画」(以下「都道府県計画」という。)を策定し、過疎対策に取り組むこととされている。

「自立促進方針」は、都道府県が行う過疎地域自立促進のための施策の大綱であるとともに、市町村計画及び都道府県計画の策定指針となるもので、策定に当たっては総務大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣(以下「三大臣」という。)に協議を行いその同意を得ることとされており、国の施策の方針との調和が図られている。

「市町村計画」は、過疎地域市町村の総合的、計画的な自立促進を図るための総合計画、地域計画としての性格を備えており、それぞれの地域の状況を踏まえ、地域の特性を活かしつつ、離島振興計画、山村振興計画等の他の地域振興計画等とも調和を図り定められるものである。策定に当たっては、一部の事項を除いてあらかじめ都道府県に協議することとされており、また、当該市町村の議会の議決が必要とされている。

「都道府県計画」は、都道府県が過疎地域市町村に協力して講じようとする措置の計画であ り、都道府県自らが実施する広域的かつ基幹的な諸事業及び市町村事業の円滑な実施に必要な 措置が織り込まれている。



図表 3-2-1 過疎地域自立促進特別措置法の仕組み

「自立促進方針」に基づいて定められる「市町村計画」及び「都道府県計画」は、三大臣に提出されるが、三大臣は、その内容を関係行政機関の長に通知し、関係行政機関の長は、当該計画について意見があれば、三大臣に申し出ることができる。「市町村計画」及び「都道府県計画」は、このような一連の手続きを通じて、国の方針及び施策との整合性が確保されている(図表 3-2-1)。

なお、平成22年4月1日施行の改正「自立促進法」は、平成22年度から平成27年度までの6年間の時限立法として施行されたが、平成24年6月24日にさらに5年間延長となる改正がなされ、平成32年度までの時限立法となったところである。法期限の延長に伴い、都道府県や過疎地域市町村では、新たな自立促進方針や都道府県計画、市町村計画を定め、それぞれの施策を講じているところである。

2 自立促進方針

過疎地域は地域ごとにその状況を異にしており、過疎対策の方向もまたそれぞれ地域の実態に適合したものでなければならない。したがって、「自立促進方針」は、それぞれの地域の特性を活かし、各地域の自主性、主体性、創意工夫等を尊重するとともに、国、都道府県の各種地域開発計画等における過疎地域の位置づけやそれらの計画の過疎地域に及ぼす影響等をも検討し、過疎地域自立促進のための基本的方向を定めるものである。

また、策定に当たっては「広域的な経済社会生活圏の整備の体系」に配慮することとなっているが、これは、経済、社会及び生活の活動範囲が広域化していることに鑑み、過疎地域の自立促進を都道府県の総合計画などの中に位置付け、広域的な観点に立っての総合的かつ計画的な自立促進が図られることが肝要であることによるものである。

「自立促進方針」は、おおむね①基本的な事項、②産業の振興及び観光の開発、③交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進、④生活環境の整備、⑤高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進、⑥医療の確保、⑦教育の振興、⑧地域文化の振興等、⑨集落の整備の 9 つの項目について定められる。

過疎地域がある都道府県は、平成27年度末までに、平成28年度から平成32年度までを期間とする自立促進方針を策定している。なお、平成29年度に初めて過疎関係市町村が追加された神奈川県については、平成29年度から平成32年度までを期間とする自立促進方針を策定している。

自立促進方針の策定にあたり、総務省、農林水産省及び国土交通省の三省の通知において、 策定にあたって配慮すべき事項や、具体的な施策の事例を示しており、その一部を挙げると、 次のとおりである。

(1) 基本的な事項

○過疎地域の現状と問題点を踏まえて、過疎地域が、豊かな自然環境、再生可能なクリーンエネルギー、安全な食糧、歴史文化資産といったそれぞれの有する地域資源を最大限活用して地域の自給力を高めるとともに、国民全体の生活にかかわる公益的機能を十分

に発揮することで、住民が誇りと愛着を持つことができる活力に満ちた地域社会の実現 を図ること。

(2) 産業の振興

- ○交流拠点や遊休施設等を活かした新たな流通・販売チャンネルの構築、情報通信基盤を 活用した新たな雇用の場の確保・充実等。
- ○農林水産業の振興については、生産基盤の整備、経営近代化のための施設整備のほか、 営農指導、農商工連携、生産・加工・流通・販売の一体化による取組、農林資源の持続 可能な利用のための森林整備等のソフト事業。
- ○地域資源を活かしたコミュニティビジネス、スモールビジネス等地域の実情に即した多様な分野における新規事業の立ち上がりを支援するための幅広い情報提供、共同利用施設の整備、金融措置等のソフト事業。
- ○観光及びレクリエーションについては、近年におけるゆとりある生活への指向、余暇の 増大、自然環境への関心の高まり等の要請を踏まえつつ、地域間交流の促進の観点も含 めたソフト事業。

(3) 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進

- ○コミュニティバスやデマンドバスの導入、スクールバスや福祉バスの活用、民間バス路線の確保、公営バス等身近な交通手段の確保や、住民の交通の利便の確保のためのハード事業及びソフト事業。
- ○過疎地域のニーズに対応した情報通信基盤整備とともに、医療・教育等公共サービスの確保(医療情報連携ネットワーク等)、高齢者の安否確認・生活情報伝達サービスの提供、場所にとらわれない就業や起業を可能とする取組(テレワーク等)、地域がその実情に応じた形でICTを最大限利活用していくためのハード事業及びソフト事業。

(4) 生活環境の整備

- ○洪水や土砂災害等の自然災害対策、景観保全、水源保全、森林や水路等の保全活動、耕 作放棄地の復元、ゴミ分別活動やリサイクル活動等のソフト事業。
- ○簡易水道、下水処理施設等の整備及び消防・救急施設等の整備。また、新規整備のほか、費用対効果の高い維持管理の実施等。
- ○消防・救急の広域応援体制や災害時要援護者対策等、防災力向上のためのソフト事業。

(5) 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

- ○地域全体で高齢者を支える仕組みづくりなど施設整備以外のソフト事業。
- ○保育所、児童館及び認定こども園の配置のあり方並びにその整備、少子化対策、子育て 支援対策等、子どもを育てる若い世代を対象とした保健及び福祉対策。

(6) 医療の確保

- ○医師修学資金貸付事業への支援や専門医の派遣に対する支援等の医師確保対策。
- ○地域の中核的な病院等による過疎地域への支援や、病院間・病院診療所間の協力体制の 構築、遠隔医療の環境整備を始めとする新たな ICT 等の活用について、地域医療確保の 観点から行うハード事業及びソフト事業。

(7) 教育の振興

- ○耐震化を含めた良好な教育環境の確保のための施設整備。
- ○コミュニティの中核的施設としての学校施設の活用等。
- ○統廃合に伴う廃校舎等について、企業誘致による新たな産業拠点としての活用や、都市 との交流拠点、子どもの体験活動のフィールドとしての再整備等の有効活用。

(8) 地域文化の振興等

○施設の整備に限らず、施設を活用した地域文化の振興事業や、施設にかかわらないソフト事業

(9) 集落の整備

- ○集落における生活機能を確保するため、基幹集落の機能を強化し、複数集落をネットワーク化する事業(「集落ネットワーク圏」の形成を含む「小さな拠点」の形成等)。
- ○地域自治組織が行う自主的・自発的活動を支援する仕組み作りや、集落支援員や地域お こし協力隊など人材の確保等に係る施策等。

<各分野に含まれる事業の例>

産業の振興	農林水産業振興、地場産業振興、観光又はレクリエーション 等
交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進	市町村道、農林道、電気通信施設、地域間交流 等
生活環境の整備	水道施設、下水処理施設、消防施設、公営住宅等
高齢者等の保護及び福祉の向上及び増進	高齢者福祉施設、児童福祉施設、認定こども園、母子福祉施設
	等
医療の確保	診療施設、無医地区対策、へき地医療確保 等
教育の振興	学校教育関連施設(校舎、屋内運動場、スクールバス、給食施設
収目の仮 典	等)、幼稚園、集会施設、体育施設 等
地域文化の振興等	地域文化の振興等に係る施設、地域特有の伝統文化等の保存 等
集落の整備	公共施設、農地、定住促進団地等の整備等
その他地域の自立促進に関し必要な事項	自然エネルギーを利用するための施設 等

自立促進計画の事業費

(1) 全体事業費

自立促進法に基づく自立促進計画(都道府県計画及び市町村計画)における地方公共団 体の事業費の実績額の合計は、45 兆 6,037 億円となっている (図表 3-2-2)。

また、平成 22 年度以降の自立促進計画における計画額の合計は、平成 27 年度を除き増加 しているが、平成30年度においては、減少している。(図表3-2-3)。

平成 29 年度の自立促進計画における項目別実績額をみると、「産業の振興」が全体の 32.2%を占めており、以下、「交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進」 (28.0%)、「生活環境の整備」(16.2%) となっている(図表 3-2-2、図表 3-2-4)。な お、緊急措置法、振興法、活性化法、自立促進法に基づく実績額の合計は 107 兆 2,012 億円 となっている。

図表 3-2-2 過疎対策事業における項目別事業費の実績額

(単位:億円、%)

区分	}	産業の振興	交通通信体 系の整備、 情報化及び 地域間交流 の促進	生活環境の 整備	高齢者等の 保健及び福 祉の向上及 び増進	医療の確保	教育の振興	地域文化の 振興等	集落の整備	その他	合計
緊急措	置法	17, 524	39, 197	8,9	945	953	9,	470	190	2, 739	79, 018
(S45~	-54)	(22.2)	(49.6)	(11	. 3)	(1.2)	(12	. 0)	(0.2)	(3.5)	(100.0)
振興	法	48, 257	85, 942	17,	983	2, 457	17,	085	412	1,534	173,670
(S55∼l	H 元)	(27.8)	(49.5)	(10	. 4)	(1.4)	(9.	. 8)	(0.2)	(0.9)	(100.0)
活性化	比法	106, 603	142,673	64,057	11, 308	6, 211	24,	865	1, 186	6, 384	363, 287
(H2∼	11)	(29.3)	(39.3)	(17. 6)	(3.1)	(1.7)	(6.8)		(0.3)	(1.8)	(100.0)
	(1110 01)	69, 629	91, 919	49, 657	9, 521	5, 330	13, 298	2, 142	1,003	2,629	245, 128
	(H12~21)	(28.4)	(37.5)	(20.3)	(3.9)	(2.2)	(5.4)	(0.9)	(0.4)	(1.1)	(100.0)
rh _L /rh \\	(1100 00)	53, 769	52, 253	31, 235	13, 148	8, 185	16, 399	2, 123	1,279	2, 120	180, 511
自立促進法	(H22∼28)	(29.8)	(28.9)	(17. 3)	(7.3)	(4.5)	(9.1)	(1.2)	(0.7)	(1.2)	(100.0)
	(1100)	9,091	7,067	6, 480	3, 131	1, 384	2, 269	354	272	350	30, 398
	(H29)	(29.9)	(23. 2)	(21.3)	(10.3)	(4.6)	(7.5)	(1.2)	(0.9)	(1.2)	(100.0)
自立促進	法 計	132, 489	151, 239	87, 372	25,800	14, 899	31, 966	4,619	2, 554	5, 099	456, 037
(H12∼	29)	(29.1)	(33. 2)	(19. 2)	(5.7)	(3.3)	(7.0)	(1.0)	(0.6)	(1.1)	(100.0)
合言	+	304, 873	419, 051	178, 357	37, 108	24, 520	83, 386	4, 619	4, 342	15, 756	1,072,012
(S45∼	H29)	(28.4)	(39. 1)	(16.6)	(3.5)	(2.3)	(7.8)	(0.4)	(0.4)	(1.5)	(100.0)

総務省調べ (備考) 1

- 3
- 総務有調べ。
 () は構成比である。
 過疎計画は分野ごとに、ハード事業・ソフト事業が計上されている。
 緊急措置法、振興法において合算されている「生活環境の整備」及び「高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進」の実績額は、合計欄では「生活環境の整備」として集計している。また、緊急措置法、振興法、活性化法において合算されている「教育の振興」及び「地域文化の振興等」の実績額は、合計欄では「教育の振興」として集計している。
- 平成28年度は九州北部豪雨で被災した福岡県朝倉市を除く。
- 6 平成29年度は西日本豪雨で被災した愛媛県宇和島市、大洲市を除く。

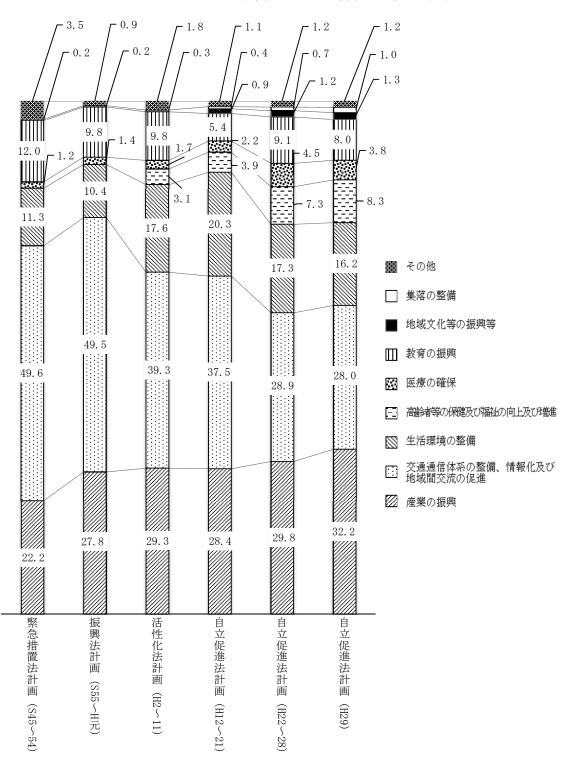
図表 3-2-3 平成 22 年度以降の自立促進計画における計画額

(単位:百万円、%)

								(-	平位・日人	7 1 3 7 0 7
区分	産業の振興	交通通信体 系の整備、 情報化及び 地域間交流 の促進	生活環境の 整備	高齢者等の 保健及び福 祉の向上及 び増進	医療の確保	教育の振興	地域文化の 振興等	集落の整備	その他	合計
(事業費)										
平成 22 年度	666, 860	711,824	390, 008	151, 954	105, 657	194, 996	19, 659	13, 706	26, 320	2, 280, 932
平成 23 年度	744, 088	726, 761	397, 191	172, 996	116,846	224, 240	20, 112	15, 359	30, 671	2, 448, 265
平成 24 年度	723, 725	730, 664	436, 513	173, 308	131, 735	282, 825	51, 322	16, 335	26, 793	2, 573, 219
平成 25 年度	750, 856	840, 115	453, 223	183, 924	123, 418	241, 144	27, 542	16, 443	30, 366	2,667,027
平成 26 年度	795, 381	771, 987	515, 204	188, 362	123, 309	227, 395	32, 312	17,918	31, 916	2, 703, 784
平成 27 年度	774, 448	707, 832	488, 008	229, 584	109, 652	254, 151	30, 026	20, 945	31, 659	2, 646, 305
平成 28 年度	995, 618	801, 989	584, 105	232, 306	121,580	265, 752	38, 171	30, 398	45, 541	3, 115, 461
平成 29 年度	1, 024, 093	888, 499	514, 285	263, 819	121,841	254, 499	40,018	32, 732	36, 930	3, 176, 714
平成 30 年度	1, 020, 220	852, 185	505, 847	265, 747	101, 341	222, 702	30, 721	30, 020	39, 325	3, 068, 109
(構成比)										
平成 22 年度	29. 2	31.2	17. 1	6. 7	4.6	8.5	0.9	0.6	1.2	100.0
平成 23 年度	30.4	29. 7	16. 2	7. 1	4.8	9. 2	0.8	0.6	1. 3	100.0
平成 24 年度	28. 1	28. 4	17.0	6. 7	5. 1	11.0	2.0	0.6	1.0	100.0
平成 25 年度	28. 2	31.5	17. 0	6. 9	4. 6	9.0	1. 0	0.6	1. 1	100.0
平成 26 年度	29. 4	28.6	19. 1	7. 0	4.6	8.4	1.2	0.7	1.2	100.0
平成 27 年度	29. 3	26. 7	18. 4	8. 7	4. 1	9. 6	1.1	0.8	1. 2	100.0
平成 28 年度	32.0	25. 7	18.7	7. 5	3. 9	8.5	1.2	1. 0	1. 5	100.0
平成 29 年度	32. 2	28. 0	16. 2	8.3	3.8	8.0	1. 3	1. 0	1.2	100.0
平成 30 年度	33. 3	27.8	16. 5	8.7	3.3	7. 3	1.0	1. 0	1.3	100.0

- (備考) 1 2 3 4 5

 - 総務省調べ。なお、集計時点で未策定の団体もある。 過疎計画上の分野ごとに、ハード事業及びソフト事業が計上されている。 区分を重複して計上している事例があるため、区分毎の計と合計は一致しない。 平成28年度は熊本地震で被災した熊本県南阿蘇村、甲佐町、山都町を除く。 平成29年度は九州北部豪雨により被災した福岡県朝倉市を除く。 平成30年度は西日本豪雨で被災した愛媛県宇和島市、大洲市を除く。



図表3-2-4 項目別事業費における実績額の推移 (%)

(2) 自立促進都道府県計画に係る事業費

自立促進法に基づく自立促進都道府県計画における事業費の実績額の合計は 20 兆 8,838 億 円となっている。

実績額を項目別にみると、「交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進」が 9 兆 6,697 億円で全体事業費の 46.3%を占め、続いて「産業の振興」が 8 兆 2,435 億円で全体事 業費の39.5%を占めており、この2項目で全体の85.8%という高いウエイトを占めているの が特徴的である(図表 3-2-5)。

項目別事業費における構成比についてこれまでの実績額と比較すると、「交通通信体系の 整備、情報化及び地域間交流の促進」の比率が減少し、「産業の振興」の比率が高くなって おり、さらには、「高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進」及び「生活環境の整備」の比 率が高くなってきている(図表 3-2-5, 図表 3-2-7)。

図表 3-2-5 都道府県計画における項目別事業費の実績額

(単位:億円、%)

Ē	조 分	産業の振興	交通通信体 系の整備、 情報化及び 地域間交流 の促進	生活環境の 整備	高齢者等の 保健及び福 祉の向上及 び増進	医療の確保	教育の振興	地域文化の 振興等	集落の整備	その他	合計
緊急	措置法	9,940	22, 709	4	47	314	13	31	0	1,738	35, 279
(S4	5~54)	(28. 2)	(64.4)	(1.	3)	(0.9)	(0.	. 4)	(0.0)	(4.9)	(100.0)
振	興法	26, 196	50,623	8:	10	1,027	83	22	10	112	79,600
(S55	~Ⅱ元)	(32.9)	(63.6)	(1.	. 0)	(1.3)	(1.	. 0)	(0.0)	(0.1)	(100.0)
活性	生化法	58, 262	95, 341	10, 994	871	2, 442	2, 286		442	2, 157	172, 795
(H2	:∼11)	(33.7)	(55. 2)	(6.4)	(0.5)	(1.4) (1.3)		. 3)	(0.3)	(1.2)	(100.0)
	(H12~21)	41,837	61, 106	7, 788	1, 253	1, 789	1,783	441	189	616	116, 802
	(1112 -21)	(35. 8)	(52.3)	(6.7)	(1.1)	(1.5)	(1.5)	(0.4)	(0.2)	(0.5)	(100.0)
自立促進法	(H22∼28)	34, 702	31, 303	5, 260	2,919	2, 324	1,698	533	182	514	79, 435
日立ル連法	(H22~28)	(43.7)	(39.4)	(6.6)	(3.7)	(2.9)	(2.1)	(0.7)	(0.2)	(0.6)	(100.0)
	(H29)	5, 896	4, 288	1, 154	534	301	232	86	46	64	12,601
	(829)	(46.8)	(34.0)	(9.2)	(4.2)	(2.4)	(1.8)	(0.7)	(0.4)	(0.5)	(100.0)
自立侦	足進法 計	82, 435	96, 697	14, 202	4, 706	4, 414	3,713	1,060	417	1, 194	208, 838
(H1:	2~29)	(39. 5)	(46.3)	(6.8)	(2.3)	(2.1)	(1.8)	(0.5)	(0.2)	(0.6)	(100.0)
実績	責合計	176, 833	265, 370	26, 453	5, 577	8, 197	6, 952	1,060	869	5, 201	496, 512
(S45	~H29)	(35. 6)	(53.4)	(5.3)	(1.1)	(1.7)	(1.4)	(0.2)	(0.2)	(1.0)	(100.0)

(備考) 1 総務省調べ

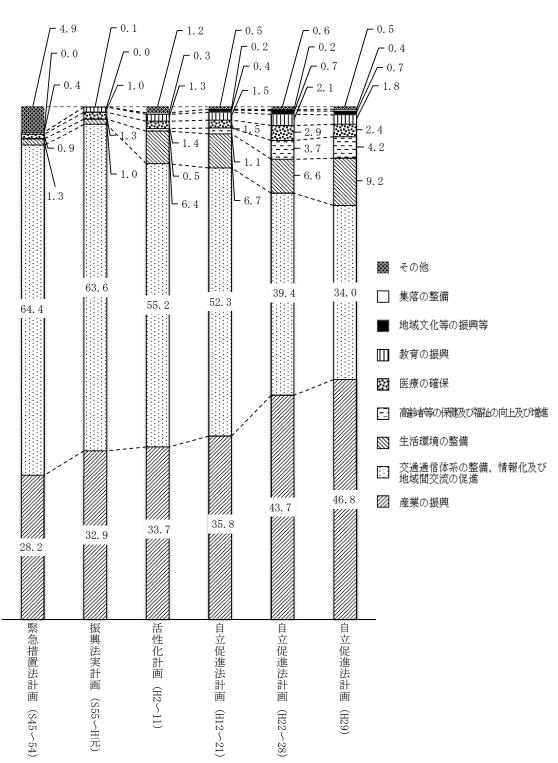
- 総務有調べ。 () は構成比である。 過疎計画上の分野ごとに、いわゆるハード事業及びソフト事業が計上されている。 緊急措置法、振興法において合算されている「生活環境の整備」及び「高齢者等の保健及び福祉の向上 及び増進」の実績額は、合計欄では「生活環境の整備」として集計している。また、緊急措置法、振興 法、活性化法において合算されている「教育の振興」及び「地域文化の振興等」の実績額は、合計欄で は「教育の振興」として集計している。

図表 3-2-6 平成 22 年度以降の自立促進都道府県計画における計画額

(単位:百万円、%)

								`		/ 3 / 0 /
区分	産業の振興	交通通信体 系の整備、 情報化及び 地域間交流 の促進	生活環境の 整備	高齢者等の 保健及び福 祉の向上及 び増進	医療の確保	教育の振興	地域文化の 振興等	集落の整備	その他	合計
(事業費)										
平成 22 年度	405, 194	411, 730	53, 756	30, 551	31, 372	26, 894	4,953	2, 259	6,013	972,670
平成 23 年度	469, 428	467, 112	62, 756	53, 676	37,628	21,030	5, 635	2, 340	8, 255	1, 127, 860
平成 24 年度	480, 003	446, 652	75, 065	45, 716	42, 784	22, 131	6, 498	1,654	7,041	1, 127, 543
平成 25 年度	494, 099	461, 517	74, 348	43,603	31, 524	19, 489	12, 308	1,917	7, 588	1, 146, 391
平成 26 年度	537, 230	475, 357	88, 201	39, 444	26, 963	23, 377	7,852	2,751	8,816	1, 209, 991
平成 27 年度	482, 955	424, 331	86, 255	33, 575	28, 908	27,020	7, 152	2, 597	5, 647	1, 098, 440
平成 28 年度	620, 673	480, 973	108, 797	62, 246	38, 759	31, 038	8, 336	5, 563	14,877	1, 371, 263
平成 29 年度	660, 550	542, 890	107, 545	60, 758	33, 712	28, 462	10,634	6,079	8,951	1, 459, 580
平成 30 年度	680, 520	482, 241	131, 525	58, 225	29, 807	23, 562	7,605	5, 344	8, 406	1, 427, 236
(構成比)										
平成 22 年度	41.7	42.3	5. 5	3. 1	3. 2	2.8	0.5	0.2	0.6	100.0
平成 23 年度	41.6	41.4	5.6	4.8	3. 3	1.9	0.5	0.2	0.7	100.0
平成 24 年度	42.6	39.6	6.7	4.1	3.8	2.0	0.6	0.1	0.6	100.0
平成 25 年度	43. 1	40.3	6.5	3.8	2. 7	1.7	1.1	0.2	0.7	100.0
平成 26 年度	44. 4	39.3	7.3	3. 3	2.2	1.9	0.6	0.2	0.7	100.0
平成 27 年度	44.0	38.6	7.9	3. 1	2.6	2.5	0.7	0.2	0.5	100.0
平成 28 年度	45. 3	35. 1	7.9	4. 5	2.8	2. 3	0.6	0.4	1. 1	100.0
平成 29 年度	46.3	38. 0	7. 5	4. 3	2.4	2.0	0.7	0.4	0.6	100.0
平成 30 年度	47.7	33. 8	9. 2	4. 1	2. 1	1. 7	0.5	0.4	0.6	100.0
((出土) 1	(ハマケノレ) 田二 ()	ムム 佐部		スロルシナ						

- (備考) 1 総務省調べ。なお、集計時点で未策定の団体もある。 2 過疎計画上の分野ごとに、ハード事業及びソフト事業が計上されている。 3 区分を重複して計上している事例があるため、区分毎の計と合計は一致しない。



図表3-2-7 都道府県計画の項目別事業費における実績額の推移 (%)

図表 3-2-8 都道府県事業実績(項目別内訳)

(単位:百万円、%)

					(単位:百万	円、%)
区分		項目	平成 28	8 年度	平成 2	9 年度
区 分		項目	事業費	構成比	事業費	構成比
	(1)農業の振興		264, 342	21.0	305, 650	24. 3
	(2) 林業の振興		45, 245	3.6	41, 516	3. 3
	(3) 水産業の振興		71, 326	5. 7	70, 239	5. 6
	(4) 地場産業の振	興	113, 354	9. 0	77, 133	6. 1
1 玄类の長剛	(5)企業の誘致対	策	50, 407	4.0	44, 446	3. 5
1 産業の振興	(6) 起業の促進		8, 466	0.7	11, 228	0.9
	(7) 商業の振興		13, 750	1. 1	11, 763	0.9
	(8) 観光又はレク	リエーション	19, 277	1. 5	15, 301	1. 2
	(9) その他		15, 128	1. 2	12, 366	1.0
		計	601, 295	47. 7	589, 642	46.8
		(1) 市町村道	3, 562	0.3	3, 172	0.3
	I 基幹的な	(2) 農道	4, 235	0.3	4, 538	0. 4
	市町村道	(3) 林道	13, 578	1. 1	11, 918	0.9
	等の整備	(4)漁港関連道	296	0.0	570	0.0
		小計	21, 671	1. 7	20, 198	1.6
		(1) 国道	141, 137	11. 2	126, 783	10. 1
2 交通通信系		(2)都道府県道	186, 255	14.8	185, 032	14. 7
の整備、情	Ⅱ 都道府県	(3) 農道	11, 805	0. 9	12, 179	1.0
報化並びに 地域間交流	道等の整備	(4) 林道	11, 401	0. 9	9, 575	0.8
の促進		(5)漁港関連道	152	0.0	32	0.0
		小計	350, 750	27. 8	333, 601	26. 5
	Ⅲ 交通確保対策		42, 297	3. 4	47, 006	3.7
		(1) 電気通信施設の整備	2, 273	0.2	5, 667	0.4
	IV その他	(2) その他	26, 590	2. 1	22, 284	1.8
		小計	28, 863	2. 3	27, 951	2. 2
		計	443, 581	35. 2	428, 756	34.0
0 11/25	(1) 公共下水道事	業	4, 557	0.4	8, 279	0.7
3 生活環境の 整備	(2) その他		81, 075	6. 4	107, 114	8. 5
		計	85, 632	6.8	115, 393	9. 2
4 高齢者等の	(1) 高齢者生活福	祉センター	1, 871	0.1	2, 341	0. 2
保健及び福 祉の向上及	(2) その他		43, 436	3. 4	51, 009	4.0
び増進		計	45, 307	3. 6	53. 350	4. 2
		(1) 病院、診療所の整備	10, 518	0.8	3, 083	0. 2
		(2) 患者搬送車(艇)の整備	790	0. 1	339	0.0
	I 無医地区	(3)巡回診療	399	0.0	288	0.0
5 医療の確保	対策	(4) 保健指導等	463	0.0	454	0.0
		(5) その他	9, 056	0.7	9, 457	0.8
		小計	21, 226	1.7	13, 621	1. 1
	Ⅱ その他		11, 988	1.0	16, 438	1.3
		計	33, 214	2. 6	30, 059	2. 4
6 教育の振興			29, 895	2. 4	23, 155	1.8
7 地域文化の振	興等		8, 871	0. 7	8, 624	0.7
8 集落の整備		. –	4, 694	0. 4	4, 582	0.4
9 その他地域の	自立促進に関し必要な	事項	8, 042	0.6	6, 433	0.5
	総	 	1, 260, 531	100.0	1, 259, 994	100.0

(備考) 1 総務省調べ。

² 過疎計画上の分野ごとに、ハード事業及びソフト事業が計上されている。

(3) 自立促進市町村計画に係る事業費

自立促進法に基づく自立促進市町村計画における事業費の実績額の合計は 24 兆 7,199 億円となっている。

実績額を項目別にみると、「生活環境の整備」が7兆3,170億円(全体事業費の29.6%)で最も多く、以下「交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進」5兆4,542億円(22.1%)、「産業の振興」5兆0,054億円(20.2%)、「教育の振興」2兆8,253億円(11.4%)となっている(図表3-2-9)。

項目別事業費における実績額をみてみると、平成 29 年度において「交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進」等の比率が減少し、「高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進」等が増加している(図表 3-2-11)。

図表 3-2-9 市町村計画における項目別事業費の実績額

(単位:億円、%)

区	S)	産業の振興	交通通信体 系の整備、 情報化及び 地域間交流 の促進	生活環境の 整備	高齢者等の 保健及び福 祉の向上及 び増進	医療の確保	教育の振興	地域文化の 振興等	集落の整備	その他	合計
緊急措	置法	7, 584	16, 488	8,	198	639	9,	339	190	1,001	43, 739
(S45~	-54)	(17.3)	(37.7)	(19	. 4)	(1.5)	(21	. 4)	(0.4)	(2.3)	(100.0)
振興	!法	22,061	35, 319	17,	173	1,430	16,	263	402	1,422	94,070
(S55∼	H 元)	(23.5)	(37.5)	(18	. 3)	(1.5)	(17	. 3)	(0.4)	(1.5)	(100.0)
活性化	七法	48, 341	47, 332	53, 063	10, 437	3, 769	22,	579	744	4, 227	190, 492
(H2∼	11)	(25.4)	(24.8)	(27.9)	(5.5)	(2.0)	(11.9)		(0.4)	(2.2)	(100.0)
	(H12~21)	27, 792	30,813	41,869	8, 268	3, 541	11, 515	1,701	814	2,013	128, 326
	(H12: ~21)	(21.7)	(24.0)	(32.6)	(6.4)	(2.8)	(9.0)	(1.3)	(0.6)	(1.6)	(100.0)
自立促進法	(H22∼28)	19,067	20, 950	25, 975	10, 229	5, 861	14, 701	1,590	1,097	1,606	101,076
日立促進伝	(HZZ-~Z6)	(18.9)	(20.7)	(25.7)	(10.1)	(5.8)	(14.5)	(1.6)	(1.1)	(1.6)	(100.0)
	(H29)	3, 195	2,779	5, 326	2, 597	1,083	2,037	268	226	286	17, 797
	(H29)	(18.0)	(15.6)	(29.9)	(14.6)	(6.1)	(11.4)	(1.5)	(1.3)	(1.6)	(100.0)
自立促進	法 計	50, 054	54, 542	73, 170	21,094	10, 485	28, 253	3, 559	2, 137	3, 905	247, 199
(H12∼	(H12~29)		(22.1)	(29.6)	(8.5)	(4.2)	(11.4)	(1.4)	(0.9)	(1.6)	(100.0)
実績行		128,040	153, 681	151, 904	31, 531	16, 323	76, 434	3, 559	3, 473	10, 555	575, 500
(S45∼	(S45∼H29)		(26.7)	(26.4)	(5.5)	(2.8)	(13.3)	(0.6)	(0.6)	(1.8)	(100.0)

(備考) 1 総務省調べ。

- 2 () は構成比である。
- 3 過疎計画上の分野ごとに、ハード事業及びソフト事業が計上されている。
- 4 緊急措置法、振興法において合算されている「生活環境の整備」及び「高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進」の実績額は、合計欄では「生活環境の整備」として集計している。また、緊急措置法、振興法、活性化法において合算されている「教育の振興」及び「地域文化の振興等」の実績額は、合計欄では「教育の振興」として集計している。
- 5 平成28年度は九州北部豪雨で被災した福岡県朝倉市を除く。
- 6 平成29年度は西日本豪雨で被災した愛媛県宇和島市、大洲市を除く。

図表 3-2-10 平成 22 年度以降の自立促進市町村計画における計画額

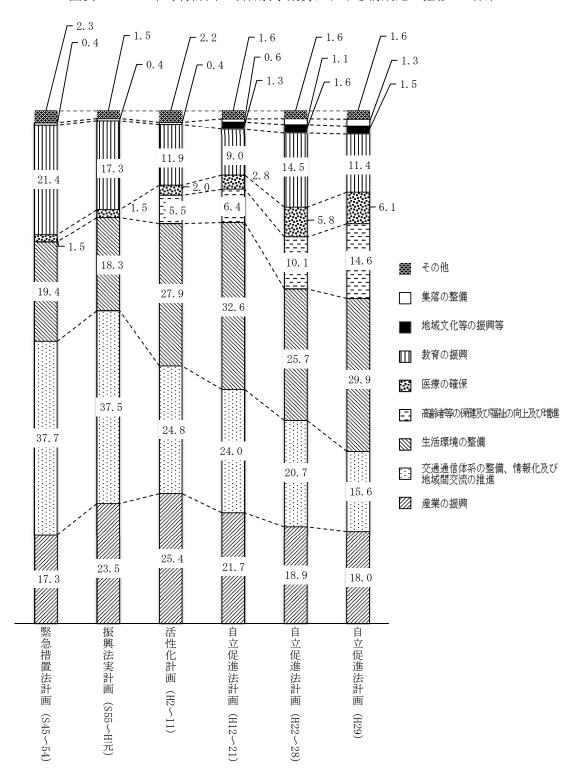
(単位:百万円、%)

区分	産業の振興	交通通信体系 の整備、情報 化及び地域間 交流の促進	生活環境の 整備	高齢者等の保 健及び福祉の 向上及び増進	医療の確保	教育の振興	地域文化の 振興等	集落の整備	その他	合計
(事業費)										
平成 22 年度	261,666	300, 094	336, 252	121, 403	74, 285	168, 102	14, 706	11, 447	20, 307	1, 308, 262
平成 23 年度	274,660	259, 649	334, 435	119, 320	79, 218	203, 210	14, 477	13, 019	22, 416	1, 320, 405
平成 24 年度	243, 722	284, 012	361, 448	127, 592	88, 951	260, 694	44, 824	14, 681	19, 752	1, 445, 676
平成 25 年度	256, 757	378, 598	378, 875	140, 321	91, 894	221, 655	15, 234	14, 526	22, 778	1, 520, 636
平成 26 年度	258, 151	296, 630	427, 003	148, 918	96, 346	204, 018	24, 460	15, 167	23, 100	1, 493, 793
平成 27 年度	291, 493	283, 501	401, 753	196, 009	80, 744	227, 131	22, 874	18, 348	26, 012	1, 547, 865
平成 28 年度	374, 945	321, 016	475, 308	170,060	82, 821	234, 714	29, 835	24, 835	30, 664	1, 744, 198
平成 29 年度	363, 543	345, 609	406, 740	203, 061	88, 129	226, 037	29, 384	26, 653	27, 979	1, 717, 134
平成 30 年度	339, 700	369, 944	374, 322	207, 522	71, 534	199, 140	23, 116	24, 676	30, 919	1,640,873
(構成比)										
平成 22 年度	20.0	22. 9	25. 7	9.3	5. 7	12.8	1. 1	0.9	1. 6	100.0
平成 23 年度	20.8	19. 7	25. 3	9.0	6. 0	15. 4	1.1	1.0	1. 7	100.0
平成 24 年度	16.9	19.6	25. 0	8.8	6. 2	18. 0	3. 1	1.0	1.4	100.0
平成 25 年度	16.9	24. 9	24. 9	9. 2	6.0	14. 6	1.0	1.0	1. 5	100.0
平成 26 年度	17. 3	19. 9	28.6	10.0	6.4	13. 7	1.6	1.0	1. 5	100.0
平成27年度	18.8	18. 3	26.0	12.7	5. 2	14. 7	1.5	1.2	1. 7	100.0
平成 28 年度	21.5	18. 4	27. 3	9.8	4. 7	13. 5	1.7	1.4	1. 8	100.0
平成 29 年度	21. 2	20. 1	23. 7	11.8	5. 1	13. 2	1. 7	1.6	1.6	100.0
平成30年度	20.7	22. 5	22.8	12.6	4.4	12. 1	1.4	1.5	1.9	100.0

(備考) 1 総務省調べ。なお、集計時点で未策定の団体もある。

- 過疎計画上の分野ごとに、ハード事業及びソフト事業が計上されている。 平成29年度は九州北部豪雨で被災した福岡県朝倉市分を除く。 平成30年度は西日本豪雨で被災した愛媛県宇和島市、大洲市を除く。
- 3

図表3-2-11 市町村計画の項目別事業費における構成比の推移 (%)



図表 3-2-12 市町村事業実績(項目別内訳)

(単位:百万円、%)

				型位:白力片	
区 分	項目	平成 2		平成 29	
E 33	'Ж Н	事業費	構成比	事業費	構成比
1 産業の振興	(1) 基盤整備	80, 981	5. 5	84, 431	4. 7
	(2) 漁港施設	16, 157	1. 1	16, 464	0.9
	(3)経営近代化施設	21, 129	1.4	29, 403	1.7
	(4) 地場産業の振興	9, 861	0.7	9, 952	0.6
	(5) 企業誘致	7, 141	0.5	5, 815	0.3
	(6) 起業の促進	409	0.0	787	0.0
	(7) 商業	8, 344	0.6	9, 737	0.5
	(8) 観光又はレクリエーション	49, 581	3.4	54, 404	3. 1
	(9) 過疎地域自立促進特別事業	61,860	4. 2	63, 760	3.6
	(10) その他	64,820	4.4	44,714	2.5
	計	320, 284	21.8	319, 466	18.0
2 交通通信系の整備、情	(1) 市町村道	155, 203	10.6	179, 422	10.1
	(2) 農道	4, 363	0.3	3,973	0.2
報化並びに地域間交流の促	(3) 林道	11, 272	0.8	11, 250	0.6
進	(4)漁港関連道	5	0.0	24	0.0
	(5) 鉄道施設等	1, 122	0. 1	1, 484	0. 1
	(6) 電気通信施設等情報化のための施設	65, 833	4. 5	25, 788	1. 4
	(7) 自動車等	1,530	0. 1	1,605	0. 1
	(8) 渡船施設	2, 205	0. 1	2,041	0. 1
				-	
1	(9) 道路整備機械等	4, 058	0.3	4,642	0.3
	(10)地域間交流	2, 438	0. 2	1, 496	0. 1
	(11)過疎地域自立促進特別事業	33, 388	2.3	35, 086	2.0
	(12) その他	11,093	0.8	11, 125	0.6
	計	292, 511	19. 9	277, 936	15.6
3 生活環境の整備	(1) 水道施設	108, 709	7.4	81, 579	4.6
	(2) 下水処理施設	81, 440	5. 5	86, 256	4.8
	(3) 廃棄物処理施設	51, 757	3. 5	45, 728	2.6
	(4)火葬場	4, 574	0.3	4,833	0.3
	(5)消防施設	34, 083	2. 3	233, 151	13. 1
	(6)公営住宅	35, 468	2.4	34, 628	1. 9
	(7) 過疎地域自立促進特別事業	16, 286	1. 1	20, 220	1. 1
	(8) その他	25, 391	1. 7	26, 175	1.5
	計	357, 708	24. 3	532, 569	29. 9
4 高齢者等の保健及び福	(1) 高齢者福祉施設	16,053	1. 1	89, 833	5.0
	(2) 介護老人保健施設	741	0.1	1, 170	0.1
祉の向上、増進	(3) 児童福祉施設	17,520	1. 2	19, 447	1. 1
	(4) 認定こども園	9, 985	0.7	11,858	0.7
	(5) 障害者福祉施設	1, 428	0.1	1,730	0.1
	(6)母子福祉施設	34	0.0	50	0.0
	(7) 市町村保健センター及び母子健康包括支援センター	2, 182	0. 1	1,517	0. 1
	(8) 過疎地域自立促進特別事業	67, 256	4. 6	71, 526	4. 0
	(9) その他	54, 125	3. 7	62, 609	3. 5
	計	169, 323	11. 5	259, 740	14. 6
5 医療の確保	(1)診療施設	41, 043	2. 8	70, 020	3.9
○ 区が♥ク唯述	(2) 特定診療科に係る診療施設	1,043	0. 1	4, 058	0. 2
	(3)過疎地域自立促進特別事業	24, 755	1. 7	4, 058 25, 849	1.5
	(4) その他		0. 5		0.5
1	(4) その他 計	7,836	5. 1	8, 369 108, 296	6. 1
		74, 678			
6 教育の振興	(1)学校教育関連施設	108, 224	7. 4	104, 728	5. 9
1	(2) 幼稚園	1, 958	0.1	1, 506	0. 1
	(3)集会施設、体育施設	43, 702	3. 0	65, 880	3. 7
1	(4) 過疎地域自立促進特別事業	23, 592	1.6	24, 578	1. 4
	(5) その他	7,866	0.5	6, 983	0.4
	計	185, 342	12.6	203, 675	11.4
7 地域文化の振興等	(1) 地域文化振興施設等	15, 385	1.0	17,018	1.0
	(2) 過疎地域自立促進特別事業	3, 875	0.3	7, 461	0.4
1	(3) その他	3, 168	0.2	2, 310	0.1
	計	22, 428	1.5	26, 789	1.5
8 集落の整備	(1) 過疎地域集落再整備	4, 763	0.3	4, 983	0.3
1	(2) 過疎地域自立促進特別事業	12, 142	0.8	11,889	0.7
	(3) その他	5, 645	0.4	5,740	0.3
	計	22, 550	1. 5	22, 612	1. 3
9 その他地域の自立促進	(1) 自然エネルギーを利用するための施設	1, 881	0. 1	3, 347	0. 2
	(2) 過疎地域自立促進特別事業	9, 560	0. 6	11, 207	0.6
に関し必要な事項	(3) その他	14, 788	1. 0	14, 075	0.8
1	計	26, 229	1. 8	28, 628	1. 6
1	総計	1, 471, 053	100.0	1,779,710	100.0

(備考) 1 総務省調べ。

- 2 過疎計画上の分野ごとに、ハード事業及びソフト事業が計上されている。
- 3 平成28年度は九州北部豪雨で被災した福岡県朝倉市を除く。
- 4 平成29年度は西日本豪雨で被災した愛媛県宇和島市、大洲市を除く。

図表 3-2-13 平成 29 年度 (市町村) 施設等整備状況

	凶衣 3-2-13	1 1900 20	1 /2	(1111.1111) ×	他故寺登慵仏仇		
	施設名等	実績			施設名等	実績	
(産業の振興)					健及び福祉の向上及び増進)		
基盤整備	ette alle	05 074 000		高齢者福祉施設			
	農業	65, 871, 062			高齢者生活福祉センター	34	か所
	林業	67, 898, 334			老人ホーム	31	か所
	水産業	1, 798, 443			老人福祉センター	15	か所
漁港施設		232	か所	介護老人保健施訓	及	16	か所
経営近代化施設				児童福祉施設			
	農業	349	か所		保育所	198	か所
	林業	35	か所		児童館	28	か所
	水産業	34	か所		障害児入所施設	2	か所
地場産業の振興				認定こども園		90	か所
	技能習得施設	18	か所	障害者福祉施設			
	試験研究施設	3	か所		障害者支援施設	20	か所
	生産施設	55	か所		地域活動支援センター	9	か所
	加工施設	32	か所		福祉ホーム	0	か所
	流通販売施設	29	か所		その他	44, 342	千円
企業誘致		3, 844, 912	千円	母子福祉施設		0	か所
起業の促進		777, 302	千円	市町村保健センタ	ター及び母子健康包括支援センター	28	か所
商業				その他		13, 237, 639	千円
	共同利用施設	20	か所				
	その他	4, 299, 729		(医療の確保)			
観光又はレクリエ	ニーション	29, 165, 325	千円	診療施設			
その他		16, 806, 596		1	病院	81	か所
-			-	1	診療所		か所
(交通通信体系の	の整備、情報化及び地域間交流の促	進)		1	巡回診療車(船)	6	台
市町村道	and the second s	l			患者輸送車(艇)	9	台
	道路	1, 933, 347	m		その他	4, 266, 961	
	橋りょう	363, 495		特定診療科に係る			
	その他	5, 300, 388		いるというなでして	ある。おからは、おおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおお	0	か所
農道	C => 112	378, 550		1	診療所		か所
林道		557, 104			巡回診療車(船)	0	
漁港関連道		20				16, 586	
		20	III	その他	その他	5, 680, 254	
鉄道施設等	A4 >4 +6 ≡0.	0.5	4. ==	ての他		5, 660, 254	TH
	鉄道施設		か所	/#		+	
	鉄道車両 ************************************	5		(教育の振興)	en.		
	軌道施設	1	,,,	学校教育関連施設			
	軌道車両	1	両	ア 統合関連施言			
	その他	8, 626	千円		校舎	187	
電気通信施設等情	報化のための施設				屋内運動場	65	
	通信用鉄塔施設		か所		屋外運動場	24	
	テレビ放送中継施設		か所		水泳プール	21	
	有線テレビジョン放送施設	65	か所		へき地集会施設	0	校
	告知放送施設	54	か所		寄宿舎	1	か所
	有線放送電話	0	か所		教職員住宅	109	戸
	防災行政用無線施設	3, 926	か所		スクールバス・ボート	79	台
	テレビジョン放送等の				給食施設	1, 108	か所
	難視聴解消のための施設	27	か所		その他	1, 440, 242	千円
	その他の情報化のための施設	1, 737	か所	イ その他の施言	设		
	その他	2, 600, 607	千円		校舎	283	校
自動車等					屋内運動場	67	校
	自動車	139	台		屋外運動場	34	校
	雪上車	29	台		水泳プール	32	校
渡船施設		1		1	へき地集会施設	0	校
	渡船	1	台	1	寄宿舎	2	か所
	係留施設	2	か所		教職員住宅	60	戸
道路整備機械等		3, 076, 625			スクールバス・ボート	75	
地域間交流		426, 413		1	給食施設		か所
その他		5, 605, 179			その他	1, 213, 711	
		1, 220,		幼稚園			か所
(生活環境)				集会施設、体育加	布設等		//
水道施設		1		A MOUX MEDI	公民館	147	か所
・ 」、 AE がじ DX	上水道	18, 909, 994	千四	1	集会施設		か所
		31, 597, 661		1			
	簡易水道 その他			1	体育施設		か所
下水処理施設	COME	2, 282, 272	i. 🖂	その他	図書館		か所
ト 小処理施設	ハサエル洋	40 000 115	- m	その他		2, 892, 005	十円
	公共下水道	48, 332, 115		(MM++1	MAR AND 1	+	
	農村集落排水施設	32, 985		(地域文化の振			
	地域し尿処理施設		か所	地域文化振興施設		1.5-	
rin air de la ver i con	その他	5, 089, 854	十円	1	地域文化振興施設		か所
廃棄物処理施設	-t a kn mutter-			:	その他	994, 277	
	ごみ処理施設	6, 891		その他		1, 212, 277	千円
	し尿処理施設		か所	L			
	その他	813, 935		(集落の整備)			
火葬場			か所	過疎地域集落再終	嘉整備	3, 303, 683	
消防施設		25, 252, 555	千円	その他		2, 293, 699	千円
/\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \		13, 073	戸				
公営住宅				/ T = # # # = =		T	
公宮任宅 その他		10, 396, 813	十円	(ての他地帯の	自立促進に関し必要な事項)		
		10, 396, 813	十円			68	か所
		10, 396, 813	十円		自立促進に関し必要な事項) を利用するための施設	68 7, 385, 260	か所 千円

(備考) 1 総務省調べ。

2 西日本豪雨で被災した愛媛県宇和島市、大洲市を除く。

(4) 市町村計画に係る過疎地域自立促進特別事業について

平成 22 年 4 月 1 日に「過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律」が施行され、 過疎対策事業債の対象がいわゆる「ソフト事業」にも拡充されたところである。

過疎地域自立促進特別事業は、地域医療の確保、住民の日常的な移動のための交通手段の確保、集落の維持及び活性化その他の住民が将来にわたり安全に安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図るため、特別に地方債を財源として行ういわゆるソフト事業として市町村計画に位置付けられるものである。

平成22年度からスタートした過疎地域自立促進特別事業の平成30年度までの計画額は、 1兆8,916億円であり、自立促進市町村計画の同期間の計画額13兆739億円の14.5%を占めている。

また、同期間における事業区分別の構成比を見ると、「高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進」に係る事業費の割合が最も大きく、全体の 25.8%を占めており、次いで「産業の振興」 (23.8%) 、「交通通信体制の整備、情報化及び地域間交流の推進」 (14.6%) 、「医療の確保」 (10.2%) となっている (図表 3-2-14)。

図表 3-2-14 自立促進市町村計画の自立促進特別事業に係る計画額

(単位:百万円、%)

区分	産業の振興	交通通信体 系の整備、 情報化及び 地域間交流 の推進	生活環境の 整備	高齢者等の 保健及び福 祉の向上及 び増進	医療の確保	教育の振興	地域文化の 振興等	集落の整備	その他	合計
(事業費)										
平成 22 年度	33, 775	24, 785	7, 346	36, 598	17, 195	11, 216	1,909	5,670	5, 498	143, 992
平成 23 年度	36, 792	24, 541	8, 676	39, 623	19, 910	11,925	2, 308	7,090	8, 375	159, 240
平成 24 年度	39, 536	25, 473	7, 993	38, 875	14, 936	14, 923	4,038	7,060	6,812	159, 646
平成 25 年度	41, 428	27, 343	10,610	46, 191	18, 570	16, 237	3, 055	7,910	7, 056	178, 400
平成 26 年度	45, 571	29, 659	11, 788	49, 868	21,079	18,618	3, 694	8, 212	7, 736	196, 225
平成 27 年度	49, 708	31, 033	14, 271	52, 667	20, 734	20, 975	4, 573	9, 891	8,613	212, 465
平成 28 年度	67, 653	34, 848	17, 525	67, 729	24, 893	25, 961	4, 135	12, 463	11,091	266, 298
平成 29 年度	68, 368	37, 925	20, 930	76, 142	30, 926	27, 329	4, 346	14, 115	9, 987	289, 667
平成 30 年度	66, 753	40, 063	19, 320	80, 711	25, 235	27, 450	4, 502	12, 256	9, 404	285, 694
(構成比)										
平成 22 年度	23. 5	17. 2	5. 1	25. 4	11.9	7.8	1. 3	3.9	3.8	100.0
平成 23 年度	23. 1	15.4	5. 4	24. 9	12.5	7. 5	1. 4	4.5	5. 3	100.0
平成 24 年度	24. 8	16.0	5.0	24. 4	9.4	9.3	2. 5	4.4	4.3	100.0
平成 25 年度	23. 2	15.3	5. 9	25. 9	10.4	9. 1	1. 7	4.4	4.0	100.0
平成 26 年度	23. 2	15. 1	6.0	25. 4	10.7	9.5	1. 9	4.2	3. 9	100.0
平成 27 年度	23. 4	14.6	6. 7	24. 8	9.8	9.9	2. 2	4.7	4. 1	100.0
平成 28 年度	25. 4	13. 1	6.6	25. 4	9.3	9. 7	1.6	4.7	4. 2	100.0
平成 29 年度	23.6	13. 1	7. 2	26. 3	10. 7	9. 4	1. 5	4.9	3.4	100.0
平成 30 年度	23. 4	14. 0	6.8	28. 3	8.8	9.6	1.6	4.3	3. 3	100.0

(備考) 1 総務省調べ。なお、集計時点で未策定の団体もある。

- 2 過疎地域自立促進特別事業とは、いわゆるソフト事業で住民が将来にわたり安全に安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図るため特別に地方債を財源として行うことが必要と認められる事業として市町村計画に定められたものをいう。
- 3 平成28年度は熊本地震で被災した熊本県南阿蘇村、甲佐町、山都町を除く。
- 4 平成29年度は九州北部豪雨で被災した福岡県朝倉市を除く。
- 5 平成30年度は西日本豪雨で被災した愛媛県宇和島市、大洲市を除く。

第3節 国の過疎対策

概要

自立促進法は、「総合的かつ計画的な対策を実施するために必要な特別措置を講ずることにより、過疎地域の自立促進を図り、もって、住民福祉の向上、雇用の増大、地域格差の是正及び美しく風格ある国土の形成に寄与すること(第1条)」を目的としており、その目的の達成のため、財政、行政、金融及び税制上の幅広い分野にわたり、特別措置が講じられている(図表3-3-1)。

具体的には、過疎地域自立促進市町村計画又は都道府県計画に基づいて行う事業に対し、地方債の充当、国庫補助率のかさ上げ、都道府県代行制度や低利融資、課税の特例等の措置とともに、優先的な事業採択、事業採択基準の引き下げ、各種手続きの簡素化等の配慮をすることとされている。また、本法に基づく様々な施策とともに、他の法令等に基づき、過疎地域を対象とする施策のほか、その他過疎地域に関連の深い施策等も、各省庁によって講じられている(図表 3-3-2)。

本節では、これらの主要な施策について、過疎地域自立促進計画の分野ごとに、以下の3分類により整理する。

【過疎法による施策】

自立促進法による施策

【過疎地域を対象とする施策】

対象として「過疎地域」を法律・政令・要綱等において明示している施策(自立促進法によ る施策を除く。)

【過疎地域に関連する施策】

過疎地域が対象となる場合が多いと考えられる施策

図表 3-3-1 過疎法による施策

区分	過疎法条文	種 類
	第10条・第11条	○国の負担又は補助の割合の特例等
財政上		・適正規模に統合する小中学校等の校舎・屋内運動場の新増
の特別		築、教職員住宅の建築
措置		・保育所
		• 消防施設
	第 12 条	○過疎地域自立促進のための地方債(過疎対策事業債)
	第13条	○資金の確保等
	第 14 条	○基幹的市町村道・農道・林道・漁港関連道の整備(都道府県代
		行制度)
	第 15 条	○公共下水道の幹線管渠等の整備(都道府県代行制度)
	第16条・第17条	○医療の確保
行政上	第 18 条・第 19 条	○高齢者の福祉の増進
の特別	第 20 条	○交通の確保
措置	第 21 条	○情報の流通の円滑化及び通信体系の充実
	第 22 条	○教育の充実
	第 23 条	○地域文化の振興等
	第 24 条	○農地法等による処分についての配慮
	第 25 条	○国有林野の活用
金融上	第 26 条	○株式会社日本政策金融公庫等からの資金の貸付け
の特別	第 27 条	○中小企業に対する資金の確保
措置	第 28 条	○沖縄振興開発金融公庫からの資金の貸付け
税制上	第 29 条	○事業用資産の買換えの場合の課税の特例(所得税・法人税)
の特別	第 30 条	○減価償却の特例(所得税・法人税)
措置	第 31 条	○地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置(減収補てん)

図表 3-3-2① 過疎対策の具体的施策

項目	過疎法による施策	過疎地域を対象とする施策	過疎地域に関連する施策
政上の主要 施策	⑨資金の確保等(法第13条)⑨過疎地域自立促進のための地方債(法第12条)⑨国の負担又は補助の割合の特例等(法第10、11条)	⑨農林水産関係事業の実施要件の 緩和	⑨辺地対策事業債 ⑨地方交付税
産業の振興		①農林漁業振興施策 ①石油製品の安定供給確保の施策	①農林漁業振興施策 ①地場産業の振興・企業誘致施策 ①観光又はレクリエーション施設の 整備 ①森林・山村対策 ①農山漁村地域活性化対策
交通通信体系の整備、情報化及び流の促進		②道路整備事業 ②林道の整備に関する補助制度 ②バス運行対策(地域内フィーダー系統確保維持) ②無線システム普及支援事業 ②情報通信基盤整備推進事業 ②電気通信に関する施設の維持管理に係る支援 ②放送ネットワーク整備支援 事業	制度 ②漁港関連道の整備に関する補助制度 ②バス運行対策(地域間幹線系統確保維持)
生活環境の整備	③消防施設に対する国の負担又 は補助の割合の特例 (法第10条)	③空き家再生等推進事業 ③小規模住宅地区改良事業	③汚水処理施設関連の事業 ③簡易水道等施設整備事業 ③生活貯水池整備事業 ③雪対策砂防モデル事業 ③雪崩対策事業 ③風倒木及び地震による激甚災害地 域における急傾斜地崩壊対策事業

図表 3-3-2② 過疎対策の具体的施策(続き)

項目	過疎法による施策	過疎地域を対象とする施策	過疎地域に関連する施策
高齢者等の 保健及び福 祉の向上及 び増進			④へき地保育の推進④社会福祉施設等施設整備費補助金制度
医療の確保	⑤医療の確保(法第 16 条、17 条)		⑤へき地保健医療対策
教育の振興	-10		⑥へき地集会室等の整備 ⑥へき地児童生徒援助費等補助金 ⑥私立高等学校等経常費助成費補 助金
集落の整備等		① 過疎地域集落再編整備事業 ② 「小さな拠点」を核とした 「ふるさと集落生活圏」形 成推進事業 ② 過疎地域遊休施設再整備事業	⑦離島振興特別事業
その他		⑧過疎地域等集落ネットワーク圏形成 支援事業⑧過疎地域等自立活性化推進事業	⑧地域雇用開発対策 ⑧出稼労働者安定就労対策
 行政上の特別 措置 (再掲を 含む)	②基幹的市町村道・農道・林 道・漁港関連道の整備(法 第14条) ②交通の確保(法第20条) ②情報の流通の円滑化及び 通信体系の充実(法第21 条) ③下水道事業の都道府県代行制 度(法第15条) ④高齢者の福祉の増進(法第18 条・第19条) ⑤医療の確保(法第16条・第17 条) ⑥教育の充実(法第22条) ⑥地域文化の振興等(法第2 3条) ⑩農地法等による処分について の配慮(法第24条) ⑩国有林野の活用(法第25条)	②自家用有償旅客運送	

図表 3-3-2③ 過疎対策の具体的施策 (続き)

項		過疎法による施策	過疎地域を対象とする施策	過疎地域に関連する施策
金融上の特別(①資金の確保等 (法第13条)	①農業改良資金等の貸付	①林業就業促進資金の貸付
措置		①株式会社日本政策金融公庫等から	①農村地域への産業の導入等の施策	①⑥沖縄振興開発金融公庫からの資
		の資金の貸付け (法第26条)	⑤沖縄振興開発金融公庫からの資金の	金の貸付け
		①中小企業に対する資金の確保	貸付け	
		(法第27条)		
		⑦沖縄振興開発金融公庫からの資金		
		の貸付け(法第28条)		
税制上の特	韧	①事業用資産の買換えの場合の課税	①特別土地保有税の非課税措置(地方	
措置		の特例(法第 29 条)	税法第 586 条)	
		①減価償却の特例(法第30条)	①農村地域への産業の導入等の施策	
		①地方税の課税免除又は不均一課税		
		に伴う措置 (法第31条)		
その	他		過疎地域対策調査研究	

- (備考) 1 本節で取り上げた具体的な施策を一覧にしたものである。
 - 2 各項目に付した数値は以下の分類による。

①産業の振興、②交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進、③生活環境の整備、④高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進、⑤医療の確保、⑥教育の振興、⑦集落の整備等、⑧その他、⑨財政上の主要な施策、⑩その他の行政措置

1 産業の振興

【過疎法による施策】

●資金の確保等(法第13条) [金融措置]

〇地域総合整備資金貸付制度 (総務省)

地方公共団体は、民間事業活動等を支援し、もって活力と魅力のある地域づくりを推進するために、地域総合整備財団の支援を得て、金融機関等の融資(有利子)と協調して地域振興に資する民間事業者等に無利子資金(「地域総合整備資金」という。)を貸し付けている。過疎地域(離島地域及び特別豪雪地帯を含む。)市町村については、他の市町村と比較して、融資比率及び融資限度額が引き上げられている。なお、地方公共団体は、地域総合整備資金の原資を地方債で調達し、この地方債の利子の75%(用地取得費に係る部分については50%)は地方交付税で補塡される。また、平成27年度より低金利下における措置として、地方公共団体が民間事業者に連帯保証料の補助を行う場合、当該地方公共団体に対して補助額の75%を地方交付税で措置している(図表3-3-3)。

図表 3-3-3 地域総合整備資金貸付制度(総務省)

			内 容			
貸付対象事業	地方公共団体が策定した地域振興民間能力活用事業計画に位置づけられた事業で、以下の要件					
	を満たすもの					
	 新規雇用者 	皆 が1人以上増加するこ	こと。			
	② 用地取得費	費を除く設備投資総額か	5 1,000 万円以上では	あること。		
	③ 用地取得等	等の契約後 5 年以内に事	事業供用を開始する。	こと。		
	④ 対象事業が	ぶ、公益性、適度の事業に	収益性等の観点から乳	実施されること。		
貸付対象者	第三セクターを含	含む民間事業者				
貸 付 額	通知	常の地域	過疎・みなし過疎(旧過疎地域に限 東日本大震災			
			る)、離島地域、特別豪雪地帯		被災地域、	
		地域再生計画認定地		地域再生計画認定	連携中枢都市	
	一般の地域	域・沖縄県の区域	一般の地域	地域・沖縄県の区	圏、定住自立圏	
				域		
通常の施設	10.5 億円	13.1 億円	13.5億円	16.8億円	16.8 億円	
複合施設	15.7 億円	19.6 億円	20.2億円	25.3 億円	25.3 億円	
融資比率		35%	45	5%	45%	

- --(備考) 1 表は、政令指定都市以外の市町村から融資を受ける場合である。
 - 2 「複合施設」とは、対象事業が年度を越えて実施され、複数の施設が一体的・複合的に整備されるもの。
 - 3 融資上限額は、対象事業に係る借入総額に融資比率を乗じた額と、各々の融資限度額のいずれか小さい額となる。

〇地域産業振興に対する特別融資制度(総務省、農林水産省、国土交通省)

過疎地域の雇用機会の創出と地域の経済力の強化のために、地域産業の振興を図り、地域の自立的発展に資するため、昭和58年度から地域産業振興特利制度(平成20年9月までで廃止)を、昭和62年度から中小企業者を対象とした地域産業振興特別貸付制度(現在は、企業活力強化貸付制度)を創設している。なお、平成2年度からは、地域の経済社会の広域化に対応して、広域的な産業振興による過疎地域の活性化を図るため、広域過疎事業に対する金融の支援措置を講じているが、平成12年度からは過疎地域に隣接する市町村も広域過疎地域に加えたところである(図表3-3-4)。

図表 3-3-4 地域産業振興に対する特別融資制度

				一 一 日 八 。 1 ・日 八 三 八 川	対映に対りる特別融質制度	•
				地域産業振興・雇用開発融資制度	企業活力強化貸付制度(地址	或活性化・雇用促進資金)
				(平成 20 年 9 月までで廃止)		
金	融	機	関	日本政策投資銀行	日本政策金融公庫	日本政策金融公庫
					(中小企業事業本部)	(国民生活事業本部)
対	象	地	域	過疎地域、半島地域、離島地域、奄美群島、小笠原	過疎地域、半島地域、離島地域、奄	本制度としての限定はなし。
				諸島、振興山村、特別豪雪地帯、広域過疎地域	美群島、小笠原諸島、振興山村、特	
					別豪雪地帯、広域過疎地域	
対	象	業	種	鉱業、製造業、運輸業、卸売業・小売業、建設業、	本制度としての限定はなし。	
				サービス業、文化・教養・スポーツ・レクリエーシ		
				ョン事業		
雇	用	創	出	8名以上。広域過疎事業については10名以上、うち	3名以上。	新たに2名以上(中小企業信用保
要			件	過疎地域から4名以上。但し、製造業については、		険法(昭和25年法律第264号)第
				要件を 1/2 に緩和。		2条第4項第5号の特定業種に該
						当する場合、従業員 20 名以下の
						企業の場合又は女性、若年者 (30
						歳未満) 若しくは高齢者(60歳以
						上) を雇用する場合は1名以上)
						の雇用創出効果が見込まれる設備
						投資を行う者
投	資	規	模	2億円以上。広域過疎事業については8億円以上	貸付限度額:7億2,000万円	貸付限度額:7,200万円
要			件			
金			利	政策金利Ⅰ。但し、平成20年9月までは政策金利	基準利率。	基準利率。
				Ⅱ。(平成 18 年度より、金利体系が整理され	但し、設備資金については、2 億	特別利率①。
				た。)	7,000万円を限度に特別利率②。(但	特別利率②(特定の過疎地域等に
					し平成 30 年度までは特別利率③)、	おいて一定の要件を満たす場合の
					2 億 7,000 万円を超えて 5 億 4,000	設備資金に限る。)
					万円を限度に特別利率①。	
					広域過疎に係る設備資金について	
					は、2 億 7,000 万円を限度に特別利	
					率②、雇用創出 5 名以上(うち過疎	
					地域から 3 名以上) の場合、2 億	
					7,000 万円を超えて 5 億 4,000 万円	
					を限度に特別利率①。	

- (備考) 1 広域過疎地域とは、過疎市町村を含む割合が30%以上の広域市町村圏に含まれる非過疎市町村(なお、過疎地域市町村数を30%以上含む広域過疎市町村が、合併により過疎地域を含む割合が30%未満となった場合は、合併前と同様広域過疎市町村として取り扱う。)及び過疎市町村に隣接する非過疎市町村をいう(ここでいう「広域市町村」とは、従来の広域行政圏施策に基づく地域を指す)。
 - 2 日本政策投資銀行では、広域過疎地域のうち政令指定都市は対象外となっている。
 - 3 平成 18 年度より日本政策投資銀行の政策金利体系が簡素化され、従来の政策金利 I ~Ⅲは政策金利 I 、Ⅱに変更されている。
 - 4 日本政策投資銀行は、平成20年10月に民営化された。
 - 5 過疎地域等とは、過疎地域、半島地域、離島地域、奄美群島、小笠原諸島、振興山村及び特別豪雪地帯をいう。
 - 6 企業活力強化貸付制度(地域活性化・雇用促進資金)は、沖縄県においては沖縄振興開発金融公庫が取り扱っている。

図表 3-3-5 地域産業に対する特別融資制度の実績

(地域産業振興・雇用開発融資制度の実績)

(単位:件、百万円)

昭和 58 3 2,090 1 1 210 4 2,30		が		(貝間)及 ()						· IT、 口。	79 17
平 度 件 数 金 額 件 数 金 额 和 件 3 件 3 件 3 件 3 件 3 件 3 件 3 件 3 件 3 件	金融機関	日本	政 策	投資	銀行	<u></u>	東	公	車		
昭和 58 3 2,090 1 1 210 4 2,30	地 域	過疎:	地域	広域	過疎	過疎	東地域	広域過疎		台	計
田和 59 9 2、820 2 325 11 3、14 6 日和 60 8 1、690 0 0 0 8 1、690 0 0 0 11 2、765 0 0 0 0 11 2、765 1 0 0 0 0 177 5、277 1 0 0 0 0 177 5、277 1 0 0 0 0 177 5、277 1 0 0 0 0 177 5、277 1 0 0 0 0 177 5、277 1 0 0 0 0 177 5、277 1 0 0 0 0 177 5、277 1 0 0 0 0 177 5、277 1 0 0 0 0 177 5、277 1 0 0 0 0 1 1 0 5 0 0 0 1 1 0 5 0 0 0 0	年 度	件 数	金 額	件 数	金額	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
昭和 60 8 1,690 0 0 0 11 2,765	昭和 58	3	2, 090			1	210			4	2, 300
昭和 61 11 2,705 0 0 0 11 2,705	昭和 59	9	2, 820			2	325			11	3, 145
昭和 62 17 5,277 0 0 0 17 5,277 1 1,470 24 11,51 平成元 22 9,046 7 1,470 29 10,51 平成 2 22 8,004 17 7,050 5 670 6 2,380 50 18,10 平成 3 39 14,220 18 8,780 2 600 1 750 60 24,38 平成 4 36 15,250 13 12,350 3 300 4 1,150 56 29,05 平成 5 16 9,530 4 5,300 3 375 0 0 23 15,20 平成 6 11 4,970 3 2,500 1 1,000 3 1,220 18 9,65 平成 7 4 2,300 1 1,000 0 0 1 1,200 6 4,50 平成 8 6 5,700 1 120 1 100 2 3,100 10 9,02 平成 9 7 2,890 3 3,220 2 350 3 4,850 15 11,31 平成 10 6 5,130 3 4,200 1 3,00 1 500 11 10,13 平成 11	昭和 60	8	1, 690			0	0			8	1, 690
昭和 63 21 10,470 3 1,040 24 11,51 平成元 22 9,046 7 1,470 29 10,51 平成 2 22 8,004 17 7,050 5 670 6 2,380 50 18,10 平成 3 39 14,220 18 8,780 2 600 1 750 60 24,35 平成 4 36 15,250 13 12,350 3 300 4 1,150 56 29,05 平成 5 16 9,530 4 5,300 3 375 0 0 23 15,20 平成 6 11 4,970 3 2,500 1 1,000 3 1,220 18 9,69 平成 7 4 2,300 1 1,000 0 0 1 1,200 6 4,50 平成 8 6 5,700 1 120 1 100 2 3,100 10 9,02 平成 9 7 2,890 3 3,220 2 350 3 4,850 15 11,31 平成 10 6 5,130 3 4,200 1 300 1 500 11 10,13 平成11 時 3 1,010 1 750 1 1,800 0 0 5 3,56 平成 11 120 0 0 0 1 1,800 0 0 5 3,56 平成 13 3 960 0 0 0 2 1,44 平成 13 3 960 0 0 0 9 2 1,42 平成 14 1 120 0 0 0 0 1 1 12 平成 15 2 1,820 0 0 0 0 2 1,82 平成 17 7 2,205 3 2,900 10 5,10 平成 18 6,24 平成 19 12 6,690 0 0 0 12 6,690	昭和 61	11	2, 705			0	0			11	2, 705
平成元 22 9,046 7 1,470 29 10,51 平成 2 22 8,004 17 7,050 5 670 6 2,380 50 18,10 平成 3 39 14,220 18 8,780 2 600 1 750 60 24,350 平成 4 36 15,250 13 12,350 3 300 4 1,150 56 29,05 平成 5 16 9,530 4 5,300 3 375 0 0 23 15,20 平成 6 11 4,970 3 2,500 1 1,000 3 1,220 18 9,65 平成 7 4 2,300 1 1,000 0 0 1 1,200 6 4,500 平成 8 6 5,700 1 120 1 100 2 3,100 10 9,02 平成 9 7 2,890 3 3,220 2 350 3 4,850 15 11,31 平成 10 6 5,130 3 4,200 1 300 1 500 11 10,13 平成11 归 3 1,010 1 750 1 1,800 0 0 5 3,56 平成 11 120 0 0 0 3 2 1,440 平成 13 3 960 0 0 0 2 1,440 平成 14 1 120 0 0 0 1 120 平成 15 2 1,820 0 0 0 2 1,82 平成 17 7 2,205 3 2,900 10 5,100 平成 18 6,24 平成 18 14 5,290 4 950 平成 19 12 6,690 0 0 12 600 11 18 6,64	昭和 62	17	5, 277			0	0			17	5, 277
平成 2 22 8,004 17 7,050 5 670 6 2,380 50 18,10 平成 3 39 14,220 18 8,780 2 600 1 750 60 24,35 平成 4 36 15,250 13 12,350 3 300 4 1,150 56 29,05 平成 5 16 9,530 4 5,300 3 375 0 0 23 15,20 平成 6 11 4,970 3 2,500 1 1,000 3 1,220 18 9,65 平成 7 4 2,300 1 1,000 0 0 1 1,200 6 4,50 平成 8 6 5,700 1 120 1 100 2 3,100 10 9,02 平成 9 7 2,890 3 3,220 2 350 3 4,850 15 11,31 平成 10 6 5,130 3 4,200 1 300 1 500 11 10,13 平成 11 上場 3 1,010 1 750 1 1,800 0 0 5 3,56 平成 11 120 0 0 0 3 3 2,20 平成 13 3 960 0 0 0 3 3 96 平成 14 1 120 0 0 0 1 12 平成 15 2 1,820 0 0 0 1 12 平成 16 10 3,410 1 2,400 平成 17 7 2,205 3 2,900 12 6,669	昭和 63	21	10, 470			3	1, 040			24	11, 510
平成 3 39 14,220 18 8,780 2 600 1 750 60 24,35 平成 4 36 15,250 13 12,350 3 300 4 1,150 56 29,05 平成 5 16 9,530 4 5,300 3 375 0 0 23 15,20 平成 6 11 4,970 3 2,500 1 1,000 3 1,220 18 9,66 平成 7 4 2,300 1 1,000 0 0 1 1,200 6 4,50 平成 8 6 5,700 1 120 1 100 2 3,100 10 9,02 平成 9 7 2,890 3 3,220 2 350 3 4,850 15 11,31 平成 10 6 5,130 3 4,200 1 300 1 500 11 10,13 平成11 中域 1 3 1,010 1 750 1 1,800 0 0 5 3,56 平成11 市 3 2,200 0 0 0 3 3 2,20 平成 13 3 960 0 0 0 2 1,44 平成 13 3 960 0 0 0 2 1,44 平成 15 2 1,820 0 0 0 2 1,82 平成 16 10 3,410 1 2,400 平成 17 7 2,205 3 2,900 平成 18 6,690 0 0 0 12 6,690	平成元	22	9, 046			7	1, 470			29	10, 516
平成 4 36 15,250 13 12,350 3 300 4 1,150 56 29,05 平成 5 16 9,530 4 5,300 3 375 0 0 23 15,20 平成 6 11 4,970 3 2,500 1 1,000 3 1,220 18 9,65 平成 7 4 2,300 1 1,000 0 0 1 1,200 6 4,50 平成 8 6 5,700 1 120 1 100 2 3,100 10 9,02 平成 9 7 2,890 3 3,220 2 350 3 4,850 15 11,31 平成 10 6 5,130 3 4,200 1 300 1 500 11 10,13 平成11 上期 3 1,010 1 750 1 1,800 0 0 5 3,56 平成 11 3 3 960 0 0 0 3 3 2,20 平成 12 2 1,440 0 0 0 2 1,44 平成 13 3 960 0 0 0 1 12 平成 15 2 1,820 0 0 0 2 1,82 平成 16 10 3,410 1 2,400 平成 17 7 2,205 3 2,900 平成 18 9,65	平成 2	22	8, 004	17	7, 050	5	670	6	2, 380	50	18, 104
平成 5	平成 3	39	14, 220	18	8, 780	2	600	1	750	60	24, 350
平成 6	平成 4	36	15, 250	13	12, 350	3	300	4	1, 150	56	29, 050
平成 7 4 2,300 1 1,000 0 0 1 1,200 6 4,500 平成 8 6 5,700 1 120 1 100 2 3,100 10 9,02 平成 9 7 2,890 3 3,220 2 350 3 4,850 15 11,31 平成 10 6 5,130 3 4,200 1 300 1 500 11 10,13 平成 11上期 3 1,010 1 750 1 1,800 0 0 5 3,560 平成 11下期 3 2,200 0 0 0	平成 5	16	9, 530	4	5, 300	3	375	0	0	23	15, 205
平成 8 6 5,700 1 120 1 100 2 3,100 10 9,02 平成 9 7 2,890 3 3,220 2 350 3 4,850 15 11,31 平成 10 6 5,130 3 4,200 1 300 1 500 11 10,13 平成 11 上期 3 1,010 1 750 1 1,800 0 0 5 3,56 平成 11 下期 3 2,200 0 0 0 3 2 1,440 平成 12 2 1,440 0 0 0 2 2 1,444 平成 13 3 960 0 0 0 3 3 960 平成 14 1 120 0 0 0 1 1 12 平成 15 2 1,820 0 0 0 1 2 1,820 平成 16 10 3,410 1 2,400 平成 17 7 2,205 3 2,900 18 6,24 平成 18 14 5,290 4 950 18 6,690	平成 6	11	4, 970	3	2, 500	1	1,000	3	1, 220	18	9, 690
平成 9 7 2,890 3 3,220 2 350 3 4,850 15 11,31 平成 10 6 5,130 3 4,200 1 300 1 500 11 10,13 平成 11 期 3 1,010 1 750 1 1,800 0 0 5 3,56 平成 11 下期 3 2,200 0 0 0 3 2,20 平成 12 2 1,440 0 0 0 2 1,44 平成 13 3 960 0 0 0 3 960 平成 14 1 120 0 0 0 1 1 12 平成 15 2 1,820 0 0 0 2 1,82 平成 16 10 3,410 1 2,400 11 5,81 平成 17 7 2,205 3 2,900 12 6,690 0 0 12 6,68	平成 7	4	2, 300	1	1,000	0	0	1	1, 200	6	4, 500
平成 10 6 5,130 3 4,200 1 300 1 500 11 10,13 平成 11 上期 3 1,010 1 750 1 1,800 0 0 5 3,56 平成 11 下期 3 2,200 0 0 0 3 2,20 平成 12 2 1,440 0 0 2 1,44 平成 13 3 960 0 0 3 96 平成 14 1 120 0 0 1 12 平成 15 2 1,820 0 0 2 1,82 平成 16 10 3,410 1 2,400 11 5,81 平成 17 7 2,205 3 2,900 10 5,10 平成 18 14 5,290 4 950 18 6,24 平成 19 12 6,690 0 0 12 6,69	平成 8	6	5, 700	1	120	1	100	2	3, 100	10	9, 020
平成11上期 3 1,010 1 750 1 1,800 0 0 5 3,56 平成11下期 3 2,200 0 0 3 2,20 平成12 2 1,440 0 0 2 1,44 平成13 3 960 0 0 3 96 平成14 1 120 0 0 1 12 平成15 2 1,820 0 0 2 1,82 平成16 10 3,410 1 2,400 11 5,81 平成17 7 2,205 3 2,900 10 5,10 平成18 14 5,290 4 950 18 6,24 平成19 12 6,690 0 0 12 6,69	平成 9	7	2, 890	3	3, 220	2	350	3	4, 850	15	11, 310
平成11下期 3 2,200 0 0 3 2,20 平成12 2 1,440 0 0 2 1,44 平成13 3 960 0 0 3 96 平成14 1 120 0 0 1 12 平成15 2 1,820 0 0 2 1,82 平成16 10 3,410 1 2,400 11 5,81 平成17 7 2,205 3 2,900 10 5,10 平成18 14 5,290 4 950 18 6,24 平成19 12 6,690 0 0 12 6,69	平成 10	6	5, 130	3	4, 200	1	300	1	500	11	10, 130
平成 12 2 1,440 0 0 2 1,44 平成 13 3 960 0 0 3 96 平成 14 1 120 0 0 1 12 平成 15 2 1,820 0 0 2 1,82 平成 16 10 3,410 1 2,400 11 5,81 平成 17 7 2,205 3 2,900 10 5,10 平成 18 14 5,290 4 950 18 6,24 平成 19 12 6,690 0 0 12 6,69	平成11上期	3	1, 010	1	750	1	1,800	0	0	5	3, 560
平成 13 3 960 0 0 3 96 平成 14 1 120 0 0 1 12 平成 15 2 1,820 0 0 2 1,82 平成 16 10 3,410 1 2,400 11 5,81 平成 17 7 2,205 3 2,900 10 5,10 平成 18 14 5,290 4 950 18 6,24 平成 19 12 6,690 0 0 12 6,69	平成11下期	3	2, 200	0	0					3	2, 200
平成 14 1 120 0 0 1 12 平成 15 2 1,820 0 0 2 1,82 平成 16 10 3,410 1 2,400 11 5,81 平成 17 7 2,205 3 2,900 10 5,10 平成 18 14 5,290 4 950 18 6,24 平成 19 12 6,690 0 0 12 6,69	平成 12	2	1, 440	0	0					2	1, 440
平成 15 2 1,820 0 0 2 1,82 平成 16 10 3,410 1 2,400 11 5,81 平成 17 7 2,205 3 2,900 10 5,10 平成 18 14 5,290 4 950 18 6,24 平成 19 12 6,690 0 0 12 6,69	平成 13	3	960	0	0					3	960
平成 16 10 3,410 1 2,400 11 5,81 平成 17 7 2,205 3 2,900 10 5,10 平成 18 14 5,290 4 950 18 6,24 平成 19 12 6,690 0 0 12 6,69	平成 14	1	120	0	0					1	120
平成 17 7 2, 205 3 2, 900 10 5, 10 平成 18 14 5, 290 4 950 18 6, 24 平成 19 12 6, 690 0 0 12 6, 69	平成 15	2	1,820	0	0					2	1,820
平成 18 14 5, 290 4 950 18 6, 24 平成 19 12 6, 690 0 0 12 6, 69	平成 16	10	3, 410	1	2, 400			/		11	5, 810
平成 19 12 6,690 0 0 12 6,69	平成 17	7	2, 205	3	2, 900					10	5, 105
	平成 18	14	5, 290	4	950					18	6, 240
平成 20 5 3,510 0 0 5 3,51	平成 19	12	6, 690	0	0					12	6, 690
	平成 20	5	3, 510	0	0					5	3, 510
平成 21	平成 21							_			

(備考) 平成 11 年度上期以前は、日本開発銀行による実績。なお、平成 7 年度以前は、地域産業振興融資制度の実績。

(企業活力強化貸付 地域活性化・雇用促進資金の実績) (単位:件、百万円) 日本政策金融公庫 金融機関 日本政策金融公庫 (中小企業事業本部) 合 計 (国民生活事業本部) 地 域 過疎地域 広域過疎 年 度 件 数 額 件 数 額 件 数 額 件 数 額 金 金 金 金 昭和62 22 1,870 4 77 26 1,947 昭和 63 105 9,961 15 195 120 10, 156 43 平成元 254 24, 133 1,333 297 25, 466 平成 2 331 27,622 39 4,572 227 5, 575 597 37, 769 平成 3 186 15,734 100 10,864 215 5,487 501 32,085 平成 4 138 14,710 108 12, 299 362 30, 235 116 3, 226 平成 5 60 7,033 64 10, 325 74 2, 198 198 19,556 平成 6 24 2,864 37 5,652 35 1,217 96 9,733 平成 7 20 2,030 71 8,485 25 851 116 11, 366 平成 8 33 4,012 106 13,888 19 647 158 18, 547 平成 9 202 70 8,699 25,601 25 984 297 35, 284 平成 10 12 1,210 35 3,803 11 386 58 5, 399 平成 11 700 10 5 21 6 46 1,886 1, 140 平成 12 8 650 16 2,290 7 161 31 3, 101 7 平成 13 2 215 3 152 2 28 395 2 7 平成 14 220 10 1 150 78 448 平成 15 2 160 4 318 2 37 10 515 0 平成 16 36 4, 158 8,508 0 70 12,666 34 平成 17 79 7,958 314 29,803 0 0 393 37, 761 平成 18 16,026 30 206 742 64, 225 1 949 80, 281 2 平成 19 154 13,021 453 32,854 45 609 45, 919 平成 20 148 11,280 405 33, 330 1 15 554 44,625 0 平成 21 6,500 234 0 304 70 23,673 30, 173 平成 22 116 8,750 309 24,940 0 0 425 33,690 平成 23 0 132 9,982 316 25, 423 0 448 33, 405 平成 24 121 9,951 444 39,675 0 0 565 49,626 平成 25 136 13,370 343 30,662 479 44,032 平成 26 116 12,650 289 29, 267 405 41,917 平成 27 102 8,490 313 30, 512 415 39,002 平成 28 162 15, 262 369 35, 463 531 50, 725

(備考) 1 平成15年度までは、地域産業振興資金の実績。

12, 451

379

133

平成 29

512

47, 104

34,653

² 国民生活事業本部は、平成 21 年度までは過疎地域及び広域過疎地域の外、半島地域、離島地域、奄美群島、小笠原諸島、振興山村、特別豪雪地帯を合わせた数値。平成 22 年度以降は「図表 3-3-4 地域産業振興に対する特別融資制度」の国民生活事業本部の特別利率②の適用を受けた数値。また、平成 10 年度以前は国民金融公庫の実績。

³ 平成20年度より、地域雇用促進資金は地域活性化資金と統合され、地域活性化・雇用促進資金となった。

●株式会社日本政策金融公庫等からの資金の貸付け(法第26条)〔金融措置〕

日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫は、「振興山村・過疎地域経営改善資金」の貸付けを行うこととしている。

1 目的

本資金は、山村振興法及び過疎地域自立促進特別措置法により指定された振興山村又は過疎地域の農林漁業者等が、その地域の自然的、経済的条件に適応した経営の改善や農林漁業の振興を図ることにより、所得の安定確保、地域の活性化等を実現するために必要な長期低利の資金を融資する。

2 貸付対象者

農林漁業者、農業協同組合、森林組合、水産業協同組合、農林漁業者の組織する法人等

3 資金使途

本資金の貸付けは、都道府県知事の認定を受けた「農林漁業経営改善計画」又は「農林漁業振興計画」に基づいて行う次の事業を対象とする。

(1)農業関係

果樹、花木等の新植・改植、搾乳牛、繁殖用の肉用雌牛等の購入、農舎、畜舎、農産物処理加工施設、農機具等の改良、造成又は取得

(2) 林業関係

素材、樹苗又は特用林産物の生産、林産物の処理加工等に必要な機械その他の施設、林業生産環境施設(簡易給排水施設、集会施設等)等の改良、造成又は取得

(3) 漁業関係

漁船(20トン未満)、養殖施設、漁業生産環境施設等の改良、造成又は取得 ※(1)~(3)の施設にエネルギーを供給するための目的で設置する太陽光、バイオマスを熱源とする熱その他の自然エネルギーを利用するための施設も含む。

(4) その他

- ① (1)~(3)の施設で農林漁業者の共同利用に供するものの改良、造成又は取得
- ② 農林地を保全する事業の開始に必要な事務管理用備品及び資材の取得

4 貸付条件(平成30年3月31日現在)

区分	補助事業	非補助事業
利率	0.45% (共同利用:1.45%)	0.30%
限度額	負担する額の80%以内	負担する額の80%以内又は次のいずれか低い額
		①個人:1,300万円(2,600万円)
		②法人・団体: 5, 200 万円 (6, 000 万円、1 億円、3 億円、5 億円)
		(かっこ書きの金額は、一定の要件を満たす場合)
償還期限		25年(うち据置期間8年)以内

図表 3-3-6 振興山村·過疎地域経営改善資金貸付実績

(単位:千円)

		農	業	ŧ	木 業	ì	魚業		字位: Th) 合 計
法区分	年 度	件数	金額	件数	金額	件数	金 額	件数	金額
振興法	昭 55~平元	11, 618	28, 713, 792	1, 341	3, 860, 559	565	6, 413, 275	13, 524	38, 987, 626
	平 2	147	1, 201, 266	35	356, 400	33	812, 660	215	2, 370, 326
	平 3	321	2, 832, 728	58	1, 069, 019	25	479, 970	404	4, 381, 717
活	平 4	523	3, 723, 299	55	1, 145, 497	24	455, 000	602	5, 327, 796
性	平 5	527	5, 310, 772	36	1, 666, 043	30	1, 444, 240	593	8, 421, 055
化	平 6	249	3, 445, 763	29	1, 532, 201	32	1, 538, 300	310	6, 516, 264
法	平 7	119	971, 721	17	1, 251, 748	7	299, 100	143	2, 522, 569
	平 8	70	1, 219, 176	6	103, 298	8	838, 500	84	2, 160, 974
	平 9	29	934, 147	9	808, 600	5	142, 180	43	1, 884, 927
	平 10	29	651, 570	8	332, 060	4	249, 000	41	1, 252, 630
	平 11	20	1, 004, 389	5	242, 318	-		25	1, 246, 707
	平 12	9	673, 580	3	517, 200	1	270, 000	13	1, 460, 780
	平 13	6	107, 000	3	397, 970	1	20,000	10	524, 970
	平 14	3	275, 950	1	18, 000	_	_	4	293, 950
	平 15	5	664, 800	-	_	_	_	5	664, 800
	平 16	2	188, 000	-	_	2	555, 700	4	743, 700
自	平 17	3	131, 200	1	86, 400	1	278, 000	5	495, 600
立	平 18	_	_	3	94, 000	1	400, 000	4	494, 000
促	平 19	1	25, 000	1	22, 000	_	_	2	47, 000
進	平 20	_	_	-	_	4	263, 000	4	263, 000
法	平 21	_	_	-	_	4	371, 000	4	371, 000
	平 22	_	_	-	_	_	_	_	_
	平 23	_	_	_	_	2	500, 000	2	500, 000
	平 24	_	_	-	_	1	120, 000	1	120, 000
	平 25	_	_	-	_	_	_	_	_
	平 26	2	13, 800	_	_	1	4, 000	3	17, 800
	平 27	_		_		_	_	_	_
	平 28	_		_		_		_	
	平 29	_	_	2	378, 000	2	300, 000	4	678, 000

(備考) 1 日本政策金融公庫調べ。

2 山村振興法に基づく振興山村分も含む。

●中小企業に対する資金の確保(法第27条)〔金融措置〕

過疎地域における中小企業の育成を図るため、過疎地域において中小企業者が経営改善計画 に定められた事業等の目的の達成に資する事業を行う場合に、国等が必要な資金の確保に努め るべき旨を規定している。

●事業用資産の買換えの場合の課税の特例(法第29条)[税制措置]

過疎地域内に企業を誘致育成し、所得水準の向上と雇用機会の拡大を図るため、個人又は法人が非過疎地域内にある土地、建物又は構築物等の事業用資産を譲渡して、過疎地域内にある事業の用に供する土地、建物又は構築物等の事業用資産を取得した場合に、租税特別措置法第37条(特定の事業用資産の買換えの場合の譲渡所得の課税の特例)及び第65条の7(特定の資産の買換えの場合の課税の特例)の規定により、税負担の軽減を図っている。

●減価償却の特例(法第30条) 〔税制措置〕

前項と同じ趣旨で、過疎地域内において製造の事業、農林水産物等販売業又は旅館業(下宿営業を除く。)の用に供する設備を新設又は増設した個人又は法人に対して、当該新増設に係る機械及び装置(製造の事業又は農林水産物等販売業の用に供するものに限る。)並びに建物及びその附属設備について、租税特別措置法第12条及び第45条の定めるところにより特別償却を認め、所得税又は法人税の優遇措置を講じている。

なお、平成29年の自立促進法改正により、対象業種から情報通信技術利用事業(コールセンター)が除外され、農林水産物等販売業が追加されている。

●地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置(法第31条) [税制措置]

過疎地域内における産業の振興を図るため、製造の事業、農林水産物等販売業若しくは旅館業 (下宿営業を除く。)の用に供する設備を新増設した者について、その事業に対する事業税、その事業に係る建物若しくはその敷地である土地の取得に対する不動産取得税若しくはその事業に係る機械及び装置若しくはその事業に係る建物若しくはその敷地である土地に対する固定資産税を地方公共団体が条例により、課税免除又は不均一課税した場合、若しくは畜産業又は水産業を行う個人に対する個人事業税を地方公共団体が条例により課税免除又は不均一課税した場合には、その減収額のうち総務省令で定めるところにより算定した額を基準財政収入額から控除することで普通交付税により補塡することとしている(図表 3-3-7、減収補塡額の実績については図表 3-3-8 参照)。

図表 3-3-7 地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置

事業税 a. 製造の事業、農林水産物等販売業若しくは旅館業(下宿営業を除く。)の用に供する設備で租 税特別措置法第12条第1項における表第1号の第3欄又は第45条第1項における表第1号の第3欄 の規定の適用を受ける設備であって、取得価額の合計が 2,700 万円を超えるもの(以下「特別償却 設備」という。)を新増設した者について、当該設備の所在する都道府県が、当該設備を事業の用 に供した日の属する年又は事業年度以後の各年又は各事業年度の所得金額又は収入金額のうち当該 設備に係るものとして計算した額に対して課する事業税について、課税免除又は不均一課税をする こととしている場合。減収補塡の措置期間は3箇年度。 b. 畜産業又は水産業を行う個人でその者又はその同居の親族の労力によってこれらの事業を行っ た日数の合計がこれらの事業の当該年における延べ労働日数の3分の1を超え、かつ、2分の1以下 であるものについて、過疎地域として公示された日の属する年以後の各年のその者の所得金額に対 して課する事業税について、課税免除又は不均一課税することとしている場合。減収補塡の措置期 間は5箇年度。 不動産 特別償却設備である家屋及びその敷地である土地の取得(過疎地域として公示された日以後の取 取得税 得に限り、かつ、土地の取得の日の翌日から起算して 1 年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の 建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。)に対して課する不動産取得税について 課税免除又は不均一課税をすることとしている場合。減収補塡の措置は、当該年度のみ。 特別償却設備である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地(過疎地域として公示さ 固定 資産税 れた日以後において取得したものに限り、かつ、土地についてはその取得の日の翌日から起算して1 年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地に限る。)に 対して課する固定資産税について課税免除又は不均一課税をすることとしている場合。減収補塡の 措置期間は3箇年度。

図表 3-3-8 普通交付税で措置した減収補塡額

(単位:千円)

年 度	事業税	不動産取得税	固定資産税	計	
(緊急措置法)	2, 290, 786	1, 084, 706	2, 450, 405	5, 825, 897	
昭 45~54	2, 230, 100	1,004,700	2, 400, 400	0,020,031	
(振 興 法)	5, 313, 484	2, 692, 001	7, 928, 100	15, 933, 585	
昭 55~平元	5, 515, 464	2, 092, 001	7, 928, 100	10, 300, 300	
(活性化法)	9, 089, 165	15, 890, 410	26, 466, 369	51, 445, 944	
平 2 ~11	9, 009, 100	15, 890, 410	20, 400, 309	51, 445, 944	
(自立促進法)	0 474 646	15, 457, 180	40, 344, 572	65, 276, 398	
平 12~29	9, 474, 646	10, 407, 100	40, 344, 372	00, 210, 398	
合 計	26, 168, 081	35, 124, 297	77, 189, 446	138, 481, 824	

(備考)総務省調べ。

【過疎地域を対象とする施策】

●特別土地保有税の非課税措置(地方税法第 586 条) 〔税制措置〕

過疎地域内に企業を誘致育成し、所得水準の向上と雇用機会の拡大を図るため、過疎地域市町村で新設又は増設された一定の製造業の用に供する設備に係る工場用建物(一定の附帯施設を含む。)の用に供する土地並びに同期間内に新築又は増築された一定の宿泊施設、集会施設及びスポーツ施設の用に供する土地について、特別土地保有税を非課税としている。(ただし、特別土地保有税は平成15年度以降、当分の間、新たな課税は行われないこととされている。)

●農林漁業振興施策(農林水産省) [交付金]

事 業 名	事 業 内 容	国費率 (平成 29 年度予算額)
農山漁村を 山漁付金 (都・対域を 生・地域で (農化整備 は、 性化 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、	市と農村との共生・対流等を推進する取組や農山漁村における定住等を図るための取組を総合的に支援する。	. –
中山間地域 等直接支払 交付金	中山間地域等における耕作放棄の発生を防止し多面的機能を確保する観点から、平地地域との生産条件の格差の範囲内で交付金を交付する。 また、高齢化や人口減少が著しい中、農業生産活動が継続できるよう、複数の集落が連携した取組を支援するための集落連携・機能維持加算、特に条件が厳しい超急傾斜地の保全管理を支援するための超急傾斜農地保全管理加算を措置している。	. – ., .

事業名	事業内容	国費率
	ず 木 門 仕	(平成29年度予算額)
農山漁村地域	50,000千円の内数)	
農地防災事	災害に対し脆弱な中山間地域等に対し、地域で発	整備事業(過疎)
業(農村災	生する災害から農村住民の生命、財産及び生活を守	災害防除対策推進地域
害対策整備	るため、農業用施設や農村防災施設等のうち整備の	内地・北海道・奄美55%、
事業)	優先度が高い施設の整備を実施する。	離島60%
		甚大な災害発生地域で実施する
		もの
		内地・北海道55%、
		離島60%、奄美70%
		(通常補助率)1/2
沖縄振興公共打	投資交付金のうち (当初67,	001, 288千円の内数)
農地防災事	災害に対し脆弱な中山間地域等に対し、地域で発	整備事業 (過疎)
業(農村災	生する災害から農村住民の生命、財産及び生活を守	災害防除対策推進地域
害対策整備	るため、農業用施設や農村防災施設等のうち整備の	沖縄80%
事業)	優先度が高い施設の整備を実施する。	甚大な災害発生地域で実施する
		もの
		沖縄75%

(通常補助率) 2/3

●農業改良資金等の貸付(農林水産省)〔金融措置〕

事 業 名	事 業 内 容
農業改良資金	農業改良資金融通法に基づき都道府県知事による貸付資格の認定を受
	けた一定の農業者等(※)に対し、農業改良措置(農業経営の改善を目的
	として新たな農業部門の経営若しくは農畜産物の加工の事業の経営を開
	始し、又は農畜産物若しくはその加工品の新たな生産若しくは販売の方
	式を導入すること等)を実施するのに必要な資金を無利子で貸し付ける
	とともに、過疎地域、振興山村等条件不利地域においては、据置期間の
	延長の特例措置を講じる。(※中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動
	の促進に関する法律など、個別の法律に基づき国又は都道府県から事業計画の認定
	を受けた者)
就農支援資金	都道府県知事の認定を受けた新規就農者等に対し、農業の技術又は経
	営方法を実地に習得するための研修その他の就農準備に必要な資金を無
	利子で貸し付けるとともに、過疎地域、振興山村等条件不利地域に就農
	する場合には、償還期間の延長等の特例措置を講じる。

●農村地域への産業の導入等の施策(農林水産省)

事 業	事 業 内 容
対象地域	過疎地域、振興山村、農業振興地域(大都市圏等を除く。)
税制上・金融上・予算上の優遇措置	税制上の措置として、農村地域への産業の導入の促進等に関する法律に基づく産業導入地区内の農用地等を、実施計画で定める施設用地に供するため、個人が譲渡した場合における譲渡所得についての所得税の軽減措置がある(農村地域への産業の導入の促進等に関する法律第7条)。金融上の措置として、企業が行う設備投資等について、日本政策金融公庫から低利融資が受けられる。(農村地域への産業の導入の促進等に関する法律第8条)。予算上の措置として、市町村等が雇用を創出する施設を整備する場合等について、国から支援が受けられる。
産業の立地に関 する情報収集・ 提供、指導	支援措置の活用を促進するため、農林水産省及び各地方農政局に情報提供、相談等を行う窓口を設置している。 一般財団法人都市農山漁村交流活性化機構及び一般財団法人日本立地センターにおいて、農村地域への産業の導入の促進のために、産業の立地情報の収集、広報、指導等の業務が行われている。

●石油製品の安定供給確保の施策(経済産業省)

事業	事 業 内 容
SS過疎地対策	平成27年3月に国、石油元売各社、業界団体等で組織するSS過疎地対策協議会を設置。平成29年5月に第4回を開催。地域の燃料アクセスを維持するためには、過疎地の自治体が率先して、地域の将来を見据え、地域で確保するSSの将来目標を設定し、地域の実態を踏まえた対策を、自治体のリーダーシップの元で早期に実施する必要がある。このため、平成29年度は各SS過疎自治体に対し、市町村カルテを共有しつつ、各自治体において①関係者による対話・協議の開始、②自主目標設定、③SS維持アクションプランの策定を行うに当たってのビジネスモデルの検討支援を強化する。 今後、SS過疎地における自発的な取組を促すこと、加えて、先進的な過疎地のビジネスモデルの構築やコスト低減等に資する技術開発等に係る実証を進めていく。
	災害時の石油製品の安定供給を確保するため、SS の自家発電機導入、 地下タンクの入換え・大型化、研修・訓練に係る費用について支援する。 ※29 年度予算額: 2,450,000 (千円)
	石油製品の安定供給を実現するため、SS 過疎地等における、複数 SS の統合・集約・移転を通じた生産性・設備稼働率等の向上、地域の実情の変化を踏まえた燃料供給システムに係る実証事業、地下タンクの漏えい防止対策に係る補強等の工事、漏洩検知検査経費等に係る費用について支援する。 ※29 年度予算額: 1,450,000 (千円)

【過疎地域に関連する施策】

●農林漁業振興施策(農林水産省) 〔交付金〕

事 業 名	事 業 内 容	国費率(平成29年度予算額)
多面的機能支	農業・農村の有する多面的機能維持・発揮を図るた	定額
払交付金	め、地域共同で行う、多面的機能を支える活動や、地	(48, 250, 500千円)
	域資源(農地、水路、農道等)の質的向上を図る活動	
	を支援する。	
農山漁村振興	山村の所得・雇用の増大に向け、薪炭・山菜など地	定額
交付金	域資源の活用等を図るための取組を支援する。	(10,060,000千円の内数)
(山村活性化		
対策)		
荒廃農地等利	荒廃農地等を引き受けて営農を再開する農業者や農	定額、内地・北海道55%
活用促進交付	地中間管理機構等が行う再生作業、土壌改良、営農定	沖縄80%、奄美60%
金	着、加工・販売の試行及び施設等整備を総合的に支援	(通常補助率) 1/2
	する。	(230, 557千円の内数)
農山漁村地域整備		50,000千円の内数)
農村集落基盤	自然的、経済的、社会的条件に恵まれず生産条件等が不	内地・北海道55%、
再編・整備事	利な中山間地域で、農業を中心とした地域の活性化に意欲	離島60%、奄美70%
業(中山間地	のある地域を対象に、農業・農村の活性化を図るため、農	1,44,44,44,44,44,44,44,44,44,44,44,44,44
域総合整備事	業生産基盤と農村生活環境等の総合的な整備を実施する。	
業)		
農地環境整備	耕作放棄地及びこれが介在する周辺農地を対象に保全管	内地・北海道55%、
事業	理区域と生産区域を計画的に区分し、耕作放棄に伴う悪影	離島60%、奄美70%
	響の除去、耕作放棄地の利活用を通じた国土・環境の保全	
	と、優良農地の生産性の向上を図るための整備を一体的に	
	実施する。	L tri II Massive - vi
草地畜産基盤	生産条件が不利な中山間地域等において、林地、野草地	内地・北海道55%、
整備事業(草	、草地等の農用地等を地域の実情に即した土地利用体系に	離島60%、奄美70%
地林地総合整	再編又は総合的に整備することにより畜産的利用を図るた	
備型) -	めの生産基盤の整備を支援する。	
沖縄振興公共投	<u></u> 資交付金のうち (当初67, 0	1 001, 288千円の内数)
農山漁村活性	農山漁村における定住や都市住民による二地域居住、地	定額(8/10、2/3等)
化対策整備に	域間交流を促進することにより、農山漁村の活性化を図る	
関する事業	ため、農・林・水の縦割りなく、生産基盤や生活環境施設	
	、地域間交流の拠点となる施設の整備等の各種取組を総合	
	的かつ機動的に支援するとともに、地域のそれぞれの実情	
	に応じた、地域の創意工夫による自主的な取組を支援する	
	0	
農村集落基盤再	自然的、経済的、社会的条件に恵まれず生産条件等が不利	沖縄75%
編・整備事業(な中山間地域で、農業を中心とした地域の活性化に意欲の	
中山間地域総合	ある地域を対象に、農業・農村の活性化を図るため、農業	
整備事業)	生産基盤と農村生活環境等の総合的な整備を実施する。	

農地環境整備	耕作放棄地及びこれが介在する周辺農地を対象に保全管	沖縄75%
事業	理区域と生産区域を計画的に区分し、耕作放棄に伴う悪影	
	響の除去、耕作放棄地の利活用を通じた国土・環境の保全	
	と、優良農地の生産性の向上を図るための整備を一体的に	
	実施する。	
草地畜産基盤	生産条件が不利な中山間地域等において、林地、野草地	沖縄75%
整備事業(草	、草地等の農用地等を地域の実情に即した土地利用体系に	
地林地総合整	再編又は総合的に整備することにより畜産的利用を図るた	
備型)	めの生産基盤の整備を支援する。	
次世代林業基盤	地域の自主性・裁量を尊重しつつ、森林・林業基本法に	定額(1/2、4/10等)
づくり交付金	掲げる基本理念である、森林の有する多面的機能の発揮、	(7,009,571千円)
	林業の持続的かつ健全な発展並びに林産物の供給及び利用	
	の確保に資する施策を総合的かつ計画的に推進するため、	
	一体的に支援する。	
林業労働力の	林業への新規就業者の確保、間伐等の森林施業を安全か	定額、定額 (1/2)
確保と林業事業	つ効率的に行える現場技能者の育成及び林業事業体の育成	(当初 5,585,688千円)
体の育成対策	等を図るため、「緑の雇用」現場技能者育成推進事業等を	(次世代林業基盤づくり交付
	推進する。また、林業事業体の経営の合理化を促進し、森	金 7,009,571千円の内数)
	林施業を担う人材を確保・育成するため「林業労働力確保	
	支援センター」を中核として、総合的な対策を推進する。	
森林・山村多面	地域住民、森林所有者、NPO等による活動組織が行う	定額、1/2、1/3以内
的機能発揮対策	里山林等の森林の保全管理や、森林資源の活用を目的とし	(1,685,000千円)
交付金	た伐採等の活動等山村の活性化に資する取組に対し、支援	
	する。	

●林業就業促進基金の貸付(農林水産省)〔金融措置〕

事 業 名	事 業 内 容
林業就業促進資金	新たに林業に就業しようとする者の研修等、就業準備に必要な資金を
	無利子で貸し付ける。

●沖縄振興開発金融公庫からの資金の貸付け(内閣府)〔金融措置〕

○沖縄離島振興貸付

沖縄県内の離島地域における産業の振興と経済の活性化を支援するため、当該地域において 事業展開を図る中小企業者が必要とする資金の貸付けを行う。

区 分	中小企業資金	中小企業資金生業資金	
貸付対象者	沖縄県内の離島において産業の振興及び経済の活性化に資する事業を行う者		
貸付利率 (年率)	資金使途、償還期間及び担保有無等により異なる。		
償 還 期 間	設備資金 20 年(うち据置期間 3 年)以内 運転資金 7 年(うち据置期間 3 年)以内		
貸付限度額	7 億 2 000 万円	7,200 万円 (うち運転資金は 4,800 万円)	

●地場産業の振興・企業誘致施策(経済産業省)

事業	事 業 内 容
JAPANブランド	中小企業の新たな海外販路の開拓につなげるため、複数の中小企業が
育成支援事業	連携し、自らの持つ素材や技術等の強みを踏まえた戦略の策定支援を行
	うとともに、それに基づいて行う商品の開発や海外展示会出展等の取組
	に対する支援を実施する。
地域産業資源活用事	中小企業地域資源活用促進法に基づき、地域産業資源活用事業計画の
業	認定を受けた中小企業者が、当該事業計画に沿って実施する、地域産業
	資源(農林水産物、鉱工業品、観光資源など)を活用した新商品・新
	サービスの開発等の取組に対し、市場調査、試作品開発、展示会出展等
人引しの信用世界	に要する経費の一部を補助する。
金融上の優遇措置	中小企業地域資源活用促進法に基づき、地域産業資源活用事業計画の
	認定を受けた中小企業者等に対して、日本政策金融公庫等による貸付を
此比十十十九次の江山	行う。また、信用保証協会の保証限度額を拡大する。
_ ,, , , , , , , , , , , , , , , , , ,	公設試験研究機関等に対するIoT設備等の導入を支援することを通
	じ、地域企業による IoT関連技術の活用を促す環境を整え、地域イノ
事業	ベーション創出のための新たな基盤を整備する事業(機器の整備及び人
	材雇用・育成)に必要な経費を補助する。
地域未来投資促進法	##
に基づく課税の特例	成長発展の基盤強化に特に資するものとして主務大臣が定める基準に適
措置(法人税・所得	合することについて主務大臣の確認を受けた事業者が、同計画に基づい
税)	て、建物等を新設又は増設した場合について、租税特別措置法で定める
	ところにより、課税の特例の適用がある(法人税・所得税)。
地域未来投資促進法	都道府県知事から地域経済牽引事業計画の承認を受け、かつ、地域の
に基づく地方税の課	成長発展の基盤強化に特に資するものとして主務大臣が定める基準に適
税免除又は不均一課	合することについて主務大臣の確認を受けた事業者が、同計画に基づい
税に伴う減収補塡	て、建物等を取得等した場合であって、地方公共団体が当該施設に係る
	不動産取得税又は固定資産税の課税免除又は不均一課税を行ったとき、
	その減収額の一部を普通交付税により補塡する。
地域未来投資促進法	地域未来投資促進法に基づく基本計画で定められた促進区域におい
に基づく金融上の優	て、都道府県知事から承認を受けた地域経済牽引事業計画に従って事業
遇措置	を行う中小企業・小規模事業者に対して、日本政策金融公庫による貸付
	を行う。
企業立地促進法に基	都道府県知事から企業立地計画の承認を受けた事業者が、同計画に基
づく地方税の課税免	づいて、工場用等の建物等を取得等した場合であって、地方公共団体が
除又は不均一課税に	当該施設に係る不動産取得税又は固定資産税の課税免除又は不均一課税
伴う減収補塡	を行ったとき、その減収額の一部を普通交付税により補塡する。
企業立地促進法に基	企業立地促進法に基づく基本計画で定められた集積区域において、承
づく金融上の優遇措	認を受けた「企業立地計画」又は「事業高度化計画」に従って企業立地
置	又は事業高度化への取組を行う中小企業者に対して、日本政策金融公庫
	による貸付を行う。

●観光又はレクリエーション施設の整備(環境省、国土交通省、農林水産省)

[国庫補助金及び交付金]

事業名	事業内容	事業主体・
尹 未 石	事 未 约 谷	補助率等
国立公園、	国立公園、国定公園等において、地域の特性を活かした自然とのふ	
国定公園等	れあいの場の整備や自然環境の保全・再生を実施し、自然と共生する	
国足公園寺	社会の実現を図ることを目的に、都道府県及び市町村が自然環境整備	
の整備	計画に基づき実施する整備事業に対し、自然環境整備交付金及び環境	
	保全施設整備交付金により以下の事業について支援するもの。	備)
	①国立公園の整備	
	国立公園において利用施設の国際化対応や老朽化対策、長寿命化対	
	策のために実施する歩道、園地、休憩所、公衆便所等の整備	
	②国定公園の整備	
	国定公園において実施する歩道、園地、休憩所、公衆便所、植生	
	復元施設、自然再生施設等の整備。	
	③長距離自然歩道の整備(国立公園・国定公園外)	
	長距離自然歩道において実施する歩道や標識等の整備。	
レカリテー	(環境省) 都市計画区域外の農山漁村地域における生活環境を改善するた	地卡公共国体
	お川町画区域がり展出価値地域におりる生活環境を改善するため、都市公園における地区公園相当規模の公園の整備を行う(国費率	
等	: 用地費 1/3、施設費 1/2)。	1/3 1/2
′,1	また、河川事業及び砂防事業による地域の人々も散策等で利用でき	
	る河川管理用道路等の整備。	
	(国土交通省)	
港湾の整備		
	産品、農水産品等を効率的に輸送するための岸壁の整備等を促進する。	
	る。また地域住民の足となるフェリーターミナルの整備を行う。 (国十交诵省)	6/10
	(国工父理有)	
海岸の整備		
	る。特に、安全で景観にも優れた、地域住民が海辺とふれあえる海岸	等、9/10~1/3
	空間を創出する。	
	(農林水産省・国土交通省)	

●森林・山村対策 (総務省・農林水産省)

森林・山村対策については、森林の有する多面的な公益的機能を今後とも維持し、山村地域の活性化を図っていくため、新たな観点からの抜本的な対策が必要との認識に基づき、平成3年12月に国土庁、林野庁、自治省の間で「森林・山村検討会」を設置し、検討を進めた。その検討結果を踏まえ、平成5年1月に「森林・山村検討会の取りまとめに基づき平成5年度から講じる施策の概要」がとりまとめられ、これに基づいて平成5年度から森林・山村対策として地方交付税措置が講じられた。

平成29年度に講じられた森林・山村対策の概要は次のとおりである。

[地方財政措置] (総務省)

	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
事項	内 容
豊かな森林づくりの推進	・公有林等における間伐等の促進 ・地方公共団体が協定等を締結して行う民有林の公的整備 ・民有林における長伐期化・複層林化の促進 ・林業公社が長伐期化・複層林化を行う場合の経営の安定化の推進 ・森林所有者等による森林の現況調査等の地域活動の促進 ・活動組織が行う里山林等の森林の保全管理や、森林資源の活用を目的とした伐採等の活動、森林環境教育等山村の活性化に資する取組の促進
担い手の育成 と山村の活性 化	・森林作業員を育成するためのOJT研修等の実施
地域材の利用 促進	・環境物品(木材製品)の導入等による地域材の利用促進のための普及啓発、生産流通対策、木質バイオマスエネルギー利用促進対策等の推進・木材乾燥施設の整備促進等・地域材を利用した住宅建設に対する利子助成等・地域材を利用した住宅建設に対する低利融資

●農山漁村地域活性化対策(総務省・農林水産省)

人口の著しい減少や高齢化が進展し、地域の活力の低下が懸念されている農山漁村地域の活性化を一層推進するため、「特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律」(平成5年法律第72号)が、平成5年9月に施行されたが、この法律に基づく農林業等の活性化の基盤整備にあわせて、地理的、自然的条件が不利な地域における後継者の育成・確保対策や若者の定住促進対策等を支援するため、農山漁村対策として、平成6年度から地方財政措置が講じられた。また、平成7年度以降、ウルグァイ・ラウンド農業合意に伴う影響への懸念等から農山漁村地域の活性化を図るため、農山漁村ふるさと事業として地方交付税措置が講じられてきたが、平成12年度をもってUR対策が終了したことに伴い、これを見直し、平成13年度からの新たな措置として「農山漁村地域活性化事業」が創設された。

平成29年度に講じられた農山漁村地域活性化対策の概要は次のとおりである。

[地方財政措置] (総務省)

事業名	事業内容
農山漁村地域活性化事業	 農山漁村地域の活性化を図るため、農林漁業の振興をはじめ、自主的・主体的な地域づくりを推進するためのソフト事業に要する経費に対する財政措置 ・地域におけるニーズに応じた地域農畜産物の生産、消費拡大等への取組対策 ・都市と農山漁村の共生・対流、高付加価値の地域特産品の振興等による地域の活性化対策 ・農山漁村の多面的・公益的機能の発揮のための対策
環境保全型農業直接支払交付 金	地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動を行う農業 者の組織する団体等に対する支援に要する経費に対する財政措置
多面的機能支払交付金	農業・農村の有する多面的機能維持・発揮を図るため、地域共同で行う、多面的機能を支える活動や地域資源の質的向上を図る活動に対する支援に要する経費に対する財政措置
中山間地域等直接支払交付金	中山間地域等の農業生産条件が不利な地域において、耕作放棄を防止し、多面的機能の維持を図るための直接支払の実施に必要な経費に 対する財政措置
離島漁業再生支援交付金	販売・生産面で条件が不利な離島において、漁場再生活動を行う漁業集落に対する国の支援と連携して、地方公共団体が地域の実情に応じて支援を行う場合に要する経費に対する財政措置
離島漁業新規就業者特別対策交付金	販売・生産面で条件が不利な離島において、新規漁業就業者の漁船 等のリースに対する国の支援と連携して、地方公共団体が地域の実情 に応じて支援を行う場合に要する経費に対する財政措置
特定有人国境離島漁村支援交付金	特定有人国境離島地域において、雇用を創出するための取組に対する国の支援と連携して、地方公共団体が地域の実情に応じて支援を行う場合に要する経費に対する財政措置
水産多面的機能発揮対策事業	水産業及び漁村の多面的機能の発揮に資する活動を行う活動組織に対する国の支援と連携して、地方公共団体が地域の実情に応じて支援を行う場合に要する経費に対する財政措置

2 交通通信体系の整備・情報化及び地域間交流の促進

(1) 交通

【過疎法による施策】

●基幹的市町村道・農道・林道・漁港関連道の整備(法第 14 条) 〔行政措置〕

道路交通体系の整備は、過疎対策のうちで最も重要な施策の一つであるが、過疎地域市町村は、財政力が弱く、また技術的能力も十分でない場合が多い。このため、過疎法では、基幹的な市町村道、市町村が管理する基幹的な農道、林道及び漁港関連道(過疎地域とその他の地域を連絡する基幹的な市町村道並びに市町村が管理する基幹的な農道、林道及び漁港関連道を含む。)で、国土交通大臣又は農林水産大臣が指定したものについて、都道府県計画に基づき、都道府県が市町村に代わって事業を行うことができることとされている。

この代行事業に係る経費は、都道府県が負担するものとされ、国は、後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律の規定に基づき、補助率の嵩上げを行うこととしている。

都道府県代行制度の適用件数

(年度、件)

	平7	平8	平9	平10	平11	平12	平13	平14	平15	平16	平17	平18	平19	平20	平21	平22	平23	平24	平25	平26	平27	平28	平29
市町村道	266	251	239	226	215	202	191	187	176	153	135	119	99	81	62	50	46	45	41	39	38	34	36
農道	248	243	239	242	226	215	188	155	132	105	79	59	52	45	38	32	20	21	16	9	8	6	5
林道	269	273	266	260	251	234	233	217	203	193	200	188	176	163	158	148	148	123	122	120	124	117	111
漁港	2	2	2	1	1	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	785	769	746	729	693	652	613	560	512	451	414	366	327	289	258	230	214	189	179	168	170	157	152

(備考) 国庫補助金や交付金を充当している路線数。

なお、各基幹道路についての指定基準及び指定路線は、次のとおりである。

市町 村 道 温疎地域における市町村道 (温疎地域と 1 をの他の地域を連絡する道路も含む) の うち、次の各号の一つに該当するものから、国土交通大臣が当該都道府県知事の意見を聞いた上で指定する。	これと
うち、次の各号の一つに該当するものから、国土交通大臣が当該都道府県知事の意見を聞いた上で指定する。 意見を聞いた上で指定する。 意見を聞いた上で指定する。 意見を聞いた上で指定する。 意見を聞いた上で指定する。 こ主要集落と主要交通流通施設公益的施設又は主要な生産施設とする道路	これと
ち、国土交通大臣が当該都道府県知事の 意見を聞いた上で指定する。	
意見を聞いた上で指定する。 c 主要集落と主要交通流通施設公益的施設又は主要な生産施設とする道路 d 主要交通流通施設、主要公設、主要な生産施設又は主要な観 互において密接な関係を有するも連絡する道路 e 主要集落、主要交通流通施設公益的施設又は主要な観光地と密係にある一般国道、都道府県道又一級市町村道を連絡する道路 f 地方の振興開発又は整備のた要な道路 農 道 土地改良法に基づき実施される農業用道 (農林水産省) 路であり、次の各号の要件を満たし、地域の振興上重要なものについて、農林水産大臣が指定する。(過疎地域とその他の地域を連絡する市町村が管理する基幹的な農道を含む。) 林 道 森林法に基づく国庫補助事業により実施 a 利用区域の森林面積が50ha以上される林道であり、次の各号の要件に該当し、地域の活性化を図る上で重要なものについて農林水産大臣が指定する。(過疎地域とその他の地域を連絡する市町村が管理する基幹的な株道を含む。) は 入田区域の森林面積が50ha以上で位置づけられ、かつ、次の要件に該当し、地域の活性化を図る上で重要なものについて農林水産大臣が指定する。(過疎地域とその他の地域を連絡する市町村が管理する基幹的な林道を含む。) は 入田区域の森林面積が50ha以上で位置づけられ、かつ、次の要件に対象では、1000円に対象では、1000円に対象を満たすこと (a) 利用区域内に 1000円以上の集	絡する
公益的施設又は主要な生産施設とする道路	
中る道路 d 主要交通流通施設、主要公設、主要な生産施設又は主要な観及、主要な生産施設又は主要な観査において密接な関係を有するも連絡する道路 e 主要集落、主要交通流通施設公益的施設又は主要な観光地と密係にある一般国道、都道府県道又一級市町村道を連絡する道路 f 地方の振興開発又は整備のた要な道路 農 道 土地改良法に基づき実施される農業用道 a 受益面積 30ha 以上のもので要な道路	、主要
は主要な通流通施設、主要な生産施設又は主要な観互において密接な関係を有するも連絡する道路 ・主要集落、主要交通流通施設 ・主要集落、主要交通流通施設 ・主要集落、主要交通流通施設 ・主要集落、主要交通流通施設 ・会にある一般国道、都道府県道又一級市町村道を連絡する道路 ・情地方の振興開発又は整備のた要な道路 ・技術、産省・大田のを、大の各号の要件を満たし、地域の振興上重要なものについて、農林水産大田が指定する。(過疎地域とその他の地域を連絡する市町村が管理する基幹的な農道を含む。) 林 道 森林法に基づく国庫補助事業により実施される株式であり、次の各号の要件に該当し、地域の活性化を図る上で重要なものについて農林水産大田が指定する。(過疎地域とその他の地域を連絡する市町村が管理する基幹のについて農林水産大田が指定する。(過疎地域とその他の地域を連絡する市町村が管理する基幹的な林道を含む。) は 主要な通流通施設、主要な観光地と密	を連絡
設、主要な生産施設又は主要な観互において密接な関係を有するも連絡する道路 e 主要集落、主要交通流通施設公益的施設又は主要な観光地と密係にある一般国道、都道府県道又一級市町村道を連絡する道路 f 地方の振興開発又は整備のた要な道路 a 受益面積 30ha 以上のものでと。 b 延長 800m以上、かつ、全幅員産大臣が指定する。(過疎地域とその他の地域を連絡する市町村が管理する基幹的な農道を含む。) な称 が は 森林法に基づく国庫補助事業により実施 a 利用区域の森林面積が50ha以上に関係が変更なものについて、農林水産省)について農林水産大臣が指定する。 (過疎地域とその他の地域を連絡する市町村が管理する基幹的な株道であり、次の各号の要件に該定して、地域の活性化を図る上で重要なものについて農林水産大臣が指定する。 (過疎地域とその他の地域を連絡する市町村が管理する基幹的な林道を含む。) (a) 利用区域内に 10 戸以上の集	
互において密接な関係を有するも連絡する道路 e 主要集落、主要交通流通施設公益的施設又は主要な観光地と密係にある一般国道、都道府県道又一級市町村道を連絡する道路 f 地方の振興開発又は整備のた要な道路 農 道 (農林水産省) 路であり、次の各号の要件を満たし、地域の振興上重要なものについて、農林水産大臣が指定する。(過疎地域とその他の地域を連絡する市町村が管理する基幹的な農道を含む。) 林 道 森林法に基づく国庫補助事業により実施される農業用道を含む。) 林 道 森林法に基づく国庫補助事業により実施される株道であり、次の各号の要件に該される林道であり、次の各号の要件に該される林道であり、次の各号の要件に該される林道であり、次の各号の要件に該される林道であり、次の各号の要件に該なる。(過疎地域とその他の地域を連絡する市町村が管理する基幹的な林道を含む。) 「位置づけられ、かつ、次の要件ではでは、1000円には、1000円以上の集工を対します。)について農林水産大臣が指定する。(過速地域とその他の地域を連絡する市町村が管理する基幹的な林道を含む。)(4)利用区域内に100万以上の集工を対します。)(4)利用区域内に100万以上の集工を対しては、100万以上の集工を対します。(4)利用区域内に100万以上の集工を対します。(4)利用区域内に100万以上の集工を対します。(4)利用区域内に100万以上の集工を対します。(4)利用区域内に100万以上の集工を対します。(4)利用区域内に100万以上の集工を対します。(4)利用区域内に100万以上の集工を対します。(4)利用区域内に100万以上の集工を対します。(4)利用区域内に100万以上の集工を対します。(4)利用区域内に100万以上のます。(4)利用区域内に100万以上の集工を対します。(4)利用区域内に100万以上のます。(4)利用区域内に100万以上のます。(4)利用区域内に100万以上のます。(4)利用区域内に100万以上のます。(4)利用区域内に100万以上のます。(4) 利用区域内に100万以上のます。(4) 利用区域内は100万以上のます。(4) 利用区域内は100万以上のまするは100万以上のます。4) 利用区域内は100万以上の	益的施
連絡する道路 e 主要集落、主要交通流通施設 公益的施設又は主要な観光地と密係にある一般国道、都道府県道又一級市町村道を連絡する道路 f 地方の振興開発又は整備のた要な道路 農 道 土地改良法に基づき実施される農業用道 (農林水産省) 路であり、次の各号の要件を満たし、地域の振興上重要なものについて、農林水産大臣が指定する。(過疎地域とその他の地域を連絡する市町村が管理する基幹的な農道を含む。) 林 道 森林法に基づく国庫補助事業により実施 a利用区域の森林面積が50ha以上に入り、次の各号の要件に該当し、地域の活性化を図る上で重要なものについて農林水産大臣が指定する。(過疎地域とその他の地域を連絡する市町村が管理する基幹的な林道を含む。) は 本林達に基づく国庫補助事業により実施 a利用区域の森林面積が50ha以上に入り、地域の活性化を図る上で重要なものについて農林水産大臣が指定する。(過疎地域とその他の地域を連絡する市町村が管理する基幹的な林道を含む。) は 本格道であり、次の各号の要件に該当し、地域の活性化を図る上で重要なものについて農林水産大臣が指定する。(過疎地域とその他の地域を連絡する市町村が管理する基幹的な林道を含む。)	光地相
e 主要集落、主要交通流通施設公益的施設又は主要な観光地と密係にある一般国道、都道府県道又一級市町村道を連絡する道路 f 地方の振興開発又は整備のた要な道路	のとを
公益的施設又は主要な観光地と密係にある一般国道、都道府県道又一級市町村道を連絡する道路 f 地方の振興開発又は整備のた要な道路 a 受益面積 30ha 以上のものでとったの振興上重要なものについて、農林水産であり、次の各号の要件を満たし、地域の振興上重要なものについて、農林水産であり、次の各号の要件を満たし、地域の振興上重要なものについて、農林水産であり、次の各号の要件に該的な農道を含む。) な農道を含む。) な農道を含む。) な農道を含む。) なれる林道であり、次の各号の要件に該により実施により実施により実施により、地域の活性化を図る上で重要なものについて農林水産大臣が指定する。に、地域の活性化を図る上で重要なものについて農林水産大臣が指定する。に、地域を連絡する市では、地域を連絡する市では、大のといて農林水産大臣が指定する。に、地域を連絡する市がでであり、次の要件には、は、地域の活性化を図る上で重要なものについて農林水産大臣が指定する。に、地域を満れた。とは、地域を満れた。とは、地域を満れて、地域を満れて、地域を満れて、地域を満れて、地域を満れて、地域を満れて、地域を満れて、地域を満れて、地域を満れて、地域を満れて、地域を満れて、地域を満れて、地域を満れて、地域を満れて、地域を満れて、地域を満れて、地域を満れて、地域を満れて、地域を表して、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は	
保にある一般国道、都道府県道又一級市町村道を連絡する道路 f 地方の振興開発又は整備のた要な道路 農 道 土地改良法に基づき実施される農業用道 a 受益面積 30ha 以上のもので (農林水産省) 路であり、次の各号の要件を満たし、地域の振興上重要なものについて、農林水産大臣が指定する。(過疎地域とその他の地域を連絡する市町村が管理する基幹的な農道を含む。) 林 道 森林法に基づく国庫補助事業により実施(農林水産省) される林道であり、次の各号の要件に該当し、地域の活性化を図る上で重要なものについて農林水産大臣が指定する。(過疎地域とその他の地域を連絡する市町村が管理する基幹的な林道を含む。) は 利用区域内に 10 戸以上の集団村が管理する基幹的な林道を含む。)	、主要
一級市町村道を連絡する道路	接な関
### 1 ### 1 ### 2 ###	は幹線
農 道 土地改良法に基づき実施される農業用道 a 受益面積 30ha 以上のもので(農林水産省) 路であり、次の各号の要件を満たし、地域の振興上重要なものについて、農林水産大臣が指定する。(過疎地域とその他の地域を連絡する市町村が管理する基幹的な農道を含む。) 本株 道 森林法に基づく国庫補助事業により実施 a 利用区域の森林面積が 50ha 以上(農林水産省) される林道であり、次の各号の要件に該当し、地域の活性化を図る上で重要なものについて農林水産大臣が指定する。(過疎地域とその他の地域を連絡する市町村が管理する基幹的な林道を含む。) (a) 利用区域内に 10 戸以上の集	
農 道 土地改良法に基づき実施される農業用道 a 受益面積 30ha 以上のもので (農林水産省) 路であり、次の各号の要件を満たし、地 域の振興上重要なものについて、農林水 産大臣が指定する。(過疎地域とその他 の地域を連絡する市町村が管理する基幹 的な農道を含む。) 株 道 森林法に基づく国庫補助事業により実施 a 利用区域の森林面積が 50ha 以上 (農林水産省) される林道であり、次の各号の要件に該 当し、地域の活性化を図る上で重要なも のについて農林水産大臣が指定する。 (過疎地域とその他の地域を連絡する市 町村が管理する基幹的な林道を含む。) (a) 利用区域内に 10 戸以上の集	めに必
(農林水産省) 路であり、次の各号の要件を満たし、地域の振興上重要なものについて、農林水産大臣が指定する。(過疎地域とその他の地域を連絡する市町村が管理する基幹的な農道を含む。) 本株 道森林法に基づく国庫補助事業により実施の表析面積が50ha以上で農林水産省) される林道であり、次の各号の要件に該当し、地域の活性化を図る上で重要なものについて農林水産大臣が指定する。(過疎地域とその他の地域を連絡する市町村が管理する基幹的な林道を含む。) (a) 利用区域内に10 戸以上の集	
域の振興上重要なものについて、農林水産大臣が指定する。(過疎地域とその他の地域を連絡する市町村が管理する基幹的な農道を含む。) 林 道 森林法に基づく国庫補助事業により実施を対した。 (農林水産省) される林道であり、次の各号の要件に該なりまた。 当し、地域の活性化を図る上で重要なものについて農林水産大臣が指定する。(過疎地域とその他の地域を連絡する市町村が管理する基幹的な林道を含む。)	あるこ
産大臣が指定する。(過疎地域とその他の地域を連絡する市町村が管理する基幹的な農道を含む。) 林 道 森林法に基づく国庫補助事業により実施 a 利用区域の森林面積が50ha以上で農林水産省) される林道であり、次の各号の要件に該 こと当し、地域の活性化を図る上で重要なものについて農林水産大臣が指定する。 (過疎地域とその他の地域を連絡する市町村が管理する基幹的な林道を含む。) (a) 利用区域内に10 戸以上の集	
の地域を連絡する市町村が管理する基幹的な農道を含む。) 林 道 森林法に基づく国庫補助事業により実施 a 利用区域の森林面積が 50ha 以上 される林道であり、次の各号の要件に該 こと 当し、地域の活性化を図る上で重要なものについて農林水産大臣が指定する。 (過疎地域とその他の地域を連絡する市町村が管理する基幹的な林道を含む。) (a) 利用区域内に 10 戸以上の集	4m以
的な農道を含む。) 林 道 森林法に基づく国庫補助事業により実施 a 利用区域の森林面積が 50ha 以上(農林水産省) される林道であり、次の各号の要件に該 こと 当し、地域の活性化を図る上で重要なも b 地域森林計画において、指定林のについて農林水産大臣が指定する。 (過疎地域とその他の地域を連絡する市町村が管理する基幹的な林道を含む。) (a) 利用区域内に 10 戸以上の集	
林 道 森林法に基づく国庫補助事業により実施 a 利用区域の森林面積が 50ha 以上 される林道であり、次の各号の要件に該 こと 当し、地域の活性化を図る上で重要なも b 地域森林計画において、指定林のについて農林水産大臣が指定する。 (過疎地域とその他の地域を連絡する市町村が管理する基幹的な林道を含む。) (a) 利用区域内に 10 戸以上の集	
(農林水産省) される林道であり、次の各号の要件に該 こと 当し、地域の活性化を図る上で重要なも b 地域森林計画において、指定林 のについて農林水産大臣が指定する。 (過疎地域とその他の地域を連絡する市 町村が管理する基幹的な林道を含む。) (a) 利用区域内に 10 戸以上の集	
当し、地域の活性化を図る上で重要なものについて農林水産大臣が指定する。 て位置づけられ、かつ、次の要件 (過疎地域とその他の地域を連絡する市町村が管理する基幹的な林道を含む。) (a) 利用区域内に 10 戸以上の集	である
のについて農林水産大臣が指定する。 て位置づけられ、かつ、次の要件 (過疎地域とその他の地域を連絡する市 町村が管理する基幹的な林道を含む。) (a) 利用区域内に 10 戸以上の集	
(過疎地域とその他の地域を連絡する市 れかを満たすこと 町村が管理する基幹的な林道を含む。) (a) 利用区域内に 10 戸以上の集	
町村が管理する基幹的な林道を含む。) (a) 利用区域内に 10 戸以上の集	のいす
住すること	洛か仔
(1) 同学 **********************************	ン ナ n々 まと
(b) 国道、都道府県道又は基幹	
しくはこれと同等の要件を持つ既の思われるにはだされる。	放坦路
の間を相互に結ぶもの	ハア
(c) 市町村森林整備計画にお 「路網整備と併せて効率的な森林	
推進する区域」内で計画されてい	
であること	(2) (C (2)
漁港関連道 農山漁村地域整備交付金実施要領(沖縄県 その路線が市町村の区域を超え	スもの
(農林水産省) においては、沖縄振興公共投資交付金交 又は延長が 500m以上で、かつ全幅	
付要綱)に規定する漁港関連道であり、次 m以上のものであること。	9月/17 年
に該当するものについて農林水産大臣が	
指定する。(過疎地域とその他の地域を	
連絡する市町村が管理する基幹的な漁港	
関連道を含む。)	

●交通の確保(法第20条) [行政措置]

過疎地域の自立促進に当たっては、乗合バス、鉄道、離島航路、離島航空等のうち、地域に おける通勤、通学、通院、買物などの住民の日常生活に必要な交通について、その安定性の確 保を図ることが重要である。

過疎法では、国及び地方公共団体が適切な役割分担と協調関係の下で、地域住民の生活に必要な旅客輸送の安定的な確保について適切な配慮をすることとしている。

【過疎地域を対象とする施策】

●道路整備事業(国土交通省) 〔国庫補助金〕

過疎地域の自立促進にあたっては、地域の経済社会及び生活行動圏の拡大に対応し、地域間の交流を促進するネットワーク及び交通網の整備が不可欠となっている。

このため、地域間交流を促進し、過疎地域の自立促進を支援するために高規格幹線道路の整備と連携を図り、地域高規格道路をはじめ、一般国道、都道府県道等について、計画的・重点的に整備の推進を図る。

●自家用有償旅客運送(国土交通省)

過疎地域においては、過疎化の進行とそれに伴うバス路線の廃止等により、生活交通の確保 が大きな課題となっている。

有償で旅客を輸送する場合は、輸送の安全確保及び利用者保護の観点から、本来、バス、タクシー等の事業許可を受けた者により運送が行われているが、山間部等ではバス・タクシー等の公共交通機関によっては十分な輸送サービスが提供されない場合がある。

そのような地域においては、バス・タクシー等の公共交通機関の補完的役割として、国土交通大臣の登録を受けるなど一定の要件を満たした市町村や特定非営利活動法人等が、自家用自動車を使用して有償旅客運送を行うことができることとしており(自家用有償旅客運送(市町村運営有償運送、公共交通空白地有償運送等))、地域住民の生活に必要な移動手段の確保を図っている。

●林道の整備に関する補助制度(農林水産省)

【林道】

事業名	事 業 内 容	29 年度予算額
森林環境保全整備事業	都道府県知事が立てる地域森林計画に記載された路線	2,361,000 千円
のうち林業専用道整備	で、地方公共団体、森林組合等が施行する林道の開	
事業	設、改良につきその費用の一部を助成する(図表 3-3-	
	9) 。	
道整備交付金のうち林	都道府県知事が立てる地域森林計画に記載された路線	40,068,000 千円の
道	で、地域再生計画に基づき地方公共団体が施行する林	内数
	道の開設、拡張につきその費用の一部を助成する(図	
	表 3-3-9)。	
農山漁村地域整備交付	都道府県知事が立てる地域森林計画に記載された路線	101,650,000 千円
金のうち森林整備事業	で、農山漁村地域整備計画に基づき地方公共団体、森	の内数
	林組合等が施行する林道の開設、改良につきその費用	
育成林整備事業、共	の一部を補助する(図表 3-3-9)。	
生環境整備事業、林		
道改良事業、フォレ		
スト・コミュニティ		
総合整備事業、山の		
みち地域づくり交付		
金事業		
沖縄振興公共投資交付	都道府県知事が立てる地域森林計画に記載された路線	当初67,001,288千
金のうち森林整備事業	で、森林整備事業計画に基づき地方公共団体、森林組	円の内数
森林環境保全整備事	合等が施行する林道の開設、改良につきその費用の一	
業及び森林居住環境	部を補助する(図表 3-3-9)。	
整備事業		

図表 3-3-9 林道事業費補助金国費率一覧表

区 分				開	設				改	良
	森林	基幹道	森林管	管理道	林業専	林業専用道		拖業道		
林道の区分	基本	奥地広域 ※等	基本	過疎・振 興山村・ 特定・準 特定等	基本	過疎・ 振興山 村等	基本	過疎・振 興 山村等	幹線林道	その他
利用区域面積	1,000ha 以上	500ha 以上	50ha 以上	過疎・特 定・準特 定等では 30ha 以上	10ha .	以上	10ha	以上	500ha以上 (過疎・ 振興山村 200ha 以 上)	(過疎 30ha 以
国費率	50/100	50/100	45/100	50/100	45/100	50/100	45/100	50/100	50/100	30/100
北海道・離島	50/100	50/100	50/100	50/100	50/100	50/100	50/100	50/100		
奄美	2/3	2/3	50/100	50/100	50/100	50/100	50/100	50/100	,	
奄美過疎基幹	_	_	65/100	_	_	_	_	_		
沖縄	80/100	80/100	80/100	80/100	80/100	80/100	80/100	80/100		

^{※「}奥地広域」とは、過疎地域・振興山村・半島振興対策実施地域に存し、かつ、当該利用区域の存する 市町村が特定又は準特定市町村であること等の要件を満たす区域。

●バス運行対策(地域内フィーダー系統確保維持)(国土交通省)[国庫補助金]

地域特性や実情に応じた最適な生活交通ネットワークを確保・維持するため、幹線バス等の 地域間交通ネットワークと密接な地域内のバス交通・デマンド交通について支援する(図表 3-3-11)。

○地域内フィーダー系統確保維持に係る補助

補助対象地域間幹線系統を補完する系統又は過疎地域等の交通不便地域の移動確保を目的 とする系統の確保維持に係る補助

・国は乗合バス事業者等に対して補助(補助率:補助対象経費の1/2)

区分	補助対象事業 者の要件	補助対象経費	備	考
地域ケススになる。地域が大力では、一点には、一点には、一点には、一点には、大力では、大力では、大力では、大力では、大力では、大力では、大力では、大力で	一般乗合旅客運	予測費用(補助対象経常費用見込額)から予測収益 (経常収益見込額)を控除した額。ただし、補助対 象系統が存する市町村の人口等を基準として算定す る額を各市町村の限度額とする。		
	送事業者、自家 用有價旅客運送 者及び地域公共 交通活性化再生	協議会又は市町村等にて地域内フィーダー系統の確保・維持のために取得が必要と認められた購入車両減価償却費及び当該購入に係る金融費用の合計額(リース車両の場合は、これに相当する額)。ただし、車両費の額は下記を限度とする。 〇ノンステップ型車両(スロープ又はリフト付き)…1両当たりの補助限度額:1,500万円 〇ワンステップ型車両(スロープ又はリフト付き)…1両当たりの補助限度額:1,300万円 〇小型車両…1両当たりの補助限度額:1,200万円	地上から車両の 上高が65cm以下、	かつ定員11 って左記の車 ノンステップ テップ型車両
方式車両	び地域公共交通	協議会又は市町村等にて地域内フィーダー系統の維持・確保のために取得が必要と認められた車両の購入に係る費用。ただし、車両費の額は下記を限度とする。 〇ノンステップ型車両(スロープ又はリフト付き) …1 両当たりの補助限度額:1,500万円 〇ワンステップ型車両(スロープ又はリフト付き) …1 両当たりの補助限度額:1,300万円 〇小型車両…1 両当たりの補助限度額:1,200万円	地上から車両の	、かつ定員 11 って左記の車 ノンステップ テップ型車両

(備考) 1 「補助対象経常費用の見込額」とは、地域キロ当たり標準経常費用(又は、地域時間当たり標準経常費用)と乗合バス事業者等キロ当たり経常費用(又は、時間当たり経常費用)とを比較し、いずれか少ない方の額に、補助対象系統の計画実車走行キロ数(又は、計画サービス提供時間数)を乗じて得た額をいう。

2 「車両費の額」とは、実購入予定費から備忘価額として1円を控除した額をいう。

【過疎地域に関連する施策】

●地方公共団体の道路整備に関する事業(国土交通省)

[社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金]

地域における活力創出等の政策目的を実現するため、地方公共団体が作成した社会資本総合整備計画に基づき、目標実現のための基幹的な社会資本整備のほか、関連する社会資本整備やソフト事業についても総合的・一体的に支援する「社会資本整備総合交付金」「防災・安全交付金」により、地方公共団体が実施する道路整備事業を支援している。

●農道及び林道の整備に関する補助制度(農林水産省)

【農道】

農山漁村地域整備交付金

		内 容	29 年度予算額	国費率
農	地整備事業のう	ち通作条件整備(地域の農業にとって必要	101, 650, 000	内 地:50/100
な	通作のための農	道を他の農業生産基盤と一体的に整備する	千円の内数	北海道:55/100
ŧ	のに限る)			離 島:55/100
	基幹農道整備	農業生産の近代化及び農業生産物の流通の		奄 美:75/100
		合理化を図るため重要かつ農村環境の改善		
		に資する農道網の基幹となる農道の整備		
	一般農道整備	上記以外の農道の整備		
農	道整備事業(H21	以前に採択され着手済みの地区に限る)		
	広域営農団地	広域的営農団地における農道網の基幹とな		
	農道整備	る農道の整備		
	基幹農道整備	農業生産の近代化及び農業生産物の流通の		
		合理化を図るため重要かつ農村環境の改善		
		に資する農道網の基幹となる農道の整備		
	一般農道整備	上記以外の農道の整備		

沖縄振興公共投資交付金

		内 容	29 年度予算額		国費率
農	地整備事業のう	ち通作条件整備(地域の農業にとって必要	当初	沖	縄:85/100
な	通作のための農	道を他の農業生産基盤と一体的に整備する	67, 001, 288千		
ŧ	のに限る)		円の内数		
	基幹農道整備	農業生産の近代化及び農業生産物の流通の			
		合理化を図るため重要かつ農村環境の改善			
		に資する農道網の基幹となる農道の整備			
	一般農道整備	上記以外の農道の整備			
農	道整備事業(H21	以前に採択され着手済みの地区に限る)			
	広域営農団地	広域的営農団地における農道網の基幹とな			
	農道整備	る農道の整備			
	基幹農道整備	農業生産の近代化及び農業生産物の流通の			
		合理化を図るため重要かつ農村環境の改善			
		に資する農道網の基幹となる農道の整備			
	一般農道整備	上記以外の農道の整備			

【林道】

事業名	事業内容	29 年度予算額
美しい森林づくり基盤	「森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法」に基	1,021,000 千
整備交付金	づき、市町村長が作成する特定間伐等促進計画において	円の内数
	実施する作業路網その他の施設の設置を行う事業。	

●漁港関連道の整備に関する補助制度(農林水産省)

農山漁村地域整備交付金

事業名	事 業 内 容	29 年度予算額
農山漁村地域整備交付	漁獲物の流通及び漁業用資材の運送の合理化によって漁	101, 650, 000
金のうち漁港関連道整	港機能の充実と漁業生産の近代化を図り、併せて漁港環	千円の内数
備事業	境の改善を図るために重要な、関連道の新設又は改良を	
	行う事業	

沖縄振興公共投資交付金

事業名	事業内容	29 年度予算額
沖縄振興公共投資交付	漁獲物の流通及び漁業用資材の運送の合理化によって漁	当初
金のうち漁港関連道整	港機能の充実と漁業生産の近代化を図り、併せて漁港環	67, 001, 288
備事業	境の改善を図るために重要な、関連道の新設又は改良を	千円の内数
	行う事業	

漁港関連道整備事業費交付率一覧表

	種別			主要漁港関連道	主要漁港関連道 附帯関連道改良	一般漁港関連道	
補	Ì	助		率	1/2	1/2	1/2
	北海道及	及び離り	島の特	护例	5. 5/10		
	沖縄	県の	特	例	4/5		
	奄 美	の	特	例	7/10		

●バス運行対策(地域間幹線系統確保維持)(国土交通省)〔国庫補助金〕

地域特性や実情に応じた最適な生活交通ネットワークを確保・維持するため、地域間交通ネットワークを形成する地域間幹線系統の運行について支援する(図表 3-3-11)。

○地域間幹線系統確保維持に係る補助

地域間幹線系統(複数市町村にまたがり、1日の輸送量が15人~150人、1日の運行回数が3回以上、広域行政圏の中心市町村等にアクセスする広域的・幹線的な路線)に係る補助

- ・地域間幹線系統は都道府県協議会等にて確保・維持が必要と認められたもの。
- ・国は乗合バス事業者等に対して補助(補助率:補助対象経費の1/2)

	+ H + L +		
区分	補助対象 事業者の	補助対象経費	 備 考
	要件		
地域間幹	一般乗合旅	予測費用(補助対象経常費用見込額)から予測収益	
線系統確	客運送事業	(経常収益見込額)を控除した額。ただし、補助対象	
保維持費	者及び地域	経常費用の見込額の9/20に相当する額を限度とする。	
補助	公共交通活		
車両減価	性化再生法	都道府県協議会等にて地域間幹線系統の確保・維持の	・車両の種別
償却費等	に基づく協	ために取得が必要と認められた購入車両減価償却費及	①~③の車両
補助	議会	び当該購入に係る金融費用の合計額(リース車両の場	地上から車両の床面までの地上
		合は、これに相当する額)。ただし、下記を限度とす	高が 65cm 以下、かつ定員 11 人以
		る。	上の車両であって左の車両
		①ノンステップ型車両 (スロープ又はリフト付き)	※小 型 車 両 …ノンステップ型
		…1 両当たりの補助限度額:1,500 万円	車両及びワンステップ型車両に属
		②ワンステップ型車両(スロープ又はリフト付き)	さない長さ 7m 以下かつ定員 29 人
		…1 両当たりの補助限度額:1,300 万円	以下の車両
		③小 型 車 両 …1 両当たりの補助限度額:1,200 万円	④の車両
		④都市間連絡用車両…1 両当たりの補助限度額:1,500	運行区間の一部に高速道路等を
		万円	含む補助対象系統の運行の用に供
			するものであって道路運送車両の
			保安基準(昭和 26 年運輸省令第
			67 号)に適合した定員 11 人以上
			の車両
公有民営	地方公共団	都道府県協議会等にて地域間幹線系統の確保・維持の	・車両の種別
方式車両	体及び地域	ために取得が必要と認められた車両の購入に係る費	①~③の車両
購入費補	公共交通活	用。ただし、下記を限度とする。	地上から車両の床面までの地上
助	性化再生法	①ノンステップ型車両 (スロープ又はリフト付き)	高が 65cm 以下、かつ定員 11 人以
	に基づく協	…1 両当たりの補助限度額:1,500 万円	上の車両であって左の車両
	議会	②ワンステップ型車両 (スロープ又はリフト付き)	※小 型 車 両…ノンステップ型
		…1 両当たりの補助限度額:1,300 万円	車両及びワンステップ型車両に属
		③小 型 車 両 …1 両当たりの補助限度額:1,200 万円	さない長さ 7m 以下かつ定員 29 人
		④都市間連絡用車両…1 両当たりの補助限度額:1,500	以下の車両
		万円	④の車両
			運行区間の一部に高速道路等を
			含む補助対象系統の運行の用に供
			するものであって道路運送車両の
			保安基準(昭和 26 年運輸省令第
			67 号)に適合した定員 11 人以上
			の車両

- (備考) 1 「補助対象経常費用見込額」とは、地域キロ当たり標準経常費用と乗合バス事業者キロ当たり経常費用とを比較し、いずれか少ない方の額に、補助対象系統の実車走行キロ数を乗じて得た額をいう。
 - 2 「購入車両減価償却費及び当該購入に係る金融費用の合計額(リース車両の場合は、これに相当する額)」とは、実購入予定費から備忘価額として1円を控除した額をいう。

●離島航路等におけるインフラ整備に関する補助制度(国土交通省) [国庫補助金]

海等により本土から隔絶され、私的交通の利用可能性が乏しい離島における本土との生活交通については、港湾が地域の生活に不可欠な交通基盤であることから、離島航路の就航率の向上等、輸送の安全性を確保するために岸壁、防波堤、航路等の整備推進を図る(図表 3-3-10)。

所 管		事	業 区	分		水域・外郭 施 設	係留施設	臨港交通 施設	港湾施設 用地等	根拠法
北海道局	国	際 拠	点港	湾	直轄	8.5/10	2/3	2/3	2/3	北海道開発のため
1211772717	重	要	港	湾						にする港湾工事に
	地	方	港	湾	補助	7.5/10	6/10	6/10	6/10	関する法律
国土政策	重	要	港	湾	直轄	8.5/10	2/3	2/3		離島振興法(北海
局					補助	8/10	6/10	6/10		道における離島振
(離島)								2/3 *		興法指定地域を含
	地	方	港	湾	補助	8/10	6/10	6/10		む)
								2/3 *		
国土政策	重	要	港	湾	直轄	9/10	8/10	8/10	2/3	奄美群島振興開発
局					補助	9/10	7.5/10	7.5/10	6/10	特別措置法
(奄美)	地	方	港	湾	補助	9/10	7.5/10	7.5/10	6/10	
内閣府沖	重	要	港	湾	直轄	9.5/10	9.5/10	9.5/10	9.5/10	沖縄振興特別措置
縄振興局					補助	9/10	9/10	9/10	9/10	法
	地	方	港	湾	補助	9/10	9/10	9/10	9/10	

図表 3-3-10 港湾整備事業の負担率、補助率一覧

(備考) 「*」は本土と離島及び離島と離島を連絡する橋梁の建設又は改良に係るものである。

●離島航路対策(国土交通省) [国庫補助金]

離島航路のうち、唯一の生活航路であって、かつ、その経営によってやむを得ず欠損が見込まれる等一定の要件を備えた航路については、地域公共交通確保維持改善事業により、その補助対象経費の概ね2分の1に対し補助を行うこととしている(図表 3-3-11)。また、離島住民の運賃負担の軽減に資する取組みへの支援として、自治体、事業者等で構成される協議会において決定された運賃引き下げ額の2分の1を補助するなど、離島航路の確保維持に努めている。

さらに、増大する欠損を抑制し持続的な航路運営を図るため、離島航路構造改革補助により、公設民営による船舶建造への支援等を通じて、積極的に航路構造改革を行う離島航路事業者に対し支援を行っている(図表 3-3-11)。

●離島航空路対策(国土交通省) [国庫補助金]

離島航空路線対策として、離島住民の福祉の向上並びに離島における空港の効率的な利用及び整備に資する観点から、離島航空路線に就航する航空機及びその部品の購入に要する費用の一部を補助実施しており、併せて、衛星航法を促進し、離島空港における就航率の向上等を図る観点から離島航空路線に就航する航空機に係る衛星航法補強システム(MSAS)受信機及びその部品の購入に要する費用の一部も補助している。

また、離島航空路線において当該地域住民の日常生活に不可欠な路線のうち、一定の要件を備えた路線において、欠損が見込まれる場合には、地域公共交通確保維持改善事業により運航費の補助を実施している。更に、離島住民の運賃負担の軽減に資する取り組みへの支援として、自治体、事業者等で構成される地域の協議会において決定された運賃引き下げ額への補助も同事業において実施している(図表 3-3-11)。

●地方公共団体が設置管理者であって全国航空ネットワーク機能を補完する空港の整備

(国土交通省) [国庫補助金]

近年の国民の高速性志向の高まりにより高速交通機関の不足した地域等において、小型航空機等を地域的に活用しようとする動きが広がっている。これに対し、国土交通省では、過疎地域を含めて地方公共団体が設置管理者であって全国的航空ネットワーク機能を補完する空港の整備に対し、助成制度を設けている(補助率:国4割)(図表3-3-11)。

●鉄道軌道整備費等補助金(国土交通省) [国庫補助金]

○安全性の向上

鉄道軌道における輸送の安全を確保するため、鉄道軌道事業者に対し、安全性向上に資する設備整備等に要した費用の1/3を国から補助する(図表3-3-11)。

●鉄道施設安全対策事業等補助金(国土交通省) [国庫補助金]

○災害復旧

洪水、地震その他の異常な天然現象により大規模な災害を受けた鉄道事業者に対して、「鉄道軌道整備法」に基づき、その災害復旧に要した費用の 1/4 を国から補助することとし、地方公共団体は国に準ずる助成措置を講ずる(図表 3-3-11)。

図表 3-3-11 公共交通に関する補助金の実績

年度	確保組 金	維持費補助	ダー	内 フィー 系統確保維 浦助金	補助	航路運営費等 金 ^{H22 雕島航路補助}	補助 (H6~H 代化建	航路構造改革 15 離島航路船舶近 造費補助) 120 バリアフリー化		軌道整備費等 金(運営費)	設備: (安全 (S44~I (H20~I	軌道安全輸送 等整備補助金 性の向上) 119 近代化補助) 121 輸送高度化補助) 送対策事業費補助)
	事業 者数	補助金額 (百万円)	事業 者数	補助金額(百万円)	航路 数	補助金額 (百万円)	航路 数	補助金額(百万円)	事業 者数	補助金額 (千円)	事業 者数	補助金額 (千円)
平 3	156	9, 127	_	_	128	3,804	_	_	22	886, 243	25	647, 179
平 4	159	9, 250	_	_	125	3, 997	_	_	20	928, 709	34	759, 848
平 5	163	9, 038		_	123	4, 184	_	_	18	905, 617	43	1, 186, 744
平 6	163	9, 268	_	_	108	4, 146	2	75	8	604, 019	51	1, 824, 324
平 7	161	8, 924	_	_	107	4, 141	4	117	5	377, 803	57	2, 247, 691
平 8	164	8, 747		_	103	4,085	5	128	2	83, 009	59	2, 571, 356
平 9	163	8,838		_	109	4,085	5	138	3	109, 337	56	1, 967, 816
平 10	162	8,006		_	107	4,083	3	128	1	10, 645	57	2, 219, 562
平 11	166	7, 292		_	109	4,073	3	126	2	76, 269	59	2, 279, 802
平 12	164	7,090	—	_	107	4, 479	3	114	2	183, 901	55	2, 357, 931
平 13	201	6, 962	—	_	106	4, 276	1	68	2	190, 588	50	2, 074, 832
平 14	204	7, 318		_	103	3, 929	3	80	2	158, 670	53	2, 381, 185
平 15	212	7, 301	_		107	3, 846	1	11	2	130, 929	51	2, 448, 863
平 16	227	7, 264	—		109	3, 825	3	76	2	93, 744	51	2, 695, 294
平 17	225	7, 202	_		107	3, 838	4	42	1	33, 864	56	2, 677, 403
平 18	223	7, 431	_		107	4,692	0	0	1	29, 594	50	2, 602, 795
平 19	215	7,682	_	_	111	5, 569	1	1	1	39, 270	50	2, 395, 116
平 20	208	8,003	_		118	7, 080	1	1	1	2, 428	50	2, 363, 185
平 21	202	7, 908	_	_	106	5, 496	74	1,805	_	_	49	2, 157, 995
平 22	202	6, 453	_		102	4, 575	25	196	_		51	1, 931, 306
平 23	216	7, 605	111	197	104	5, 279	16	248	_	_	84	4, 868, 019
平 24	224	7, 777	445	1, 549	119	5, 823	19	884	_		93	4, 727, 285
平 25	226	8, 887	534	2, 773	120	5, 962	17	495	_	_	93	4, 451, 842
平 26	229	8, 936	614	3, 081	119	6, 310	27	765	_	_	89	4, 460, 527
平 27	224	9, 290	665	3, 407	120	6, 230	19	376	_	_	162	7, 519, 237
平 28	226	9, 643	697	3, 227	119	6, 267	18	453	_	_	182	5, 854, 331
平 29	226	9, 420	721	3, 042	120	6, 280	16	609			133	4, 769, 536

									航空機等購力	人費補	助金	離島	抗空路運航費
		轨道近代化設	鉄道加	拖設安全対策		公共団体が		1	機体取得		IS 受信機	補助	
年度	備整例	带費等補助金 方 鉄 道 新 線	事業領	等補助金 (災		であって全 ットワーク							~H23 上半期 幾等購入費補
, , , ,	開業	7	舌復	口 <i>)</i>		ツトソーク よる空港の整							漢寺
	事業 者数	補助金額 (百万円)	事業 者数	補助金額 (百万円)	箇所 数	補助金額 (百万円)	備考	事業 者数	補助金額 (千円)	事業 者数	補助金額 (千円)	事業 者数	補助金額 (千円)
平 2	_	_	_	_	1	40	天草	_	_	_	_	_	
平 3	1	85	2	714	1	280	"		_	_	_	_	
平 4	_	_	_	_	1	176	"	_	_	_	_	_	
平 5	_	_	2	1,679	1	360	"	1	50, 207	_		_	
平 6	1	187	10	18, 227	1	520	"	1	46, 575	-			
平 7	1	187	5	1, 198	1	520	"		_	ı			
平 8	2	385	3	135	1	560	"	2	1, 590, 840			_	
平 9	3	841	—	_	1	244	"	2	1, 909, 485	l	l		
平 10	1	104	3	420	1	136	"		_	ı			
平 11	1	104	1	29	_	_		2	1, 614, 591			7	478, 797
平 12	1	48	1	8	—	_	_	3	1,621,865	_	_	7	385, 738
平 13	1	379	1	16	—	_	_	3	894, 551	_	_	6	384, 198
平 14	_	_	1	16	—	_	_	2	1, 403, 763	_	_	6	416, 779
平 15	_	_	3	278	—	_	_	1	1, 040, 143	_	_	7	436, 584
平 16	—		6	580	—			1	1, 100, 852	_	_	7	360, 571
平 17	_	_	1	3	1	96	名古屋	1	937, 079	_	_	7	336, 784
平 18	_		2	80	_			2	1, 554, 082	_		5	253, 091
平 19	—		2	17	1	34	名古屋	_	_	1	28, 677	6	241, 075
平 20		_	_	_	_	_	_		_	3	116, 313	7	317, 477
平 21	_		_		1	123	名古屋	_	_	3	119, 360	7	395, 314
平 22	_	_	2	13	1	61	名古屋		382, 903	1	90, 409	7	385, 875
平 23	_	_	11	2, 588	1	7	名古屋	_	_	_	_	8	511, 236

平 24	_	1	2	51	_	_	_	_	_	_		8	548, 166
平 25	_	_	1	156	_	_	_	1	467, 055	_	_	8	549, 830
平 26	_	_	1	4	2	56	名古屋	1	1, 475, 014	_	_	7	663, 232
平 27	_	_	1	42	1	52	名古屋	1	5, 302, 290	_	_	7	634, 166
平 28	_	_	2	783	_	_	_	2	6, 423, 085	_	_	7	593, 395
平 29	_		4	578	2	42	名古屋	2	4, 817, 281	ı		7	530,000

(2) 通信・情報化の推進

【過疎法による施策】

●情報の流通の円滑化及び通信体系の充実(法第21条)〔行政措置〕

国及び地方公共団体は、過疎地域における住民の生活の利便性の向上、産業の振興、地域間 交流の促進等を図るため、情報の流通の円滑化及び通信体系の充実について適切な配慮をする ものとしている。

【過疎地域を対象とする施策】

●無線システム普及支援事業(総務省)〔国庫補助金〕

過疎地域内においても、豊かさを実感できる社会を実現するためには、情報化がバランスのとれた形で進展することが必要であり、公共投資で以下のものに対し、国が一定の補助を行うもの(図表 3-3-12)。

(単位:千円)

事業名	事業内容	29 年度予算額	補助率
. ,,,	ず 未 門 仕	25 千尺 了 异识	(貸付率)
無線システム普	過疎地等の地理的に条件不利な地域において、地	3, 598, 212	1/3, 1/2,
及支援事業	方公共団体が携帯電話等の基地局施設(鉄塔、無線		2/3
	設備等)、伝送路施設(光ファイバ等)を整備する		
	場合や、無線通信事業者等が基地局の開設に必要な		
	伝送路施設や高度化施設(LTE以降の無線設備		
	等)を整備する場合に、当該基地局施設や伝送路の		
	整備に対して補助金を交付する。		

図表 3-3-12① 無線システム普及支援事業の実績

		無線システム普及支	援事業						
年度	携帯電話等エリア整備事業								
	forting -	事 業 費	国庫補助金						
	箇所	(千円)	(千円)						
平 18	115	6, 632, 743	3, 597, 307						
平 19	182	8, 363, 211	5, 227, 215						
平 20	149	7, 424, 279	4, 884, 933						
平 21	339	5, 898, 820	3, 837, 703						
平 22	785	21, 063, 251	13, 905, 694						
平 23	205	5, 256, 665	3, 488, 871						
平 24	159	3, 823, 085	2, 514, 505						
平 25	76	2, 005, 880	1, 336, 058						

平 26	61	1, 389, 992	923, 247
平 27	73	1, 967, 566	1, 305, 229
平 28	66	1, 675, 824	1, 075, 585
平 29	69	3, 886, 961	1, 774, 089

●情報通信基盤整備推進事業(総務省) [国庫補助金]

事 業 名	事 業 内 容	29年度予算額	補助率
情報通信基盤整備推進事業	地域の活性化を図っていく上で重要かつ必要不可 欠な超高速ブロードバンド基盤の整備を推進するた め、過疎地域・離島等の「条件不利地域」を有する 地方公共団体が、光ファイバ等の超高速ブロードバ ンド基盤の整備を実施する場合、その事業費の一部 を補助する。	661, 320 (当初予算) 512, 048 (補正予算)	1/3 ((財 政力指数 が0.3未満 の市町村 :1/2、離 島市町村 :2/3))

図表 3-3-12② 情報通信基盤整備推進事業の実績

年度	箇所	事業費(千円)	補助金額 (千円)
平成 29 年度	9	910, 157	476, 907

●電気通信に関する施設の維持管理に係る支援(総務省)〔地方財政措置〕

過疎地域等において地方公共団体又は民間事業者等(地方公共団体から電気通信に関する施設を借り受けているものに限る。)が経営するインターネット接続サービスや有線テレビジョン放送等に係る電気通信に関する施設の維持管理に要する経費の一部について、特別交付税措置を講じている。

●放送ネットワーク整備支援事業(総務省)〔国庫補助金〕

(単位:千円)

事業名	事 業 内 容	29 年度予算額	補助率
放送ネットワーク整備支援事業	被災情報や避難情報など、国民の生命・財産の確保に不可欠な情報を確実に提供するため、 ① 地域ケーブルテレビネットワーク整備事業ケーブルテレビ幹線の2ルート化等(条件不利地域は老朽化した既存幹線を同時に更改するときも補助対象) ② ケーブルテレビネットワーク光化促進事業条件不利地域におけるケーブルテレビ網の光化の整備に対し、その事業費の一部を支援する。	(当初予算) ② 879,000 (当初予算) 1,499,167 (補正予算)	1/2 (市町村) 1/3 (第3セ クター)

3 生活環境の整備

【過疎法による施策】

●消防施設に対する国の負担又は補助の割合の特例(法第10条)

(総務省消防庁) 〔財政措置〕

過疎地域における生活環境施設の設備の一環として、防火水槽等の消防施設の整備に対する 通常の補助率は 1/3 であるが、過疎地域市町村においては 5.5/10 (昭和 59 年度まで 2/3、昭和 60 年度 6/10、昭和 61 年度以降現行補助率)としている(図表 3-3-13)。

図表 3-3-13 消防防災施設等整備費補助金の特別措置の状況 (実績)

	<u> </u>		性切けといけをしば
年 度	事業費	国庫補助金	特例により引き上げ られた国庫補助金
	4 m	7 H	
〔緊急措置法〕	千円	千円	千円
昭和 45~54 年度	26, 068, 983	17, 379, 321	8, 689, 659
〔振 興 法〕			
昭和55~平成元年度	63, 404, 988	39, 038, 844	17, 903, 847
〔活性化法〕			
平成 2年度	5, 568, 517	3, 062, 684	1, 206, 512
平成 3年度	6, 275, 397	3, 451, 468	1, 359, 669
平成 4年度	6, 222, 464	3, 422, 355	1, 348, 201
平成 5年度	6, 698, 831	3, 684, 357	1, 451, 414
平成 6年度	7, 088, 948	3, 898, 921	1, 535, 939
平成 7年度	9, 247, 351	5, 086, 043	2, 003, 593
平成 8 年度	7, 643, 706	4, 204, 038	1, 656, 136
平成 9年度	6, 543, 995	3, 599, 197	1, 417, 866
平成 10 年度	7, 569, 775	4, 163, 376	1, 640, 118
平成 11 年度	6, 747, 735	3, 711, 254	1, 462, 009
小 計	69, 606, 719	38, 283, 693	15, 081, 457
〔自立促進法〕			
平成 12 年度	6, 262, 475	3, 444, 361	1, 356, 869
平成 13 年度	6, 246, 046	3, 432, 191	1, 350, 176
平成 14 年度	4, 299, 684	2, 363, 647	930, 419
平成 15 年度	4, 785, 787	2, 628, 553	1, 033, 291
平成 16 年度	1, 807, 833	975, 476	243, 210
平成 17 年度	1, 062, 641	584, 452	74, 059
平成 18 年度	103, 206	56, 763	22, 361
平成 19 年度	57, 199	31, 459	12, 393
平成 20 年度	70, 217	38, 619	15, 214
平成 21 年度	78, 847	43, 366	17, 084
平成 22 年度	52, 102	28, 656	11, 289
平成 23 年度	10, 035	5, 517	2, 172
平成 24 年度	24, 431	13, 437	5, 294
平成 25 年度	46, 364	25, 500	10, 046
平成 26 年度	39, 895	21, 942	8, 644
平成 27 年度	47, 233	25,978	10, 234
平成 28 年度	54, 273	29, 850	11, 759
平成 29 年度	25, 895	14, 242	5, 611
小 計	25, 074, 163	13, 764, 009	5, 120, 125
合 計	184, 154, 853	108, 465, 867	46, 795, 088

(備考)消防庁調べ。

●下水道事業の都道府県代行制度(法第15条) [行政措置]

下水道は、生活関連社会資本の中で重要な位置を占めているが、大多数の過疎地域の市町村において整備が遅れており、普及率が低位にとどまっている。しかし、過疎地域市町村の中には、下水道事業を執行するのに十分な技術力がなく、また、過疎債、国の財政的支援の対象となる施設の範囲の拡大等の一般的な支援措置を講じてもなお十分な財政力がないため、下水道事業の整備が遅れている市町村がみられる。

一方、過疎地域の活性化を図るとともに、自然公園、水道水源等の広域的な整備の必要性の 観点から下水道整備を促進することは、都道府県としても積極的に取り組むべき課題である。

このため財政力、技術力が不足するため自ら公共下水道に着手することが困難な団体に代わって、都道府県が公共下水道の幹線管渠等の設置を行うことができる制度が平成3年度に創設され、平成7年度及び平成9年度には、財政力や地域要件に関する要件が緩和された。また、代行制度の対象となる公共下水道を国土交通大臣が指定することとなっているが、当該指定は当該公共下水道を管理する市町村の申請に基づいて行われることとなっている。この申請には前もって当該市町村から都道府県へ協議することとされていたが、平成22年度に当該協議義務が廃止された。このため、今後は申請者である市町村と事業主体となる都道府県が、円滑な事業実施のため自発的に密に連携をとりながら進めていくこととなる。

過疎市町村が合併した場合の取扱いについては、合併市町村が、代行制度の人口要件等を合併市町村全体として満足する場合には、合併前の過疎市町村の区域を対象として代行制度を適用することが可能である。また、平成14年3月31日以降に合併を行った市町村については、合併が行われた日から10年を経過する日の属する年度末日までの間に限って、合併前の市町村区域の単位で対象要件を判断することができる経過措置がとられている(法第15条、第33条、法施行令第11条、都市・地域整備局長通達(平成22年4月1日付け国都下事第2号)を参照のこと)。

(対象団体)

代行制度の対象団体は、過疎市町村のうち、広域的見地から公共下水道を整備する必要がある地域を有する市町村で、かつ、技術力、財政力の不足から当該市町村のみでは設置することが困難な市町村である。具体的には次の(i)又は(ii)に掲げる要件に該当することが必要とされている。

- (i) 次の(ア)から(ウ)までに掲げる要件に該当するものであること。
 - (ア) 財政力指数が各都道府県の過疎地域市町村の平均以下であること。
 - (イ) 行政人口が8,000人以下であること。
 - (ウ) 次の地域要件のいずれかに該当すること。

- ① 自然公園法に規定する自然公園が存在する市町村
- ② 湖沼水質保全特別措置法の規定により指定された指定地域が存在する市町村
- ③ 下水道法に基づく流域別下水道整備総合計画において、「直ちに着手すべきもの」 とされた市町村
- ④ 下水道法に基づく流域別下水道整備総合計画において、「すみやかに着手すべきもの」とされており、かつ、当該水域が環境基本法の規定により定められた水質環境基準を達成していない地域に係る市町村
- ⑤ 総合保養地域整備法の規定により同意された基本構想に定められた特定地域が存在 する市町村
- ⑥ 当該市町村の下流における都市用水等の取水量が日量 3,000 立方メートル以上である市町村
- ⑦ 水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律の規定による都道府県計画に定められた実施区域が存在する市町村
- ⑧ 特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法の 規定による指定地域が存在する市町村
- (ii)(i)の要件に該当しない市町村のうち、次の(ア)及び(イ)に掲げる要件に該当すること。
 - (ア) 行政人口が8,000人以下であること。

ただし、阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律に 規定する特定被災地方公共団体を除く。

- (イ) 次の地域要件のいずれかに該当すること。
 - ① 自然公園法に規定する自然公園が存在する市町村
 - ② 湖沼水質保全特別措置法の規定により指定された指定地域が存在する市町村
 - ③ 総合保養地域整備法の規定により同意された基本構想に定められた特定地域が存在する市町村
 - ④ 水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律の規定による都道府県計画に定められた実施区域が存在する市町村
 - ⑤ 特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質保全に関する特別措置法の規 定による指定地域が存在する市町村

(対象範囲)

都道府県は、(i)又は(ii)に掲げる要件をもって国土交通大臣に指定された市町村の公共下水道の幹線管渠、終末処理場及びポンプ施設の設置を行うことができる。一方、事業計画の策定、根幹的施設以外の施設の設置、供用開始後の増設、改築、維持管理等は市町村が行うこととなる。なお、平成15年度には、代行制度により整備を実施した箇所に限り、増設についても代行制度で整備できることとなった。

(財政措置)

(ア) 代行事業に係る都道府県と市町村との負担割合

市町村の負担割合を、上記(i)の要件に該当するものにあっては、代行事業費の2分の1以上の額で、上記(ii)の要件に該当するものにあっては、代行事業費の3分の2以上の額で、都道府県と市町村との協議により定めることとしている。

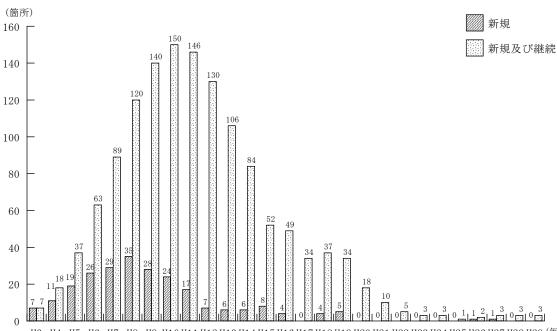
- (イ) 市町村に係る財源措置
 - ① 代行事業に係る市町村から都道府県への負担金については、市町村が単独で下水道を 行う場合と同様に、通常充当率(補助100%、単独100%)により下水道事業債及び過疎 債(起債対象額の1/2を限度とする。)を充当する。
 - ② 市町村が発行する下水道事業債、過疎債の元利償還金のそれぞれ 21~49%(処理区域内人口密度別に事業費補正 16~44%と単位費用 5%との和)、70%について交付税の基準財政需要額に算入する。
- (ウ) 都道府県の代行事業に対する財源措置
 - ① 都道府県の負担については、通常の下水道事業債の充当率(補助100%、単独100%) により下水道事業債を充当する。
 - ② 都道府県が発行する下水道事業債の元利償還金の49%(事業費補正44%と単位費用5%との和)について交付税の基準財政需要額に算入する。

これらの財政措置により、市町村が自ら下水道事業を実施する場合と均衡のとれた財政措置が講じられている。

(エ) 国の財政的支援

都道府県が行う代行事業については、後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担 割合の特例に関する法律(昭和36年法律第112号)の規定と同様の国費率の嵩上げが行わ れることとなっている。

都道府県代行制度実施箇所数の推移



H3 H4 H5 H6 H7 H8 H9 H10 H11 H12 H13 H14 H15 H16 H17 H18 H19 H20 H21 H22 H23 H24 H25 H26 H27 H28 H29 ^(年度) (備考) 国土交通省調べ。

【過疎地域を対象とする施策】

●空き家再生等推進事業(国土交通省)〔国庫補助金〕

社会資本整備総合交付金の基幹事業である空き家再生等推進事業により、空き家住宅等の活用・除却を行う地方公共団体の取組を支援し、居住環境の整備改善や地域の活性化に資する。

【不良住宅、空き家住宅又は空き建築物の除却を行う事業】

- ・空家等対策計画※1に定められた空家等に関する対策の対象地区
- ・空き家住宅等の集積が居住環境を阻害し、又は地域活性化を阻害しているため、空き家住宅等の計画的な除却を推進すべき区域として地域住宅計画※2または都市再生計画※3に定められた区域
- ・立地適正化計画***の居住誘導区域***を定めた場合はその区域外で不良住宅、 空き家住宅又は空き建築物の集積が居住環境を阻害し、又は地域活性化を阻害 している区域

【空き家住宅又は空き建築物の活用を行う事業】

採択基準

- ・空家等対策計画※1に定められた空家等に関する対策の対象地区
- ・空き家住宅等の集積が居住環境を阻害し、又は地域活性化を阻害している一 因となっている産炭等地域又は過疎地域
- ・空き家住宅等の集積が居住環境を阻害し、又は地域活性化を阻害しているため、空き家住宅等の計画的な活用を推進すべき区域として地域住宅計画**2 又は都市再生整備計画**3 に定められた区域(立地適正化計画**4 の居住誘導区域**5 を定めた場合はその区域内に限る。)
 - ※1 空家等対策の推進に関する特別措置法に規定する空家等対策計画
 - ※2 地域おける多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法に規定する地域住宅計画
 - ※3 都市再生特別措置法に規定する都市再生整備計画
 - ※4 都市再生特別措置法第81条第1項に規定する立地適正化計画
 - ※5 都市再生特別措置法第81条第2項第二号に規定する居住誘導区域

・不良住宅、空き家住宅又は空き建築物の除却費 (2/5)

- ・除却を行う者に対し除却に要する経費について補助する費用 (2/5)
- ・空き家住宅又は空き建築物の活用費 (1/2)
- ・活用を行う者に対し活用に要する経費について補助する費用※6 (1/3) ※6 ただし、地域コミュニティの維持・再生の用途に10年以上活用されるもの

補助対象

(国費率)

- ・所有者の特定に要する費用 (1/2)
- ・空家等対策計画の策定等に必要な空き家住宅等の実態把握に要する費用 (1/2)

●小規模住宅地区改良事業(国土交通省) [国庫補助金]

不良住宅が集合すること等により生活環境の整備が遅れている地区において、住環境の整備 改善又は災害の防止のために、住宅の集団的建設、建築物の敷地の整備等を実施する。

	(1) 不良住宅戸数 15 戸以上
	(2) 不良住宅率 50%以上
	※ただし、過疎地域における激甚災害に係る居住の安定のための事業の場合
地区要件	は、
	(1) 不良住宅戸数 5 戸以上
	(2) 不良住宅率 50%以上
	※「不良住宅」:不良度 100以上の住宅
	(1) 不良住宅の買収除却費 [1/2 (跡地非公共は 1/3)]
	(2)公共施設、地区施設の整備に要する費用 [1/2]
	(3) 改良住宅(賃貸)整備費 [2/3]
	(4) 改良住宅用地取得造成費 [1/2]
	(5)一時収容施設設置費 [1/3]
	(6) 改良住宅(分譲)の調査設計計画費※1 [1/3]
補助対象	(7) 改良住宅(分譲)・借上改良住宅の共同施設整備費*1 [1/3]
(国費率)	(8) 定期借地権付き改良住宅(分譲)の敷地整備費※2 [1/2]
	(9) 津波避難施設及び防災関連施設の整備 [1/2]
	※1:住民と共同して分譲改良住宅の整備計画を作成する民間事業者等を含む。
	※2:民間事業者等も含む。

【過疎地域に関連する施策】

●汚水処理施設関連の事業(国土交通省、農林水産省、環境省)〔国庫補助金〕

○下水道(国土交通省)

公共用水域の水質を保全し、良好な生活環境を確保するために、次に掲げる下水道整備事業の経費に対して支援を行う。

		事	業	種	別			国 費 率
公	共	下	水	道	管	渠	等	1/2
					処	理	場	5. 5/10
流	域	下	水	道	管	渠	等	1/2
					処	理	場	2/3
特	定公共	: 下 /	k 道 🛚	事 業		_		事業負担金控除後の1/3 ※
特	定環境例	ママイ マイス マイス マイス マイス マイス マイス アイス アイス マイス アイス アイス アイス アイス アイス アイス アイス アイス アイス ア	/ 共下	水道	管	渠	等	1/2
					処	理	場	5. 5/10
都	市	下	水	路		_		4/10

(備考) ※は公害防止計画区域外の場合。

○集落排水施設(農林水産省)

農業集落及び漁業集落の排水施設整備のために、次に掲げる事業の経費に対して補助する。

	事 業 種 別	国 費 率
排 農	農山漁村地域整備交付金のうち	
水業	(農村集落基盤再編・整備事業の	1/2 (奄美52/100)
施集	うち集落基盤再編事業)	
設 落	(農業集落排水事業)	1/2 (奄美3/5)
	沖縄振興公共投資交付金のうち	
	(農村集落基盤再編・整備事業の	県が行うもの2/3、市町村が行うもの7/10
	うち集落基盤再編事業)	
	(農業集落排水事業)	3/4
排 漁	農山漁村地域整備交付金のうち	
水業	(漁業集落環境整備事業)	1/2
施集	(漁村再生交付金事業)	1/2(北海道6/10、奄美7.5/10、離島6/10)
設 落	沖縄公共投資交付金のうち	
	(漁業集落環境整備事業)	5. 5/10
	(漁村再生交付金事業)	7. 5/10

○浄化槽(環境省)

生活排水を適正に処理し、健全な水環境を確保するため、市町村等が実施する浄化槽整備 事業を支援。

事 業 種 別	補助率
浄化槽設置整備事業	1/3 (環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業、沖縄、離島 1/2)
浄化槽市町村整備推進事業	1/3 (環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業、沖縄、離島 1/2)

●簡易水道等施設整備事業(厚生労働省、国土交通省、内閣府)〔簡易水道等施設整備費補助金

• 生活基盤施設耐震化等交付金〕

過疎地域等における飲料水の確保を図るために、一定の基準に従って簡易水道、飲料水供 給施設等の整備に要する経費を補助する。

施 設 名	補助率
簡易水道施設	4/10, 1/3, 1/4, 沖縄 2/3
飲料水供給施設	4/10, 沖縄 2/3

●生活貯水池整備事業(国土交通省※) [国庫補助金]

山間部や半島部、島しょ部等の地域における局地的な水需要は、日量数百m³程度のものが数多くあり、これらの水源として井戸水や渓流に依存した場合には、渇水時の取水の安定性や水質に問題を生じることがある。また、これらの地域は治水安全度が低く、早急な対策が必要となっている。このような地域に密着した小河川における局地的な治水・利水対策を目的とした生活貯水池の整備に要する経費について補助を行う。

※河川総合開発事業費補助及び治水ダム建設事業費補助の中で実施する。

補 助 率	9/10~1/2
平成 29 年度事業実施箇所数	4 箇所

●雪対策砂防モデル事業 (国土交通省) [直轄事業、社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金] ※平成21年度までは国庫補助金

豪雪地帯においては、融雪時の出水や雪崩に伴う土砂流出対策は、地域住民にとって重要な 克雪対策の一環である。これらの豪雪地域において、防災上、住民利便上の観点から雪崩等に よる土砂流出防止の砂防堰堤及び流雪機能を発揮できる低水路等の整備を総合的・包括的に実 施する際に要する経費について補助を行う。

事	業	対	象	除排雪機能を有する低水路、流雪用水確保に寄与する砂防えん堤、土石流
				かつ雪崩の発生危険箇所を流域にもつ砂防堰堤の設置
負	担	<u>l</u>	率	2/3
国	費	ļ.	率	1/2、5.5/10

●雪崩対策事業(国土交通省) [社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金]

※平成21年度までは国庫補助金

豪雪地帯対策特別措置法第 2 条の規定により指定された豪雪地帯において、雪崩による災害から集落(人命)を守るために、雪崩予防柵等の雪崩防止施設の設置を行う。

	豪雪地帯において、都道府県が施行する雪崩対策事業のうち、下記の各項
	に該当する場合で事業費 7,000 万円以上のもの
採 択 基 準	①移転適地がないこと
	②人家おおむね 5 戸(公共的建物を含む)以上又は公共建物のうち重要なも
	のに倒壊等著しい被害を及ぼすおそれのあるもの
国 費 率	1/2

■風倒木及び地震による激甚災害地域における急傾斜地崩壊対策事業(国土交通省) [社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金]※平成21年度までは国庫補助金

風倒木の発生が著しい地域や大規模地震により地盤が緩んだ地域において、急傾斜地の崩壊 による災害から国民の生命を保護するために、急傾斜地崩壊防止施設を設置する。

> 風倒木の発生の著しい地域(「激甚災害に対処するための特別の財政援助 等に関する法律」(昭和 37 年法律第 150 号)第2条第1項の規定により激甚 災害として指定され、かつ、同法第11条の2に基づく森林災害復旧事業を行 う地域で、災害発生の翌年から起算して概ね 5 年以内の地域における公共施 設に関連する急傾斜地及び大規模地震により著しい被害が生じた地域(「激 甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」(昭和 37 年法律第 150 号) 第2条第1項の規定により激甚災害として指定され、かつ、同法第3 条の 1 に基づく公共土木施設災害復旧事業を行う地域で、災害発生の翌年か ら起算して概ね 5 年以内の地域に限る。) における急傾斜地で、「急傾斜地 の崩壊による災害の防止に関する法律」 (昭和44年法律第57号) 第12条に 基づき、都道府県が施行する急傾斜地崩壊防止工事(ただし、急傾斜地崩壊 防止施設の改造工事を除く)のうち、その事業費が 7,000 万円以上のもの で、かつ、原則として、当該急傾斜地崩壊防止工事によって被害が軽減され る地域内において、土砂災害危険箇所の公表等の警戒避難体制に関する措置 がなされているもので次の各号に該当するもの ①急傾斜地の高さが 10m以上であること ②移転適地がないこと ③人家おおむね 5 戸 (公共的建物を含む) 以上に倒壊等著しい被害を及ぼす おそれのあるもの

採択基準

4 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 高齢者の保健及び福祉に関する施策

【過疎法による施策】

- ●高齢者の福祉の増進(法第18条、第19条) [国庫補助金]
 - ○生活支援ハウス(高齢者生活福祉センター)の整備(厚生労働省)

特に人口の高齢化が著しい過疎地域においては、高齢者に対する福祉サービスの充実が急務である。一方で、これらの地域においては、高齢者世帯が点在し、市町村の在宅福祉対策の推進にも困難を伴うことが多い。

このような状況の下では、特に、地域に残った高齢者が虚弱化してもできるかぎり住み慣れた地域で生活を続けられるための施策を充実させることが極めて重要である。そのためには、在宅生活に不安の増してきた虚弱な高齢者が、地域で安心して生活できる居住機能と食事や入浴等のサービス等の介護支援機能を併せもった施設を整備する必要がある。

過疎法では、このような趣旨に適合した施設を市町村が建設しようとする場合に、国が経費の一部を補助することができることとしており、過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)等に基づく「生活支援ハウス」の整備に対する補助(定額)を行っている(医療介護提供体制改革推進交付金)。

【過疎地域を対象とする施策】

●離島等サービス確保対策事業(厚生労働省)〔国庫補助金〕

離島等地域の実情を踏まえた介護サービス確保等のため、離島等におけるホームヘルパー養成など、人材確保対策に重点をおき、具体的な方策・事業の検討や試行的事業等を実施する (補助率 1/2)。

(2) 保育所

【過疎法による施策】

●保育所に対する国の負担又は補助の割合の特例(法第10条)(厚生労働省)[財政措置]

過疎地域における生活環境施設の整備の一環として児童福祉施設のうち保育所の設備の新設、修理、改造、拡張又は整備に対して、通常の国の負担割合は 1/2 であるが、過疎地域市町村については、5.5/10までとしている(安心こども基金)(図表 3-3-14)。

図表 3-3-14 保育所の特別措置の状況 (実績)

	凶衣 3-3-14	术自用切得的相值	こっかしし、この例	
年 度	箇 所 数	事業費	国庫補助金	特例により引き上げ られた国庫補助金
(緊急措置法)	箇所	千円	千円	千円
昭和 45~54 年度	898	24, 980, 553	16, 648, 678	4, 027, 685
(振 興 法)				
昭和 55~平成元年度	551	26, 842, 922	16, 884, 231	3, 462, 784
(活性化法)				
平成 2年度	46	2, 290, 202	1, 259, 611	114, 510
平成 3年度	55	2, 791, 916	1, 535, 554	139, 596
平成 4年度	49	2, 161, 449	1, 188, 797	108, 072
平成 5年度	66	3, 185, 424	1, 786, 664	193, 952
平成 6年度	52	2, 872, 327	1, 591, 218	155, 054
平成 7年度	93	4, 644, 996	2, 554, 748	232, 250
平成 8 年度	49	2, 671, 798	1, 530, 944	195, 045
平成 9年度	50	3, 426, 438	2, 003, 854	290, 635
平成 10 年度	147	5, 846, 195	3, 215, 407	292, 310
平成 11 年度	97	4, 525, 876	2, 489, 232	226, 294
小 計	704	34, 416, 621	19, 156, 029	1, 947, 718
(自立促進法)				
平成 12 年度	99	5, 406, 153	2, 973, 384	270, 308
平成 13 年度	201	7, 445, 615	4, 095, 088	372, 281
平成 14 年度	179	7, 855, 033	4, 320, 268	392, 752
平成 15 年度	103	4, 319, 243	2, 573, 054	227, 451
平成 16 年度	58	4, 998, 806	2, 806, 144	253, 339
平成 17 年度	30	3, 858, 608	1, 074, 688	95, 257
平成 18 年度	12	733, 458	278, 070	21, 635
平成 19 年度	13	1, 871, 844	532, 001	47, 108
平成 20 年度	12	1, 923, 115	555, 993	45, 771
平成 21 年度	1	193, 621	85, 747	8, 782
小 計	708	38, 605, 496	19, 294, 437	1, 734, 684
合 計	2, 861	124, 845, 592	71, 983, 375	11, 172, 871

(備考) 厚生労働省調べ。

※保育所整備について、平成 22 年度以降は、都道府県に造成された「安心こども基金」のみを 活用している。

【過疎地域に関連する施策】

●へき地保育の推進(子どものための教育・保育給付費)(内閣府) [国庫負担金]

認可保育所の設置など特定教育・保育及び特定地域型保育の確保が著しく困難である離島その他の地域において、教育・保育を必要とする就学前子どもを対象に、へき地保育所での特例保育の実施に要する費用を給付する(補助率:1/2)。

(3) その他

【過疎地域に関連する施策】

●社会福祉施設等施設整備費補助金制度(厚生労働省) 〔国庫補助金〕

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービスを行うにあたり、離島その他の地域であって厚生労働大臣が定めるもののうち、将来的にも利用者の確保の見込みがないとして都道府県知事が認めるものにおいては、定員要件を緩和し、より小規模な施設での事業実施が可能となっており、社会福祉法人等が障害者関係施設等の整備を行う場合、上記補助金によりその経費の一部を国が補助している。

事 業 名	内 容	補助率
社会福祉施設等施 設整備費補助金	社会福祉法人等が施設(障害者施設、保護施設等)を整備しようとする場合、原則としてその整備費の2分の1を補助する。	1/2

5 医療の確保

【過疎法による施策】

●医療の確保(法第16条、第17条) [行政措置] [財政措置]

過疎地域における医療確保のため、過疎法は都道府県知事に対し、過疎地域における無医地 区に関し、都道府県計画に基づき、診療所の設置、患者輸送車(艇)の整備、定期的な巡回診 療、保健師による保健指導等の活動、公的医療機関の協力体制の整備及びその他無医地区の医 療の確保に必要な事業を行う責務を課しており、その費用に対し国は、政令で定めるところに より、その2分の1を補助するものとしている。

特に医師、歯科医師の確保等については、国及び都道府県の努力を強調する規定を設けている。

なお、無医地区とは、「医療機関のない地域で、当該地区の中心的な場所を起点として、おおむね半径 4km の区域内に 50 人以上が居住している地域であって、かつ容易に医療機関を利用することができない地区」をいう。

●沖縄振興開発金融公庫からの資金の貸付け〔金融措置〕

○離島·過疎地域特例

沖縄県内の離島・過疎地域での医療施設の整備を進めるため、病院等の新築や増改築に必要な資金について、貸付限度額の特例を設ける。

貸付対象者	沖縄振興特別措置法第3条第3号及び過疎地域自立促進特別措置法第2 条第1項に定める地域において、病院等の新築や増改築を行う者
貸付利率 (年率)	償還期間及び保証人有無等により異なる。
償 還 期 間	30年(うち据置期間3年)以内
貸付限度額	所要資金の範囲内

【過疎地域に関連する施策】

●へき地保健医療対策(厚生労働省)〔国庫補助金〕

へき地保健医療対策については、従来からへき地医療拠点病院、へき地診療所及び患者輸送 車等の整備、へき地巡回診療の実施等各種の施策を総合的に推進している。

事 業 名	内 容	補助率
へき地医療支援機構 運営費補助金制度	へき地医療対策の各種事業を円滑・効率的に実施するため、 都道府県単位で「へき地医療支援機構」を構築し、へき地診療 所等からの代診医の派遣要請等のへき地医療支援に係る広域的 な調整等を行う。 このため、運営費、へき地勤務医師等の確保経費等を補助す る。	1/2
へき地医療拠点病院 整備費等補助金制度	へき地医療支援機構の調整・指導のもとにへき地医療に関する各種事業を行うへき地医療拠点病院について、建物整備、医療機器の購入費及びへき地医療活動等の運営費に対して補助する。	1/2

事 業 名	内 容	補助率
へき地保健指導所整	無医地区のうち人口規模 200 人以上で、かつ、最寄りの医	1/2, 1/3
備費等補助金制度	療機関まで通常の交通機関を利用して 30 分以上を要する地	
	域に保健指導所を設け、そこに専任の保健師を配置し、無医	
	地区住民の保健指導活動を行う。このため、へき地保健指導	
	所の建物整備、巡回保健指導等に必要な自動車の購入費並び	
	に運営費に対して補助する。	
へき地診療所整備費	無医地区のうち人口が原則として 1,000 人以上で、かつ、	1/2, 2/3
等補助金制度	最寄りの医療機関まで、通常の交通機関を利用して(交通機	
	関がない場合は徒歩で)30 分以上を要する地域にへき地診	
	療所を設け地域住民の医療を確保する。このへき地診療所と	
	して必要な診療部門、当該診療所に勤務する医師・看護師の	
	住宅の建物整備及び医療機器の購入費並びに運営費に対して	
	補助する。	
へき地患者輸送車	人口が 50 人以上で、最寄りの医療機関まで通常の交通機	1/2
(艇)整備費補助金制	関を利用して 15 分以上を要する無医地区について、都道府	
度	県又は市町村等が患者を最寄りの医療機関まで輸送する目的	
	をもって設置するへき地患者輸送車(艇)の整備に要する費用	
	を補助する。	
へき地巡回診療車	無医地区又は無歯科医地区に対する巡回診療を実施するた	1/2
(船)整備費等補助金	めに必要な巡回診療車(船)の整備に要する経費及び運営費に	
制度	ついて補助する。	
へき地診療支援シス	離島等の診療所の医師の診療活動を支援するためへき地医	1/2, 2/3
テム等の導入	療拠点病院とへき地診療所との間に静止画像伝送装置等を導	
	入し、その運営費を補助する。	
離島歯科診療班派遣	歯科診療を受ける機会に恵まれない離島に歯科診療班を派	1/2
費補助金制度	遣し、地域住民の歯科医療を確保するため、都道府県が実施	
	する離島歯科診療班派遣に要する歯科医療機器整備費及び運	
	営費を補助する。	
過疎地域等特定診療	過疎地域等における眼科、耳鼻いんこう科又は歯科の特定	1/2
所整備費補助金制度	診療科の医療について、当該市町村内に眼科、耳鼻いんこう	
	科又歯科の診療機能を有する医療機関がない場合は、当該診	
	療科の医療の確保を図るために必要な診療所の整備に要する	
	経費を補助する。	

6 教育・文化の振興

【過疎法による施策】

●教育の充実(法第22条) [行政措置]

国及び地方公共団体は、過疎地域において、その教育の特殊事情にかんがみ、学校教育及び 社会教育の充実に努めるとともに地域社会の特性に応じた生涯学習の振興に資するための施策 の充実について適切な配慮をするものとしている。

●地域文化の振興等(法第23条) [行政措置]

国及び地方公共団体は、過疎地域において伝承されてきた文化的所産の保存及び活用並びに 地域における文化の振興について適切な配慮をするものとしている。

●学校統合に伴う校舎及び屋内運動場の新増築に対する国の負担割合の特例(法第10条) (文部科学省) [財政措置]

過疎地域市町村において公立小中学校等を適正な規模にするために統合しようとする(又はした)ことに伴い必要となる校舎及び屋内運動場の新増築に要する経費について、通常の国の負担割合は1/2であるが、5.5/10を負担することとしている(図表 3-3-15、図表 3-3-16①)。

●学校統合に伴う教職員住宅の建築に対する国の交付金の算定割合の特例(法第 11 条) (文部科学省) 〔財政措置〕

市町村計画に基づいて行う、公立小中学校等の統合に伴い必要となった教職員住宅の建築事業に要する経費について、通常の交付金の算定割合は 1/2 であるが、当該事業に要する経費の 5.5/10 を下回らない額の交付金が充当されるように算定することとしている(図表 3-3-15、図表 3-3-16②)。

図表 3-3-15 小中学校等統合による校舎・屋内運動場及び教職員住宅の整備実績(戸数・面積)

校舎・屋内運動場の整備実績

教職員住宅の整備実績

年 度	校 数	面積	年	度 戸数	面積
(緊急措置法)	校	m²	(緊急措置	法) 戸	m²
昭和 45~54 年度	1,049	1, 442, 100	昭和 45~54	年度 1,529	76, 203
(振 興 法)			(振 興	法)	
昭和55~平成元年度	383	724, 483	昭和55~平成	元年度 581	30, 911
(活性化法)			(活性化法	生)	
平成 2年度	13	25, 556	平成 2年	度 2	80
平成 3年度	18	42,074	平成 3年	度 20	1,045
平成 4年度	13	27, 644	平成 4年	度 0	0
平成 5年度	19	30, 611	平成 5年	度 30	1, 406
平成 6年度	32	74, 532	平成 6年	度 3	300
平成 7年度	25	55, 905	平成 7年	度 1	56
平成 8年度	8	17, 287	平成 8年	度 3	150
平成 9年度	10	29, 914	平成 9年	度 3	174
平成 10 年度	19	37, 789	平成 10 年	度 1	60
平成 11 年度	16	45, 784	平成 11 年	度 0	0
小 計	173	387, 096	小	計 63	3, 271
(自立促進法)			(自立促進	法)	
平成 12 年度	15	26, 673	平成 12 年		0
平成 13 年度	20	42, 346	平成 13 年	度 0	0
平成 14 年度	35	71, 758	平成 14 年	. 度 3	236
平成 15 年度	28	63, 591	平成 15 年	度 0	0
平成 16 年度	37	80, 111	平成 16 年	度 0	0
平成 17 年度	21	29, 598	平成 17 年		0
平成 18 年度	21	29, 932	平成 18 年	度 13	1, 381
平成 19 年度	24	71, 525	平成 19 年		1,872
平成 20 年度	20	51, 170	平成 20 年		1, 633
平成 21 年度	18	35, 255	平成 21 年		320
平成 22 年度	19	46, 255	平成 22 年		2, 790
平成 23 年度	39	95, 383	平成 23 年		1, 571
平成 24 年度	40	76, 385	平成 24 年		2, 908
平成 25 年度	47	72, 441	平成 25 年		600
平成 26 年度	49	45, 066	平成 26 年		570
平成 27 年度	42	53, 990	平成 27 年		1, 117
平成 28 年度	16	55, 061	平成 28 年		4, 164
平成 29 年度	16	32, 520	平成 29 年		700
小 計	507	979, 060		計 151	19, 862
合計	2, 112	3, 532, 739	合	計 2,324	130, 247

(備考) 文部科学省調べ。

図表 3-3-16① 小中学校等統合による校舎及び屋内運動場の整備事業実績

	箇 所 数	事業費	国庫補助金	特例により引き上げら
年 度	箇所	千円	千円	 れた国庫補助金 千円
平成 2年度	13	3, 505, 089	1, 927, 792	175, 251
平成 3 年度	18	6, 379, 016	3, 508, 451	318, 947
平成 4年度	13	5, 185, 761	2, 852, 162	259, 285
平成 5年度	19	6, 673, 867	3, 670, 618	333, 689
平成 6年度	32	6, 995, 446	3, 847, 487	349, 768
平成 7年度	25	14, 112, 764	7, 762, 009	705, 636
平成 8年度	8	4, 040, 397	2, 222, 217	202, 020
平成 9年度	10	5, 106, 367	2, 808, 499	255, 317
平成 10 年度	19	8, 385, 329	4, 611, 917	419, 260
平成 11 年度	16	10, 556, 213	5, 805, 907	527, 808
平成 12 年度	15	5, 856, 213	3, 220, 907	292, 806
平成 13 年度	20	9, 034, 061	4, 968, 723	451, 699
平成 14 年度	35	14, 752, 969	8, 114, 112	737, 636
平成 15 年度	28	12, 909, 021	7, 099, 945	645, 443
平成 16 年度	37	13, 617, 706	7, 489, 713	680, 846
平成 17 年度	21	5, 391, 103	2, 965, 098	269, 543
平成 18 年度	21	5, 236, 597	2, 880, 117	261, 825
平成 19 年度	24	12, 978, 443	7, 138, 126	648, 921
平成 20 年度	20	8, 781, 698	4, 829, 917	439, 084
平成 21 年度	18	6, 743, 949	3, 709, 161	337, 197
平成 22 年度	19	7, 013, 343	3, 857, 325	350, 662
平成 23 年度	39	19, 254, 308	10, 589, 842	962, 703
平成 24 年度	40	18, 472, 680	10, 159, 949	923, 609
平成 25 年度	47	17, 701, 481	9, 625, 969	775, 229
平成 26 年度	49	9, 225, 686	4, 964, 412	351, 585
平成 27 年度	42	12, 548, 695	6, 854, 525	580, 190
平成 28 年度	16	11, 391, 997	6, 265, 586	569, 588
平成 29 年度	16	8, 035, 572	4, 419, 552	401, 766
合 計	680	269, 885, 771	148, 170, 038	13, 227, 313

(備考) 実績には、補正予算分を含む。

図表 3-3-16② 小中学校等統合による教職員住宅整備事業実績

年度 箇所 事業費 国庫補助金 特例により引き上げられた国庫補助金 千円 平成 2 年度 2 10,689 5,878 534 平成 3 年度 20 598,353 329,089 29,917 平成 4 年度 0 0 0 0 平成 5 年度 30 184,894 101,687 9,242 平成 6 年度 3 50,719 27,894 2,535 平成 7 年度 1 8,937 4,915 447 平成 8 年度 3 28,236 15,529 1,411 平成 9 年度 3 39,429 21,685 1,971 平成 10 年度 1 11,532 6,342 576 平成 11 年度 0 0 0 0 平成 13 年度 0 0 0 0 平成 14 年度 3 44,415 24,427 2,220 平成 15 年度 0 0 0 0 平成 16 年度 0 0 0 0 平成 19 年度 12 —	<u> </u>	<u> </u>	子仪寺航台による	3 <u>教職貝性毛整</u> 彌	
一字成 2 年度 2	年 座	箇 所 数	事 業 費	国庫補助金	特例により引き上げら
平成 3 年度 20 598,353 329,089 29,917 平成 4 年度 0 0 0 0 平成 5 年度 30 184,894 101,687 9,242 平成 6 年度 3 50,719 27,894 2,535 平成 7 年度 1 8,937 4,915 447 平成 8 年度 3 28,236 15,529 1,411 平成 9 年度 3 39,429 21,685 1,971 平成 10 年度 1 11,532 6,342 576 平成 11 年度 0 0 0 0 平成 12 年度 0 0 0 0 平成 13 年度 0 0 0 0 平成 14 年度 3 44,415 24,427 2,220 平成 15 年度 0 0 0 0 平成 16 年度 0 0 0 0 平成 17 年度 0 0 0 0 平成 18 年度 13 - - - 平成 20 年度 13 - - - 平成 21 年度 19 - - - 平成 22 年度 19 - - - 平成 24 年度 10 - - -	年 及	箇所	千円	千円	れた国庫補助金 千円
平成 4 年度 0 0 0 平成 5 年度 30 184,894 101,687 9,242 平成 6 年度 3 50,719 27,894 2,535 平成 7 年度 1 8,937 4,915 447 平成 8 年度 3 28,236 15,529 1,411 平成 9 年度 3 39,429 21,685 1,971 平成 10 年度 1 11,532 6,342 576 平成 11 年度 0 0 0 0 平成 12 年度 0 0 0 0 平成 13 年度 0 0 0 0 平成 14 年度 3 44,415 24,427 2,220 平成 15 年度 0 0 0 0 平成 16 年度 0 0 0 0 平成 17 年度 0 0 0 0 平成 16 年度 0 0 0 0 平成 17 年度 0 0 0 0 平成 19 年度 12 - - - 平成 20 年度 13 - - - 平成 21 年度 10 - - - 平成 22 年度 19 - - - 平成 25 年度 <th>平成 2年度</th> <th>2</th> <th>10, 689</th> <th>5, 878</th> <th>534</th>	平成 2年度	2	10, 689	5, 878	534
平成 5 年度 30 184,894 101,687 9,242 平成 6 年度 3 50,719 27,894 2,535 平成 7 年度 1 8,937 4,915 447 平成 8 年度 3 28,236 15,529 1,411 平成 9 年度 3 39,429 21,685 1,971 平成 10 年度 1 11,532 6,342 576 平成 11 年度 0 0 0 0 平成 12 年度 0 0 0 0 平成 13 年度 0 0 0 0 平成 13 年度 0 0 0 0 平成 15 年度 0 0 0 0 平成 15 年度 0 0 0 0 平成 16 年度 0 0 0 0 平成 16 年度 0 0 0 0 平成 17 年度 0 0 0 0 平成 19 年度 12 - - - 平成 20 年度 13 - - - 平成 21 年度 19 -	平成 3 年度	20	598, 353	329, 089	29, 917
平成 6 年度 3 50,719 27,894 2,535 平成 7 年度 1 8,937 4,915 447 平成 8 年度 3 28,236 15,529 1,411 平成 9 年度 3 39,429 21,685 1,971 平成 10 年度 1 11,532 6,342 576 平成 11 年度 0 0 0 0 平成 12 年度 0 0 0 0 平成 13 年度 0 0 0 0 平成 13 年度 0 0 0 0 平成 14 年度 3 44,415 24,427 2,220 平成 15 年度 0 0 0 0 平成 16 年度 0 0 0 0 平成 17 年度 0 0 0 0 平成 18 年度 13 - - - 平成 19 年度 12 - - - 平成 20 年度 13 - - - 平成 21 年度 4 - - - 平成 22 年度 19 -	平成 4年度	0	0	0	0
平成 7 年度 1 8,937 4,915 447 平成 8 年度 3 28,236 15,529 1,411 平成 9 年度 3 39,429 21,685 1,971 平成 10 年度 1 11,532 6,342 576 平成 11 年度 0 0 0 0 平成 11 年度 0 0 0 0 平成 12 年度 0 0 0 0 平成 13 年度 0 0 0 0 平成 14 年度 3 44,415 24,427 2,220 平成 15 年度 0 0 0 0 0 平成 16 年度 0 0 0 0 0 平成 17 年度 0 0 0 0 0 平成 18 年度 13 - - - 平成 19 年度 12 - - - 平成 20 年度 13 - - - 平成 21 年度 4 - - - 平成 22 年度 19 - - - 平成 25 年度 <th>平成 5年度</th> <th>30</th> <th>184, 894</th> <th>101, 687</th> <th>9, 242</th>	平成 5年度	30	184, 894	101, 687	9, 242
平成 8年度 3 28,236 15,529 1,411 平成 9年度 3 39,429 21,685 1,971 平成 10 年度 1 11,532 6,342 576 平成 11 年度 0 0 0 0 平成 12 年度 0 0 0 0 平成 13 年度 0 0 0 0 平成 14 年度 3 44,415 24,427 2,220 平成 15 年度 0 0 0 0 平成 16 年度 0 0 0 0 平成 17 年度 0 0 0 0 平成 18 年度 13 - - - 平成 19 年度 12 - - - 平成 20 年度 13 - - - 平成 21 年度 4 - - - 平成 22 年度 19 - - - 平成 23 年度 10 - - - 平成 25 年度 6 - - - 平成 26 年度 4 - - - 平成 27 年度 10 - - - 平成 29 年度 4 - - - 平成 29 年度 4	平成 6年度	3	50, 719	27, 894	2, 535
平成 9 年度 3 39,429 21,685 1,971 平成 10 年度 1 11,532 6,342 576 平成 11 年度 0 0 0 0 平成 12 年度 0 0 0 0 平成 13 年度 0 0 0 0 平成 14 年度 3 44,415 24,427 2,220 平成 15 年度 0 0 0 0 平成 16 年度 0 0 0 0 平成 17 年度 0 0 0 0 平成 18 年度 13 - - - 平成 19 年度 12 - - - - 平成 20 年度 13 - - - - - 平成 21 年度 4 - - - - - - - 平成 22 年度 19 -	平成 7年度	1	8, 937	4, 915	447
平成 10 年度 1 11,532 6,342 576 平成 11 年度 0 0 0 0 平成 12 年度 0 0 0 0 平成 13 年度 0 0 0 0 平成 13 年度 0 0 0 0 平成 15 年度 0 0 0 0 平成 16 年度 0 0 0 0 平成 17 年度 0 0 0 0 平成 18 年度 13 - - - 平成 19 年度 12 - - - 平成 20 年度 13 - - - 平成 21 年度 4 - - - 平成 22 年度 19 - - - 平成 23 年度 10 - - - 平成 26 年度 4 - - - 平成 26 年度 4 - - - 平成 28 年度 32 - - - 平成 29 年度 4 - - - 平成 29 年度 4 - - -	平成 8 年度	3	28, 236	15, 529	1, 411
平成 11 年度 0 0 0 0 平成 12 年度 0 0 0 0 平成 13 年度 0 0 0 0 平成 14 年度 3 44,415 24,427 2,220 平成 15 年度 0 0 0 0 平成 16 年度 0 0 0 0 平成 17 年度 0 0 0 0 平成 18 年度 13 - - - 平成 19 年度 12 - - - - 平成 20 年度 13 - - - - - 平成 21 年度 4 -	平成 9年度	3	39, 429	21, 685	1, 971
平成 12 年度 0 0 0 0 平成 13 年度 0 0 0 0 平成 14 年度 3 44,415 24,427 2,220 平成 15 年度 0 0 0 0 平成 16 年度 0 0 0 0 平成 17 年度 0 0 0 0 平成 18 年度 13 - - - 平成 19 年度 12 - - - 平成 20 年度 13 - - - 平成 21 年度 4 - - - 平成 22 年度 19 - - - 平成 23 年度 10 - - - 平成 24 年度 21 - - - 平成 25 年度 6 - - - 平成 26 年度 4 - - - 平成 27 年度 10 - - - 平成 29 年度 4 - - -	平成 10 年度	1	11, 532	6, 342	576
平成 13 年度 0 0 0 平成 14 年度 3 44,415 24,427 2,220 平成 15 年度 0 0 0 0 平成 16 年度 0 0 0 0 平成 17 年度 0 0 0 0 平成 18 年度 13 - - - 平成 19 年度 12 - - - 平成 20 年度 13 - - - 平成 21 年度 4 - - - 平成 22 年度 19 - - - 平成 23 年度 10 - - - 平成 24 年度 21 - - - 平成 25 年度 6 - - - 平成 26 年度 4 - - - 平成 27 年度 10 - - - 平成 29 年度 4 - - - 平成 29 年度 4 - - - 平成 29 年度 4 - - -	平成 11 年度	0	0	0	0
平成 14 年度 3 44,415 24,427 2,220 平成 15 年度 0 0 0 0 平成 16 年度 0 0 0 0 平成 17 年度 0 0 0 0 平成 18 年度 13 - - - 平成 19 年度 12 - - - 平成 20 年度 13 - - - 平成 21 年度 4 - - - 平成 22 年度 19 - - - 平成 23 年度 10 - - - 平成 24 年度 21 - - - 平成 25 年度 6 - - - 平成 27 年度 10 - - - 平成 28 年度 32 - - - 平成 29 年度 4 - - -	平成 12 年度	0	0	0	0
平成 15 年度 0 0 0 平成 16 年度 0 0 0 平成 17 年度 0 0 0 平成 18 年度 13 - - 平成 19 年度 12 - - 平成 20 年度 13 - - 平成 21 年度 4 - - 平成 22 年度 19 - - 平成 23 年度 10 - - 平成 24 年度 21 - - 平成 25 年度 6 - - - 平成 26 年度 4 - - - 平成 27 年度 10 - - - 平成 28 年度 32 - - - 平成 29 年度 4 - - -	平成 13 年度	0	0	0	0
平成 16 年度 0 0 0 平成 17 年度 0 0 0 平成 18 年度 13 - - 平成 19 年度 12 - - 平成 20 年度 13 - - 平成 21 年度 4 - - 平成 22 年度 19 - - 平成 23 年度 10 - - 平成 24 年度 21 - - 平成 25 年度 6 - - 平成 26 年度 4 - - 平成 27 年度 10 - - 平成 28 年度 32 - - 平成 29 年度 4 - -	平成 14 年度	3	44, 415	24, 427	2, 220
平成 17 年度 0 0 0 平成 18 年度 13 - - 平成 19 年度 12 - - 平成 20 年度 13 - - 平成 21 年度 4 - - - 平成 22 年度 19 - - - 平成 23 年度 10 - - - 平成 24 年度 21 - - - 平成 25 年度 6 - - - 平成 26 年度 4 - - - 平成 27 年度 10 - - - 平成 28 年度 32 - - - 平成 29 年度 4 - - -	平成 15 年度	0	0	0	0
平成 18 年度 13 — — — 平成 19 年度 12 — — — 平成 20 年度 13 — — — 平成 21 年度 4 — — — 平成 22 年度 19 — — — 平成 23 年度 10 — — — 平成 24 年度 21 — — — 平成 25 年度 6 — — — 平成 26 年度 4 — — — 平成 27 年度 10 — — — 平成 28 年度 32 — — — 平成 29 年度 4 — — —	平成 16 年度	0	0	0	0
平成 19 年度 12 — — 平成 20 年度 13 — — 平成 21 年度 4 — — — 平成 22 年度 19 — — — 平成 23 年度 10 — — — 平成 24 年度 21 — — — 平成 25 年度 6 — — — 平成 26 年度 4 — — — 平成 27 年度 10 — — — 平成 28 年度 32 — — — 平成 29 年度 4 — — —	平成 17 年度	0	0	0	0
平成 20 年度 13 - - - 平成 21 年度 4 - - - 平成 22 年度 19 - - - 平成 23 年度 10 - - - 平成 24 年度 21 - - - 平成 25 年度 6 - - - 平成 26 年度 4 - - - 平成 27 年度 10 - - - 平成 28 年度 32 - - - 平成 29 年度 4 - - -	平成 18 年度	13	_	_	_
平成 21 年度 4 - - - 平成 22 年度 19 - - - 平成 23 年度 10 - - - 平成 24 年度 21 - - - 平成 25 年度 6 - - - 平成 26 年度 4 - - - 平成 27 年度 10 - - - 平成 28 年度 32 - - - 平成 29 年度 4 - - -	平成 19 年度	12	_		_
平成 22 年度 19 - - - 平成 23 年度 10 - - - 平成 24 年度 21 - - - 平成 25 年度 6 - - - 平成 26 年度 4 - - - 平成 27 年度 10 - - - 平成 28 年度 32 - - - 平成 29 年度 4 - - -	平成 20 年度	13	_	_	_
平成 23 年度 10 - - - 平成 24 年度 21 - - - 平成 25 年度 6 - - - 平成 26 年度 4 - - - 平成 27 年度 10 - - - 平成 28 年度 32 - - - 平成 29 年度 4 - - -	平成 21 年度	4	_	_	_
平成 24 年度 21 — — — 平成 25 年度 6 — — — 平成 26 年度 4 — — — 平成 27 年度 10 — — — 平成 28 年度 32 — — — 平成 29 年度 4 — — —	平成 22 年度	19	_	_	_
平成 25 年度 6 - - - 平成 26 年度 4 - - - 平成 27 年度 10 - - - 平成 28 年度 32 - - - 平成 29 年度 4 - - -	平成 23 年度	10	_		_
平成 26 年度 4 - - - 平成 27 年度 10 - - - 平成 28 年度 32 - - - 平成 29 年度 4 - - -	平成 24 年度	21	_		_
平成 27 年度 10 - - - 平成 28 年度 32 - - - 平成 29 年度 4 - - -	平成 25 年度	6	_		_
平成 28 年度 32 - - - 平成 29 年度 4 - - -	平成 26 年度	4	_	_	_
平成 29 年度 4		10	_	_	_
		32	_	_	_
合 計 214 977, 204 537, 446 48, 853			_		
(供表) かない は サママ ない と ない				537, 446	48, 853

⁽備考) 実績には、補正予算分を含む。

【過疎地域を対象とする施策】

●公立学校施設整備事業(文部科学省)〔国庫補助金〕

事 業 名	内容	補助率
公立小中学校等(中等教	公立小中学校等の建物で、構造上危険な状態にある	5. 5/10
育学校の前期課程を含	建物(危険建物)及び教育を行うのに著しく不適当な	(※通常
む)の危険建物及び不適	建物で特別な事情のあるもの(不適格建物)の改築に	1/3)
格建物の改築	ついて、国庫補助率の嵩上げを行っている。	
公立小中学校等の統合に	公立小中学校等を適正な規模に統合することに伴っ	5. 5/10
伴う寄宿舎の整備	て必要となる寄宿舎の新築又は増築について、国庫補	(※通常
	助率の嵩上げを行っている。	1/2)
公立小中学校等の統合に	公立小中学校等を適正な規模に統合することに伴っ	5. 5/10
伴う改修	て必要となる既存の校舎又は屋内運動場の改修につい	(※通常
	て、国庫補助率の嵩上げを行っている。	1/2)

[※]平成 18 年度からの安全・安心な学校づくり交付金(平成 23 年度からは学校施設環境改善交付金。 以下同じ。)化に伴い、個別事業ごとの額の算出はできない。

【過疎地域に関連する施策】

●へき地集会室等の整備(公立学校施設整備費補助制度)(文部科学省) [国庫補助金]

地方公共団体がへき地集会室等の新築又は増築を行う場合に、その経費の一部を国が補助している。 補助率 1/2

●へき地児童生徒援助費等補助金(文部科学省)〔国庫補助金〕

へき地教育振興法の趣旨により、へき地学校等の教育条件の改善等のため、次の補助を行っている。

事 業 名	内容	補助率
スクールバス・ボート等購	へき地学校等の遠距離通学児童生徒の通学条	1/2
入費補助	件の緩和を図るため必要なスクールバス・ボー	
	ト等の購入に要する経費を補助する。	
寄宿舎居住費補助	へき地学校等の児童生徒の保護者が負担する	1/2
	寄宿舎居住費(食費・日用品費・寝具費)につ	
	いて、都道府県及び市町村が徴収を免除する場	
	合、これに要する経費を補助する。	
遠距離通学費補助	学校統合に係る遠距離通学児童生徒の通学費	1/2
	について、市町村が負担する場合、これに要す	
	る経費を補助する。	
高度へき地修学旅行費補助	へき地度の高い小・中学校の児童・生徒の修	財政力指数に
	学旅行費について市町村が負担する場合、これ	応じ1/2、2/3
	に要する経費を補助する。	
保健管理費補助	へき地学校における児童生徒の健康管理の適	1/2
	正な実施並びに学校環境衛生の維持改善を図る	(ただし、心
	ため医師、歯科医師及び薬剤師の派遣に要する	臟検診事業
	経費及び心電図検診を実施するために要する経費	1/3)
	を補助する。	

●私立高等学校等経常費助成費補助金(過疎高等学校特別経費)(文部科学省)

[国庫補助金]

都道府県が、過疎地域に所在する私立高等学校の教育条件の維持向上を図るため、当該私立 高等学校の経常的経費に助成を行う場合、国が都道府県に対してその助成額の一部(3分の1 以内)を補助。

●沖縄振興開発金融公庫からの資金の貸付け〔金融措置〕

○教育離島利率特例制度

教育資金貸付の金利引き下げを行うことにより、教育にかかる費用の負担感が強い沖縄県内の離島住民の本貸付の利用を促し、沖縄離島地域における本土との教育格差を是正するとともに、地域づくりの担い手となる次世代の人材育成を支援する。

貸付対象者	教育一般資金貸付のうち沖縄県内の離島に住所を有する者
	150 万円を限度として教育資金貸付利率-0.9%(母子・父子家庭、年収 200
貸付利率(年率)	万円以下世帯、多子 500 万円以下世帯又は所得が一定以下の者の場合、150
	万円を限度として教育資金貸付利率-1.3%)
償 還 期 間	15年以内(交通遺児家庭、母子・父子家庭、世帯年収 200 万円以下世帯又は 多子 500 万円以下世帯については 18年以内)
貸付限度額	(1 学生・生徒あたり 350 万円 (海外辺学資金を利用する場合け 450 万円)

7 集落の整備等

(1) 集落の整備

【過疎法による施策】

●沖縄振興開発金融公庫からの資金の貸付け(法第28条) [金融措置]

市町村計画に基づき、集落整備のため過疎地域の住民が移転し住宅を建設する場合、その移 転が円滑に行われるよう、沖縄振興開発金融公庫は個人住宅に対する一般住宅貸付け枠の中 で、当該移転に係る住宅の建設、土地の取得に対して次のような特別貸付けを行っている。

貸	付	対	象	事	業	個人住宅の新築及びこれに必要な土地(借地権を含む	p。)の取得
貸付	対象	とな	る住	宅の非	規模	床面積 80 ㎡~175 ㎡以下	
貸	付	の	相	手	方	過疎法に基づく集落整備による移転者	
貸付利率(年率) 0.95%(平						0.95%(平成 30 年 3 月 31 日現在)	
償	ĭ	眾	期		間	過疎法に基づく集落移転者等に対する特別貸付	その他の貸付
						35 年以内(3 年以内の償還期間延長及び据置期間を設	35 年以内
						けることが可能)	
貸	付	[3]	艮	度	額	建築費 一般貸付と同額	
						土地費 300万円以内(B地域、180m²以上 215m²未	(満の場合)

【過疎地域を対象とする施策】

●過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業(総務省)

集落の維持・活性化を図るため、基幹集落を中心に周辺の複数集落をひとつのまとまりとする「集落ネットワーク圏」(「小さな拠点」)において、住民の「くらし」を支える生活サポートシステムの構築や「なりわい」を継承・創出する活動の育成を支援する。

対象地域	過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業実施要綱第4に定める地域(過疎地域を含む条件不利地域)
対象事業	過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業実施要綱第8に定める事業実施計画に基づき実施するもの。
交付対象経費	次に掲げるものに要する経費 ただし、食糧費及び建設地方債が充当可能な経費を除く。 ア 集落ネットワーク圏計画の策定(複数の生活サービスや地域活動の場を集めた拠点の 形成に係るプラン策定を含む。) イ 地域運営組織の体制確立 ウ 活性化プランの策定 エ 産業振興(特産品の開発・販売促進PR事業等) オ 生活の安全・安心確保対策(有償運送の仕組み構築、日用品・食料品等の買物支援等) カ 都市と地域の交流・移住促進対策 キ 地域文化伝承対策 ク その他適当と認められるもの
限度額・交付率	2,000 万円・定額
29 年度予算額	400,000 千円

●過疎地域集落再編整備事業(総務省)〔交付金〕

人口の著しい減少、高齢化の進展等により、その基礎的条件が著しく低下した集落及び基礎的な公共サービスの確保が困難な地域に孤立散在する住居を基幹集落等に移転すること並びに地域における定住を促進するための住宅団地を造成すること及び漸進的な集落移転を誘導するための季節居住団地を造成することによって集落の再編整備を図る過疎地域集落再編整備事業に要する経費について補助を行う。

155			S/LL:	the the take of the land the Nills	
採	択	基	準	集落等移転事業	●集落移転タイプ
					(7) 次のいずれかの条件を充たす集落であること。
					a 交通条件が悪く、医療、教育等基礎的な公共サー
					ビスの確保が困難であること。
					b 交通条件が悪く、人口が著しく減少していること。
					c 交通条件が悪く、高齢化が著しいこと。
					(イ) 全体として移転戸数が概ね5戸以上であること。
					(ウ) 各移転対象集落等にある相当の戸数が移転すること。
					(エ) 移転戸数のうち、相当の戸数が移転先地において団地
					を形成すること。
					●へき地点在住居移転タイプ
					(ア) 交通条件が悪く、医療、教育等基礎的な公共サービス
					の確保が困難な地域に存する住居であること。
					(イ) 全体として移転戸数が3戸以上であり、移転先地にお
					いて団地を形成すること。
				定住促進団地整備	(ア) 地域における定住を促進するための住宅団地を整備す
				事業	るものであること。
					(イ) 5戸以上が団地を形成すること。

定住促	進空き家活 (ア) 地域にお	ける定住を促進するため基幹的集落に点在
用事業	する空き	家を有効活用し、住宅を整備すること。
	(イ) 空き家を	整備する戸数が3戸以上であること。
	(ウ) 公営住宅	法(昭和26年法律第193号)第2条第
	2号に規	定する公営住宅(以下単に「公営住宅」と
	いう。)	、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する
	法律(平	成5年法律第52号)第18条第2項の規
	定による	国の補助を受けて整備した住宅、その他こ
	の事業を	実施する市町村が住宅の用に供している住
	宅は、対	象から除外する。
		が悪く、医療、教育等基礎的な公共サービス
事業		困難な地域に存する住居であること。
		おいて漸進的な集落移転を誘導するため、冬
	.,.,	ご季節的に居住等するための団地を形成する
	こと。	
		て、季節的居住等の戸数が3戸以上であるこ
	と。	
実 施 期 間	原則	として1箇年度内
交 付 対 象 集落等		
		団地造成費、移転先住宅建設等助成費、
	関連施設整備費、産業基盤	
	性団地整備事業及び季節息	
		f関連施設整備費、産業基盤施設整備費
		請費、産業基盤施設整備費
	進空き家活用事業:	
	家の改修に必要な経費(譲	渡を予定しているものを除く。)
交 付 率		1/2 以内
交付対象経費 集落等	移転事業	1 戸当り 6,144 千円を限度
定住促		1 戸当り 3,877 千円を限度
定住促	進空き家活用事業	1 戸当り 4,000 千円を限度
季節居	注団地整備事業	1 戸当り 4,738 千円を限度(ただし、生
		活関連施設整備費として高齢者コミュニ
		ティセンターの建設を伴わない場合は、
		3,877 千円)
29 年度予算額		89,652 千円

●「小さな拠点」を核とした「ふるさと集落生活圏」形成推進事業(国土交通省) 〔補助金〕

人口減少・高齢化が進む中山間地域等において、地域住民への様々な公益サービス機能を維持確保するため、遊休施設を活用し、ワンストップサービスの実現やサービスコストの低減を図る事業であって、「小さな拠点」の形成推進に資する以下のいずれかに該当する事業の実施に必要な施設の整備(既存公共施設を活用するものに限り、設計、付帯設備等を含む。)及び当該施設整備と一体的に行われ、かつ、当該施設整備の前提となる調査等を対象とする。

補	助	対	象	① 既存公共施設の再編・集約を図る事業
				② 「小さな拠点」を含む生活圏において消失し又は消失の可能性のある機
				能のうち当該生活圏の維持・再生に必要な機能について、①の既存公共施設
				の再編・集約を図る事業と併せて、当該機能を有する施設の整備を図る事業
				③ ①の既存公共施設の再編・集約により廃止となる施設の除却、跡地活用
				のための整地を行う事業
補	助	J	率	1/2 以内(市町村)・1/3 以内(NPO 等)
29	年度	予算	蔥額	150,000 千円

(2) 都市部等との交流促進

【過疎地域を対象とする施策】

●過疎地域遊休施設再整備事業(総務省) [交付金]※平成23年度から

過疎地域における廃校舎や老朽化して使用されていない家屋等の遊休施設を有効活用し、 地域振興や都市住民との地域間交流を促進するため、生産加工施設、資料展示施設、教育文 化施設、地域芸能・文化体験施設等の整備に要する経費に対して補助を行う。

	事業	美名		遊休施設再整備事業
				 ① 現在使用されていない家屋、廃校舎、その他本来の用途を廃止した施設等遊休施設を有効活用するものであること。 ② 都市部等との人・文化・情報等による地域間交流を図るものであり、交流を図る上で、都市部等との連携が図られているもの。又は、地域の振興に資するものであること。 ③ 一体的なコンセプトによって地域に所在する既存の施設との調和が図られ、またそのような施設と連携して交流事業等を推進するものであること。 ④ 自然環境や街並み景観に配慮したものであること。 ⑤ 文化、歴史等の地域の特性・魅力をいかしたものであること。
交	付項	事業	者	・過疎地域市町村・構成市町村の2分の1以上が過疎地域市町村である広域市町村圏の一部事務組合等
実	施	期	間	・原則として1箇年度以内
交	付	対	象	①主要施設改修費 遊休施設の改修に必要な経費。ただし、庁舎等公用に供する部分を除く。 ②機能拡張にかかる付帯施設・設備 主要施設の機能拡張を図るため、次に掲げるもの(庁舎等公用に供する部分を除 く。)
				(1) 施設費 ア アトリエ、ギャラリー イ テナント店舗(物販施設、体験工房等) ウ 景観整備施設(景観の維持・向上に資する案内板、誘導路、照明等)

	エ その他必要と認められる施設 (ただし、施設の整備が本体の施設の機能を 拡張するために必要不可欠と認められるものを対象とする。) (2) 設備費 ア 情報通信設備 (パソコン・タッチパネル等通信端末を含む) (ただし、専用のシステム構築を伴うもので、システムと一体として活用と されることを目的とし、単体での使用が不可能な端末を対象とする。
交付率	1/3 以内
交付対象経費	一事業当たり 60,000 千円
29 年度予算額	60,000 千円
29 年度実績	2 団体

【過疎地域に関連する施策】

●離島振興特別事業

○離島活性化交付金(国土交通省) 〔国庫補助金〕

離島における地域活性化を推進し、定住の促進を図るため、海上輸送費の軽減等戦略産業の育成による雇用拡大等の定住促進、観光の推進等による交流の拡大促進、安全・安心な定住条件の整備強化等の取組に対する支援を行っている。

補助率	都道県、市町村、一部事務組合・・・1/2 民間団体・・・1/3 (ただし、国の負担額は、地方公共団体の負担 額と同額までとする。) ※ 流通効率化関連施設整備等事業は、民間団体であっても1/2以内 ※ 特定有人国境離島地域に係る輸送費支援は、6/10以内 (国の負担額は、地方公共団体の負担額の3倍を超えないものとする。)
平成 29 年度予算額	2, 200, 000 千円
平成 29 年度実績	229 件

(参考)

○離島体験滞在交流促進事業(国土交通省) 〔国庫補助金〕(平成24年度まで) 離島の創意工夫を生かした自立的発展を支援するための事業に対して国として補助を行い、離島での滞在や体験を通した交流人口拡大による離島地域の活性化を図っている。

事	業	Þ	寸	容		_	プログラム作成等	③交流事業	④離島振興施設
					の耐震化、バリ	ノアフリー	-1Ľ		
補		助		率	1/2 以内				
				算額	178,028 千円				
事	業	実	績	額	平成 16 年度	5 箇所	212,527 千円		
					平成 17 年度	6 箇所	201,901 千円		
					平成 18 年度	10 箇所	191,806 千円		
					平成 19 年度	6 箇所	182,215 千円		
					平成 20 年度	7 箇所	183, 127 千円		
					平成 21 年度	25 箇所	1,674,029 千円		
					平成 22 年度	6 箇所	184,029 千円		
					平成 23 年度	5 箇所	187,918 千円		
					平成 24 年度	5 箇所	174,503 千円		

○コミュニティ・アイランド推進事業(国土交通省) 〔国庫補助金〕 (平成14年度まで) 離島において、離島の活性化や都市等との交流の場づくり等を推進し、今後の離島の活力 ある地域社会の形成に資するため、市町村が実施するコミュニティ・アイランド推進事業に 対し補助を行っている。

<u> </u>			
1 箇所当たり基準事業費		'イプ126, 000 千円	
	bЯ	'イプ252, 000 千円	
	(施設活用促進)	4,200 千円	
補助率	1/2 (昭和(51~平成4年度において	(は 4. 5/10)
平成 14 年度予算額	4	201, 750 千円(3 箇所)	
コミュニティ・アイランド	年 度	箇 所 数	国費
推進事業実績	平成 2 年度	11	294, 088
	平成 3年度	11	290, 654
	平成 4年度	11	322, 279
	平成 5 年度	11	436, 879
	平成 6年度	11	349, 679
	平成 7 年度	11	349, 679
	平成 8 年度	11	349, 679
	平成 9 年度	10	337, 305
	平成 10 年度	10	431, 065
	平成 11 年度	10	410, 639
	平成 12 年度	8	263, 525
	平成 13 年度	5	224, 573
	平成 14 年度	3	201, 750

○離島交流推進事業(国土交通省) [国庫補助金] (平成14年度まで)

自然や文化、芸能など島の特性を生かした経済的・文化的交流活動等を補助し、他地域との交流による島民の意識の高揚を図るとともに、当該事業を契機とした恒常的な交流を形成する。

1 箇所当たり基準事業費		21,000 千円	
補 助 率		定額(1/2 相当)	
	(昭和 61~	~平成4年度においては	4. 5/10)
平成 14 年度予算額		23, 597 千円(4 箇所)	
離島交流推進事業実績	年 度	箇 所 数	国 費
	平成 2 年度	4	13, 905
	平成 3 年度	3	13, 905
	平成 4 年度	4	13, 905
	平成 5 年度	3	13, 905
	平成 6 年度	3	13, 905
	平成 7 年度	3	13, 905
	平成 8 年度	4	30, 900
	平成 9 年度	4	30, 060
	平成 10 年度	2	21, 000
	平成 11 年度	6	31, 500
	平成 12 年度	3	21, 000
	平成 13 年度	6	31, 500
	平成 14 年度	4	23, 597

8 その他

【過疎地域を対象とする施策】

●過疎地域等自立活性化推進事業(総務省) 〔交付金〕

過疎地域等が、過疎地域における喫緊の諸課題に対応するために取り組むソフト事業に要する経費について補助を行う。

対象事業	原則として過疎地域自立促進特別措置法第6条に定める過疎地域自立促進市町村計画におい
	て当該年度において実施するものとして定められた事業であり、次に掲げるもの。
	(1) 産業振興(スモールビジネス振興)
	(2) 生活の安心・安全確保対策
	(3)集落の維持・活性化対策
	(4)移住・交流・若者の定住促進対策
	(5) 地域文化伝承対策
	(6) 環境貢献施策の推進
交付対象経費	(1) 調査費
	過疎地域における喫緊の諸課題の対策に資すると認められる調査研究事業に要する経費
	(2) 自立活性化推進費
	自立活性化のための対策に資すると認められる事業で次に掲げるものに要する経費
	ア 産業振興(特産品の開発・販売促進PR事業等)
	イ 生活の安心・安全確保対策(コミュニティバス・デマンド交通システムの整備、医
	師確保、巡回医療等)
	ウ 集落の維持・活性化対策
	エ 移住・交流・若者の定住促進対策(空き家バンクの創設費用、交流イベント等)
	才 地域文化伝承対策
	カー環境貢献施策の推進
	キ その他適当と認められるもの
	(3) 市町村等事務費
	調査研究事業又は自立活性化推進事業の実施に要する職員旅費、庁費(消耗品費、印刷
	製本費、通信運搬費、借料及び損料等)その他の事務的経費
限度額・交付率	1,000 万円・定額
29 年度予算額	140,000 千円

【過疎地域に関連する施策】

●地域雇用開発対策(厚生労働省)

能力開発事業	民間機関を活用した委託訓練などにより、対象地域内の求職者に必
	要な職業能力を付与し、再就職の支援を図る。
地域雇用開発助成金	地域雇用開発促進法に基づく同意雇用開発促進地域又は雇用保険法
	施行規則に基づく過疎等雇用改善地域(若壮年層の流出の著しい過疎
	地域等) 等において、事業所の設置・整備を行うとともに地域に居住
	する求職者等を雇い入れた事業主に対して、雇入れ規模及び設置・整
	備費用等に応じた助成を行うことにより、地域の雇用構造の改善を図
	る。

●出稼労働者安定就労対策(厚生労働省)

地元における就労機会の確保を推進するとともに、やむを得ず出稼就労する者に対する適格 紹介の実施に加え、募集の適正化、また労働条件等の改善指導の実施により、出稼労働者の安 全・安定就労を図る。

9 財政上の主要な施策

自立促進法第 13 条においては、国は、市町村計画又は都道府県計画に基づいて行う事業の実施 に関し、必要な資金の確保その他の援助に努めなければならないとされており、地方債の充当、 地方交付税の配分、国庫支出金の交付、各種金融機関による融資等において、特別の配慮を加え ることとされている。また、資金確保のほか、行政上、技術上の助言指導、優先的な事業採択、 事業採択基準の引き下げ等の配慮を行うこととされている。

(1) 地方債

【過疎法による施策】

●資金の確保等(法第13条) 〔財政措置〕

国は、市町村計画又は都道府県計画に基づいて行う事業の実施に関し、必要な資金の確保に 努めるとともに、補助事業採択基準の引下げ、補助事業の優先的な採択、融資制度の特例等を 行うこととしている。なお、これらについては、旧過疎活性化法において認められていたもの を継続するとともに、融資制度の特例の一部が拡充されている。

●過疎地域自立促進のための地方債(法第12条) 〔財政措置〕

過疎地域の市町村は、財政がぜい弱であることに加えて、自立促進のための事業を特に行う必要があるため、特別の地方債が認められている。すなわち、過疎地域市町村が自立促進法に基づき策定した過疎地域自立促進市町村計画に基づいて行う同法第12条第1項に掲げる出資及び施設の整備につき必要とする経費については、地方財政法第5条各号に規定する経費に該当しない経費についても、地方債(過疎対策事業債)をもってその財源とすることができる。また、法改正により、平成22年度からは第12条第2項に定める地域医療の確保、住民の日常的な移動のための交通手段の確保、集落の維持及び活性化その他の住民が将来にわたり安全に安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図るため特別に地方債を財源として行うことが必要と認められる事業として過疎地域の市町村が過疎地域自立促進市町村計画に定めるもの(当該事業の実施のために地方自治法第241条の規定により設けられる基金の積立てを含む。)の実施につき当該市町村が必要とする経費についても、地方財政法第5条各号に規定する経費に該当しない経費について、過疎対策事業債をもってその財源とすることができることとなった。

さらに、将来の財政負担を軽減するため、当該地方債のうち総務大臣が指定したものに係る 元利償還に要する経費については、当該元利償還金の 70%を地方交付税の基準財政需要額に算 入することとしている。

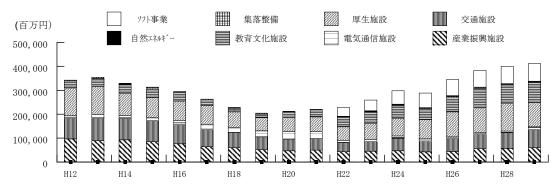
地方債計画における過疎対策事業債の計画額及び充当額(平成 18 年度以降については発行 (予定)額)は、図表 3-3-17 のとおりである。

また、平成 28、29 年度の過疎対策事業債の施設等別発行(予定)額は、図表 3-3-18、19 のとおりである。

図表 3-3-17 過疎対策事業債の状況

		2. 20/0/3/10			
年 度 区 分	地方債計画額	充 当 額	うちソフト分発行 (予定) 額	限度額	活用率
(緊急措置法)	百万円	百万円	百万円	百万円	
昭和 45 年度~54 年度	655, 000	665, 687	_	_	_
(振興法)	000,000	000,000			
	1 600 000	1 640 000			
昭和 55 年度~平成元年	1, 632, 000	1, 642, 999	_	_	_
度					
(活性化法)					
平成2年度~平成11年	3, 152, 200	3, 151, 897	_	_	_
度	, ,				
(自立促進法)					
平成 12年度	370,000	342, 649	_	_	_
平成13年度	354, 000	353, 800	_	_	_
平成 14 年度	329, 000	328, 970	_	_	_
平成 15年度	313, 000	313,000	_	_	_
平成16年度	294, 500	294, 404	_	_	_
平成17年度	290, 000	262, 694	_	_	_
平成 18年度	285, 200	227, 815	_	_	_
平成19年度	280, 400	204, 472	_	_	_
平成 20年度	272, 000	211, 813	_	_	_
平成21年度	275, 700	220, 320	_	_	_
小 計	3, 063, 800	2, 759, 937	_	_	_
(改正自立促進法)					
平成22年度	270, 000	228, 111	37, 905	66, 207	57.3%
平成23年度	290, 000	258, 859	45, 782	70, 207	65. 2%
平成24年度	311, 500	297, 540	56, 559	72, 688	77.8%
平成25年度	313, 900	287, 987	61, 587	74, 542	82.6%
平成26年度	372, 800	345, 179	68, 621	76, 874	89.3%
平成27年度	424, 000	383, 242	70, 923	76, 900	92.2%
平成28年度	440, 900	400, 266	72, 888	76, 358	95. 5%
平成 29 年度	456, 100	411,457	74, 181	76, 429	97.1%

過疎対策事業債施設別充当額



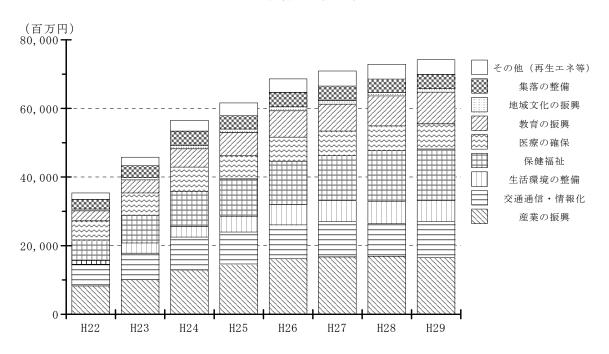
平成 12 年度を 100 とした場合の充当額の推移

年度	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
産業振興施設	100.0	93. 1	95. 8	88. 6	78. 7	66.3	63. 0	53. 3	48. 5	51.5	44. 6	46. 3	48. 9	44. 3	45. 7	57. 9	59. 0	63. 3
交通施設	100.0	107. 5	101. 7	100.6	91.5	81.5	71.6	61. 7	55. 5	55. 0	43. 2	46.6	59. 1	51. 4	61. 1	59. 9	74. 7	85. 2
電気通信施設	100.0	162. 3	137. 1	140. 2	198.8	227. 4	223. 7	277. 7	370. 3	333. 1	107. 9	90.8	105.0	97. 3	77. 2	69. 6	76. 3	125. 3
厚生施設	100.0	100. 9	79.8	72. 4	70. 2	70.5	57. 1	48. 7	50. 7	52. 7	48. 9	58. 1	64. 4	70. 1	90.8	89. 5	98. 9	88. 2
教育文化施設	100.0	113. 0	127. 4	131. 9	121. 1	78.9	57. 2	54. 6	78. 0	101.3	137. 7	162. 2	179.9	152. 4	205. 9	273. 6	261. 4	278. 5
集落整備	100.0	118. 6	117. 9	88. 9	77.3	48.8	32. 0	44. 9	41.6	38.8	26. 8	56. 6	71.4	49.2	89. 6	91. 7	110. 0	93. 9
自然エネルギー施設・設備	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	100.0	186. 3	199. 7	162. 4	232. 7	98. 4	107. 1	125. 0
過疎地域自立促進特別事業 (ソフト分)	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	100.0	120.8	149. 2	162. 5	181. 0	187. 1	192.3	195. 7
合 計	100.0	103. 3	95. 9	91. 3	85. 9	76. 7	66. 5	59. 7	61.8	64. 3	66. 6	75. 5	86.8	84. 0	100. 7	111.8	116.8	120. 1

※自然エネルギー施設・設備及び過疎地域自立促進特別事業(ソフト分)については、平成22年度から対象となっているため同年度を100.0とした。

過疎地域自立促進特別事業(ソフト分)の内訳

事業分野別充当額



事業分野別充当額構成比率

(単位:%)

年度 分野	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
産業の振興	23. 2	21. 9	22.8	23. 7	23.6	23.5	23. 2	22.3
交通通信・情報化	17.9	16. 9	16. 9	15. 1	14. 3	14.6	13. 1	14. 1
生活環境の整備	3. 3	6. 4	5. 6	7. 3	8.8	8.6	8.8	8.4
保健福祉	16.7	17.8	17. 9	17. 9	18. 3	18.4	20. 4	20.1
医療の確保	15.9	14. 1	12.6	10.9	10.2	10.0	9.8	9.9
教育の振興	8. 3	8.3	9. 5	11. 1	11. 3	11.1	12.0	12.5
地域文化の振興	1. 3	1.5	1. 7	1. 5	1. 7	1. 5	1.5	1.4
集落の整備	8. 1	7. 6	7. 3	6. 4	6. 1	5. 9	5. 3	5. 5
その他 (再生エネ等)	5. 4	5.5	5. 7	6. 0	5.8	6. 3	6.0	5.8
小計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

全市町村分 (単位:百万円、%)

于1111	全市町村分 (単位:百万円、				
	施 設 名	対象事業費	発行(予定)額	構成比	
	1 法人に対する出資	358.8	334.0	0.1	
	2 市町村道・橋りょう	1, 969. 4	1, 280. 3	0.3	
	3 農道・林道	6, 043. 0	3, 715. 6	0.9	
	4 漁港関連道	226. 9	140. 6	0.0	
産	5 漁港施設	9, 336. 5	4, 240. 7	1. 1	
業	6 港湾施設	4, 963. 6	3, 457. 7	0.9	
振	7 地場産業振興施設	9, 826. 7	6, 680. 2	1.7	
興	8 貸工場・貸事務所	1, 046. 2	1, 008. 4	0.3	
施	9 観光・レクリエーション施設	30, 915. 8	24, 705. 6	6.2	
設	10 市町村管理都道府県道・橋りょう	45. 3	11.5	0.0	
	11 林業用作業路	322.0	171. 0	0.0	
	12 農林漁業経営近代化施設	17, 672. 3	10, 504. 1	2.6	
	13 商店街振興施設	1020. 9	598. 2	0.1	
	小 計	83, 747. 4	56, 847. 9	14. 2	
	14 市町村道・橋りょう	96, 435. 7	56, 971. 4	14. 2	
交	15 農道・林道	5, 774. 8	3, 481. 3	0.9	
通	16 地域鉄道	427. 2	349. 4	0. 1	
通	17 電気通信施設	9, 105. 4	6, 734. 5	1. 7	
信	18 市町村管理都道府県道・橋りょう	568. 1	438. 2	0. 1	
施	19 自動車・雪上車	1, 085. 8	869. 7	0. 2	
設	20 渡船施設	3, 027. 1	1171. 7	0.3	
	21 除雪機械	3, 937. 2	2, 273. 8	0.6	
	小計	120, 361. 3	72, 290. 0	18. 1	
	22 下水処理施設	52, 775. 0	16, 326. 6		
	23 一般廃棄物処理施設	·		4. 1 5. 5	
	24 火葬場	24, 261. 7 3, 255. 4	22, 026. 1 2, 718. 8	0. 7	
	25 消防施設	13, 082. 0	11, 235. 5	2.8	
厚	26 高齢者保健福祉施設	12, 049. 4	8, 977. 5	2. 2	
生	27 保育所・児童館	8, 730. 0	6, 100. 5	1. 5	
施	28 認定こども園	5, 853. 8	3, 950. 2	1. 0	
設	29 障害者 (児) 施設	1, 344. 1	1, 111. 2	0.3	
,,,,,	30 診療施設	30, 317. 5	16, 257. 1	4. 1	
		·	,		
	31 市町村保健センター及び母子保健センター 32 簡易水道施設	1, 741. 5 65, 285. 1	947. 5	0. 2 6. 2	
		·	24, 808. 0		
	小計	218, 695. 5	114, 459. 0	28. 6	
	33 公民館	4, 769. 7	4, 168. 9	1.0	
	34 その他の集会施設	18, 525. 6	14, 302. 7	3. 6	
	35 小・中学校校舎・屋体・寄宿舎	49, 788. 0	37, 029. 7	9. 3	
	36 小・中学校屋外運動場・プール	4, 148. 7	3, 208. 8	0.8	
	37 義務教育学校校舎・屋体・寄宿舎		221. 1	0.1	
教	38 義務教育学校屋外運動場・プール	251.5	140. 8	0.0	
育	39 市町村立高等学校校舎・屋体・寄宿舎	674. 9	581. 0	0.1	
文	40 市町村立高等学校屋外運動場・プール	123. 0	123. 0	0.0	
化	41 小・中学校教職員住宅	1060. 1	566. 1	0. 1	
施	42 義務教育学校教職員住宅	5 0 .	105. 5	0.0	
設	43 市町村立高等学校教職員住宅	70.4	67. 2	0.0	
-> \	44 小・中学校スクールバス・ボート	1, 247. 9	929. 0	0.2	
	45 義務教育学校スクールバス・ボート		33. 1	0.0	
	46 市町村立高等学校スクールバス・ボート	0.0	0.0	0.0	
	47 図書館	2, 998. 6	2, 345. 6	0.6	
	48 地域文化振興施設	10, 711. 8	8, 917. 4	2. 2	
	49 市町村立の幼稚園	588.8	582. 5	0.1	

	施 設 名	対象事業費	発行(予定)額	構成比
	50 小規模中等教育学校前期課程危険改築	0.0	0.0	0.0
	51 学校給食施設	6, 845. 8	5, 555. 6	1. 4
	小 計	101, 553. 3	78, 878. 0	19. 7
集	52 移転跡地	44. 7	22.0	0.0
落	53 移転先地	14. 5	7. 5	0.0
整	54 定住促進団地	6, 416. 1	4, 215. 2	1. 1
備	小 計	6, 475. 3	4, 244. 7	1. 1
55 自	然エネルギーを利用するための施設・設備	1, 192. 1	658.0	0. 2
	ハード分 小計	532, 024. 9	327, 377. 6	81.8
過	疎地域自立促進特別事業(ソフト分)	96, 883. 0	72, 888. 1	18. 2
	うち基金積立分	9, 016. 1	8, 253. 9	2. 1
	合 計	628, 907. 9	400, 265. 7	100.0
	普通会計債補助事業分	235, 865. 7	128, 286. 2	
	普通会計債単独事業分	256, 323. 9	221, 991. 2	
	公営企業債補助・単独分	136, 718. 3	49, 988. 3	

(備考) 集計の関係上、不明な箇所については空白としている。

全市町村分 (単位:百万円、%)

	可们 <i>为</i>	分 		構成比
	施設名	対象事業費	発行(予定)額	
	1 法人に対する出資	165. 1	164. 4	0.0
	2 市町村道・橋りょう	1, 299. 9	868. 0	0. 2
	3 農道・林道	5, 222. 3	3, 147. 3	0.8
72	4 漁港関連道	191. 5	116. 6	0.0
産	5 漁港施設	8, 409. 4	4, 054. 6	1. 0
業	6 港湾施設	5, 944. 8	4, 229. 3	1. 0
振	7 地場産業振興施設	8, 176. 8	5, 491. 2	1. 3
興	8 貸工場・貸事務所	1, 348. 9	1, 261. 6	0.3
施	9 観光・レクリエーション施設	38, 255. 5	30, 932. 6	7. 5
設	10 市町村管理都道府県道・橋りょう	10.0	10.0	0.0
	11 林業用作業路	469. 2	202. 2	0.0
	12 農林漁業経営近代化施設	15, 406. 8	9, 640. 2	2. 3
	13 商店街振興施設	1, 285. 3	855. 0	0.2
	小 計	86, 185. 5	60, 973. 0	14.8
	14 市町村道・橋りょう	104, 862. 5	65, 846. 0	16. 0
交	15 農道・林道	6, 292. 9	3, 934. 9	1. 0
通	16 地域鉄道	779. 7	693. 0	0. 2
通	17 電気通信施設	12, 788. 8	11, 062. 6	2. 7
信	18 市町村管理都道府県道・橋りょう	340. 1	238. 1	0. 1
施	19 自動車・雪上車	759. 1	649. 9	0. 2
設	20 渡船施設	2, 625. 6	883. 0	0. 2
HA	21 除雪機械	4, 384. 9	2, 487. 9	0.6
	小 計	132, 833. 6	85, 795. 4	20. 9
	22 下水処理施設	52, 854. 6	15, 050. 5	3. 7
	23 一般廃棄物処理施設	23, 843. 9	20, 873. 1	5. 1
	24 火葬場	2, 456. 3	2, 258. 6	0. 5
	25 消防施設	13, 769. 1	11, 711. 3	2. 8
厚	26 高齢者保健福祉施設	12, 189. 3	9, 896. 9	2. 4
生	27 保育所・児童館	10, 929. 0	7, 886. 3	1. 9
施	28 認定こども園	7, 725. 6	4, 849. 3	1. 2
設	29 障害者 (児) 施設	1, 134. 7	965. 0	0. 2
15/	30 診療施設	27, 481. 7	15, 808. 3	3. 8
	31 市町村保健センター及び母子保健センター	988. 6	887. 8	0. 2
	32 簡易水道施設	29, 905. 8	11, 909. 4	2. 9
	小 計	183, 278. 6	102, 096. 5	24. 8
	33 公民館	8, 145. 2	6, 943. 1	1.7
	34 その他の集会施設	24, 955. 5	20, 055. 5	4. 9
	35 市町村立幼稚園	1, 387. 3	1, 140. 1	0. 3
	36 小・中学校校舎・屋体・寄宿舎	43, 501. 0	32, 207. 8	7. 8
	37 小・中学校屋外運動場・プール	3, 255. 7	3, 026. 0	0. 7
	38 小・中学校教職員住宅	647. 4	555. 4	0. 1
教	39 小・中学校スクールバス・ボート	1, 245. 0	964. 3	0. 2
育	40 義務教育学校校舎・屋体・寄宿舎	686. 4	507. 8	0. 1
文	41 義務教育学校屋外運動場・プール	14. 9	14. 7	0. 0
化	42 義務教育学校教職員住宅	25. 2	25. 1	0.0
施	43 義務教育学校スクールバス・ボート	35. 3	20. 9	0. 0
設	44 市町村立高等学校校舎・屋体・寄宿舎	62. 8	58. 6	0.0
	45 市町村立高等学校屋外運動場・プール	164. 3	164. 3	0. 0
	46 市町村立高等学校教職員住宅	0.0	0.0	0.0
	47 市町村立高等学校スクールバス・ボート	0.0	0. 0	0.0
	48 市町村立中等教育学校校舎・屋体・寄宿舎	0.0	0. 0	0. 0
	49 市町村立中等教育学校屋外運動場・プール	0.0	0. 0	0. 0
	50 市町村立中等教育学校教職員住宅	0.0	0. 0	0.0
	111-1 421 1 区外侧具压工	0.0	5. 0	≎. 0

	施 設 名	Ĭ	対象事業費	発行(予定)額	構成比
	51 市町村立中等教育学校スクールバス	・ボート	0.0	0.0	0.0
	52 市町村立特別支援学校校舎・屋体・	寄宿舎	0.0	0.0	0.0
	53 市町村立特別支援学校屋外運動場·	プール	0.0	0.0	0.0
	54 市町村立特別支援学校教職員	員住宅	0.0	0.0	0.0
	55 市町村立特別支援学校スクールバス	・ボート	4.8	2. 9	0.0
	56 市町村立専修学校		12.0	11. 9	0.0
	57 市町村立各種学校		0.0	0.0	0.0
	58 図書館		6, 252. 6	4, 920. 0	1. 2
	59 地域文化振興施設		8, 552. 1	6, 023. 9	1. 5
	60 学校給食施設		8, 544. 3	7, 378. 5	1.8
	小 計		107, 491. 8	84, 020. 8	20. 4
集	61 移転跡地		31.0	30. 9	0.0
落	62 移転先地		46. 2	46. 2	0.0
整	63 定住促進団地		5, 194. 7	2, 544. 8	0.9
備	小 計		5, 271. 9	3, 544. 8	0.9
64 自	然エネルギーを利用するための施設	・設備	1, 270. 0	768. 5	0.2
	ハード分 小計		516, 331. 4	337, 276. 1	82.0
過疎	地域自立促進特別事業(ソフトク	子)	100, 988. 1	74, 181. 0	18.0
	うち基金積立分		9, 027. 7	8, 421. 4	2.0
			617, 319. 5	411, 457. 1	100.0
	普通会計債補助事業分		234, 022. 1		
	普通会計債単独事業分		274, 835. 8		
	公営企業債補助・単独分	}	108, 461. 5	40, 811. 2	

【過疎地域に関連する施策】

●辺地対策事業債(総務省)

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律により辺地(交通条件及び自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれず、他の地域に比較して住民の生活文化水準が著しく低い山間地、離島その他のへんぴな地域で、住民の数その他について政令で定める要件に該当する地域をいう。)を包括する市町村が、辺地とその他の地域との間における住民の生活文化水準の著しい格差の是正を図るため、議会の議決を経て当該辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画(以下、「総合整備計画」という。)を定め、この総合整備計画に基づいて実施する公共的施設の整備に要する経費については、地方財政法第5条各号に規定する経費に該当しない経費についても、地方債(辺地対策事業債)をもってその財源とすることができ、さらに、将来の財政負担を軽減するため、当該地方債のうち総務大臣が指定したものに係る元利償還に要する経費については、当該元利償還金の80%を地方交付税の基準財政需要額に算入することとしている。

地方債計画における辺地対策事業債の計画額及び充当額(平成 18 年度以降については発行 (予定)額)は、図表 3-3-20 のとおりである。

図表 3-3-20 辺地対策事業債の状況

年 度 区 分	地方債計画額	充 当 額
平成2年度~11年度	百万円 782, 100	百万円 782,037
平成12年度	79, 000	78, 907
平成 13 年度	74, 000	73, 903
平成 14 年度	65, 000	64, 998
平成 15 年度	62, 000	61, 966
平成 16年度	58, 000	57, 123
平成 17年度	55, 600	47, 077
平成 18 年度	53, 800	44, 229
平成 19年度	50,800	41, 621
平成 20 年度	49, 300	40, 500
平成 21 年度	49, 900	40, 708
平成 22 年度	43, 300	36, 700
平成 23 年度	41, 200	36, 873
平成 24 年度	42, 700	40, 082
平成 25 年度	42, 800	39, 851
平成 26 年度	42, 500	39, 978
平成 27 年度	48, 100	43, 117
平成 28 年 度	46, 500	44, 840
平成29年度	48, 100	45, 074

(2) 国庫補助金等

【過疎法による施策】

●国の負担又は補助の割合の特例(法第10条)

現行法においては、過疎地域自立促進市町村計画に基づいて行う以下の事業に要する経費に対する国の負担又は補助の割合を過疎地域について引き上げるものとしている(事業の詳細は各々既出)(※)。

(※) 政令で定める交付金(次世代育成交付金)を交付する場合においては、国が負担し、又は補助することとなる割合を 参酌して、当該交付金の額を算定するものとしている(国の補助金等の整理及び合理化等に伴う国民健康保険法等の一 部を改正する法律(平成17年法律第25号)による改正後の自立促進法第10条第2項)。

補助率の嵩	上げ地器
神田の学り	

,		
事業の区分	一般の補助率等	過疎法による補助率等
公立の小中学校等を適正な規模にするため統合しようとする(又はした)ことに伴い必要となる公立の小中学校等の校舎又は屋内運動場の新築又は増築(買収その他これに準ずる方法による取得を含む。)	2分の1	10 分の 5. 5
保育所の設備の新設、修理、改造、拡張又は整備	2分の1	10 分の 5. 5
消防の用に供する機械器具及び設備の購入又は設置	3分の1	10 分の 5. 5

●学校統合に伴う教職員住宅の整備に対する国の負担割合の特例(法第11条)

市町村計画に基づいて行う、公立の小・中学校等の統合に伴い必要となった教職員住宅の建築事業に要する経費について、国が交付する交付金の通常の算定割合は 1/2 であるが、当該事業に要する経費は 5.5/10 を下回らない額の交付金が充当されるように算定することとしている(事業の詳細は既出)。

※三位一体の改革に伴う過疎地域補助金の取扱いについて

平成 14 年度から平成 18 年度にかけて行われた、いわゆる三位一体の改革(国庫補助負担金改革、税源移譲、地方交付税の見直し)に伴い、過疎地域において嵩上げ措置のある補助金等が交付金化された場合には、従前の補助率を参酌して当該交付金の額を算定する措置がとられている。また、廃止された場合には、特別な地方債(施設整備事業(一般財源化分))で対応することとされた。以上のことを整理すると次ページの表のとおりである。

なお、施設整備事業(一般財源化分)において、従来の補助金等相当部分(補助率嵩上げ部分を含む。)に地方債を充当した場合、元利償還金については、後年度に一定割合が普通交付税の基準財政需要額に算入される(算入率は当初 100%であったが、平成 23 年度同意・許可債からは 70%(一部は平成 24 年度同意・許可債から)となっている。次ページの図を参照)。また、施設整備事業(一般財源分)のうち、公立学校施設整備補助金(不適格建築改築事業)に係るものについては、平成 23 年度から学校教育施設等整備事業の対象とされている。

○過疎法10条(【法】)及び予算補助(【予】)

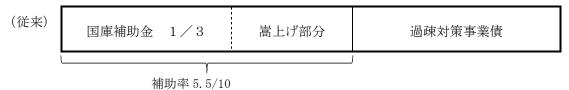
事業	名	補助率 ※ 一般→過疎	対応状況
公立の小・中学校等の 新増築【法】	公立の小・中学校等の統合に伴う校舎等の 新増築【法】		従来どおり (公立学校施設整備費負担金)
保育所の新設等 【法】	公立	1/2→5.5/10 まで	廃止→施設整備事業(一般財源化分)で対応【平成18年度から】
	その他	1/2→5.5/10 まで	従来どおり(次世代育成支援対策施 設整備交付金)【平成17年度から】 →安心こども基金【平成20年度か ら】 →保育所等整備交付金【平成 26年度補正から】
消防設備の整備【法】	常備消防分	1/3-5.5/10	廃止→施設整備事業(一般財源化
消防設備の整備【予】	消防団分	1/2-5.5/10	分) 【平成 18 年度から】
公立小・中学校等の施設の整備【予】	不適格建物改築 (下記部分を除 く)	1/3→5.5/10	廃止→施設整備事業 (一般財源化分) 【平成 18 年度から】→学校教育施設等整備事業【平成 23 年度から】
	不適格建物改築の うち、耐震力不足 等に関する部分 危険建物改築	1/3→5.5/10 1/3→5.5/10	交付金化(安全・安心な学校づくり 交付金) 【平成 18 年度から】→学 校施設環境改善交付金 【平成 23 年 度から】
公立へき地小・中学校会の新増築【予】	等の統合に伴う寄宿	1/2 (へき地) →5.5/10	

※三位一体の改革以前の補助率

○過疎法11条

事 業 名	算定割合	対応状況
公立小・中学校等の統合に伴い必要となっ	5.5/10	交付金化(安全・安心な学校づくり
た教職員住宅の建築		交付金) 【平成 18 年度から】→学
		校施設環境改善交付金 【平成 23 年
		度から】

[施設整備事業(一般財源化分)の仕組み]



(三位一体の改革に伴う措置)

特別の地方債(施設整備事業(一般財源化分))	過疎対策事業債
交付税措置(H22まで100%、H23以降70%※)	迪 峰

【過疎地域を対象とする施策】

現行法に基づくもののほかにも、過疎地域を対象として補助率の嵩上げが行われている (例: 危険校舎の改築事業、林道開設事業等)。

なお、特に農林水産省関係の事業については、過疎地域で実施する場合に、実施要件の緩和 を行っている(図表 3-3-21)。

●農林水産関係事業の実施要件の緩和

図表 3-3-21 実施要件の緩和

事 業 名	緩和事項	一般基準	緩和基準	緩 和 区 域
1 農道等に係る土地改良事 業等				
(1) 農山漁村地域整備交付金 のうち農地整備事業 (通作条件整備)				
[基幹農道整備]	∫受 益 面 積 【幅員 (車道)	50ha 以上 4m以上		過疎(受益のみ)、山村、半島 、離島(幅員のみ)、鹿児島 県奄美市及び大島郡(幅員の み)
[一般農道整備]	受益面積幅 員	50ha 以上 4.5m以上		過疎、山村、半島、急傾斜(幅員 のみ)、特豪(幅員のみ)
(2) 農山漁村地域整備交付金 のうち農地防災事業 (ため池等整備事業) [大規模]	受 益 面 積	100ha 以上	70ha 以上	〕過疎、山村、半島
[小規模] (地域ため池総合整備事業)	受 益 面 積 受 益 面 積	10ha 以上 10ha 以上	5ha 以上 (合計)10ha 以上	
(3) 沖縄振興公共投資交付金 のうち農地整備事業 (通作条件整備)				
[基幹農道整備] [一般農道整備]		50ha 以上 4m以上 50ha 以上 4.5m以上	30ha 以上 3m以上 30ha 以上 4m以上	} 過疎、急傾斜(幅員のみ)
(4) 沖縄振興公共投資交付金 のうち農地防災事業 (ため池等整備事業) [大規模]		60ha 以上		1
[小規模] (地域ため池総合整備事業)	受益面積受益面積	10ha 以上 10ha 以上	5ha 以上 (合計) 10ha 以上	過疎、特定農山村、沖縄

事業名		緩和	事項		一般基準	緩和基準	緩 和 区 域
(5) 農村地域防災減災事業 (ため池整備事業のうちため池 整備工事)							
[大規模] [小規模] 「複数のない辿れた製色した7.48	受	益益益	面面云	積積積	100ha 以上 10ha 以上	70ha 以上 5ha 以上	過疎、山村、離島、半島、特定農山村、沖縄、特豪
[複数のため池を対象とする場合]	文	11111	面	惧	10ha 以上	(合計) 10ha 以上	村
(用排水施設等整備事業のう ち用排水施設整備事業)							
[大規模] [小規模]		益益	面面	積積	400ha 以上 20ha 以上	200ha 以上 10ha 以上	\
2 草地等に係る土地改良事 業等							
(1) 農業競争力強化基盤整備 事業のうち草地畜産基盤整 備事業							
(道営草地整備事業) (公共牧場整備事業)	受 受	益益	面 面	積 積	500ha 以上 200ha 以上	250ha 以上 100ha 以上	過疎、山村、離島、半島、
うち北海道 (再編整備事業)	受	益	面	積	300ha 以上 200ha 以上	150ha 以上 100ha 以上	特定農山村
(2) 農山漁村地域整備交付金 のうち草地畜産基盤整備事 業							
(道営草地整備事業) (公共牧場整備事業)	受受	益益	面面	積 積	500ha 以上 60ha 以上	250ha 以上 30ha 以上	過疎、山村、離島、
	受	益	面	積	300ha 以上 30ha 以上	150ha 以上 15ha 以上	│
(水田地帯等担い手育成整備 事業)	受	益	面	積	30ha 以上	15ha 以上	
3 森林整備事業(林道) (1) 農山漁村地域整備交付金 のうち森林整備事業							
(森林管理道開設) (幹線林道の改良)			つ森林		50ha 以上	30ha 以上	
(その他の林道の改良)	利用	区域の	つ森林	面積	500ha 以上 50ha 以上	30ha 以上	
(幹線林道の舗装) (2) 沖縄振興公共投資交付金	利用	凶 璵(つ森林	田積	500ha 以上	200ha 以上	過疎、山村
のうち森林整備事業 (幹線林道の改良)			つ森林		500ha 以上		過疎、山村
(その他林道の改良) (幹線林道の舗装)			つ森林 つ森林		50ha 以上 500ha 以上	30ha 以上 200ha 以上	過疎、山村
							(※特定又は準特定市町村 であること等の要件を満た す場合に限る)

(3) 地方交付税(総務省)

【過疎地域に関連する施策】

過疎地域に対する地方交付税の措置の主な事項は、次のとおりである。

- ア 過疎対策事業債、辺地対策事業債の元利償還費(市町村分)
- イ 人口急減補正(市町村分)
- ウ 過疎代行事業費(都道府県分)
- エ 集落対策に要する経費(都道府県分、市町村分)

その他 スクールバス・ボートに要する経費(市町村分)、診療所・患者輸送車等の運営に係 るへき地医療対策(都道府県分、市町村分)、簡易水道の建設改良費(市町村分)等

10 その他の行政措置

【過疎法による施策】

●農地法等による処分についての配慮(法第24条) [行政措置]

過疎対策事業として集落整備、産業振興の観点から農地の転用又は権利移転等を必要とする場合があるので、市町村計画に定める用途に供するための農地等の処分については、計画の策定及び実施に際して都道府県知事等と調整を図り、農地の権利の設定、移転、転用等が円滑に行われるよう配慮することとしている。

●国有林野の活用(法第25条) [行政措置]

国有林野の所在する地域における農林業の構造改善その他産業の振興又は住民福祉の向上のための国有林野の活用については、国有林野の活用に関する法律の他、国有林野の管理経営に関する法律の関係法令に基づき処理されているが、過疎地域についても、市町村計画の実施が促進されるよう、当該市町村及び住民に対する国有林野の売払い、貸付け・使用等について適切な配慮をすることとしている。

資 料

過疎対策の概要

過疎対策について

I 過疎対策の経緯

- 〇昭和45年以来、四次にわたり議員立法として過疎法が制定(全て全会一致により成立)。
- •過疎地域対策緊急措置法(昭和45年4月24日施行)
- ·過疎地域振興特別措置法(昭和55年4月1日施行)
- ·過疎地域活性化特別措置法(平成2年4月1日施行)
- ・過疎地域自立促進特別措置法(平成12年4月1日施行。平成22年、平成24年、平成26年、平成29年に法改正。)
- ○現行の過疎地域自立促進特別措置法は、平成32年度末に期限が到来。

Ⅱ 過疎地域の要件

市町村毎に、「人口減少要件」及び「財政力要件」より判定。

※人口減少団体の平均人口減少率より人口が減少 しており、財政力の弱い市町村を指定

IV 過疎地域の現況等

(過疎関係市町村)	(全国)	(過疎地域の割合)
関係市町村数(平成29.4.	1) 817	1,718	47.6 %
人口(平成27国調:万人)	1,088	12,709	8.6 %
面積(平成27国調: km²)	225,468	377,971	59.7 %

※「みなし過疎」と「一部過疎地域」を含む。

Ⅲ 各種施策

- (1)過疎法に基づく施策
- ①過疎対策事業債による支援(平成30年度計画額4,600億円(充当率100%、元利償還の70%を交付税措置))
- ・平成22年の改正過疎法により、従来のハード事業に加えて新たに「ソフト事業」(地域医療の確保、交通手段の確保、集落の維持・活性化等、住民が将来にわたり安全に安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図るための事業(基金積立も含む))も過疎債の対象とした。
- ②国庫補助金の補助率かさ上げ(統合に伴う公立小中学校校舎の整備等)
- ③税制特例措置・地方税の課税免除等に伴う減収補てん措置 等

(2)その他

○過疎地域等自立活性化推進交付金 (平成30年度予算額:6.9億円)

過疎地域自立促進特別措置法と過去の過疎3法の概要

法律名	過疎地域対策緊急措置法	過疎地域振興特別措置法	過疎地域活性化特別措置法		過疎地域自立位	促進特別措置法			
74 F U	(昭和45年 4月24日法律第31号)	(昭和55年 3月31日法律第19号)	(平成 2年 3月31日法律第15号)		(平成12年 3月3	31日法律第15号)	去律第15号)		
制定経緯	議員立法(全会一致)	議員立法(全会一致)	議員立法(全会一致)		議員立法(全会一致)				
期間	昭和45年度~昭和54年度	昭和55年度~平成元年度	平成2年度~平成11年度	平成12年月	度~平成32年度(※法制定当初]の期限(~平成21年度)から1	1年間延長)		
	○ 人口の過度の減少防止 ○ 地域社会の基盤を強化 ○ 住民福祉の向上		○ 過疎地域の <u>活性化</u> ○ 住民福祉の向上	○ 過疎地域の <u>自立促進</u> ○ 住民福祉の向上					
目的	〇 地域格差の是正	○ <u>雇用の増大</u> ○ 地域格差の是正	○ 雇用の増大 ○ 地域格差の是正	○ 雇用の増大 ○ 地域特差の是正 ○ 美し、風格ある国土の形成					
	人口要件	人口要件	人口要件(以下のいずれか)	人口要件(以下のいずれか)					
法制定(改正)時の	昭和35年~昭和40年(5年間) 人口減少率 10%以上	昭和35年~昭和50年(15年間) 人口減少率 20%以上	①昭和35年~昭和60年(25年間) 人口減少率 25%以上	<h124.1~> ①昭和35年~平成7年(35年間) 人口減少率 30%以上</h124.1~>	<h22.4.1~>(※新たに追加)</h22.4.1~>①昭和35年~<u>平成17年</u>(45年間)人口減少率 33%以上	(H26.4.1~>(※新たに追加)①昭和40年~<u>平成22年</u>(45年間)人口減少率 33%以上	<h29.4.1~>(※新たに追加) ①昭和45年~<u>平成27年</u>(45年間) 人口減少率 32%以上</h29.4.1~>		
盗嗣足(は正)時の 過疎地域 の要件			②昭和35年~昭和60年(25年間) 人口減少率 20%以上 かつ 昭和60年の <u>高齢者(65歳以上)</u> 比率 16%以上	②昭和35年~平成7年(35年間) 人口滅少率 25%以上 かつ 平成7年高齢者比率 24%以上	②昭和35年~ <u>平成17年</u> (45年間) 人口滅少率 28%以上 かつ 平成17年高齢者比率 29%以上	②昭和40年~ <u>平成22年</u> (45年間) 人口減少率 28%以上 かつ 平成22年高齢者比率 32%以上	②昭和45年~ <u>平成27年</u> (45年間 人口減少率 27%以上 かつ 平成27年高齢者比率 36%以		
人口要件 かつ 財政力要件				③昭和35年~平成7年(35年間) 人口減少率 25%以上 かつ 平成7年若年者比率 15%以下	③昭和35年〜平成17年(45年間) 人口滅少率 28%以上 かつ 平成17年若年者比率 14%以下	③昭和40年〜 <u>平成22年</u> (45年間) 人口減少率 28%以上 かつ 平成22年若年者比率 12%以下	③昭和45年〜 <u>平成27年</u> (45年間 人口滅少率 27%以上 かつ 平成27年若年者比率 11%以		
				 ④昭和45年~平成7年(25年間) 人口減少率 19%以上 (①~③は、 昭和45年から25年間で人口が 10%以上増加している団体は除く。) 	 銀<u>和和55年~平成17年</u>(25年間) 人口滅少率 1796以上 (①~③は、 <u>昭和55年</u>から25年間で人口が 1096以上増加している団体は除く。) 	 ④昭和60年~平成22年(25年間) 人口減少率 19%以上 (①~③は、 昭和60年から25年間で人口が 10%以上増加している団体は除く。) 	 ④平成2年~平成27年(25年間) 人口減少率 21%以上 (①~③は、 平成2年から25年間で人口が 10%以上増加している団体は除く。 		
	財政力要件 ● S41-S43 財政力指数 0.4未満	財政力要件 ●S51-S53 財政力指数 0.37以下 ●公営競技収益 10億円以下	財政力要件 ●S61-S63 財政力指数 0.44以下 ●公営競技収益 10億円以下	財政力要件 ●H8-H10 財政力指数 0.42以下 ●公営競技収益 13億円以下	財政力要件 ●H18-H20 財政力指数 0.56以下 ●公営競技収益 20億円以下	財政力要件 ●H22-H24 財政力指数 0.49以下 ●公営競技収益 40億円以下	財政力要件 ●H25-H27 財政力指数 0.5以下 ●公営競技収益 40億円以下		
公示 市町村数	当初(S45.5.1) 776/3, 280	当初(S55.4.1) 1,119/3, 255	当初(H2.4. 1) 1, 143/3, 245	当初(H12.4.1) 1, 171/3, 229 追加(H14.4.1)	法延長当初(H22.4.1) 776/1, 727 (H25.4.1現在)	法改正当初(H26.4.1) 797/1, 719	法改正当初(H29.4.1) 817/1, 718		
過疎市町村 /全市町村	最終 1,093/3,255	最終 1,157/3, 245	最終 1,230/3,229	1, 210/3, 218 法延長前(H22.3.31) 718/1, 727	775/1, 719				

都道府県別過疎関係市町村数(平成29年4月1日時点)(県庁所在地・政令市・中核市の該当団体の注釈入り)

都道県名	府	市町村数計	過疎関係 市町村数 計	過疎市町村 (2条1項)	みなし過疎 市町村 (33条1項)	一部過疎を 有する 市町村 (33条2項)	備考
北 海	道	179	149	144	0	5	函館市[中核](過疎)
青	森	40	29	23	1	5	
岩	手	33	24	20	1	3	
宮	城	35	10	7	0	3	
秋	田	25	23	18	4	1	秋田市[中核](一部過疎)
山	形	35	21	18	2	1	
福	島	59	31	27	1	3	
茨	城	44	5	2	0	3	
栃	木	25	4	3	0	1	
群	馬	35	14	9	0	5	高崎市[中核](一部過疎)
埼	₹	63	4	2	0	2	
千	葉	54	7	6	0	1	
東	京	39	6	6	0	0	
神奈	Ш	33	1	1	0	0	
新	潟	30	14	9	1	4	
富	山	15	4	3	0	1	富山市[中核](一部過疎)
石	Ш	19	10	6	0	4	
福	井	17	6	3	0	3	福井市[県庁](一部過疎)
山	梨	27	15	7	0	8	甲府市[県庁](一部過疎)
長	野	77	37	29	0	8	長野市[中核](一部過疎)
岐	阜	42	14	7	1	6	
静	岡	35	9	5	0	4	浜松市[政令](一部過疎)
愛	知	54	5	3	0	2	豊田市[中核](一部過疎)
Ξ	重	29	9	7	0	2	津市[県庁](一部過疎)
滋	賀	19	2	0	0	2	

都道 県名		市町村数 計	過疎関係 市町村数 計	過疎市町村 (2条1項)	みなし過疎 市町村 (33条1項)	一部過疎を 有する 市町村 (33条2項)	備考
京	都	26	10	7	1	2	京都市[政令](一部過疎)
大	函	43	1	1	0	0	
兵	庫	41	10	7	0	3	
奈	良	39	18	18	0	0	
和歌	Ĕ	30	18	15	2	1	
鳥	取	19	12	8	0	4	鳥取市[県庁](一部過疎)
島	根	19	19	15	2	2	松江市[県庁](一部過疎)
岡	E	27	20	13	1	6	岡山市[政令](一部過疎)
広	距	23	16	10	0	6	呉市[中核](一部過疎) 福山市[中核](一部過疎)
Ш		19	12	6	0	6	山口市[県庁](一部過疎) 下関市[中核](一部過疎)
徳	島	24	13	11	0	2	
香	Ш	17	8	6	0	2	高松市[中核](一部過疎)
愛	媛	20	17	11	1	5	松山市[中核](一部過疎)
高	知	34	28	24	0	4	高知市[中核](一部過疎)
福	岡	60	21	16	2	3	
佐	賀	20	9	5	0	4	佐賀市[県庁](一部過疎)
長	崎	21	13	10	1	2	長崎市[中核](一部過疎) 佐世保市[中核](一部過疎)
熊	本	45	27	22	2	3	
大	分	18	16	12	1	3	大分市[中核](一部過疎)
宮	崎	26	17	13	0	4	
鹿児	島	43	41	35	0	6	鹿児島市[中核](一部過疎)
沖	縄	41	18	17	1	0	
全	囯	1,718	817	647	25	145	

(備考) 1 市町村数は平成29年4月1日現在 2 過疎関係市町村数計は、本則適用(第2条第1項)、みなし過疎(第33条第1項)、一部過疎(第33条第2項)のすべてを合算。 3 備考欄に記載した市町村は、過疎関係の政令市、中核市、県庁所在市であり、「政令」「中核」「県庁」と区分を表記している。 4 東京都特別区は市町村数に含まない。

	市町村別団体数	市	町	村	
		279	410	128	

過疎対策事業債について

過疎対策事業債の概要

過疎対策事業債は、過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)により過疎地域とされた市町村が、過疎地域自立促進市町村計画に基づいて行う事業の財源として特別に発行が認められた地方債である。

過疎対策事業債は、総務大臣が各都道府県に同意等予定額の通知を行い、各都道府県知事が市町村ごとに同意(許可)を行う。 充当率は100%であり、その元利償還金の70%は普通交付税の基準財政需要額に算入されることとなっている。

1 対象事業

産業振興施設等	に対する出資 ○産業の振興を図るために必要 都道府県道並びに農道、林道 ○地場産業の振興に資する施記 ○中小企業の育成又は企業の導	: ・	厚生施設等	 ○下水処理のための施設 ○一般廃棄物処理のための施設 ○火葬場 ○消防施設 ○高齢者の保健又は福祉の向上又は増進を図るための施設 ○障害者又は障害児の福祉の増進を図るための施設 ○保育所、児童館 ○認定こども園 ○市町村保健センター及び母子健康包括支援センター ○診療施設 ○簡易水道施設 		
交通通信施設	○市町村道及び市町村が管理す ○農林道 ○電気通信に関する施設 ○交通の便に供するための自動 ○住民の交通手段の確保又は地 車両並びに軌道施設及び軌道 ○除雪機械	車、渡船施設 地域間交流のための鉄道施設及び鉄道	教育文化施設	○公立の小学校、中学校及び義務教育学校並びに 市町村立の幼稚園、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校 ○公立の小学校、中学校若しくは義務教育学校又は市町村立の 中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校の学校給食施設 ・設備 ○公立の小学校、中学校若しくは義務教育学校又は市町村立の 高等学校、中等教育学校若しくは特別支援学校の教職員住宅 ○市町村立の専修学校及び各種学校 ○図書館		
_ , , ,	然エネルギーを利用するための旅 客再編整備	設		○公居館その他の集会施設 ○地域文化の振興等を図るための施設		
ì	過疎地域自立促進特別事業 ○地域医療の確保、住民の日常的な移動のための交通手段の確保、集落の維持及び活性化その他の住民が将来にわ					

2 地方債計画額

(いわゆるソフト対策事業)

平成30年度4,600億円(対前年度(当初)100億円、2.2%増) 平成29年度4,500億円(当初)、4,561億円(改定後)

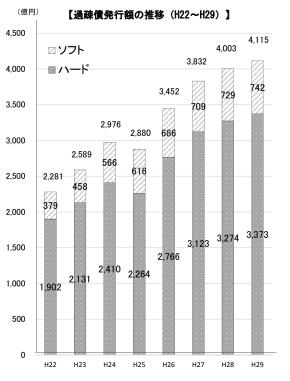
たり安全に安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図るため特別に地方債を財源として行うことが必要と認められる事業(基金の積立てを含む)

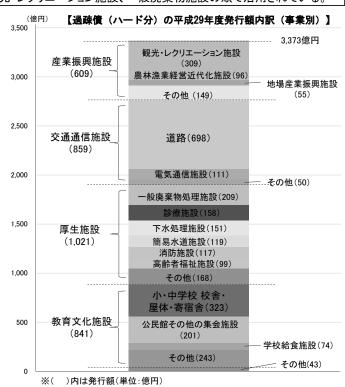
過疎対策事業債に係る改正経緯 (H22~)

年度	地方債計画額	額	過疎対策事業債の制度改正
十尺	(増減額)	うちソフト分	心味 が水学未良 い 即及以正
H22	2,700 (62)	662 (662)	【法改正による対象事業の拡充】 ・認定こども園 ・市町村立の幼稚園 ・図書館 ・自然エネルギー利用施設・設備 ・公立小・中学校の校舎、屋内運動場、寄宿舎、教員住宅、スクールバス等、学校給食施設・設備について、統合要件を撤廃 ・ソフト事業
H23	2,700 (0)	702 (40)	
H24	2,900 (200)	727 (25)	・ソフト分の弾力運用(省令改正)→ソフト分の発行限度額の最大2倍まで発行可 ・下水処理施設に係る償還期間の延長(12年→30年)
H25	3,050 (150)	745 (28)	
H26	3,600 (550)	769 (24)	【法改正による対象事業の拡充】 ・市町村管理の都道府県道 ・貸工場・貸事務所 ・地域鉄道 ・一般廃棄物処理施設 ・火葬場 ・障害者(児)福祉施設 ・公立小・中学校の屋外運動場、プール ・市町村立高等学校の校舎、屋内運動場、屋外運動場、プール、寄宿舎、教職員住宅、スクールバス等
H27	4,100 (500)	769 (0)	・地方創生特別分の創設(~H31年度) →民間雇用の創出や産業の振興に資する事業に対し優先的に配分
H28	4,200 (100)	764 (▲5)	
H29	4,500 (300)	765 (1)	【法改正による対象事業の拡充】 ・市町村立中等教育学校、特別支援学校 ・市町村立中等教育学校(前期課程)、特別支援学校の学校給食施設・設備 ・市町村立の専修学校、各種学校
H30	4,600 (100)	745 (▲20)	・学校教育施設に係る償還期間の延長(12年→25年) ・資金に地方公共団体金融機構資金を追加(下水処理施設及び簡易水道施設)

過疎対策事業債の発行状況

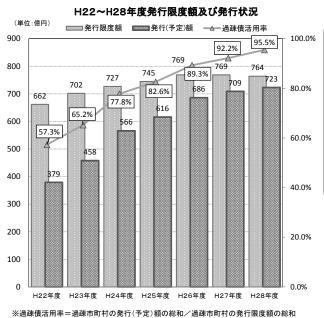
- ○<u>過疎債発行額は</u>、ハード分、ソフト分ともおおむね<u>毎年度増加</u>している。
- 〇過疎債(ハード分)は、道路、小中学校校舎等、観光・レクリエーション施設、一般廃棄物施設の順で活用されている。

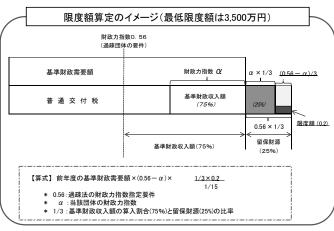




過疎対策事業債(ソフト分)の活用状況

- ○過疎債(ソフト分)の活用率(発行額/発行限度額)は年々上昇している。
- 〇過疎債(ソフト分)を活用している過疎関係市町村は、9割弱(平成28年度実績:過疎関係市町村797のうち695市町村)





<H24年度からの運用弾力化>

○ハード分及びソフト分の起債要望額の合計額が地方債計画額の範囲内で、 ○ソフト分の起債要望額の合計額が発行限度額の合算額に達しない場合、

財政力指数0.56以下の市町村について、**現行の発行限度額に1を乗じて得** <u>た額を限度として加算</u>(最大で現行発行限度額の2倍)を行うことができる。 ※基金への積立ては、対象外。

過疎対策事業債(ソフト分)の対象経費

- 〇過疎債(ソフト分)は幅広い経費を対象としており、産業の振興、保健・福祉、交通通信・情報化、教育の振興など、<u>幅広い分野で活用されている</u>。
- 〇平成28年度の活用実績によれば、<u>過疎債(ソフト分)が創設される以前からの継続事業が55%(50%が</u>過疎債(ソフト分)創設以前から継続されているもの)に上っている。

対象経費:以下を除き、将来にわたり過疎地域の自立促進に資する事業を広く対象(出資及び施設整備費を除く)

- ①市町村の行政運営に通常必要とされる内部管理経費
- ②生活保護等法令に基づき負担が義務づけられている経費
- ③地方債の元利償還に要する経費

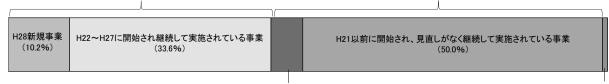
【過疎債(ソフト分)の平成28年度発行実績額内訳(分野別)】

産業の振興 (23.0%)	交通通信·情報化 (13.2%)	生活環境 (8.4%)	保健·福祉 (21.2%)	医療の確保 (9.2%)	教育の振興 (12.1%)	集落の 整備 (5.2%)	自然エネ施設その他(6.0%)
						(5.2%)	(6.0%)

地域文化の振興(1.4%)

【過疎債(ソフト分)の平成28年度発行実績額内訳(事業の新規性別)】

過疎債(ソフト分)創設以降開始されている事業(43.8%) 過疎債(ソフト分)創設以前から実施されている事業(55.3%)



H21以前に開始され、H22以降に拡充、見直しが行われて継続して実施されている事業(5.3%)

無回答(0.8%)

過疎対策事業債 (ソフト分) の活用事例(1) (平成27年度版。以下同じ)

地域 6 次產業化連携強化事業(青森県深浦町)

事業の概要

農水産物を活用し、地域ぐるみで生産・加工・販売に取り組む 「地域ぐるみの6次産業化」を推進することで稼ぐ力を高め、もって地域経済の活性化と雇用の増大を図る。

事業の内容

- 《事業内容》 (下線内容につき、過疎債充当)
- 〇事業者合同で食品展示会に出展(BtoB活動)
- ○首都圏の深浦商品販売ブースでのPR(BtoC活動)
- 〇6次産業化勉強会の実施
- ○企業訪問による深浦産品PR活動

≪総事業費≫

(百万円)	H27
事業費	1.217
内過疎債	1.2

大手食品メーカーから全国発売された商品



主な成果

食品展示会に出展した事業者と大手食品メーカーとの商談が成立 し、H28年秋に町特産物である雪人参を活用した新商品が全国発売されたことで、地域資源の域内加工量が増加した。

(H27年度雪人参加工量22トン → H28年度25トン)

事業者勉強会で企画力やプロモーション力の向上が図られ、新たな特産品の創出につながった。

(H27年度新規特産品認定数5品、合計53品となった。)

市営バス運行事業(京都府京丹後市)

事業の概要

公共交通空白地の解消へ向け、NPO法人の協力を得て、市営バス の運行を行うことにより、通院や買い物が困難な方などの交通手段を 確保する。

事業の内容

≪事業内容≫ (下線事業内容につき、過疎債充当)

○事前予約(電話)に基づき、定められた路線内において必要区間を 不定期で走るデマンドバスの運行を委託

〇民間タクシー会社の撤退により、通院や買い物が困難な方などの交通手段の確保が必要となり、地元NPO法人と協働で空白地解消にむけて取り組むこととなった。

〇運行委託料

≪総事業費≫

(百万円)	H26	H27
事業費	4.6	2.1
内過疎債	0	2.0



主な成果

市営バス運行開始により、16集落(約1,200人)の公共交通空白地域 が解消された。

- 〇H26年度利用者数 693人(H26.7~)
- OH27年度利用者数 958人

過疎対策事業債(ソフト分)の活用事例②

行政情報通信サービス事業(香川県直島町)

事業の概要

行政情報等を周知するためのシステムが平成27年2月に終了することから、タブレット端末を活用して分かりやすい情報配信を行うことのできるシステムを構築する。また、防災行政無線と連携し、災害に対する迅速な対応を可能とするなど、防災体制の強化を図る。

事業の内容

≪事業内容≫ (下線事業内容につき、過疎債充当)

.<u>〇タブレット端末の手配、配信システムの構築および管理などの、サービス</u> 全般を管理する委託費

≪取組経過≫

H25: 緊急情報を受けて防災活動に従事する方々(約300人)に先行配付。 H26: 町内各所にて配付説明会を実施。(町内全戸配付)

H27: 既存のシステムを終了し、タブレット端末のみの放送に移行。

《総事業費》

~心デ不具//								
(百万円)	H25	H26	H27					
事業費	14	41	40					
内過疎債	0	28	27					

主な成果

- 分かりやすい情報配信が行えるようになり、放送内容に対する電話等の 問い合わせが減少した。
- おくやみ情報や、船の停船情報など、臨時で行う放送が確認しやすくなり、 住民への周知能力が格段に向上した。

空き家等適正管理補助事業(秋田県小坂町)

事業の概要

空き家等の管理の適正化を図ることにより、倒壊等の事故、犯罪、 火災等を未然に防止することを目的に、解体に要する経費の一部 を助成し、町民の安全で安心な暮らしに寄与する。

事業の内容

《事業内容》 (下線事業内容につき、過疎債充当)

○解体撤去業者等による危険空き家の解体及び撤去等に要した 工事費の助成

工事費(対象経費)の1/2以内とし、50万円を限度

※危険度を判定するとともに、崩壊や落雪等による周辺への 危険性が高い家屋が優先対象

※H26に3件、H27に17件の補助実績

≪総事業費≫

(百万円)	H26	H27
事業費	0.9	7.9
内過疎債	0.4	7.9

主な成果

倒壊事故、犯罪、火災等が発生する危険性をなくしている。

過疎対策事業債(ソフト分)の活用事例③

高齢者配食サービス事業(新潟県糸魚川市)

事業の概要

食事づくりが困難な一人暮らしの高齢者に食事を提供することにより、生活習慣病の予防と孤独感を緩和し、また安否の確認をすることで在宅生活の継続を図る。

事業の内容

《事業内容》 (下線事業内容につき、過疎債充当)

食事の調理及び配達業務の委託

対 象 :在宅一人暮らし高齢者2,681人 利用者 :54人 個人負担 :500円

≪総事業費≫

(百万円)	H23	H24	H25	H26	H27
事業費	20.0	17.7	12.1	10.1	8.2
内過疎債	0	0	2.9	3.8	3.3

主な成果

- ⇒ 栄養バランスのとれた食事を市内全域に配達することができた。
- ▶ 高齢者に対する見守りのサポートができた。
- 利用者に異変を感じた配達員からの連絡により、市は関係機関を通じて必要な支援やサービスを提供することで、詐欺事件や孤立死などの重大な事態を防ぐことができた。

医療体制推進密附講座開設事業(富山県朝日町)

事業の概要

地域医療への貢献及び医療人材の育成を目的とし、町立病院あさ ひ総合病院において富山大学による寄附講座「地域医療先進学講 座」を開設する。

事業の内容

≪事業内容≫ (下線事業内容につき、過疎債充当)

寄付講座(下記内容)開設のため、富山大学に寄附

- ・高齢者を中心とした診療の実施
- 朝日町の地域医療の実態の調査及び研究
- ・医師養成に関する研究及び教育
- ・寄附講座教員として客員教授1名と客員助教1名を配置

≪総事業費≫

(百万円)	H27
事業費	5
内過疎債	5



主な成果

- ▶ あさひ総合病院での高齢者を中心とした包括的診療、地域医療の実態調査、研究、地域医療への貢献
- » 富山大学医学科5年生への地域医療実習支援(診療の見学等)等による人材の育成

過疎対策事業債(ソフト分)の活用事例④

足寄町営学智塾運営事業(北海道足寄町)

事業の概要

町内唯一の高校である北海道立足寄高校に通う生徒の学習意欲の高揚、学習習慣と基礎学力の定着・向上、さらには足寄町の未来を担う若者の育成と高校存続を通じた人口減少対策を目的とし、公設民営の学習塾を開設する。

事業の内容

《事業内容》 (下線事業内容につき、過疎債充当)

- 〇指定管理者制度による民間事業者への委託料支払い
 - ・北海道立足寄高等学校生徒に対し、高等学校授業の 補完、大学進学等のための講習及び学習指導の実施
 - ・都市部と遜色のない学習環境の提供
 - ·利用者負担の無償化

≪総事業費≫

平成27年度 35百万円 (うち過疎債 10百万円)



主な成果

- ▶ 子育て世代の経済的負担の軽減
- ▶ 足寄高校への入学者数の増
- ▶ 足寄高校の普通科2学級の維持

年度	H26	H27	H28
入学者数	29名	43名	51名

歌舞伎でまちおこし事業(高知県香南市)

事業の概要

伝統文化の継承を図るとともに、歌舞伎によるまちおこしを推進し、香 南市を「歌舞伎のまち」として全国に発信していく。

事業の内容

≪事業内容≫ (下線事業内容につき、過疎債充当)

以下の事業に取り組む組織への補助を行う。

- ①土佐絵金歌舞伎定期公演及び大歌舞伎花形役者による公演
- ②市民によるコミュニティ事業(歌舞伎講座やワークショップ)
- ③訪日外国人等を対象とした、体験型観光メニューの企画開発

≪総事業費≫

(百万円)H27事業費13.0内過疎債5.0



主な成果

- 市民参加のワークショップをきっかけとして新たなメンバーの参加があり、伝統芸能の後継者育成につながった。
- ▶ 新演目の掘りおこし及び役者の世代交代により、伝承につながった。
- > 訪日外国人等を対象とした、「香南市らしい」「弁天座らしい」体験型観光メニューの企画・開発が開始された。
- ▶「歌舞伎でまちおこし」の活動を広く伝えることができた。

過疎対策事業債(ソフト分)の活用事例⑤

集落機能再生事業(山口県長門市)

事業の概要

集落の機能再生を図るため、自治会間の合意形成を経た地域協働体の構築を支援し、地域課題の洗い出しや、課題解決の方策の検討と取組に対し助成を行う。

事業の内容

《事業内容》 (下線事業内容につき、過疎債充当)

. 地域協働体構築モデル事業として、<u>協議会の設立助成として上限 100千円、また、毎年度の事業費助成として上限500千円の財源支援</u>を行うほか、人的支援として地域担当職員の参画や、高齢化率の高い地域には「集落支援員」を配置する。

≪総事業費≫

(百万円)	H25	H26	H27
事業費	1.5	3.7	6.0
内過疎債			4.3

<宇津賀地区での活動>

宇津賀地区では、耕作放棄地に 繁茂する孟宗竹を伐採し、手作り の窯で、竹炭や竹酢液の製造に 取り組んでいる。



主な成果

- ▶ 平成27年度末までに市内8地区において協働体を設立。
- ▶ 他の地区においても、「小さな拠点」の形成に向けた機運が向上。

定住促進事業(佐賀県多久市)

事業の概要

市内に新たに住宅を取得される方等に対し、定住奨励金等を交付することで、定住人口の増加を図り、活気に満ちあふれた地域社会を築く。

事業の内容

≪事業内容≫ (下線事業内容につき、過疎債充当)

定住奨励金、新婚世帯家賃等補助金を交付し、市外からの転入促進 や人口流出防止による定住人口の増加を図る。

- ・定住奨励金 20万円/世帯、転入の場合は20万円加算等
- ・新婚世帯家賃等補助金 実質家賃負担の1/2補助(最高1万円) 申し込み月から最高48ヶ月

※事業内容は、「定住促進官民協働プロジェクト推進会議」で意見 を伺いながら、2年毎に見直し。

≪総事業費≫

(百万円)	H23	H24	H25	H26	H27
事業費	15.4	21.7	23.5	24.8	17.9
内過疎債	7.4	12.8	11.4	13.5	15.2

主な成果

- 社会減は、事業開始前5年間の平均が204人であったが、事業開始後の5年間の平均は141人に縮小。
- 受給者アンケートにおいて、奨励金等が市内への転入の要因となったかの問いに対し、「なった」(31%)、「どちらかといえばなった」(37%)との回答で定住人口の増に寄与。

過疎地域等自立活性化推進交付金(H30年度)

過疎地域等自立活性化推進交付金

H30予算額 6.9億円

- 過疎地域等における喫緊の諸課題に対応するための事業を支援することにより、過疎地域等 の自立活性化を推進
 - ①過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業(まち・ひと・しごと創生総合戦略:「小さな拠点」の形成関連事業
- 基幹集落を中心として複数の集落で構成される集落ネットワーク圏に おける地域運営組織等の取組を支援
 - ・住民の「くらし」を支える生活支援の取組
 - ・「なりわい」を創出する活動
- 〇 平成30年度予算額 4.0億円 (平成29年度予算額4.0億円)
- 〇 定額補助(1事業当たり2,000万円以内)

②過疎地域等自立活性化推進事業

- 過疎地域における喫緊の諸課題に対応するための先進的で 波及性のあるソフト事業を支援
 - ・生活の安心・安全確保
 - ・移住・交流・若者の定住促進
 - •地域文化伝承
- 等
- 〇 平成30年度予算額 1.4億円 (平成29年度予算額 1.4億円)
- 〇 定額補助(1事業当たり1,000万円以内)

③過疎地域集落再編整備事業

- 過疎地域における集落再編を図る取組を支援
 - •定住促進団地整備事業
 - ・定住促進空き家活用事業
 - •集落等移転事業
 - •季節居住団地整備事業
- 〇 平成30年度予算額 0.9億円 (平成29年度予算額0.9億円)
- 〇 交付率1/2以内

4 過疎地域遊休施設再整備事業

- 過疎地域にある遊休施設を再活用して地域間交流や地域振興を図る ための取組を支援
 - •生産加工施設
 - •資料展示施設
 - •教育文化施設
 - •地域芸能•文化体験施設 等
- 〇 平成30年度予算額 0.6億円 (平成29年度予算額0.6億円)
- 〇 交付率1/3以内
- ① 過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業 (まち・ひと・しごと創生総合戦略:「小さな拠点」の形成関連事業)

H30予算額 4.0億円

〇 「集落ネットワーク圏」(小さな拠点)における、住民の「くらし」を支える生活支援の取組や、 「なりわい」を創出する活動を支援する。

基幹集落を中心に周辺の複数集落をひとつのまとまりとして集落機能を確保することにより、持続可能な暮らしを実現 A集落 の集落 の集落 の場所在地域 の場所を地域 のまたり のま

集落ネットワーク圏のイメージ

(1)対象地域 過疎地域をはじめとした条件不利地域 (2)事業主体 集落ネットワーク圏を支える中心的な組織 (地域運営組織等) ※交付金の申請は市町村が実施 (3)交付額 1事業当たり2,000万円以内 (4)平成30年度予算額 4.0億円(平成29年度予算額 4.0億円) (5)対象事業 活性化プランに基づく集落機能の維持・活性化 に資する取組 地域運営組織等 市町村 玉 活性化プランの策定 集落ネットワーク 圏計画の作成 活性化プランに基づく取組 過疎交付金に よる支援 〇 高齢者サロンの開設 住民の合意形成 〇 買物機能の確保 ○ デマンドバス・タクシーの運行 全国各地の 地域運営組織の 〇 伝統芸能や文化の伝承 取組を横展開 形成支援•運営 〇 特産品の開発や6次産業化 支援 〇 田舎暮らし体験 過疎交付金の対象は、活性化プランに基づく取組

施策の概要

平成29年度過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業

ごしょがわらし ななわ

ごしょがわらし

五所川原市七和地区集落ネットワーク圏(青森県五所川原市)

七和まちづくりネットワークによる住民主導の地域ビジネス助け合い事業

≪ネットワーク圏の概要・現状≫

- -6集落(約770世帯、約1,900人)
- -高齢化率:38.6%
- •第1次産業の後継者不足が深刻化

≪背景·課題≫

- ・住民が地域の"つながり"を実感できる機会の創出
- •農作物等の地産地消による地域内の経済循環の活性化
- 農作物等の地産外商による「外貨」の獲得

《主な事業内容》

●小さな拠点&つながるプロジェクト

- ・コミュニティカフェの開設
- •健康体操、健康教室の実施

●助け合いプロジェクト

- ・高齢者等に対する送迎サービスの社会実験
- 買い物難民対策事業の実施 (青森県民生協との連携による、移動販売車「七和楽々号」の 運行)

●地産地消&地産外商プロジェクト

- ・米や薪の生産者と消費者を結びつけるための稲作 & 林業体験 活動の実施
- •米や薪の集荷・保管・配送体制を整えるための体制構築

ひえ

比延集落ネットワーク圏(兵庫県西脇市)

地域が自立!地域で共生!比也野里パワーアッププロジェクト

≪ネットワーク圏の概要・現状≫

- -8集落(約1,500世帯、約3,800人)
- -高齢化率35.7%
- •少子高齢化の進展に伴う、集落の維持性に対する危機感
- ボランティアに依存したまちづくり

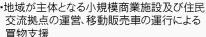
≪背景・課題≫

- •地域自らが主体となった高齢者支援・子育て支援
- •地域資源を活かし、域外から人・資金が流入する地域づくり

《主な事業内容》

●比也野里くらし安心事業、

地域で育てる比也野っ子推進事業



- ・伝統文化の継承行事や放課後等の見守り、多世代交流事業等を通じて地域で子育てを応援
- ●特産品開発・販路拡大事業、豊かな比也野づくり事業、
- 比也野里まるごと魅力発信事業 ・地域資源を活かした特産品開発とその販路拡大
- •循環型農業の促進による食の安心・安全の向上、ブランド化
- ・地域資源を活用した体験型講座の開設(みそづくり、竹炭づくり 等)や地域間交流イベントの開催による都市・農村交流の促進

平成29年度過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業

みなみはた なかがわまち 南畑地区(福岡県那珂川町)

伝わる「暮らし」。みんなの「南畑の本」プロジェクト

≪ネットワーク圏の概要・現状≫

- •6集落(約800世帯、約1,800人)
- ・人口減少(H14→H29で約25%減少)
- •少子化(H3→H29で小学校児童数約72%減少

≪背景·課題≫

- ・地域の人口が減少しても維持できるコミュニティの構築 (交流人口促進、移住促進)
- ・地域内への活性化の取組の周知

えいちょう

みなみきゅうしゅう

頴娃町集落ネットワーク圏(鹿児島県南九州市)

空き家再生ネットワークの資源化を通じた創業支援プロジェクト

≪ネットワーク圏の概要・現状≫

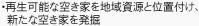
- •74集落(約5,600世帯、約12,000人)
- •高齢化率:36.9%
- •空き家比率が全国平均を大きく上回る(21%)
- ・基幹産業(農業)の価格不振、地元商店の閉鎖

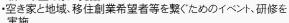
≪背景·課題≫

・これまでの観光まちづくり活動により、地域の観光地化に一定の成果が現れているが、観光の流れを地域の交流活性化(空き家の活用や 創業等)へと結びつける必要性がある。

≪主な事業内容≫

●交流·移住促進対策





・既存の観光スポットへの来訪者を、観光スポット以外の商店街や 農業エリアに誘導するための環境整備 (マップ・看板の作成など)

●産業振興

- ・地域に新たな交流や価値を生み出すビジネスの誘致 (飲食店、体験観光、民泊ゲストハウス、研修受入れ)
- •創業に繋がる可能性のある事業や働き方についての調査研究と 支援



≪主な事業内容≫

●「南畑の本~暮らし編~」の制作

・南畑地区の活性化のテーマである「住みたくなる南畑」のイメージを都市に住む人たちに伝えるための冊子を制作し、南畑の将来の担い手となるような、子育て世代を中心とした移住者の呼び込みを目指す

●地域のみんなでプロモーション活動

- ・冊子の配布先や配布方法、より効果の高い南畑の魅力の伝え方 について、地域住民自らが検討、実施
- ・地域内での冊子のお披露目会を開催することにより、活性化に対する地域の一体感を醸成
- •冊子をツールとして、地域内外のコミュニケーションを促進

② 過疎地域等自立活性化推進事業

H30予算額 1.4億円

○ 過疎市町村等が実施する、過疎地域における喫緊の諸課題に対応するためのソフト事業による取組を支援

施策の概要

先進的で波及性のあるソフト事業を支援し、取組の内容を 横展開することにより、他の市町村におけるソフト事業の 取組の後押しを図る。

(1)事業主体

過疎地域を有する市町村

構成市町村の1/2以上が上記市町村である一部事務組合等

(2)交付額 1事業当たり1,000万円以内

(3)平成30年度予算額 141,000千円 (平成29年度予算額 140,000千円)

対象事業

おおむね以下の分野に該当するソフト事業を対象とする

- ^{る。}① 産業の振興
 - ② 生活の安心・安全確保
 - ③ 集落の維持・活性化
 - ④ 移住・交流・若者の定住促進
 - ⑤ 地域文化の伝承
 - ⑥ 環境貢献施策の推進





(例:住民ワークショップの開催)

(例:買物支援バスの実証運行)

③ 過疎地域集落再編整備事業

H30予算額 0.9億円

○ 過疎市町村が実施する、過疎地域における集落再編を図る取組を支援

施策の概要

(1)事業の種類

① 定住促進団地整備事業

過疎地域における定住を促進するため、基幹的な集落等に住宅 団地を造成する事業に対して補助

② 定住促進空き家活用事業

過疎地域における定住を促進するため、基幹的な集落に点在 する空き家を有効活用し、住宅を整備する事業に対して補助

③ 集落等移転事業

基礎的条件が著しく低下した集落又は孤立散在する住居から基 幹的な集落等に移転するための事業に対して補助

④ 季節居住団地整備事業

漸進的な集落移転を誘導するため、交通条件が悪く、公共サービスの確保が困難な地域にある住居を対象に、冬期間など季節的に 居住等することを目的に、団地を形成する事業に対して補助

(2)事業主体

過疎地域を有する市町村

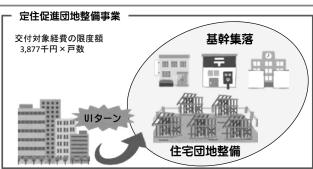
(3)交付率

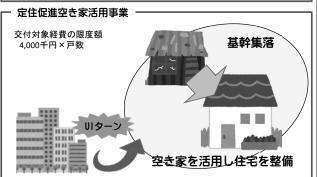
1/2以内

(4)平成30年度予算額 89,652千円

(平成29年度予算額 89,652千円)

事業のイメージ





4 過疎地域遊休施設再整備事業

H30予算額 0.6億円

○ 過疎市町村等が実施する、過疎地域にある遊休施設を再活用して地域間交流や地域振興を図る 取組を支援

施策の概要

過疎地域に数多く存在している廃校舎や使用されていない 家屋等の遊休施設を有効活用し、地域振興や都市住民等と の地域間交流を促進

生産加工施設、資料展示施設、教育文化施設、地域芸能・文化体験施設等の整備に要する事業に対して補助

(1)事業主体

過疎地域を有する市町村 構成市町村の1/2以上が上記市町村である一部事務組合等

(2)交付対象経費の限度額

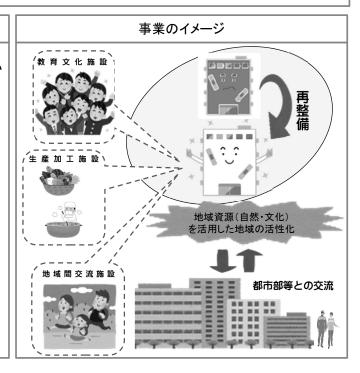
60,000千円

(3)交付率

1/3以内

(4)平成30年度予算額 60,000千円

(平成29年度予算額 60.000千円)



地域おこし協力隊・集落支援員等

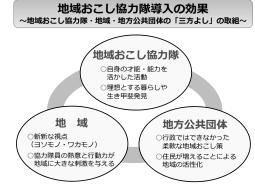
地域おこし協力隊について

地域おこし協力隊とは

- ○制度概要:都市地域から過疎地域等の<u>条件不利地域に住民票を移動</u>し、生活の拠点を移した者を、地方公共団体が「地域おこし協力隊員」として委嘱。隊員は、一定期間、地域に居住して、地域ブランドや地場産品の開発・販売・PR等の地域おこしの支援や、農林水産業への従事、住民の生活支援などの「地域協力活動」を行いながら、その地域への定住・定着を図る取組。
- ○実施主体: 地方公共団体
- ○活動期間:概ね1年以上3年以下
- ○地方財政措置:
 - ◎地域おこし協力隊取組自治体に対し、概ね次に掲げる経費について、特別交付税措置
 - ①地域おこし協力隊員の活動に要する経費:隊員1人あたり400万円上限

(報償費等200万円〔※〕、その他の経費(活動旅費、作業道具等の消耗品費、関係者間の調整などに要する事務的な経費、定住に向けた研修等の経費など)200万円) ※ 平成27年度から、隊員のスキルや地理的条件等を考慮した上で最大250万円まで支給可能とするよう弾力化することとしている(隊員 1 人当たり400万円の上限は変更しない。)

- ②地域おこし協力隊員等の起業に要する経費: 最終年次又は任期終了翌年の起業する者1人あたり100万円上限
- ③地域おこし協力隊員の募集等に要する経費:1団体あたり200万円上限
- ◎都道府県が実施する地域おこし協力隊等を対象とする研修等に要する経費について、普通交付税措置(平成28年度から)



隊員数、取組団体数の推移

年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
隊員数	89人	257人	413人	617人	978人	1,629人 (1,511人)		4,090人 (3,978人)	
団体数	31団体	90団体	147団体	207団体	318団体	444団体	673団体	886団体	997団体

※平成26年度以降の隊員数は、名称を統一した「田舎で働き隊(農林水産省)」の隊員数 (26年度:118人、27年度:174人、28年度:112人、29年度:146人(見込み)) と合わせたもの。カッコ内は、特別交付税算定ベース。

隊員の<u>約4割は</u> 女性 隊員の<u>約7割が</u> 20歳代と30歳代 任期終了後、<u>約6割が</u> 同じ地域に定住 ※H29.3末調査時点

地域おとし協力隊の定住状況等に係る調査結果概要(29年9月公表)

○平成29年3月31日までに任期終了した地域おこし協力隊員の定住状況等について調査を実施。

任期終了した隊員は累計で2,230人 女性は約4割、20代・30代が約3/4

·男性1,395人(63%):女性835人(37%)

·20代816人(37%)、30代862人(39%)

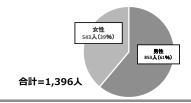
任期終了後、約6割の隊員が同じ地域に定住

活動地の

近隣市町村内に定住

321人(14%)

定住者の男女比





同じ地域に定住

就農等

152人(14%)

合計=2,230人

他の 条件不利地域に

転出

155人 (7%)

《前回調査結果》 活動地と同一市町村内に定住 47% 活動地の近隣市町村内に定住 12% 510人(47%)

○飲食サービス業
○小売業
○宿泊業
○まちづくり支援業
○観光・移住交流業²(等)

314人(29%)

地域おとし協力隊~取組事例~①

北海道弟子屈町

(平成28年度:5名)

【概要】

・町の新たな特産品の開発(町産ワインの醸造)

【活動内容】

- ・町産ワインの開発・醸造とワイン醸造用ブドウの栽培に取り組んでいる。
- ・町内の飲食店で町産ワインを味わうイベントを開催。
- ・ワイン以外の特産品として、間伐残材の活用、ワイン 醸造に適さないブドウを使ったジャムの開発にも取り 組んでいる。

【ポイント】

- ・地域産品を活用した新商品の開発に積極的に取り 組んでいる。
- ・ブドウの栽培・収穫やイベント開催により地域住民との 交流を深めている。



【概要】

・丸森町への移住定住推進活動として、移住・定住サポートセンターで相談員 業務を行うほか、観光関連会社に勤めていたスキルを活かし、地元のローカ ルビジネスを体験するツアーを企画。

【活動内容】

宮城県丸森町

- ・まるもり移住・定住サポートセンターの運営
- ・移住希望者向け相談業務・ツアーの企画・運営
- まるもりローカルベンチャーツアーの企画・運営
- ・お試し移住のための施設運営

【ポイント】

・地元農家やインバウンド企業との連携を通じて 地域住民との交流を深めている。



(平成28年度:2名)

青森県田子町

(平成28年度:3名)

・農産物の6次産業化に取り組むとともに、空き店舗を活用し、農産物の加工 拠点を兼ねたカフェをオープン。カフェ内の加工場は、地域住民のコミュニ ティスペースとしても利用されている。

【活動内容】

- ・地場産食材を生かした手作りのランチカフェの運営。夏秋イチゴの栽培、ジャ ム等の加工。町内産の野菜・果物を活用した菓子の製造販売。地域住民と の交流会(お菓子作り教室等)開催。
- ・地方紙の市民記者として町の情報発信。SNSに よる情報発信。

【ポイント】

・地域の食材を活用・消費するスキームを構築し、 併せて地域住民の交流の場を創出している。



群馬県富岡市

(平成28年度:7名)

・観光客のおもてなしをする「まちなか隊員」と、養蚕業に従事する「地域隊員」 とで活動。

【活動内容】

- 「まちなか隊員」は、「富岡製糸場」を核とする観光案内や、養蚕農家の写真 展示等を企画し、観光客のおもてなしに取り組んでいる。
- ・「地域隊員」は、養蚕文化の伝承や情報発信、富岡シルクのブランド化などに 取り組んでいる。
- ・いずれも、各地区の地域づくり協議会を応援する ため、軽トラ市など地域活動への支援や情報発信 を行っている。

【ポイント】

・「まちなか隊員」、「地域隊員」の任務と地域 活動支援を両立している。



地域おとし協力隊~取組事例~②

石川県輪島市

(平成28年度:5名)

【概要】

・農家によるイベントの企画運営を行う組織の立ち上げや新商品開発、販売等 を行っている。また都市交流としてツアーや体験メニューの開発等、地域ー 帯となっての取組を実施している。

【活動内容】

- 季節に応じた仕事をまとめた「生業カレンダー」の作成。
- 首都圏を対象としたツアーやインターン シップの受入れを実施。

【ポイント】

- ・里山資源を活かした複数の仕事で収入を 得る「多業ライフ」を提案。
- ・地域の交流人口の増加・PR
- •移住者交流会



三重県尾鷲市

(平成28年度:10名)

【概要】

- ・女性の雇用機会を創出するための会社組織を立ち上げ、活動を行っている。 【活動内容】
- ・クラウドファンディングによって出資金を募り地域資源である魚の通信販売や トラックでの移動販売を行う合同会社を設立。
- ・魚の捌き方や料理方法などを紹介する イベントを開催し、販路を拡大

【ポイント】

- ・新たな手法を用いた起業。
- ・地域資源を活用した女性の活躍の場 の創出。



愛知県新城市

(平成28年度:5名)

- ・スポーツツーリズムイベント等の企画運営による誘客・交流事業を行っている。 【活動内容】
- 「新城スポーツツーリズム推進実行委員会」の設立に参画。
- ・トレイルランニングイベントを継続して 開催し、1000名を越える参加者の誘 客と定期的な人の流れを創出。
- ・廃校を活用し、自転車のショーレースを開催 し各種メディアに掲載。

【ポイント】

・遊休施設(廃校)を利用した取組とイベント の定期的な開催により交流人口を増やして いる。



滋賀県東近江市

(平成28年度:10名)

・紫草や木地師などの地域資源を活かし、地域活性化や歴史・伝統の継承を 行っている。

【活動内容】

- ・地域資源である紫草を耕作放棄地で 栽培し、加工品の開発を実施。
- ・木地師発祥の地PRや木地師の歴史・ 伝統の継承のための活動を実施

【ポイント】

・地域資源を活用した耕作放棄地の解消 と、3年後の定住に向けた生業づくり。



地域おこし協力隊~取組事例~③

奈良県川上村

(平成28年度:11名)

【概要】

・隊員が協力しながら朝市や農家民宿、エコツアーなどを展開し、起業による 定住を模索しながら地域活性化に取り組んでいる。

【活動内容】

- ・村産野菜を販売する朝市の実施。また吉野川・紀ノ川流域の生産者との連 携。
- カヌーや洞窟探検などエコツアーの開催。
- ・古民家を改修して農家民宿の運営。
- 吉野杉を活用した木製家具の製作。

【ポイント】

各隊員の得員分野と地域資源の活用 による仕事の創出。



兵庫県朝来市

(平成28年度:9名)

【概要】

・狩猟及び鹿肉の食肉加工所の経営を行っている。また、シェアハウスの開設 に向けて準備を進めている。

【活動内容】

- ・農産物への被害が著しい鹿を使った食肉処理・販売施設の開設
- ・移住者の雇用創出に向けた、農業・ 狩猟・宿泊業・観光業・イベント興行を 生業とした中山間地域での生活モデル

【ポイント】

- ・兵庫県の「地域おこし協力隊等起業化モ デル事業」を活用して起業。
- 隊員が共同で食肉処理施設を運営。



山口県防府市

(平成28年度:2名)

・地域資源である「藍」をテーマとして、地域の文化産業 となることを目指している。

【活動内容】

- ・原料である藍の休耕田での栽培。
- ・「すくも(染料)」の生産と販売。
- ・藍染製品のデザイン、製造、販売。

【ポイント】

- ・藍の栽培による休耕田の利用。
- ・原料の栽培から加工、藍染製品の 製作まで一貫した地元生産による 地域の文化産業を創出している。



熊本県菊池市

(平成28年度:10名)

・市民の健康をサポートする「地域健康プランナー」として、地域の健康づくり や健康長寿社会の形成に取り組む。

【活動内容】

- 病気やけがの予防法を周知。
- ・市の健康づくり大会では、薬草茶と セルフ整体のワークショップを開催。

【ポイント】

熊本地震後は、市内の5つある避難所 を回り、避難者の身体のケアや簡単な 運動・体操指導を行うなど、地域活動 に積極的に取り組んでいる。



地域おこし協力隊~「任期終了後」の活躍事例

島根県雲南市

40代女性

起業

【定住状況】 ・任期終了した4名の隊員のうち3名が定住。(平成29年7月1日時点) 【活動内容】

- ・隊員期間中は小学校が閉校した地域に入り、地域づくりに携わっていた。
- ・任期終了後、農地付き空家を購入し、農村民泊やカフェをしている。また、 専門性を活かして、小中学校でのダンス授業や、幅広い世代への体づくりの ワークショップや施術を行なうほか、ラジオで地域情報番組のパーソナリティ をする等している。

【ポイント】

・元々の専門である体づくりの仕事と、 協力隊の経験を活かした仕事を組み 合わせた「多業」。

新潟県十日町市

30代男性

就業

【定住状況】

・任期終了した40名の隊員のうち27名が定住。(平成29年8月1日時点)

【活動内容】

- ・任期活動中は、地場農産物の地産地消活動、出張販売、春夏秋冬体験アク ティビティの開発、支援世帯の病院送迎、除雪などに取り組んでいた。
- ・任期終了後は、里山体験に特化した 法人を立ち上げ、自身もガイドとして、 様々 な里山体験ツアー などを開催し ている。

【ポイント】

・任期中の隊員活動の実績を元にした、 活動地での起業と就業。



岡山県美作市

20代男性

就農

【定住状況】

- ・任期終了した17名の隊員のうち12名が定住。(平成29年6月1日時点) 【活動内容】
- ・任期期間中は、棚田の再生が活動の軸となり、再生した棚田で農業や、周辺 の森林資源を活かした林業を行う。また古民家を利用したコミュニティスペー スづくりやイベントへの参加・協力・企画などの活動に取り組んでいた。
- ・任期終了後は、再生した棚田での米作りや にんにくなど農作物の生産を行いながら広 葉樹施業、シイタケの原木栽培なども行って いる。

【ポイント】

・過疎化で衰退してしまった棚田での米作りを 再生した。



鳥取県八頭町

20代女性

就業

【定住状況】

・任期終了した6名の隊員のうち4名が定住。(平成29年7月1日時点)

【活動内容】

- ・任期活動中は、志子部集落で特産品の開発や交流体験事業の企画提案を 行っていた。また地域の特産品を売る販路づくりなどを通して、地域のPR活 動を行っていた。
- ・任期終了後はきのこの研究機関にコーディ ネーターとして就業。広報や企画の仕事を 通じてキノコの美味しさや魅力を発信している 【ポイント】
- ・地元の人から信頼を得て、活動を行っていた 地で就業。



集落支援員について

集落支援員

地域の実情に詳しく、集落対策の推進に関してノウハウ・知見を有した人材が、地方自治体からの委嘱を受け、市町村職員と連携 し、集落への「目配り」として集落の巡回、状況把握等を実施

※平成29年度 専任の「集落支援員」の設置数 1,195人 ※ 自治会長などとの兼務の集落支援員の設置数 3,320人

- ・地方自治体⇒集落支援員を設置し、集落支援員と協力して集落対策を推進
- ・総 務 省 ⇒地方自治体に対して、財政措置(支援員一人あたり350万円(他の業務との兼任の場合一人当たり40万円) を上限に特別交付税措置)、情報提供等を実施

※特別交付税の対象経費・・・集落支援員の設置に要する経費・集落点検の実施に要する経費・集落における話し合いの実施に要する経費

※この対策は、過疎地域に所在する集落や、高齢者比率が一定以上の集落など特定の集落に限定していない。(参考)総務省通知(平成20年8月1日総行過第95号)

地方自治体の取組のフロー

■集落支援員の設置

- ■来浴×夜東・ツ欧■ ・ 地方自治体の委嘱により「*集落支援員*」を設置。 ・ 集落支援員は、市町村職員とも連携し、集落への「目配り」として、集落の巡回、状況把握等を行う。

↓ 集落支援員による支援 ↓

■集落点検の実施

・ 集落支援員は、市町村職員と協力し、住民とともに、 集落点検を実施

※点検項目の例:「人口・世帯数の動向」、「通院・買物・共同作業の状況、農地の状況」、「地域資源、集落外との人の交 流、UIターン、他集落との連携の状況」、など

■集落のあり方についての話し合い

- 住民と住民、住民と市町村との間で集落の現状、課題、あるべき姿等 ついての*話し合い*を促進 (「集落点検」の結果を活用)
- ・話し合いに当たり、実施時期・回数・参加者などを検討したり、 集落支援員、市町村、住民や外部有識者の参加を求めるなど、 行政との「話し合い」を実施

《 集落点検や話し合いを通じ必要と認められる施策 》

①デマンド交通システムなど地域交通の確保、②都市から地方への移住・交流の推進、③特産品を生かした地域おこし、④農山漁村教育交流、⑤高齢 者見守りサービスの実施、⑥伝統文化継承、⑦集落の自主的活動への支援 等

> 積 極 的 実 に 施

集落支援員~取組事例~①

長野県松川町

和歌山県紀美野町

(平成29年度:6名)

・地域おこし協力隊とともに、集落住民の生きがいづくりや誇りの醸 成に取り組む。

【活動内容】

- ・交流人口の拡大に向けて、外部有識者や住民で構成する観光交 流地域づくり戦略会議をコーディネート
- ・集落独自の価値を体感できる滞在交流プロ グラムを住民とともに構築

【ポイント】

・地域おこし協力隊とともに活動することで、 地域内外の視点を活かし、より魅力ある 滞在プログラムとなるよう取り組んでいる。



長野県白嶌村

(平成29年度:2名)

総

務

省

支

援

・村内に2名配置。小規模集落を中心に、集落点検の実施や話し 合いへの参加のほか、住民の生活上の困りごとの相談役として も活動。

【活動内容】

- ・奥地の集落に住む高齢者への声かけ
- ・外国人住民との懇談会への参加
- 小規模集落の普請補助

【ポイント】

・2名のうち、一方は白馬村の出身者、もう一方 は移住者で、職歴等も全く異なる。異なった ノウハウを持つ支援員を配置することにより、 地域の課題を幅広くカバーしている。



山口県長門市 (平成29年度:10名)

(平成29年度:4名)

【概要】

・看護師資格を持った2名の支援員が、定期訪問等の高齢者支援活 動を行う。

【活動内容】

- ・独居高齢者、要配慮者宅の訪問。生活や身体の状況を聞き取りし、 困りごとや相談があれば各関係機関に橋渡しをする。
- ・民生委員、児童委員と協力し、高齢者等の情報を共有して、見守り 体制を強化

【ポイント】

・交通機関が少なく病院に行きにくい高齢者が 多いという地域の実情に合わせた集落支援員 を配置することで、細かい目配りができ、住民 から好評を得ている。



【概要】

- ・共通の課題を抱える複数の自治会や、地域づくり活動に取り組む。 団体で設立した「地域づくり協議会」のコーディネートを行う。 【活動内容】
- ・集落支援員が調整役となって、自治会単位や地域活動団体、協 議会全体など、様々なレベルでワークショップを複数回開催し、地 域の意見をくみ上げることで、まちづくりプラン(地域の夢プラン) の策定に結びつける。

【ポイント】

・協議会の下部組織では、高齢者サロンの実施・ 等の地域おこし活動にも取り組んでおり、集落 支援員が地域での話し合いの推進や地域おこ し活動に多角的に取り組んでいる。



※人数は各市町村における専任の集落支援員の総数(特交ペース)であり、上記の取組以外の活動を行っている集落支援員も含まれる。

集落支援員~取組事例~②

高知県室戸市

【概要】

(平成29年度:2名)

・中山間地域に1名配置し、現在活動する地域おこし協力隊と連携 しながら地域づくり活動を実施。

【活動内容】

- ・高齢者が栽培した野菜を集荷し、市内直売所へ代理出荷する 「庭先出荷」を実施
- ・地域住民グループによる特産品作りを支援
- ・高齢者によるコミュニティ活動の運営支援 【ポイント】
- ・集落支援員自身も元地域おこし協力隊であり、 当時の経験や地域とのネットワークを活用し、 引き続き地域で幅広く活動している。



高知県安芸市

【概要】

・人口減少、高齢化が著しい畑山地域において、集落点検や高齢世 帯の見守り等を実施。

【活動内容】

- 住民が市職員等も交えて地域の課題を話し合う「まちづくり懇談会」 をコーディネートし、住民と行政の間の話し合いを推進
- ・山間部の住民の家への声かけ、道路の異常の有無等の点検・報告 【ポイント】
- ・集落支援員の呼びかけにより、畑山地域出身 者等により構成される「畑山山援隊」が組織さ れ、交流施設におけるイベントが開催されるな ど、地域外住民も交えた地域おこし活動につな がっている。



(平成29年度:1名)

大分県宇佐市

(平成29年度:18名)

集落支援員が小学校区毎に設立された地域運営組織の中心メン バーとなって活動し、地域の将来像を描いた「まちづくり計画書」の 策定や地域おこし活動に取り組む。

【活動内容】

- 集落点検や、住民アンケートを実施し、「まちづくり計画書」を策定
- 集落支援員同士の情報交換会の実施
- ・子育て支援、高齢者支援等の地域おこし活動 【ポイント】
- ・大学と連携してワークショップを開催し、地域 運営組織の体制見直しや将来の人口分析、こ れまでの活動の振り返りなどを行い、引き続き、 地域の将来像を描くための活動を行っている。



沖縄県名護市

(平成29年度:4名)

・市域が広域であり、各地域の課題も多岐にわたることから、旧村単 位で集落支援員を配置し、各地域の現状把握や課題解決の支援を 行う。

【活動内容】

- ・各地域が行う、地域資源を生かした地域おこし事業の支援
- ・地域が行う移住受け入れの支援活動、移住後のフォローアップ
- ・各地域が地域づくり活動を円滑に行うための 関係団体のネットワーク構築支援
- ・【ポイント】
- 持続可能な地域づくりのため、集落支援員自身 が前面に立って企画運営を行うのではなく、住 民主体の取組への支援を中心に活動している。



※人数は各市町村における専任の集落支援員の総数(特交ペース)であり、上記の取組以外の活動を行っている集落支援員も含まれる。

集落支援員の活躍先

(平成29年度特交ベース) 303自治体(3府県300市町村) ○支援員数 専任1,195名、兼任3,320名 ※表は専任のみ 都道府県名 市町村名 支援員数 市町村名 支援員数 都道府県名 市町村名 支援員数 都道府県名 市町村名 支援員数 都道府県名 市町村名 支援員数 白馬村 群馬県 松前町 小谷村 高山村 朝倉市 高野町 東峰村 埼玉県(5) 蘭越田 木島平村 すさみ町 階勝浦町 大刀洗町 千葉県 南房総市 山武市 山武市 柏崎市 十日町市 見附市 村上市 鳥取市 倉吉市 智頭町 佐賀市 唐津市 多久市 (16) 愛別町 北海道 (41) 10 南富良野町 恵那市 八頭町 基山町 白川町 佐世保市 鳥取県 (63) 美深町遠別町白老町 三好市上勝町 全岐町 さぬき市まんのう町 新潟県 徳島県 (75) 静岡県(15) (53) 妙高市 (24) 香川県 厚真町 むかわ町 鳥羽市 熊野市 愛媛県 愛媛県★ 紀北町 長浜市 守山市 京都府★ 出雲市大田市安東市飯南町 入万高原町 高知市 室戸市 大船渡市 石川県 珠洲市 熊本県 南阿蘇村 山都町 多良木町 相良村 (6) 能登町 (8) 滋賀県 (21) 福井県 安芸市 西和賀町 中津市 日田市 普代村 綾部市 川本町 13 須崎市 宿毛市 気仙沼市 空城但 京丹後市 島根県(121) 佐伯市 臼杵市 気個沼巾 登米市 秋田県★ 鹿角市 鶴岡市 寒河江市 茅野市 邑南町 千曲市 東御市 佐久穂町 辰野町 津和野町 津久見市
竹田市
豊後高田市 (53) 篠山市 安田町 馬路村 芸西村 大豊町 土佐町 大川村 いの町 中土佐町 海士町 西ノ島町 知夫村 隠岐の島町 宇佐市 高知県 (55) 箕輪町 飯島町 宮崎市 串間市 西川町 朝日町 山形県 南箕輪村松川町高森町 えびの市 椎葉村 日之影町 鹿児島市 (17) 佐川町 越知町 阿智村 遊佐町 高取町 鹿屋市 喜多方式 明日香村 指宿市 本松市 天龍村 奈良県 津野田 曾於市 田村市南会津町 黒滝村十津川村下北山村 福島県 (19) 沖縄県 (5) 会津美里町 福岡県 北大東村 茨城(30) 常陸大宮市 生坂村 川上村 安芸高田市 (18) 小郡市

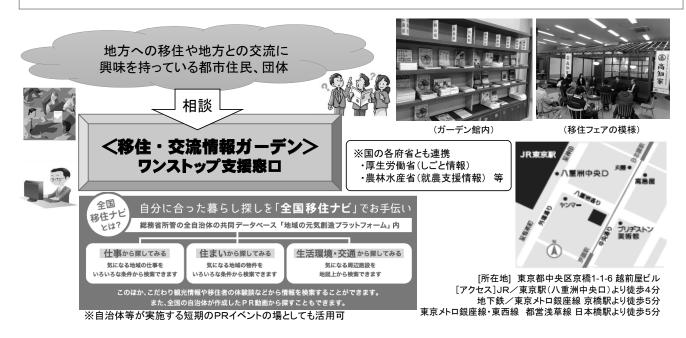
表中0★は、府県が実施【参考】平成28年度 専任1,158名、兼任3,276名 281自治体(4府県277市町村) 平成27年度 専任 994名、兼任3,096名 241自治体(3府県238市町村) 平成26年度 専任 858名、兼任3.850名 221自治体(5府県216市町村)

> 平成25年度 専仟 741名, 兼仟3.764名 196 自治体(7府県189市町村) 平成24年度 専仟 694名, 兼仟3.505名 192 自治体(6府県186市町村)

専任597名、兼任約3,700名 158自治体(9府県149市町村) 平成23年度 平成22年度 専任500名、兼任約3,600名 147自治体(13府県134市町村) 平成21年度 専任449名、兼任約3,500名 122自治体(9府県113市町村) 平成20年度 専任199名、兼任約2,000名 77 自治体(11 府県66市町村)

「移住・交流情報ガーデン」

- 居住・就労・生活支援等に係る情報提供や相談についてワンストップで対応する窓口「移住・交流情報ガーデン」を開設。
- 地方自治体や関係省庁とも連携し、「全国移住ナビ」を活用して総合的な情報提供を実施。
- 地方自治体等による移住相談会、フェア等の場として利用可能。 (※都道府県間での連携や市町村間での連携(定住自立圏構想等の取組団体)等複数団体で協力して実施する団体の利用を優先)



「田園回帰」に関する調査研究会

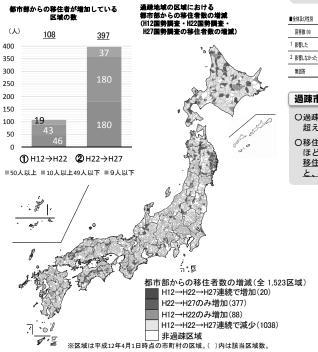
「田園回帰」に関する調査研究報告書(概要)

平成30年3月

人口移動に関するデータ分析

〇過疎地域において、都市部からの移住者が増加している「旧市町村単位 の区域」の数が拡大している傾向がある。

※都市部から過疎地域への移住者とは、国勢調査時点で過疎地域に住んでおり、5年前の常住地 が都市部である人数を集計したものであり、①H12とH22国勢調査、②H22とH27国勢調査でそれ ぞれ比較を行った。



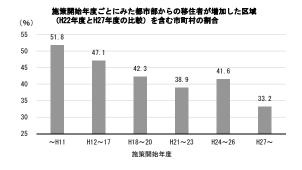
過疎地域への移住者に対するアンケート調査

- 〇過疎地域への転居に際して、「<u>地域の魅力や農山漁村地域(田舎暮らし)への関心が、</u> <u>転居の動機となったり、地域の選択に影響した」と回答した人は、全体の27.4%</u>である。
- ○<u>都市部からの移住者はこの割合が約37%であり、都市部からの移住者の方が、地域の魅力</u> や農山漁村地域への関心が影響したという回答の割合が高い。



過疎市町村に対する調査(移住・定住施策の実施状況)

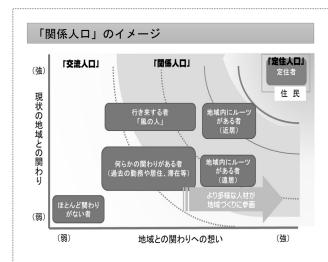
- 〇週疎関係市町村 (817団体) のうち、85%を超える市町村が移住相談窓口の設置、7割を 超える市町村が移住・定住フェアへの出展・開催や空き家パンクなどの取組を行っている。
- 〇移住・定住促進施策の実施状況と、移住者数の関係をみると、施策を開始した時期が早い ほど移住者が増加している傾向が見られる。<u>平成11年度以前に施策を始めた市町村のうち、</u> 移住者増となった区域を含む割合は50%を超えているのに対して、施策開始時期が遅くなる と、概ねその割合は低下する傾向にある。

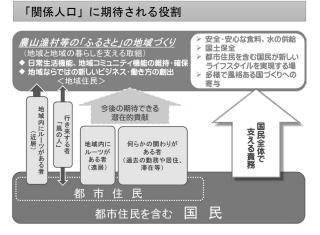


「関係人口」について

「関係人口」とは

- 「関係人口」とは、移住した「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口」でもない、地域や地域の人々と多様に 関わる者。
- 地方圏は、人口減少・高齢化により地域づくりの担い手不足という課題に直面しているところ、地域によっては若者を中心に、変化を生み出す人材が地域に入り始めており、「関係人口」と呼ばれる地域外の人材が地域づくりの担い手となることが期待できる。





「関係人口」創出事業

- 〇 移住した「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口」でもない、地域や地域の人々と多様に 関わる者である「関係人口」に着目し、地域外からの交流の入り口を増やすことが必要(「これから の移住・交流施策のあり方に関する検討会」)。
- 地域との関わりを持つ者に対する地域づくりに関わる機会の提供や地域課題の解決等に意欲を持つ地域外の者との協働実践活動等に取り組む地方公共団体を支援するモデル事業を実施。将来的には、「定住人口」の増加も期待。

「関係人口」として地域と継続的なつながりを持つ機会・きっかけを提供する取組

(1)地域との関わりを持つ者に対して

⇒H30は、地域との関わりを持つ者のうち、①その地域に ルーツがある者等、②ふるさと納税の寄附者を対象にモ デルを構築。

① その地域にルーツがある者等

その地域にルーツがある者等を対象に、「関係人口」を募る仕組みを地方公共団体が設け、その取組に賛同する者に対して地域と継続的なつながりを持つ機会を提供。

② ふるさと納税の寄附者

ふるさと納税制度を活用し、ふるさとに一定の関心を持っている<u>寄附者</u>に対して地域と継続的なつながりを持つ機会を提供。 8団体

(2)これから地域との関わりを持とうとする者等に対して

スキルや知見を有する都市部の人材等が、地域課題に関する講座を受講し、地域において地方公共団体と協働して実践活動等に取り組むことなどにより、都市部で暮らしながら、地域課題の解決等に継続的に関わるきっかけを提供。



※(1)において3団体は、①・②双方に取り組むため、それぞれに団体数を計上している。

シェアリングエコノミー活用推進事業(H30)

シェアリングエコノミー活用推進事業①

H30予算 1.0億円

- 地域において、新たな「共助の仕組み」を生み出し得る「シェアリングエコノミー」を活用することにより、地域課題の解決や地域経済の活性化につなげることができるのではないか、と期待が寄せられている。
- モデル事業として次の取組を行う地方公共団体を支援し、モデル事業の成果を総合的に分析することで横展開につなげる。
 - ・地域の社会課題解決のためにシェアリングエコノミーを活用するスキームの検討・開発。
 - ・シェアリングエコノミー活用に当たっての課題を解決し、活用を促進するための方策の検討。

<モデル事業実施の方向性>

対象団体

都道府県・市区町村

対象分野

- ①地域人材の活用 ②子育てなど女性活躍支援
- ③地域の足の確保 ④低未利用スペースの活用

上限額

1000万円を上限

参加団体

人口規模などの地域性を考慮しつつ、15団体程度

事業内容

取り組む地域課題のニーズ分析を行ったうえで、持続可能性の観点から、シェアリングエコノミー以外の他の手法によるサービス提供と比較しつつ、モデル事業を実施。

その成果分析を行うことにより、以下の面を明らかにし、 他の地方公共団体への横展開を目指す。

- ①下記の局面における地方公共団体の果たす役割
 - ・サービスの提供面
 - ・サービスの利用面
 - ・提供者と利用者のマッチング面
- ② 持続可能なスキームとするための、プラットフォーマー、 サービス提供者、サービス利用者、地方公共団体間の 適正な役割分担、費用負担
- ③ 安全面・制度面等で配慮する事項
- ④ 他の支援制度との連携

その他

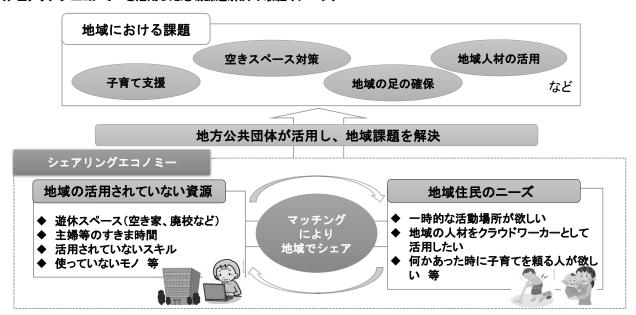
モデル事業の実施団体の進捗状況を定期的に把握する。

シェアリングエコノミー活用推進事業②

シェアリングエコノミーとは

個人等が保有する活用可能な遊休資産等(資産(空間、モノ、カネ等)や能力(スキル、知識等))を他の個人 等も利用可能とする経済活動。

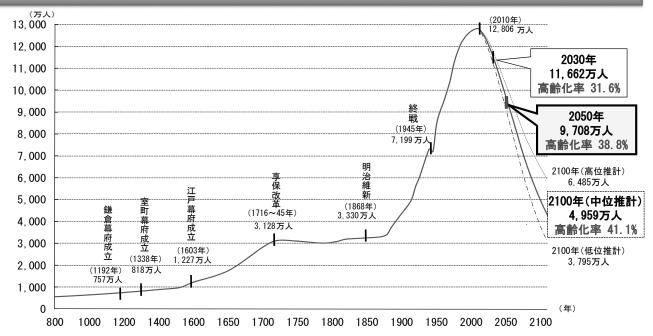
<シェアリングエコノミーを活用した地域課題解決の取組イメージ>



人口動態について

●総人口の長期的推移と将来推計

●日本の総人口は、今後100年間で100年前(明治時代後半)の水準に戻っていく可能性。 この変化は千年単位でみても類を見ない、極めて急激な減少。

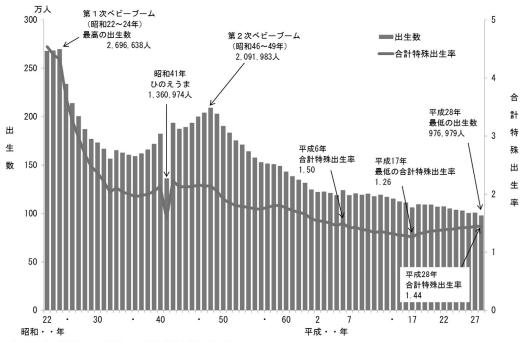


(出典)2010年以前の人口:総務省「国勢調査」、国土庁「日本列島における人口分布の長期時系列分析」(1974年)をもとに国土交通省国土政策局作成 それ以降の人口:国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成24年1月推計)」をもとに国土交通省国土政策局作成

(内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局作成資料)

日本の出生率・出生数の推移

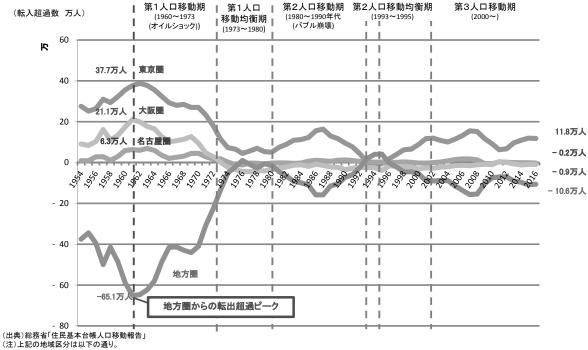
- 出生数・出生率は、1970年代半ばから長期的に減少傾向。
- 〇 合計特殊出生率は、人口置換水準(人口規模が維持される水準)の2.07を下回る状態が、1975年以降、約40年間続いている。



人口移動の状況

これまで3度、地方から大都市(特に東京圏)への人口移動が生じてきた。

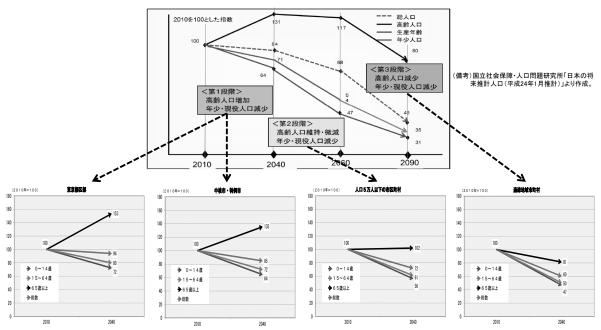
三大都市圏及び地方圏における人口移動(転入超過数)の推移



(注)上記のJPU収込プは以下のJPUプラ。 東京圏 埼玉県 - 芙集, 東京都、神奈川県 名古屋圏: 岐阜県、愛知県、三重県 大阪圏: 京都府、大阪府、兵庫県、奈良県 三大都市圏: 東京圏、名古屋圏、大阪圏 地方圏: 三大都市圏以外の地域

地域によって異なる将来人口動向

○ 地域によって人口の「減少段階」は大きく異なる。東京圏や大都市などは「第1段階」にあるのに対 して、地方はすでに「第2・3段階」になっている。



1. 国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成25年3月推計)」より作成。 2. 上記地域別将来推計人口の推計対象となっている市区町村について、カテゴリー(人口5万人以下の市区町村は2010年の人口規模、中核市・特例市は平成26年4月1日現在、 過疎地域市町村は平成26年4月5日現在でみたもの)ごとに総計を求め、2010年の人口を100とし、2040年の人口を指数化したもの。

